

韓国の地方自治

—2015 年改訂版—

一般財団法人 自治体国際化協会

はじめに

当事務所では、韓国の地方自治制度や地方行政に関わる各個別政策等を調査研究し、その結果について各種刊行物を通して日本の各地方自治体や地方自治関係者に紹介している。地方自治制度についても、2008 年 3 月に刊行した「韓国の地方自治」で紹介している。

その後、2013 年 2 月に朴槿恵政権が発足し、「政府 3.0」と銘打つ国政運営パラダイム「疎通する透明な政府」、「仕事ができる有能な政府」「国民中心のサービス政府」を掲げた。国民一人一人に届くきめ細やかな行政サービスを提供するうえで、地方自治体の役割はさらに大きくなっている。

また日韓国交正常化 50 周年にあたる今年は、「ともに開こう、新たな未来を」のキャッチフレーズの下、日韓政府をはじめ、地方自治体、企業、民間団体等による、文化交流をはじめとした様々な分野における行事やプロジェクトが開催されている。また、友好交流協定等を締結している地方自治体数は 2015 年 10 月末現在で 159 にのぼり、地方自治体間の絆を礎とした、両国間の交流の促進、相互理解の増進、友好関係の強化が期待されている。

このような状況を背景に、韓国に対する日本の地方自治体関係者の関心は高まりつつあり、韓国の地方自治に関する最新資料の提供を求める声が強くなってきている。そこで、当事務所が収集した情報をもとに、前書を改訂することとした。

内容については、2008 年度版の構成をほぼ踏襲したうえで、新たな制度改正を反映し、できるだけ最新かつ正確な情報の掲載に努めている。

地方自治体関係者の方々には、本書を韓国における地方自治の概説書として活用いただき、日韓の地方自治体交流につなげていただければ幸いである。

2015 年 12 月

一般財団法人 自治体国際化協会クレアソウル事務所
所長 山田 圭則

はじめに

第1章 韓国の地方自治制度の沿革	1
第1節 韓国の地方自治制度の変遷	2
1 近代以前の地方制度	2
2 政府樹立と地方自治法制定	3
3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷	3
第2節 地方自治法改正の経緯	5
1 概要	5
2 地方自治に関する臨時措置法	6
3 地方自治法第6次改正（1988）以後	6
第3節 地方自治団体の区域改編	11
1 都農分離式区域改編	11
2 都農統合式区域改編	11
第4節 権限委譲と地方分権の推進	15
1 地方分権の推進	15
2 権限移譲の完了現況(2012年12月現在)	16
第2章 地方行政制度の基本構造	19
第1節 地方自治法的主要骨子	20
1 地方自治法の性格と概要	20
2 地方自治法の構成と骨子	20
第2節 地方自治団体の種類と階層構造	21
1 制度の特徴	21
2 種類と体系	21
第3節 地方自治団体の機能と事務	25
1 韓国の地方自治団体の事務区分	25
2 地方自治団体の事務範囲	25
3 地方自治団体の種類別事務配分基準	27
第4節 ソウル特別市の特例	32
第5節 済州特別自治道	32
第6節 世宗特別自治市	35
1 設置の経緯	35
2 世宗特別自治市の特性及び現況	36
第7節 特別地方行政機関	36
第3章 地方と国、地方間の関係	39
第1節 地方と国の関係	40
1 行政の関与	40
2 立法による国家の関与	42
3 司法の関与	42

4	国と地方又は地方間の権限争議の審判	42
第2節	地方間の関係	43
1	基本原則	43
2	特定目的のための協力・支援関係	43
3	一定の範囲内の指導・監督・調整関係	43
第3節	地方自治団体の長の協議体・連合体	44
第4章	地方自治団体の機関	47
第1節	地方自治組織の基本構造	48
第2節	地方議会	48
1	地方議会の性格と議員定数	48
2	議員の身分等	50
3	地方議会の権限	52
4	地方議会の招集と会期	52
5	地方議会の組織	53
第3節	執行機関	54
1	地方自治団体長	54
2	補助機関	56
3	所属行政機関	57
4	下部行政機関	58
5	教育・科学及び体育に関する機関	59
第5章	地方選挙と住民参加、民願	61
第1節	住民の権利及び義務と沿革	62
1	住民の権利及び義務	62
2	地方選挙と住民参加の沿革	62
第2節	地方選挙制度	63
1	現行制度	63
2	選挙制度の改正経緯	65
第3節	直接参政制度	66
1	条例制定・改廃請求権	66
2	監査請求権	67
3	住民訴訟	67
4	住民召還	67
5	住民投票	70
第4節	民願制度	72
1	民願とは	72
2	民願事務手続き	73
3	民願事務の処理	74
4	民願の種類別処理原則	75

5	民願事務処理の基準の設定・公表・調整	76
6	民願事務統制官制度	77
7	民願処理状況の確認・点検	77
8	オンライン民願	77
第6章	地方公務員制度	79
第1節	地方公務員の概念と種類	80
1	地方公務員の概念	80
2	地方公務員の種類	80
第2節	地方公務員の現況	81
1	地方自治団体に勤務する公務員数	81
2	地方公務員の職位分類制	81
3	定員管理と定員の推移	82
第3節	地方人事機関	83
1	任用権者	83
2	人事委員会	84
3	訴請審査委員会	85
第4節	任用・試験制度と運用	85
1	任用	85
2	試験実施	86
3	新規任用・昇進の方法	87
第5節	勤務条件	88
1	勤務時間・休暇	88
2	報酬	88
第6節	地方公務員の労働基本権	90
第7節	地方公務員の服務、懲戒と身分保障	90
1	地方公務員の服務	90
2	懲戒処分	90
3	身分保障	91
第8節	職員研修	92
第9節	高位公務員団制度	93
1	主要内容	93
2	開放型職位制度	94
3	公募職位制度	97
4	人事審査制度	98
5	成果契約等評価制	99
第7章	自治立法	101
第1節	自治立法制定権の根拠	102
1	地方議会と条例制定権	102

2	条例制定権の法的根拠	102
第2節	条例の制定手続	102
1	議会の議決等	102
2	公布	103
3	報告	103
4	条例・規則審議会	103
第3節	法的特徴	103
1	日本の制度との比較	103
2	条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈	106
第8章	消防防災・教育・警察行政	109
第1節	消防防災	110
1	韓国の消防制度の沿革	110
2	国民安全処	110
3	消防制度	111
4	防災行政	112
5	民防衛	113
第2節	教育行政（教育自治制度）	114
1	概要	114
2	教育監	115
3	教育支援庁	116
4	教育自治と一般自治の関係	116
第3節	警察行政（地方警察庁）	116
1	韓国の警察制度の沿革	116
2	警察制度	117
第9章	地方財政	119
第1節	地方財政の規模	120
1	地方と国の比較	120
2	地方自治団体種類別	121
3	地方自治団体の財源	121
4	財政規模の拡大と財源の伸張	122
5	事業予算投資総規模	124
第2節	地方財政運営と予算・決算	124
1	地方財政運営の基本原則	124
2	予算制度	124
3	決算制度	126
第3節	地方税体系	127
1	租税体系	127
2	課税主体別税配分	129

3	税収構成.....	129
第4節	税外収入.....	131
第5節	地方財政調整制度	133
1	中央政府の地方財政への財源移転.....	133
2	地方交付税	134
3	国庫補助金	148
4	地域発展特別会計	149
5	広域自治団体から基礎自治団体への財源移転	150
第6節	地方債制度	152
1	地方債の意義と現況	152
2	法的根拠.....	153
3	発行基準.....	153
第7節	地方財政管理.....	154
1	地方中期財政計画制度	154
2	地方財政投融资審査制度	156
第8節	自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度	157
第9節	教育財政.....	158
1	概要.....	158
2	教育財政の現状	158
3	教育予算の手続き	163
第10章	地方公企業.....	165
第1節	概念、意義	166
第2節	地方公企業法.....	166
1	地方公企業法の目的	166
2	地方公企業の定義	166
3	地方公企業法の適用範囲	167
4	経営の基本原則	167
5	沿革.....	167
第3節	地方公企業の類型	170
1	地方公企業の経営形態	170
2	地方公企業の特質	170
第4節	地方直営企業に関する法制度	170
1	地方直営企業設置条例の主要内容	170
2	地方直営企業に適用される法令	170
3	組織.....	171
4	財務.....	172
5	予算.....	173
6	決算.....	173

第5節	地方公社・公団に関する法制度	174
1	設立.....	174
2	出資及び株主権行使.....	174
3	定款.....	174
4	職員の任免	175
5	財務会計.....	176
6	地方公団に関する規定	177
第6節	地方公社及び地方公団以外の出資法人などに関する法制度	177
1	設立.....	177
2	地方自治団体の指導.....	177
3	地方自治団体の社債発行及び償還保証.....	177
4	経営不良出資法人の解散.....	177
5	適用規定.....	178
第7節	地方公企業の経営評価、経営診断.....	178
1	経営評価.....	178
2	経営診断.....	179
3	経営指導法人.....	181
4	報告事項.....	181
第8節	罰則.....	181
第9節	ソウル市における公企業経営の事例	181
1	社長経営成果契約の意義.....	182
2	社長経営成果契約運営体系	182
3	推進計画.....	182
第11章	地方税.....	187
第1節	地方税制の沿革.....	188
第2節	地方税の概要.....	188
1	各税目の課税対象及び税率等.....	188
2	重課税	196
3	地方税に附加される附加税の現況.....	197
第3節	韓国の地方税制の特色	198
1	賦課徴収の委任.....	198
2	官許事業の制限.....	199
3	課税自主権の拡大	199
	(参考資料) 広域自治団体の概要.....	203
	(参考資料) 基礎自治団体の概要.....	243
	参考文献.....	261

第 1 章 韓国地方自治制度の沿革

第1章 韓国の地方自治制度の沿革

第1節 韓国の地方自治制度の変遷

1 近代以前の地方制度

韓国は早くから中央集権体制が確立した国であり、一貫して中央集権的な官僚統治体制下にあったが、自治的な仕組みもいくつか存在したといわれている。

(1) 高麗時代

936年に半島を統一した高麗王朝は983年に地方を12牧に分けて中央官僚を派遣した。その後、全国は5道、2界に分けられ、道の下には3京・5都護府・8牧が置かれ、牧のもとに県と郡が置かれた。道に対しては長官として按察吏が、都護府・牧・県・郡には、それぞれ府吏・牧吏・郡事・県令が中央政府から派遣されていた。しかし、高麗時代には、すべての郡県に中央から官吏が派遣されたわけではなく、派遣されない県がより多かったといわれている。

郡県では、末端行政は戸長以下の郷吏が担当した。また、郷職団体という地方土着の豪族等に一定の職位を付与し、賦役を課したり租税を徴収したり秩序を維持する小規模な地方行政組織もあった。

一方、地方の郷吏の動静を探り地方勢力を牽制する目的で、その地方出身の官吏を事審官に任命して地方に派遣し、郷吏の推薦や監督に当たらせた。

(2) 朝鮮時代

1392年に建国された朝鮮王朝の時代には、地方行政区画は8道に分けられ、道の下に統治上の重要性や規模の大きさなどにより、4府・4大都護府・20牧・44都護府・82郡・175県が置かれた。中央政府から、道には觀察司（監司）、道の下に行政機関には、府尹、大都護府使・牧使・都護府使・郡守・県令がそれぞれ派遣されていた。朝鮮時代初期以降、郡守、県令の諮問機能的な存在であり郷吏を牽制し民意を代弁する機能を持つ「郷庁」（留郷所）があり、その役職には郷村の人望ある人が名誉職として住民の推薦により選任された。また、朝鮮時代中期以後、地方の両班、土豪、儒林等の階級を中心として展開した自発的な民間教化運動である「郷約」があった。

地域社会は、高麗時代の郷などの自然村が成長して、面・里制へと発展した。地域の区画は郡毎に邑内とその周辺地域に区分され、周辺地域は東西南北の4面に区画され、面の下には数10戸の自然村で形成されるいくつかの里、統が編成された。面・統・里の長を選任するに当たって住民の意思が反映されたり、公共事務の処理費用を原則として当該地域の住民の負担で賄ったりするなど、自治的運営がなされていたといわれている。特に面・里は、農村にあって、耕地・山林・堰といった共同財産の管理を行っていた。

1895年には、「郷会」が「郷会条規・郷約弁務規定」により地方政府機関として初めて制度化されたが、これは、地方公共事務の処理に住民の参与を保障するもので、従来の郷会制度と面・統・里自治制度の伝統の上に築かれたものであった。

(3) 日本統治時代

1910 年からの日本統治時代には、1913 年に府制、1917 年に面制、1930 年に邑制・道制が施行されたことにより、道・府・邑・面には法人格が付与され、法制上地方自治団体となった。道には長官が総督府から派遣され、府には府尹、郡には郡守が長官から任命された。議決機関として府会、道会、邑会、諮問機関として面協議会があったが、中央集権的官僚統治の道具的なものに過ぎなかったといわれている。

(4) 米国軍政時代

1945 年からの米国軍政下における地方制度上の改編としては、京畿道の管轄から京城府が分離され道と同等の地位を持つソウル特別市に昇格したこと、道会、府会、邑会、面協議会が解散させられ顧問会が設置されたこと、全羅南道に属していた済州道が分離し道に昇格したことである。

2 政府樹立と地方自治法制定

韓国の地方自治制度は、1949 年に制定・公布された地方自治法から始まる。

社会的な混乱の中で構成された初代制憲国会は 1948 年 7 月 17 日に韓国最初の憲法を制定・公布し、8 月 15 日に大韓民国政府を樹立した。憲法第 8 条で地方自治を定め、第 96 条と第 97 条でその内容を規定した。自治団体の機能と議会の設置を明示し、必要な事項は法律で定めることとした。

それに基づき、政府は 1949 年 7 月 4 日に最初の地方自治法を制定・公布し、8 月 15 日から施行した。韓国地方自治法は、団体自治の性格を強く帯びており、住民自治的要素が小さかった。自治団体の種類を道とソウル特別市、そして市・邑・面と定め、法人格を付与した。各自治団体に議会を構成し、議会議員は任期 4 年の名誉職とし、条例、予算、決算、地方税賦課・徴収、財産、争訟、補償、請願等に関する審議権を持つと規定した。

また、道知事とソウル特別市長は大統領が任命し、市・邑・面長は各地方議会で無記名投票による選挙を行った。道に郡を置き、ソウル特別市と人口 50 万以上の市には区を置き、市・邑・面と区には洞・里を置いた。郡の郡守は、道知事の提請（提案して要請すること。以下同じ）により内務部長官経由で大統領が任命、ソウル市の区長は市長の提請により内務部長官経由で大統領が任命、他の市の区長は市長の提請により道知事が任命、洞・里長は任期 2 年で住民の直接選挙により決定した。

地方議会は、自治団体長を不信任することができ、自治団体長にも地方議会を解散することができる権利を付与した。

3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷

(1) 憲法制定から 1961 年まで

韓国の憲法は制定して以来、9 回の改正（全文改正は 1962 年、1972 年、1980 年、1987 年の 4 回）が行われ、それに伴い、地方自治に関する規定も変更されてきた。

1948 年 7 月 17 日に公布された最初の憲法（第 1 共和国憲法）は、第 96 条にお

いて「地方自治団体は法令の範囲内において、その自治に関する行政事務と国家が委任した行政事務を処理し、財産を管理する。地方自治団体は法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる」と規定し、第 97 条では「地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。地方自治団体にはそれぞれ議会を置く。地方議会の組織、議員の選挙は法律で定める。」と規定した。自治団体の事務を自治事務と委任事務に分け、地方議会を構成し、自治法規を制定する権限を付与すると同時に、その他具体的事項は地方自治法に委託し規定するように明示した。

1952 年の第 1 次改正と 1954 年の第 2 次改正では、地方自治条項に関する変更はなかった。1960 年 6 月 15 日に第 3 次改正された第 2 共和国憲法では第 8 章地方自治を第 11 章地方自治とし、「地方自治団体長の選任方法は法律でもって決定し、少なくとも市・邑・面の長はその住民が直接これを選挙する。」という条項を 97 条に新設し、市・邑・面長は住民の直接選挙により決めることを憲法で保障した。1960 年に第 4 次改正が行われたが、この改正では自治に関する変更はなかった。

(2) 1961 年以後 1979 年まで

1962 年 12 月 26 日の第 5 次全面改正時（第 3 共和国憲法）には、自治団体に関する多くの項目が変更された。第 3 章の統治機構に第 5 節地方自治を設定し、第 109 条では「地方自治団体は住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる。地方自治団体の種類は法律で定める。」とされた。ここで、地方自治団体の権能は公共事務処理権と財産権及び自治法規制定権に限定されることとなった。

また、第 110 条では「地方自治団体には議会を置く。地方議会の組織・権限・議員選挙と地方自治団体長の選任方法及び地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。」とし、附則第 7 条第 3 項は「この憲法による最初の地方議会の設置時期に関しては法律で定める。」と規定した。議会設置時期を法定事項として留保し、議会の設置を遅らせた。このため、地方議会の設置時期に関する法律の制定は、1969 年 10 月 21 日の第 6 次改正まで待つこととなった。

1972 年 12 月 27 日の第 7 次全面改正の憲法（いわゆる「維新憲法」といわれる第 4 共和国憲法）では、附則第 10 条で「この憲法による地方議会は祖国統一が成し遂げられる時まで設置しない」と規定し、地方議会設置の途を閉ざした。

(3) 1980 年以後

1980 年 10 月 27 日に第 8 次全面改正（第 5 共和国憲法）があり、地方議会設置時期を附則第 10 条で「この憲法による地方議会は地方自治団体の財政自立度を勘案し順次設置することとするが、設置時期は法律で定める。」と規定した。1987 年 10 月 29 日の第 9 次改正（第 6 共和国憲法）では地方議会設置時期を再び別に法律で定めるよう規定した。

〈図表 1－1〉 憲法改正による地方自治条項の変遷

時代	改定日付	関連条文	自治団体権限	議会構成時期	法律制定事項
第 1 共和国	制定 1948. 7 .17	8 章 96・97 条	自治事務処理、 委任事務処理、 自治法規制定、 議会設置		団体の組織と運営 事項、議会の組織・ 権限・議員選挙
	1 次改定 1952. 7 . 7	同上	同上		同上
	2 次改定 1954.11.29	同上	同上		同上
第 2 共和国	3 次改定 1960. 6 .15	11 章 96・97 条	同上 市邑面長は住民直 接選挙による		同上
	4 次改定 1960.11.29	同上	同上		同上
第 3 共和国	5 次改定 1962.12.26	3 章 5 節 109・110 条	公共事務処理、 財産管理、自治法規 制定、議会設置	法律で定める	自治団体の種類、議 会の組織・権限・議 員選挙、自治団体長 の選任方法、団体の 組織・運営事項・議 会の設置時期
	6 次改定 1969.10.21	同上	同上		同上
第 4 共和国	7 次改定 1972.12.27	10 章 114・115 条	同上	祖国統一成立後	同上
第 5 共和国	8 次改定 1980.10.27	8 章 118・119 条	同上	財政自立度を勘 案し、順次設置	同上
第 6 共和国	9 次改定 1987.10.29	8 章 117・118 条	同上	法律で定める	同上

第 2 節 地方自治法改正の経緯

1 概要

地方自治法は 1949 年に制定され、1960 年の第 4 次改定では住民自治の性格が大きく特徴づけられた。しかし、5・16 軍事クーデター後の 1961 年 9 月 1 日に制定された「地方自治に関する臨時措置法」によって地方自治法の相当部分の自治条項の効力が停止された。この臨時措置法は、5・16 以後の政治状況下で地方自治権の制限を目的とした一時的な法律であったが、27 年間 6 次の改定を経ながら引き続き適用され、1988 年 4 月 6 日の地方自治法第 6 次改定によってようやく廃止された。

2 地方自治に関する臨時措置法

5・16 軍事クーデター（1961 年）により地方自治は停止した。

9 年間実施された地方議会は解散し、9 月 1 日に制定・公布され 10 月 1 日から施行された「地方自治に関する臨時措置法」の規定によって、市・郡においては市・道知事が、市・道においては内務部長官が地方議会の機能を代行するようになった。すなわち、臨時措置法によって従前の地方自治法は事実上その効力を喪失し、国家中心の官治的地方行政制度となった。地方自治団体を道とソウル特別市及び市・郡とすることによって、従前の基礎自治団体であった邑・面の代わりに市・郡を基礎自治団体とし、自治団体の行政機構は、道とソウル特別市は閣令で、市・郡は内務部長官の承認を得た当該自治団体の規則で定めるようにした。また、市・郡に国家公務員を置けるようにし、邑・面長は郡守が、洞・里長は市・邑・面長または区庁長が任命、地方議会の議決を要する事項は、道とソウル特別市においては内務部長官の、市・郡においては道知事の承認を得て施行するようになった。

この臨時措置法は、その後 6 次にわたる部分的修正と補完が行われ、その間、ソウル特別市行政に関する特別措置法（1962 年 1 月 27 日）と釜山市政府直轄に関する法律（1962 年 11 月 21 日）、大邱直轄市及び仁川直轄市設置に関する法律（1981 年 4 月 13 日）などが制定された。

3 地方自治法第 6 次改正（1988）以後

全斗煥・盧泰愚政権下で地方自治法改正の検討が開始され、第 6 共和国（1987 年）以後の民主化の流れの中で、中断された地方自治制の復活論議が活発化した。1988 年 4 月 6 日には、全面改正された地方自治法が公布され、同年 5 月 1 日から施行された。この改正においては、特別市・直轄市に基礎自治団体として自治区が設置された。なお、自治の空白期間が長い間続いた結果、法の適用過程で多くの問題点が浮かび上がったことに加え、地方分権などの流れもあり、1989 年以降 2007 年まで合計 31 回の一部改正が行われてきた。主な改正は図表 1－2 のとおりである（地方自治法全文については、巻末の資料参照）。

<図表 1－2> 地方自治法の主な改正経緯（1989 年～）

年月	主な改正内容
1989 年	・ 地方自治団体の長を住民が直接選挙することを明文規定した。 ・ 市・道の年間会議日数を 70 日から 100 日に延長した。 ・ 議員 10 人以上で議案発案を可能とした。
1990 年	※前回改正時の附則に定めた期限内に地方選挙を実施することが出来なかったため再び改正
1991 年	・ 非常勤組合長と地方議員の兼職を可能とした。
1992 年	・ 地方議会議員は名誉職であり、会期中、本会議または委員会に出席する時には日当だけを支給することができ、また、公務旅行に対しても支給できるようにした。 ・ 地方議会の本会議または委員会は、その議決する案件の審議等と直接関連した書類の提出を地方自治団体の長に対して要求できるようにした。

1994 年 3 月	・ 現行の市と郡を統合した地域や人口 5 万以上の都市形態を持つ地域がある郡を、都・農複合形態の市とすることができるようにし、このような市には邑・面・洞を置けるようにした。 ・ 地方自治団体の長が地方自治団体の主要決定事項などに対して別途法律が定めるところにより住民投票に付することができるようにした。 ・ 地方自治団体が条例違反行為に対して条例により 1,000 万ウォン以下の過怠料を賦課することができるようにした。 ・ 地方議会議員の議政資料の収集・要求とこれのための補助活動に必要な費用などを補填するために毎月議政活動費を支給することができるようにした。 ・ 地方自治団体及びその長が委任を受けて処理する国家事務と市・道の事務に対して、国と市・道議会が直接監査しようとする事務を除き、それぞれ当該地方議会が監査を行うことができるようにし、国と市・道議会は必要な場合、当該地方議会に監査結果を要求できるようにした。 ・ 地方自治団体の長の定年退職事項を規定した。 ・ 地方自治団体の長は地方議会の再議決事項が法令に違反すると認定される時には大法院に訴えを提起できるようにした。 ・ 地方議会の再議決事項が法令に違反すると判断されるときには地方自治団体の長は大法院に訴えを提起することができ、その議決の執行を停止する執行停止決定を申請することができる反面、この場合当該地方自治団体の長が提訴をしないときには、内務部長官または市・道知事は当該地方自治団体の長に提訴を指示したり直接提訴及び執行停止決定を申請したりすることができるようにした。
1994 年 12 月	・ 本格的な地方自治時代を迎え、不適切だという指摘を受けてきた直轄市という名称を広域市に変更し、関連法規定を整備した。(第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条第 2 項など) ・ 広域市の管轄区域内に自治区以外に郡も置くことができるようにし、都・農複合形態の市の区には洞以外に邑・面も置くことができるようにした。(第 3 条第 2 項及び第 4 項) ・ 地方議会の監査・調査時、証人とは違い宣誓義務がない参考人は不出席などによる過怠料処罰対象から除外し国会の場合と均衡をとるようにした。(第 36 条第 5 項) ・ 地方自治団体の長の在任期間は 3 期に限るようにした。(第 87 条第 1 項) ・ 特別市の副市長は 2 人置くことができるようになっていたが、以後は 3 人まで置くことができるようにした。(第 101 条第 1 項) ・ 地方自治団体が直属機関を条例で設置する場合、従来はすべて内務部長官の承認が必要だったが、大統領令が定めるところによるよう緩和した。(第 104 条) ・ 特別市・広域市の自治区相互間の財源調達方法は内務部長官の承認を得て定めるという制限を廃止し、自立的に決めることができるようにした。(第 160 条)
1995 年 1 月	・ 地方自治団体所属国家公務員を任用するとき、5 級以上公務員は地方自治団体の長の意見を聞いて所属長官の提請により大統領が任用し、6 級以下の公務員は地方自治団体の長の意見を聞いて所属長官が任用するようにしていたものを、地方自治団体の長の提請により大統領または所属長官が任用するとした。

1995 年 8 月	・人口が 15 万以上の郡で、郡内に人口 2 万以上の都市形態をもった地域が 2 箇所以上ある地域の人口をあわせて 5 万以上である場合にも都・農複合形態の市とすることができるように改善した。
1999 年 8 月	・住民の直接発案制の導入（条例制定・改廃請求権、住民監査請求権）、会期制度の変更、地方自治団体の長の権限代行規定、紛争調整制度の緩和（委員会に議決権を付与）、地方自治団体の長の協議体構成など新制度を導入した。
2000 年 1 月	・広域市の副市長及び道の副知事の定数はこれまで 2 人以内だったが、人口 800 万人以上の広域市及び道は 3 人以内とし、その事務分掌を大統領令で定めることとした。また、3 人の場合にはそのうち 1 人を特定地域の事務を担当できるようにした。（第 101 条第 1 項第 2 号、第 2 項、第 6 項）
2002 年 3 月	・首長の権限の代行について、従来、空席の場合、控訴提起の後拘禁状態の場合及び医療機関に 60 日以上続けて入院した場合、副団長が代行することとしていたが、地方自治団体の長が禁固以上の刑の宣告を受け、その刑が確定されない場合にも副団長がその権限を代行するようにした。（第 101 条の 2 第 1 項）
2003 年 7 月	・地方議会議員を名誉職とする規定を削除した。（第 32 条第 1 項） ・人口 15 万人以上の都農複合形態の市の地域で、国家政策により、都市が形成され道の出張所が設置された人口 3 万人以上の地域は、都農複合形態の市を設置できるようになった。（第 7 条第 2 項第 4 号）
2004 年 1 月	・住民投票法制定に伴い、住民投票に関連する条文を変更した。（第 4 条第 2 項、第 13 条の 2 第 1 項）
2004 年 1 月	・行政遂行範囲の拡大、行政需要の多様化などで大都市行政の新しい枠組みが要求されていることから、人口 50 万以上の大都市についてはその特性を考慮し、関係法律の定めに基づき、行・財政運営及び国家の指導・監督上の特例を規定できるようにした。（第 161 条の 2）
2005 年 1 月	・住民監査請求のために連署が必要な住民（20 歳以上住民）数の要件を、市・道は 500 人、50 万以上大都市は 300 人、その他の市・郡・区は 200 人を超過しない範囲のうちに当該地方自治体の条例で定めるようにした。（第 13 条の 4 第 1 項） ・監査請求対象事務の請求期間を、その事務の処理日または終了日から 2 年とした。（第 13 条の 4 第 2 項） ・地方分権ロードマップの一環で、住民の直接参加による地方行政の公正性と透明性強化のため、住民訴訟制度を導入した。（法第 13 条の 5 及び第 13 条の 6） ・地方分権ロードマップの一環として、地方議会運営の自律性を拡大するため、地方議会会期制限規定を削除し、地方議会が年間総会議日数の範囲内で定例会及び臨時会の会期を自律的に調整できることとした。（第 41 条第 2 項削除） ・違法な地方議会議決に対する統制強化のため、地方自治体の長が法令違反を理由に再議要求指示を受けたにもかかわらずこれに応じない場合および再議要求指示を受ける前に法令に違反した条例案を公布した場合、主務部長官または市・道知事が大法院に直接提訴及び執行停止決定を申請できるようにした。（第 159 条第 7 項）

2005 年 3 月	・地方分権を通した先進自治を実現するため、自治区でない区（一般区）、邑・面・洞の名称及び区域変更に関する行政自治部長官及び市・道知事の承認事務を廃止し、その変更結果を市・道知事に報告することとした。（第 4 条第 3 項） ・地方自治団体事務所所在地の設置・変更に関する行政自治部長官または市・道知事との協議関連事務を廃止した。（第 6 条第 1 項） ・市・郡・区の行政機構設置時の、市・道知事による承認事務を廃止した。（第 102 条第 1 項）
2005 年 8 月	・地方議会議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月次手当に転換することにより、地方議会議員が専門性を持って議院活動に専念できる土台を用意し、手当の支給基準は大統領令が定めるところにより当該地方自治体の議政費審議委員会で決定する範囲の内で当該地方自治体の条例に定めるようにした。（第 32 条第 1 項第 3 号及び第 2 項）
2005 年 12 月	・国家公務員法改正により高位公務員団制度が導入され、これに伴い 5 級以上の国家公務員だけでなく、高位公務員団に属する一般職公務員も当該地方自治団体長の提請により所属長官を経て、大統領が任命することとした。（第 103 条第 5 項）
2006 年 1 月	・済州道を廃止し、済州特別自治道を設置するよう地方自治体の種類に特別自治道を新設した。（第 2 条第 1 項第 1 号ほか） ・済州特別自治道の行政体制の特殊性を考慮し、別途法律により特例を設けることができることとした。（第 161 条第 2 項） ・条例の制定及び改廃並びに監査請求に関して、年齢要件（20 歳以上→19 歳以上）、請求に必要な住民数を緩和するなど関連制度を改善した。（第 13 条の 3 及び第 13 条の 4） ・国家が地方自治団体またはその機関に委任した事務の手数料などに対する標準料率を制定できるようにした。（第 130 条第 1 項）
2006 年 2 月	・「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」制定に伴い、済州特別自治道に限り自治警察機関を条例で定めることにより、直属機関として設置することができるようにした。（第 104 条第 1 項）
2006 年 4 月	・地方議会で地方議会議員の倫理綱領及び倫理実践規範を条例に定めなければならないこととした。（第 34 条の 3） ・地方議会の委員会には、委員長と委員の自治立法活動を支援するために専門知識を持った専門委員を置くこととした。（第 51 条の 2） ・これまで地方議会の年間会議総日数をこの法律で定めていたが、年間会議総日数と定例会・臨時会の会期を条例で定めることとした。（第 41 条第 3 項） ・地方議会議員の倫理審査及び懲戒に関する事項を審査するために倫理特別委員会を置くことができることとした。（第 50 条の 2）
2006 年 5 月	・選挙で選ばれた地方自治体の長及び地方議会議員（比例代表議員を除く）に対する住民による統制装置として、住民召還制度に関する根拠規定を置き、住民召還の投票請求権者・請求要件・手続き及び効力などに関しては、別に法律で定めることとした。（第 13 条の 8）
2006 年 12 月	・「地方教育自治に関する法律」の改正に伴い、地方自治団体の長と地方議会議員の兼任禁止職から、地方教育会の教育委員を除いた。（第 33 条第 1 項第 2 号及び第 88 条第 1 項第 1 号）

2007 年 4 月	・「河川法」改正に伴い、地方河川に関連する条文を変更した。(第 9 条第 2 項第 4 号)
2007 年 5 月	・条文について、難しい用語や複雑な文章は体系を整理し、簡潔に整えた。
2009 年 4 月	・地方議員の兼職禁止及び営利行為制限を強化した。(第 35 条 1 号) ・国内居住外国人・在外国民の住民参加権を拡大した。(第 15 条) ・埋立地が属する地方自治団体の決定に関する手続きを制度化した。(第 4 条第 3 項から第 6 号、第 7 項から第 9 項)
2010 年 6 月	・憲法裁判所の決定趣旨を反映し、監査実施要件を強化した。(第 171 条第 2 項)
2011 年 5 月	・地方議会が実施する行政事務監査及び調査の実効性を高めるため、監査期間の延長(第 41 条第 1 項)や書類提出拒否などに対する罰則の新設(第 41 条の 2)等を行った。
2011 年 7 月	・世宗特別市設置に伴い、関係条文を変更した。
2012 年 3 月	・地方自治体が徴収する手数料について大統領令で定めた標準金額のとおり徴収する場合には別途の条例制定がなくても徴収することができるようにした。(第 139 条)
2013 年 7 月	・議会事務局職員の任用権を地方議会事務局長に委任した。(第 91 条)
2014 年 1 月	・国家行政機関の新設・運営等による費用負担を地方自治体に転嫁しないよう明文化した。(第 122 条第 3 項)

第3節 地方自治団体の区域改編

1 都農分離式区域改編

1948年の政府樹立以後、行政区域設定に関する最も大きな特徴は、都市化の進展に従い、邑が市に、大都市が広域市に昇格して郡や道から分離独立し、邑を郡から分離させて市に昇格させるといういわゆる都・農分離式の区域改編を選択してきたことである。特に1960年から1970年にかけては、高度成長を達成するために都市中心の工業化が要求され、膨張する都市を効率的に管理するためには、都市を農村から分離して管理することがより望ましいと考えられた。

1949年から1994年までの市・郡数の推移を見ると、市の増加に比べて郡の増加が少ないことが、この都農分離式の区域改編を物語っている。

2 都農統合式区域改編

(1) 1995年の市・郡統合

しかしながら、過去の都市部と農村部を分離して郡を市に昇格させた「分離型」の行政区画再編は様々な問題をもたらした。

ア 行政能力の低下

同一生活圏でありながら行政官庁が分離したために、行政機関の増設、公務員数の増加、公務員職級の調整による人件費過剰など、行政の濫費を招く要因が生じた。

イ 市・郡間の葛藤

上下水道、ゴミ処理場、交通問題、公害対策、下水道処理場建設などの問題は、隣接する市・郡に深く関係しており、両者の便益と費用をめぐり葛藤が生じた。

ウ 地域の総合的開発の困難性

同一生活圏でありながら、郡地域の空洞化や都市地域の土地不足などの問題をうまく調整できず、地域の総合的開発が困難となり地域発展が阻害される傾向があった。

エ 郡の行・財政力の低下や地域一体感の低下

中心地がなくなった郡の行・財政力は低下し、地域開発が制約されることとなったほか、都市と周辺地域の住民の地域一体感を弱めた。

このような中で、1995年下半期から始まる本格的な地方自治時代に備えるとともに、1993年ウルグアイラウンド交渉妥結による米市場開放に備え、農村部の地方自治団体の競争力強化を図るため、都農統合式の区域改編が行われた。

(2) 第1次市・郡統合及び第2次市・郡統合

内務部は、1994年3月に市・郡統合の対象地選定基準など、次のような推進指針を発表した。

ア 1995年の地方自治団体長選挙を勘案し、統合作業を1994年内に完結する。

イ 統合対象地域は、統一生活圏が、過去の行政区域改編において人為的に分離されていた全ての市・郡を対象とする。

ウ 統合の可否は、地域住民の意思を最大限に尊重して決定する。

エ 統合地域の地位は地域住民の情緒を勘案して市とし、郡地域の立場も考慮して、

都・農統合型（都市と農村部の統合）として推進する。従来の農村地域が享受していた特例はそのまま認定する。

オ 統合により削減される公民の身分を保障するとともに統合市の財政のための特別対策を検討する。

このような指針に基づき、内務部は、まず、統合勧誘対象地域の選定に入った。全国 68 の一般市（当時）の中から隣接地域に郡がない市、また、郡が独自に発展する可能性のある地域を除外し、48 市 43 郡の地域を第 1 次の統合勧誘地域として選んだ。その後、統合勧誘対象地域別に公報及び公聴会が実施された。

続いて住民意見調査が行われた。地方自治法には既に住民投票の規定が盛り込まれていたが、未だに実施法等が制定されていないために住民投票は実施できず、代わりに該当する市・郡全域の世帯に対し住民意見調査（個別配布または郵送で後日回収）が実施された。この住民意見調査では、統合対象地域の中で 33 の地域において 50%を超える住民が賛成した。

住民意見調査の結果を受け、統合対象の市・郡議会が統合の是非を議決し、さらに広域自治団体の道議会が市・郡議会の議決を再度審議した後に、内務部に建議する作業が行われた。一部の市・郡では統合案が否決される事態も生じた。

1994 年 5 月には、政府は最終的に 33 市・32 郡の統合と支援策を決定した。次いで、各市・郡議会及び広域自治団体の道議会が統合市の名称を議決し、内務部は 6 月と 7 月に統合市の名称を発表した。市と郡の名称が同一である 16 地域はそのまま統合市の名称となったが、市と郡の名称が異なる 17 地域の場合は、10 地域において市の名称が、7 地域において郡の名称がそれぞれ統合市の名称となった。また、遅れて 2 市・2 郡の統合も決定した。

1995 年 1 月付けで、33 市・32 郡の統合（第 1 次市・郡統合）（南楊州市、春川市、原州市、江陵市、三陟市、忠州市、提川市、牙山市、公州市、瑞山市、保寧市、群山市、井邑市、南原市、金堤市、順天市、羅州市、浦項市、慶州市、安東市、榮州市、金泉市、慶山市、尚州市、永川市、聞慶市、亀尾市、昌原市、馬山市、晋州市、統営市、巨濟市、密陽市）及び 2 市・2 郡の統合（第 2 次市・郡統合）（光陽市、蔚山市）が実施された。なお、3 月には、釜山、大邱、仁川の 3 広域市の市域拡張（周辺部編入）が行われている。

（3）第 3 次市・郡統合及び第 4 次市・郡統合

引き続き、1995 年 3 月に内務部は第 3 次市・郡統合を行うことを発表した。これは、第 1 次及び第 2 次市・郡統合において住民が統合に同意したものの、市・郡議会の反発などで統合が見送られていた 3 地域の統合を再推進するとともに、行政区画が生活圈と合致していない一部の市・郡の行政区域を再調整するものであり、順次、第 1 次及び第 2 次市・郡統合と同様に公聴会、住民意見調査などが進められた。

この結果、5 地域において過半数の住民が統合に賛成したため、5 地域の統合が確定され、5 月に第 3 次市・郡統合（平澤市、天安市、泗川市、益山市、金海市）が実現した。

さらに、1998 年 4 月には、3 市・郡合併（第 4 次市・郡統合）が行われ麗水市に統合された。

（4）その後の区域改編

2001 年 3 月 京畿道 2 郡が市に昇格（華城市、広州市）

2003 年 8 月 忠清北道 1 郡を新設（曾坪郡）

2003 年 9 月 忠清南道 1 郡が市に昇格（鷄龍市）

2003 年 10 月 京畿道 2 郡が市に昇格（楊州市、抱川市）

2006 年 7 月 済州道が特別自治道へ移行（広域自治体）、2 市 2 郡の廃止（基礎自治体）、2 行政市（済州市、西帰浦市：基礎自治体ではない）の設置

2010 年 7 月 慶尚南道 3 市が合併し（昌原市・馬山市・鎮海市）、昌原市が発足

2012 年 1 月 忠清南道 1 郡が市に昇格（唐津市）

2012 年 7 月 世宗特別自治市の発足に伴い、忠清南道 1 郡が廃止（燕岐郡）

2013 年 9 月 京畿道 1 郡が市に昇格（驪州市）

〈図表 1－3〉 韓国地方自治団体数の変遷

年	広域自治団体						基礎自治団体				総計	備考 (団体数は年末現在)		
	特別市	広域市	道	特別自治道	特別自治市	合計	市	郡	自治区	合計		邑	面	
1949	1		9			10	19	(134)		1542	1552	75	1448	市・邑・面が基礎自治団体
1953	1		9			10	19	(135)		1542	1552	75	1448	
1954	1		9			10	18	(140)		1540	1550	78	1444	
1955	1		9			10	24	(140)		1533	1543	73	1436	
1957	1		9			10	26	(140)		1518	1528	80	1412	
1960	1		9			10	26	(140)		1518	1528	85	1407	
1962	1		9			10	27	140		167	177	市・郡が基礎自治団体に		
1963	1	1	9			11	30	139		169	180	釜山市直轄市昇格		
1969	1	1	9			11	30	140		170	181			
1973	1	1	9			11	33	138		171	182			
1980	1	1	9			11	36	139		175	186			
1981	1	3	9			13	46	139		185	198	大邱市・仁川市直轄市昇格		
1986	1	4	9			14	57	139		196	210	光州市直轄市昇格		
1988	1	4	9			14	56	138	46	240	254	自治区制度化		
1989	1	5	9			15	67	137	56	260	275	大田市直轄市昇格		
1992	1	5	9			15	68	136	56	260	275			
1995	1	5	9			15	67	94	65	226	241	第1～3次市・郡統合		
1996	1	5	9			15	72	93	65	230	245			
1997	1	6	9			16	71	94	69	234	250	蔚山市広域市昇格		
1998	1	6	9			16	72	91	69	232	248	第4次市・郡統合		
2001	1	6	9			16	74	89	69	232	248	2郡が市に昇格		
2003	1	6	9			16	77	88	69	234	250	2郡が市昇格、1市・1郡新設		
2006	1	6	8	1		16	75	86	69	230	246	済州道が特別自治道に移行 済州道の2市2郡を廃止		
2010	1	6	8	1		16	73	86	69	228	244	3市が合併、1市発足		
2012	1	6	8	1	1	17	74	84	69	227	244	1郡が市に昇格 世宗特別自治市の発足、それに伴い1郡廃止		
2013	1	6	8	1	1	17	75	83	69	227	244	1郡が市に昇格		

※ 1 広域市は、1995 年 1 月までは、直轄市。

1995 年 3 月から広域市にも郡設置が認められ、釜山 1、大邱 1、仁川 2、蔚山 1。
※ 2 基礎自治団体合计数は 1962 年までは市・邑・面、1963 年～1987 年は市・郡、
1988 年以後は、市・郡・自治区。

※ 3 济州特別自治道内の行政市は、上表に含まれない。

参考：「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2014. 1. 1 現在）安全行政部

第 4 節 地方分権の推進と権限移譲

1 地方分権の推進

1999 年 中央行政権限の地方移譲推進等に関する法律制定

地方移譲推進委員会発足

2003 年 政府革新地方分権委員会発足

2004 年 地方分権特別法制定

2008 年 地方分権特別法全部改正、地方分権に関する特別法に名称変更

地方分権推進委員会発足

2010 年 地方行政体制改編に関する特別法制定

2011 年 地方行政体制改編推進委員会発足

2013 年 地方分権と地方行政体制改編に関する特別法制定

（地方分権に関する特別法、地方行政改編に関する特別法は廃止）

地方自治発展委員会発足

（地方分権推進委員会と地方行政体制改編推進委員会の統合）

※下線は現存する法令、機関

地方自治発展委員会は、「地方分権と地方行政体制改編に関する特別法」を根拠に
設置された大統領直属の諮問委員会であり、27 名の委員で構成される。存続期間は
2018 年 5 月までの 5 年間である。

主な機能は、自治制度、地方分権、行政体制に関する再編案の策定、地方自治発
展総合計画の策定及び年度別施行計画の策定・施行、地方自治関連法令の制定・改
訂時の意見提出、省庁及び自治体の実践計画の履行状況の点検・評価など。

〈図表 1－4〉 地方分権と地方行政体制改編に関する特別法

区 分	主要内容
第 1 章 総則	・ 目的、定義、国と地方自治体の責務、地方自治の発展総合計画の策定及び年度別施行計画の策定・施行
第 2 章 地方分権	・ 地方分権の基本原則 ...地方分権の基本理念、地方自治関連法令の制定・改正、事務配分の原則、地方分権政策のデモンストレーションの実施 ・ 地方分権の推進課題 ...権限委譲や事務区分体系の整備、特別地方行政機関の整備等、地方財政の拡充と健全性の強化、地方議会の活性化と地方選挙制度の改善、住民参加の拡大、自治行政能力の強化、国と地方自治体協力体制確立
第 3 章 地方行政体制改編	・ 地方行政体制改編の基本的な方向 ...住民自治と地方行政の階層の適正化、住民の生活便宜増進のための自治区域の調整、地方自治団体の規模と自治能力に適合する役割と機能の付与、住居単位の近隣自治活性化 ・ 特別市・広域市の区・郡統合、地位、機能などの再編 ・ 道の地位と機能の再定義 ・ 市・郡・区の再編 ・ 統合地方自治体の設置及び統合手続き・統合機構及び名称等 ・ 住民自治会の設置及び構成 ・ 統合地方自治体の特例 ・ 大都市の支援特例発掘
第 4 章 推進機構及び推進手続	・ 地方自治発展委員会の設置・機能 ・ 地方自治発展委員会の構成・運営及び事務機能 ・ 推進状況の報告及び履行状況の点検・評価等 ・ 地方自治団体等との協力 ・ 国会の立法措置 ・ 委員会の存続期間
附則	・ 施行日及び他の法律の廃止 ・ 事務移管と事務整理のための経過措置、適用例

2 権限移譲の完了現況（2012 年 12 月現在）

多角的な視野から移譲事務についての掘り起こしを行い、2000 年から 2012 年 12 月現在まで、3,101 件の事務について地方自治団体に移譲することが確定している。そのうち法令改正等を通じて移譲が完了している事務は 1,982 件（全体の 63.9%）となっている。

〈図表 1－5〉歴代政府移譲完了現況

区分	移譲が確定している件数	移譲が完了している件数				移譲が未完了の件数 (単位：件)
		小計	金大中政権	盧武鉉政権	李明博政権	
計	3,101	1,982 (63.9%)	232 [7.5%]	987 [31.8%]	763 [24.6%]	1,119 (36.1%)
金大中政権	612	610 (99.7%)	232 [38%]	374 [61%]	4 [0.7%]	2 (0.3%)
盧武鉉政権	902	856 (94.9%)	—	613 [68%]	243 [26.9%]	46 (5.1%)
李明博政権	1,587	516 (32.5%)	—	—	516 [32.5%]	1,071 (67.5%)

第 2 章 地方行政制度の基本構造

第2章 地方行政制度の基本構造

第1節 地方自治法の主要骨子

1 地方自治法の性格と概要

韓国の地方自治法は、その法源と関連して次のような法的性格を備えている。

地方自治法は、憲法第118条第2項の「地方自治団体の組織及び運営に関する事項は法律で定める」を規定の根拠とする法律で、これは、地方自治に関する法律であると同時に国家の地方行政に対する法律を兼ねている。また、この法は地方財政法、地方公務員法等の関連分野の法律に対して、地方行政の全般にまたがる大綱を扱っている総合法である。地方自治関連各種特別法に比べ、一般法の性格を帯びた地方行政に関する根幹法である。このため、この法は自治団体の種類別に法律を制定した個別授權主義的な法律ではなく、すべての種類の自治団体を統一的に規定した概括法である。

2 地方自治法の構成と骨子

このように、地方自治に関する根幹法であり、総合法である地方自治法は、全10章175条と附則で構成されている。その主要内容は次のとおりである。

- (1) 第1章の総綱では、法の目的、地方自治団体の種類と階層、管轄区域、機能と事務を扱い、第2章では、住民の資格と権利・義務を規定している。
- (2) 第3章では、条例と規則の立法限界及び制定手続きに関する事項を、第4章では地方選挙に関して、この法の定めていることを除き、必要な事柄は別途法律で定めることとしている。
- (3) 第5章では、地方議会の構成、議会の権限、議事の進行、議員の身分、議会秩序、請願等の関連している諸般事項を比較的詳細に規定しており、第6章では、地方自治団体の長に関する地位、権限、地方議会との関係、そして、補助機関及び所属行政機関と下部行政機関等に関して規定している。
- (4) 第7章では、財政運営の基本原則、予算と決算、収入と支出、財産及び公共施設のほかに、特別に地方債の発行と地方公共企業の設置・運営に関する事項を規定している。また、この他に必要事項は別の法律（地方財政法等）に定めるようにしており、健全財政運用による自治財政権の保障を規定している。
- (5) 第8章では、地方自治団体相互間の協力及び紛争調整、そして地域経営論的観点での地方行政のため事務委託方式を導入し、広域事務の処理をするための行政協議会、地方自治団体組合等広域行政に関する制度に関して規定している。
- (6) 第9章では、国家及び上級団体は地方自治団体の自治事務に対して指導及び支援とそれに対する監査をできるようにし、委任事務の処理に関する指導・監督を規定している。特に地方議会の議決や自治団体の長の命令や処分が違法であるなど、公益に反すると判断されるときは、これに対し国や上級団体の権限をもって、再議要求、提訴、命令や処分の取消など自治立法権と自治行政権行使の濫用を防止できるようにしている。
- (7) 第10章では、ソウル特別市等の大都市、済州特別自治道及び世宗特別自治市の行政特例に関する事項を、最後の附則には経過措置等、諸般事項を規定してい

る。

第2節 地方自治団体の種類と階層構造

1 制度の特徴

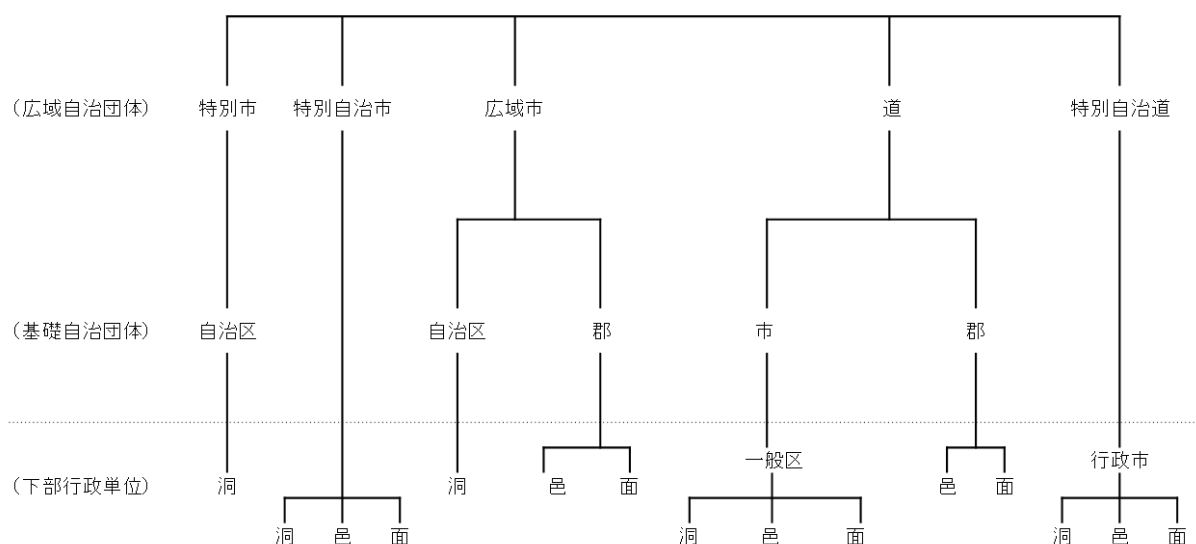
(1) 韓国の地方自治制度は、まず類型面をみると、都市化の過程によって地方自治団体の地位と権限を異とする変容型地方制度をとり、地方行政の特殊性と多様性を認めている。

(2) 階層構造面をみると、地方自治団体としては、広域自治団体（特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道）と基礎自治団体（市・郡・自治区）の2層構造であるが、地方行政組織として見ると、下部行政単位としての邑・面・洞を含めて3層構造をなしている。ただし済州特別自治道の場合、地方自治団体としては広域自治団体の特別自治道があるのみで、下部行政単位として、行政市と邑・面・洞が2層構造をなしている。

(3) 広域自治団体と基礎自治団体の関係は、両者とも独立した公法人である。市は道の管轄区域内に、郡は広域市又は道の管轄区域内に、自治区は特別市又は広域市の管轄区域内に置かれるが、これは上下関係にあるのではなく、相互協力関係にあるということである（※）。ただし、基礎団体の下部行政組織（一般区・邑・面・洞）は基礎団体長の指揮・監督を受けて国家事務及び地方自治団体の事務を処理するようになっている。

（※）広域自治団体と基礎自治団体が相互協力関係にある一方で、韓国では、団体委任事務及び機関委任事務が広汎に存在するため、広域自治団体の長が基礎自治団体の長を指揮・監督することは多い。

〈図表2-1〉地方自治団体の階層構造



2 種類と体系

広域自治団体は、1 特別市（ソウル）、6 広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山）、1 特別自治市（世宗）、8 道（京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道）及び1 特別自治道（済州道）を指す。

基礎自治団体は、日本の市町村に該当するものであり、8道内の市・郡並びに1特別市及び6広域市内の自治区・郡を指し、基礎自治団体は75市、83郡、69自治区を合わせた227の市・郡・自治区となる。2014年1月1日現在の地方自治団体数は、広域自治団体が17、基礎自治団体が227であり、合計で244団体となる。

基礎自治団体である市・郡・自治区は、地域住民の日常生活と密接な関係を有する事務を処理する団体である。

一方、広域自治団体である特別市・広域市・道は、基礎自治団体の能力では処理できない事務、多様な基礎自治団体を越えて処理しなければならない広域的事務を補完的に処理するとともに、中央政府と基礎自治団体の間の連絡調整などを行うことを目的とする。

特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道（以下「市・道」という。）は、広域自治団体として同等の権限を持つが、ソウル特別市は首都として、世宗特別自治市は行政中心複合都市として、済州特別自治道は行政体制の特殊性を考慮して、地位・組織・運営において特例的な取扱いを受けている。

元来、特別市、広域市内に設置されていた区は市の単なる下部行政単位に過ぎず、特別市と広域市はかつて基礎自治団体としての権限も併せ持っていた。しかし、特別市と広域市は行政事務処理量が膨大であり、単独でこれを所掌事務として処理するには負担が大きくなっていた。このため、1988年に特別市と広域市（当時は直轄市、1995年1月に直轄市から広域市に名称変更）において、区を基礎自治団体である自治区として独立させることとした。この結果、住民の日常生活に密接な関係を有する事務は自治区が担当し、特別市・広域市は市域全体に関連した行政サービスを処理することとなった。なお、特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例の定めるところにより当該地方自治団体の管轄区域内の自治区相互間の財源を調整しなければならない（地方自治法第173条）こととされている。

また、基礎自治団体ではない区域として、行政市と自治区ではない区が設置される場合がある。済州特別自治道への移行に伴い、行政市として済州市及び西帰浦市の2市が設置された。そして、人口50万人を超える市は、任意に自治区ではない区（一般行政区）を置くことができ、京畿道水原市、慶尚南道昌原市などに33の区が設置されている。

このほか、地方自治法上の位置付けを持つ下部行政単位として2,076の邑・面・洞（2014年1月1日現在）がある。邑と面は地域の規模・形態からいえば、それぞれ日本の町と村に相当し、1949年に韓国で初めて制定された地方自治法においては邑・面も基礎自治団体であった。しかし、1961年の地方自治に関する臨時措置法により道と邑・面の間位置する郡が基礎自治団体となった。一方、邑・面は基礎自治団体の資格を失い、郡の下部行政単位となった。なお、洞はもともと市の下部行政単位として位置づけられている。

また、邑・面の下には里が置かれ（任意、地方自治法第3条）、洞・里には当該地方自治団体の条例で下部組織を置くことができることとなっている（地方自治法第4条）。

この下部組織は、統・班であり、その構成数については各地方自治団体の設置条例等で定められている。また、統・里は、民防衛隊の最小単位にもなっている（民防衛基本法第 19 条）。

〈図表 2－3〉行政区域調整基準及び根拠

区 分	法 定 要 件	根 拠	備 考
●機関設置 広域市	法定要件はないが、通常は人口 100 万人の都市であり、面積、地理的条件、周辺地域への影響、財政自立度等を総合検討	法律	・地方自治法第 3 条、第 4 条第 1 項・第 4 の 2、第 7 条及び行政自治部令第 5 条から第 7 条
市設置	<一般市> 人口 5 万人以上で都市形態を具備（以下の条件を満たさなければならない）。 ・市街地構成区域内人口が全体の 60%以上 ・都市的産業従事世帯が全世帯の 60%以上 ・1 人当たり地方税納税額が人口 10 万人以下の市の平均以上 ・人口密度：人口 10 万人以下の市の平均人口密度より高い ・市街地居住人口及び都市的産業従事世帯が最近 5 年間増加傾向 <都農複合形態の市の設置基準> ・人口 5 万人以上で都市形態を具備した市と郡が統合した地域 ・国家の政策のため都市が形成され道の出張所が設置されている地域のうち、地域の人口が 3 万人以上であり、人口 15 万人以上の都農複合形態の市の一部である地域 ・人口 5 万以上の都市形態を持つ地域がある郡※ 1 ・人口 2 万人以上の都市形態を持つ 2 個以上の地域の人口が 5 万人以上であり、郡全体の人口が 15 万人以上である郡※ 1 ※ 1 以下の条件を満たさなければならない。 ・当該地域の都市的産業従事世帯が郡全体の 45%以上であること ・当該郡の財政自立度が全国の郡の平均値以上であること	法律	同上

郡設置	なし	法律	同上
自治区設置	なし	法律	同上
自治区でない区 (一般行政区)設置	人口 50 万人以上の市 基準行政体制には行政需要を十分果たすことが難しく、分区後の区当たりの平均人口が 20 万以上になる場合（但し、政府の新都市建設計画地域として急速な人口増加が予想される地域を除く）。	市条例（行政自治部長官承認。以下「長官承認」という）	
邑設置	都市形態を具備し、人口 2 万人以上 （但し郡庁所在地の面又は邑がない都農複合形態の市の 1 つの面は人口 2 万人未満でもよい）であり、更に市街地の居住人口及び都市産業に従事する世帯が各々全体の 40% 以上	市・郡・区条例（長官承認）	
面設置	各級の行政機関が所在し、面行政体制を整えて独自発展できる場合 行政面の運用：人口減少等行政条件変化で 2 つ以上→1 つの面として運用	市・郡・区条例（長官承認）	
洞設置	大規模地域開発事業など地域条件の変動により避けられない事由がある場合 行政洞の運用：行政能率と住民便宜を考慮 1 つ→2 つ以上、2 つ以上→1 つで運用	市・郡・区条例（長官承認）	
●境界変更 市・道 市・郡・自治区 区・邑・面・洞	道路・河川等による土地の区画形態、生活圏、交通・学群・経済圏等を総合考慮	大統領令 大統領令 市・郡・区条例	・地方自治法第 4 条第 1 項～第 9 項、第 4 条の 2 第 1 項・第 2 項
●事務所変更 市・道 市・郡・自治区 区・邑・面・洞	主となる事務所の移転又は機関新設時	市・道条例 市・郡・区条例 市・郡・区条例	・地方自治法第 6 条

●名称変更 市・道 市・郡・自治区 区・邑・面・洞	歴史的伝統及び文化継承等を総合考慮	法律 法律 市・郡・区 条例	地方自治法第4条第1 項・第2項、 第4条の2第1項・第2 項
------------------------------------	-------------------	-------------------------	--

参考：「行政区域実務便覧 2011」行政安全部

第3節 地方自治団体の機能と事務

1 韓国の地方自治団体の事務区分

韓国の地方自治団体の事務区分は、2000年の地方分権一括法による改正前の日本の事務区分となっており、固有事務と団体委任事務、国家の指導・監督を受けて処理する機関委任事務に分かれる。

- (1) 固有事務は、地方自治団体設立の本来の目的に該当する、住民の福祉増進を進めるための住宅、上下水道、医療、環境、福祉施設等の自治的な事務（2009年 70.5%程度）である。
- (2) 委任事務は、国家又は上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体がその委任者の統制下において執行する戸籍、兵役、国会議員選挙、伝染病、失業対策等の事務で、自治団体自体に委任する団体委任事務（2009年 1.3%程度）と長等の機関に委任する機関委任事務（2009年 8.8%程度）がある。その外、地方自治団体が処理する事務のうち、国家と地方の共同事務（2009年 19.4%程度）がある。

韓国では、これまで委任事務の問題はあまり議論されてきていなかったが、地方分権をめぐる議論の高まりの中で、その抜本的見直しが議論されている。

2 地方自治団体の事務範囲

地方自治法で事務を列举する概括授權方式をとっており、広域自治団体が処理しなければならない事務と基礎自治団体が処理しなければならない事務を区分している。この点も 2000 年の地方分権一括法による改正前の日本の規定方式となっている。（地方自治法第9条）

(1) 地方自治団体の区域・組織及び行政管理等に関する事務（11項目）

- ア 管轄区域内の行政区域の名称、位置及び区域の調整
- イ 条例及び規則の制定及び改廃並びにその運営及び管理
- ウ 管下行政機関の組織管理
- エ 管下行政機関及び団体の指導及び監督
- オ 所属公務員の人事、厚生福祉及び教育
- カ 地方税及び地方税外収入の賦課及び徴収
- キ 予算の編成及び執行並びに会計監査及び財産管理
- ク 行政装備管理、行政電算化及び行政管理改善
- ケ 公有財産管理
- コ 家族関係登録及び住民登録管理
- サ 地方自治団体が必要とする各種調査及び統計の作成

(2) 住民の福祉増進に関する事務(10 項目)

- ア 住民福祉に関する事業
- イ 社会福祉施設の設置、運営及び管理
- ウ 生活困窮者の保護及び支援
- エ 老人、児童、心身障害者、青少年及び女性の保護及び福祉増進
- オ 保健診療機関の設置及び運営
- カ 感染症その他の疾病の予防及び防疫
- キ 墓地、火葬場及び納骨堂の運営及び管理
- ク 公衆接客業所の衛生改善のための指導
- ケ 清掃並びに汚物の収去及び処理
- コ 地方公企業の設置及び運営

(3) 農林、商工業等の産業振興に関する事務 (14 項目)

- ア 小溜地、堰等の農業用水施設の設置及び管理
- イ 農林畜産水産物の生産及び流通の支援
- ウ 農業資材の管理
- エ 複合営農の運営及び指導
- オ 農業外所得事業の育成及び指導
- カ 農家の副業の奨励
- キ 公有林管理
- ク 小規模畜産開発事業及び酪農振興事業
- ケ 家畜伝染病の予防
- コ 地域産業の育成及び支援
- サ 消費者保護及び貯蓄の奨励
- シ 中小企業の育成
- ス 地域特化産業の開発、育成及び支援
- セ 優秀土産品の開発及び観光民芸品の開発

(4) 地域開発及び住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務 (15 項目)

- ア 地域開発事業
- イ 地方土木及び建設事業の施行
- ウ 都市計画事業の施行
- エ 地方道、市郡道の新設、改修及び維持
- オ 住居生活環境改善の奨励及び支援
- カ 農村住宅の改良及び集落構造の改善
- キ 自然保護活動
- ク 地方河川及び小河川の管理
- ケ 上水道及び下水道の設置及び管理
- コ 簡易給水施設の設置及び管理
- サ 道立、郡立公園及び都市公園、緑地等の観光及び休養施設の設置及び管理

シ 地方軌道事業の経営

ス 駐車場、交通標識等交通便宜施設の設置及び管理

セ 災害対策の樹立及び執行

ソ 地域経済の育成及び支援

(5) 教育、体育、文化、芸術の振興に関する事務（5 項目）

ア 乳児院、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導

イ 図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂等公共教育、体育及び文化施設の設置及び管理

ウ 地方文化財の指定、保存及び管理

エ 地方文化及び芸術の振興

オ 地方文化及び芸術団体の育成

(6) 地域民防衛及び地方消防に関する事務（2 項目）

ア 地域及び職場民防衛組織（義勇消防隊を含む。）の編成及び運営並びに指導及び監督

イ 地域の火災予防、警戒、鎮圧、調査及び救助、救急

3 地方自治団体の種類別事務配分基準

(1) 原則

地方行政階層間の事務配分原則は、階層間不競合の原則と基礎団体優先の原則をとり、住民の身になって行政が行われるようにしている。配分基準によると、広域団体の事務は各地方自治団体の共通的な事務（広域的事務、統一基準による処理を要する事務、統一性維持を要する事務、基礎団体の処理が不適当な事務等）で、基礎団体の事務はこれ以外のことについて行うと定めている。

この事務の種類は、大統領令に定め、市・道と市・郡及び自治区間で互いに競合しないようにしており、競合する場合、市・郡及び自治区の方に優先配分するようになっている（地方自治法第 10 条）。

ア 特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道（広域自治団体）

広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務等

イ 市・郡・自治区（基礎自治団体）

広域自治団体が処理する以外の事務

ウ 人口 50 万人以上の市に対する特例認定

道の事務のうち、地方公企業に関する事務（地方公社及び地方公団の設立・運営）や職員の定数管理事務（6 級以下の定員策定）など計 18 事務について、市が直接処理できる（地方自治法施行令第 10 条、同令別表 3）。

(2) 自治区の特例

大都市の特殊性に鑑み、基礎地方自治団体の事務のうち、次の事務については、自治区ではなく、特別市又は広域市に事務が帰属している（地方自治法施行令第 9

条、同令別表２）。

ア 地方自治団体の人事及び教育等に関する事務

（ア）地方公務員任用試験及び各種資格試験の実施

（イ）地方公務員の教育・訓練の実施（職場教育を除外）

イ 地方財政に関する事務

（ア）土地等級設定及び修正の承認

（イ）財産税課税時価標準額の決定承認

ウ 埋葬及び墓地等に関する事務

公設墓地・公設火葬場又は公設納骨堂の設置・運営

エ 清掃・汚物に関する事務

（ア）一般廃棄物（し尿、ゴミ等）処理施設の設置・運営

（イ）一般廃棄物の処理手数料料率決定

オ 地方土木・住宅建設などに関する事務

（ア）国民住宅建設事業の施行

（イ）国民住宅事業特別会計の設置・運営

（ウ）アパート地区開発に関する基本計画樹立

（エ）民営住宅投機過熱地区指定

カ 都市計画に関する事務

（ア）都市基本計画の樹立

（イ）都市計画地域の立案

（ウ）都市計画施設の立案

（エ）都市計画用途地域の立案

（オ）都市計画に関する基礎調査

（カ）都市計画事業の施行

（キ）都市計画事業受益者負担金賦課徴収

（ク）都市再開発事業の基本計画樹立及び施行（住宅改良再開発事業は除外）

キ 道路の開設と維持・管理に関する事務

（ア）幹線（12メートル以上）以上の道路として路幅と路線の重要度を勘案して特別
市・広域市条例で決めた道路の維持・管理

ク 上水道事業に関する事務

（ア）上水道の新設・改築及び修繕並びにその維持管理

（イ）上水道公債発行

（ウ）上水道事業特別会計設置・運営

（エ）水道事業所設置・運営

ケ 公共下水道に関する事務

（ア）公共下水道整備基本計画の樹立・施行

（イ）公共下水道の設置・改築及び修繕

（ウ）下水終末処理場の設置と維持・管理

コ 公園など観光・休養施設の設置・管理に関する事務

- (ア) 都市公園及び遊園地造成計画の立案
- (イ) 都市公園・遊園地設置及び管理
- (ウ) 都市公園・遊園地の入場料・使用料・占用料の徴収
- (エ) 公園・遊園地・野外公演会場等の市民休養施設の設置・維持に関する事務
- (オ) 公設運動場・体育館・博物館・図書館・美術館・市民会館等の設置・運営に関する事務（特別市・広域市条例で決定）

サ 地方軌道事業に関する事務

- (ア) 地方軌道事業運営計画の樹立
- (イ) 地方軌道事業の設置・運営
- (ウ) 地方軌道事業特別会計の設置

シ 大衆交通行政に関する事務

- (ア) 都市鉄道の設置・運営と市民利用に関する行政
- (イ) 市内バス・市外直行バスの運行など大衆交通行政に関する事務
- (ウ) 大衆交通手段の調整・統制に関する事務

ス 地域経済育成に関する業務

- (ア) 地方工業団地の造成・管理
- (イ) 公設市場・屠殺場・農水産物共同売場などに関する事務
- (ウ) 流通団地の指定申請・造成及び運営管理
- (エ) 農水産物 卸売市場の開設・運営

セ 交通信号機、安全表示等の設置・管理などに関する事務

〈図表 2－3〉大韓民国の行政区域別人口、面積ほか

(2014 年 1 月 1 日現在)

市道名	市道庁 所在地	基礎自治団体				行政市・ 自治区で ない区		邑・面・洞				人口 (名)	面積 (k m ²)
		計	市	郡	自治 区			計	邑	面	洞		
						市	区						
ソウル特別市		25	—	—	25	—	—	423	—	—	423	10,143,645	605.21
釜山広域市		16	—	1	15	—	—	210	2	3	205	3,527,635	769.82
大邱広域市		8	—	1	7	—	—	139	3	6	130	2,501,588	883.48
仁川広域市		10	—	2	8	—	—	147	1	19	127	2,879,782	1,040.88
光州広域市		5	—	—	5	—	—	95	—	—	95	1,472,910	501.18
大田広域市		5	—	—	5	—	—	78	—	—	78	1,532,811	540.21
蔚山広域市		5	—	1	4	—	—	56	4	8	44	1,156,480	1,060.46
世宗特別自治市		0	—	—	—	—	—					122,153	464.9
京畿道	水原市	31	28	3	—	—	20	550	32	108	410	12,234,630	10,172.16
江原道	春川市	18	7	11	—	—	—	193	24	95	74	1,542,263	16,872.97
忠清 北道	清州市	12	3	9	—	—	2	153	15	87	51	1,572,732	7,406.95
忠清 南道	洪城郡	15	8	9	—	—	2	207	24	137	46	2,047,631	8,204.71
全羅 北道	全州市	14	6	8	—	—	2	241	14	145	82	1,872,965	8,066.48
全羅 南道	務安郡	22	5	17	—	—	—	296	33	196	67	1,907,172	12,301.00
慶尚 北道	大邱 広域市	23	10	13	—	—	2	331	36	202	93	2,699,440	19,028.99
慶尚 南道	昌原市	18	8	10	—	—	5	315	20	176	119	3,333,820	10,537.23
済州 特別自治道	済州市	—	—	—	—	2	—	43	7	5	31	593,806	1,849.29
計		227	75	83	69	2	33	3,488	216	1,196	2,076	51,141,463	100,305.92

〈図表 2－4〉自治体等の平均規模の日韓比較

国区分	区 分	平均面積 (k m ²)	平均人口 (千人)	最高・最低人口 (千人)	最大・最小面積 (km ²)
韓国	広域市	799	2,178	○釜山広域市：3,527 ○蔚山広域市：1,156	○蔚山広域市：1,057.10 ○光州広域市：501.31
	道	11,573	3,403	○京畿道：12,234 ○江原道：1,542	○慶尚北道：19,026.06 ○済州特別自治道：1,848.44
	市	518	310	○水原市：1,148 ○忠清南道・鷄龍市：40	○安東市：1,521 ○九里市：33
	郡	670	54	○蔚山広域市・蔚州郡：208 ○慶尚北道・鬱陵郡：10	○江原道・洪川郡：1,817.96 ○鬱陵郡：72.83
	自治区	49	327	○ソウル特別市・松坡区：668 ○釜山広域市・中区：47	○光州広域市・光山区：222.88 ○釜山広域市・中区：2.80
	邑	68	20	○慶尚南道巨濟市・新縣邑：85 ○江原道寧越郡・上東邑：1.3	○麟蹄郡・麟蹄邑 315.44 ○論山市・江景邑：7.02
	面	62	4	○釜山広域市機張郡・鼎冠面：52 ○江原道鉄原郡・近北面：1	○洪川郡・内面：447.98 ○南楊州市・退溪院面：3.26
	洞	5	20	○慶尚南道金海市・内外洞：87 ○慶尚南道晋州市・忠武公洞 0.4	
日本	都道府県	8,041	2,731	○東京都：13,142 ○鳥取県：588	○北海道：83,457.06 ○香川県：1,876.55
	市	273	136	○横浜市：3,707 ○北海道歌志内：4.12	○岐阜県高山市：2,177.67 ○埼玉県・蕨市：5.10
	町村	167	12	○岩手県滝沢村：54 ○東京都青ヶ島村：0.16	○北海道留別村：1,450.24 ○富山県・船橋村：3.47

韓国：広域市にはソウル特別市、世宗特別市自治市は含まず。

参考：「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2014.1.1 現在）安全行政部

「平成 25 年度版全国市町村要覧」市町村要覧編集委員会編 第一法規

第4節 ソウル特別市の特例

大都市行政の能率性と特殊性を保障することに加え、首都であるソウル特別市の権限と地位・組織及び運用に関して別の法律制定（ソウル特別市行政特例に関する法律）による特例を認めており（地方自治法第174条第1項）、次のようなものがある。

- ・ 行政自治部長官が地方債券の発行を決める際には国務総理に報告する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第1項）。
- ・ 行政自治部長官が自治事務についての監査をする際には、国務総理の調整を経由する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第2項）。
- ・ 所属公務員についての叙勲の推薦権は、ソウル特別市長に属する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第7項）。
- ・ ソウル特別市に関連した道路・交通・環境などについての計画樹立とその執行において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、国務総理が調整する（ソウル特別市行政特例に関する法律第5条）。

第5節 済州特別自治道

済州道は2006年7月から、軍事・外交・司法以外の高度な自治権を付与された地方分権モデル「済州特別自治道」へ転換した。こうした済州特別自治道における行政体制の特殊性を考慮して、その地位・組織及び行政・財政などの運営に対する特例を別の法律（済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法）によって定めることとしている（地方自治法第174条第2項）。

済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法では、済州道において「理想的分権モデルの具体化」と「国際自由都市への持続的発展のための土台構築」を実現させるための各種規定が設けられており、主要内容及び今までの成果は次のとおりである。

1 権限移譲及び特例を通じた自治権拡大や地方分権の有効化

（1）自治組織（第13～22条）、人事（第49～65条）、財政（第72～78条の2）に関する自律性及び特例

（2）自治監査（第66～71条）、自治警察（第105～137条）特例を付与

- ・ 監査委員会、自治警察団の設置

（3）特別地方行政機関の済州への移管（第140～151条）等

- ・ 地方国土管理庁、地方海洋水産庁、地方中小企業庁、報勲支庁、環境出張所、地方労働事務所、地方労働委員会など7機関

2 投資誘致と開発事業の特例

（1）済州国際自由都市総合計画の策定（第222条～第226条）

- ・ 競争力のある国際自由都市を作るための構想・戦略を独自作成

（2）済州投資振興地区の指定（第217条）

- ・ 国内唯一、韓国人向けの投資インセンティブ制度（計34箇所、総投資額11兆2,556億ウォン：2013年度まで）

(3) 済州先端科学技術団地の造成及び管理 (第 216 条)

- ・ 済州唯一の国家産業団地。(株)DAUM コミュニケーションなど、20 件の企業へ産業施設用地を分譲。SK イノベーション等 52 の企業が支援施設入居又は入居契約済

(4) 開発事業に関する一括処理組織 (第 232 条) 及び許認可期間短縮 (許認可等の擬制 (第 230 条))

- ・ 開発事業の一括処理組織、許認可擬制処理制度により、許認可に係る期間を 23 ヶ月間 から約 8 ヶ月間短縮

(5) 土地の備蓄 (第 234 条) 及び制限的土地収容 (第 233 条)

- ・ 開発事業用地を備蓄するために土地特別会計を設置・運営。民間開発事業者にも土地の 3 分の 2 を所有し土地所有者の 2 分の 1 以上の同意があれば土地収用権を付与。

(6) 風力資源の公共的管理 (第 221 条の 5) など

- ・ 道知事に風力資源を公共の資源として管理する義務を課す

3 国際化教育のため環境整備

(1) 外国教育機関設立・運営に関する特例 (第 182 条)

- ・ 外国学校法人 (非営利法人) の外国教育機関の設立・運営を許可

(2) 大学の設立・運営に係る特例 (私立大学の指導・監督権など、第 184 条)

- ・ 道知事に私立大学の指導・監督権を移譲し、全国で唯一、学士学位過程及び専門学士学位過程を併せて運営する大学の設立・運営が可能

(3) 英語教育都市の指定 (第 189 条の 2)、国際学校設立 (第 189 条の 4) など

- ・ 国際的な教育環境を整備し海外留学の需要を吸収。KIS、NLCS、BHA など 3 つの国際学校を設立・運営中

4 国際化のための医療サービス強化

(1) 外国の医療機関開設等に係る特例 (第 192 条)

- ・ 外国人が設立した法人も、道知事の許可を受ければ医療機関を設立・運営可能 (経済自由区域でも可能)

(2) 外国人専用薬局開設等の特例 (第 193 条)

- ・ 外国人は道に登録すれば、外国人専用の薬局を開設可能 (経済自由区域でも可能)

5 観光産業の振興

(1) 観光振興開発基金管理の特例 (第 171 条の 7 ~ 第 172 条の 4)

- ・ 文化体育観光部の観光振興開発基金とは別に済州観光振興基金を設置、自律的な運用を行う

(2) ゴルフ場入場行為等に対する租税及び賦課金の免除 (第 178 条)

- ・ 個別消費税免除 (租税特別法)、国民体育振興基金造成財源としての入場料賦課金免除 (済州特別法)

(3) 指定免税店 (韓国人免税店) 運営の特例 (第 177 条)

- ・ 済州国際自由都市開発センターが空港や港湾、済州観光公社が市内で免税店を運営。収益金は済州の開発と観光振興へ再投資する。

6 外国人の自由往来とコミュニケーションの促進

(1) ノービザ入国の特例 (第 156 条)

- ・ノービザ入国許可対象国の拡大: 169 ⇒180 か国 (中国は'06 年 7 月から許可)
- ・済州特別自治道以外の国内地域ノービザ入国対象国家は 133 カ国

(2) 外国人投資家のための外国語サービス提供義務 (第 163 条) 等

- ・外国人投資家などの利便性を促進するために外国語で書かれた公文書を受理・処理する等の義務を課す

7 クリーン 1 次産業の育成

(1) 農漁村地域指定に関する特例 (第 203 条)

- ・道知事が同意した住居区域中、一定の条件を持つ地域を農漁村地帯に指定可能

(2) 環境にやさしい農業育成計画等に関する特例 (第 204 条)

- ・親環境農業育成委員会を運営し地域の実情に合った環境にやさしい農業育成計画を審議

(3) 農・林・畜・水産業の需給安定 (第 202 条)

- ・道知事は済州島内で生産される農・林・畜・水産物の需給の安定化などのために農・林・畜・水産物の生産調整・出荷調整・品質検査等に係る措置が可能

(4) 農業振興地域の指定等に関する特例 (第 205 条) 等

- ・農業振興地域指定・変更・解除時、農林畜産食品部長官の承認不要→農業振興地域全面積 3,768ha

8 クリーンな自然環境の保全

(1) 絶対・相対保存地域、管理保全地域の指定 (第 292 ～294 条)

- ・国土の計画及び利用に関する法律'などによる用途地域・地区制についての規制に追加し、土地利用規制実施→他地域よりも環境保全を体系的に制度化

(2) 環境影響評価協議等に関する特例 (第 299 条)

- ・環境影響評価対象事業を行う者は、環境影響評価書についての協議を環境部長官ではなく道知事と行う必要がある。

(3) 地下水の公共的な管理 (第 310 条)

- ・道知事に、地下水を適切に管理し、汚染予防等のために努力する義務を課す。

(4) 地下水の開発・利用許可等に関する特例 (第 312 条) 等

- ・地下水資源特別管理区域の指定、地下水の公共的利用 (地下水を利用したミネラルウォーターの製造・販売許可は地方公社に限定)

9 済州特別自治道支援委員会の設置等

(1) 支援委員会及び実務委員会の確立 (第 7 条)

- ・済州自治道の成果目標及び評価と国際自由都市の造成に関する事項の審議機関である支援委員会 (委員長:国務総理) と審議案件の検討等のため実務委員会 (委員長:国務調整室長) を置く。

10 済州国際自由都市開発センター

(1) 開発センターの設立と機能 (第 261～265 条)

- ・開発事業を効率的に推進するため、済州国際自由都市開発センターを設立

(2) 開発センター施行計画の策定 (第 266 条)

- ・国際自由都市総合計画に基づいて開発センターが推進する開発センター実施計画を策定 (国土交通大臣の承認を必要とする)

(3) 屋外広告事業 (第 279 条)、政府保証債発行 (第 287 条) 等

- ・国際自由都市開発資金調達のため、済州自治道内での屋外広告による収益事業が可能。また、事業資金調達のための債券発行が可能 (国土交通部長官の承認を必要とする)
- 参考：「済州特別法制度改善推進現況」 済州特別自治道 (2014. 9)

第 6 節 世宗特別自治市

1 設置の経緯

韓国では、首都圏の過度な人口集中に伴う諸問題を是正すべく、首都機能移転についての議論が重ねられてきた。憲法裁判所による違憲判決や、政権交代による計画修正等の紆余曲折を経たものの、2012 年 7 月 1 日、地域開発と国家均衡発展、国際競争力強化に資することを目的として、忠清南道燕岐郡全域、公州市の一部、忠清北道清原郡の一部を改編し、世宗特別自治市が発足した。(世宗特別自治市設置等に関する特別法 第 1 条、第 7 条)

〈図表 2－5〉世宗特別自治市設置経緯

年	沿 革
2002 年	・盧武鉉大統領が大統領選挙の公約として「首都圏集中抑制と国土の均衡開発を目的に、青瓦台（大統領府）と中央省庁をソウルから忠清道に移転する」ことを表明
2003 年	・大統領直属の「新行政首都建設推進企画団」が発足 ・「新行政首都建設特別措置法」が国会通過
2004 年	・国が「忠清南道の燕岐郡と公州市の一部」を首都移転先として決定 ・ソウル市議、有識者、企業家等が「新行政首都建設特別法」の違憲判決を求めて提訴→憲法裁判所による違憲判決「首都移転は憲法改正、又は国民投票を通じて決定すべき事項であり、その手続きを経なかったのは違憲」
2005 年	・国が代案として「行政中心複合都市建設特別法」を国会に提出、通過 ★青瓦台（大統領府）、国会、大法院（最高裁）、外交部、行政安全部（現：行政自治部）等、3 機関 6 部は移転しない
2006 年	・国の行政機関として行政中心複合都市建設庁を設置。 ・新たな都市名を「世宗市」に決定 （★世宗（セジョン）は、朝鮮王朝の全盛期を築いた世宗大王に由来）
2007 年	・「世宗市」建設着手
2008 年	・李明博大統領就任
2009 年	・李明博大統領が世宗市修正方針を表明「行政都市から先端企業・教育都市へ」
2010 年	・国が行政機関移転を白紙化する「世宗市計画修正案」を国会提出するものの、国会で否決

	・世宗市建設計画の原案に基づいた「世宗特別自治市設置法」が国会通過
2012 年	・ 7 月 1 日「世宗特別自治市」が発足

2 世宗特別自治市の特性及び現況

世宗特別自治市は広域自治体事務（広域市）と基礎自治体事務（邑、面、洞）を一つの自治団体で同時に行う全国唯一の「単層制広域自治団体」であり、市民に開かれた機動的な市制運営が期待されている。

また世宗特別自治市内に建設されている「行政中心複合都市」へは 2012 年から 2014 年までに中央行政機関 18 及び所属機関 18（職員 13,002 名）、政府関係研究機関 14（職員 3,192 名）が段階的に移転を行った。

○移転済みの中央行政機関（18）

国務調整室、国務総理秘書室、企画財政部、公正取引委員会、国土交通部、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部、行政中心複合都市建設庁、保健福祉部、雇用労働部、国家報勲処、教育部、文化体育観光部、産業通商資源部、法制処、国民権益委員会、国税庁

世宗特別自治市では、ソウル特別市のおよそ 4 分の 3 となる 465k m²の面積に、約 13 万 7 千人（2014 年 8 月末現在）が居住しているが、2030 年には 80 万人までの人口増加を見込み、漸次、都市整備計画を進めている。

第 7 節 特別地方行政機関

事務の専門性や管轄地域の特殊性から必要がある場合に、国の特定の行政機関によって専門的な指揮監督を行う機関が特別地方行政機関である。

〈図表 2－6〉 特別地方行政機関の施設数 (2014. 3. 31 基準)

類型別	施設数			
	計	1 次	2 次	3 次
計	5,209	262	801	4,146
雇用労働行政機関	47	6	41	0
税務行政機関	188	53	116	19
公安行政機関	2,612	84	425	2,103
現業行政機関	2,008	0	9	1,999
その他の行政機関	354	119	210	25

〈図表 2－7〉 特別地方行政機関の種類

(2014. 3. 31 基準)

類型別	部署名	機関名
雇用労働行政機関	雇用労働部	地域雇用労働庁（支庁、出張所）
税務行政機関	国税庁	地方国税庁（税務署、税務署支所）
税務行政機関	関税庁	税関・税関監視所
公安行政機関	法務部	地方矯正庁（刑務所（支所）、拘置所（支所））
公安行政機関	法務部	少年院
公安行政機関	法務部	少年分類審査院（青少年非行防止センター）
公安行政機関	法務部	少年院青少年非行防止センター
公安行政機関	法務部	保護観察所（支所）
公安行政機関	法務部	位置管制センター
公安行政機関	法務部	出入国管理事務所（出張所）
公安行政機関	法務部	外国人保護所
公安行政機関	法務部	出入国・外国人支援センター
公安行政機関	国土交通部	鉄道特別司法警察隊（センター）
公安行政機関	国土交通部	地方鉄道特別司法警察隊（センター）
公安行政機関	警察庁	地方警察庁・警察署・地区隊・派出所
公安行政機関	海洋警察庁	地方海洋警察庁（海洋警察署（派出所、出張所））
公安行政機関	検察局	高等検察庁（地方検察局（支庁））
現業行政機関	未来創造科学部	郵政事業本部地方郵政庁 （郵便局、郵便集中局、郵便物流センター）
その他行政機関	公正取引委員会	地方通商事務所
その他行政機関	国家報勲処	地域報勲処・報勲支庁
その他行政機関	食品医薬品安全処	地方食品医薬品安全庁（輸入食品検査所）
その他行政機関	産業通商部	鉱山保安事務所
その他行政機関	保健福祉部	疾病管理本部国立検疫所（支所）
その他行政機関	環境部	流域環境庁
その他行政機関	環境部	地方環境庁（環境出張所）
その他行政機関	環境部	首都圏大気環境庁
その他行政機関	国土交通部	地方国土管理庁（国土管理事務所、 国土管理事務所出張所）
その他行政機関	国土交通部	地方航空公庁（航空管理局事務所、空港出張所、 飛行検査センター）

その他行政機関	国土交通部	洪水統制センター
その他行政機関	水産海洋部	地方海洋港湾庁（建設事務所、海洋事務所（出張所）、衛星航法中央事務所、海上交通施設事務所）
その他行政機関	調達庁	地方調達庁
その他行政機関	統計庁	地域統計庁（事務所）
その他行政機関	兵務庁	地方兵務庁（支庁）
その他行政機関	農林部森林局	地方森林局（国有林管理所）
その他行政機関	中小企業庁	地方中小企業庁（事務所）
その他行政機関	特許庁	特許庁ソウル事務所
その他行政機関	気象庁	地方気象庁（気象台）
その他行政機関	気象庁	航空気象庁（気象台、空港気象室）

※括弧内はそれぞれの下級行政機関

参考：「政府情報組織管理システム」行政自治部

行政のスリム化・地方分権の観点から、特別地方行政機関の業務の縮小・地方移管のための施策が取り組まれてきたが、その効果は主として済州特別自治道での事例にとどまり、全体の施設数は近年むしろ微増傾向にある。

第3章 地方と国、地方間の関係

第3章 地方と国、地方間の関係

第1節 地方と国の関係

1 行政の関与

地方自治団体と国家機関の相互関係は、基本的には独立して支援・協力・調整を行う非権力的な監督関係であり、例外的に国政の統合性の確保等のために権力的な監督手段が認められるにすぎない。しかし、国家委任事務（団体委任事務及び機関委任事務）においては、国の強い監督下にある。

〈図表3-1〉行政権による関与

準立法的関与	大統領令等の命令の制定、条例準則・訓令等の制定など
準司法的関与	行政審判制度
行政的関与	非権力的関与及び権力的関与

〈図表3-2〉行政機関（国家）による行政的関与の例

非権力的関与	権力的関与
資料提出の要求	行財政監査の実施
報告の受領	承認、許認可
技術的助言又は勧告、指導	命令、取消などの処分
協議、調整	

（1）地方自治団体に対する国家の指導・監督・支援・調整

ア 国家の指導・監督関係

- ・ 地方自治団体の行政機構と地方公務員の定員に係る勧告（地方自治法第112条第3項）
- ・ 地方自治団体の事務に対する助言・勧告・指導とそれに関する資料提出要求（地方自治法第166条第1項）
- ・ 国家委任事務処理についての指導・監督（地方自治法第167条）
- ・ 違法・不当な命令・処分の是正命令（地方自治法第169条）
- ・ 国家委任事務不履行時の職務履行命令及び代執行（地方自治法第170条）
- ・ 地方自治団体の自治事務についての監査（地方自治法第171条）
- ・ 地方議会の違法議決事項等に対する再議要求と提訴（地方自治法第172条）

イ 国家の支援関係（地方自治法第166条第2項）

- ・ 財政支援：国家補助金、地方交付税など
- ・ 技術支援：科学・技術の開発・普及など

ウ 紛争及び協議事項の調整

- ・ 地方自治団体（の長）間の紛争に対する行政自治部長官による調整（地方自治法第148条第1項）
- ・ 行政協議会において市・道間で合意形成されない場合における行政自治部長官による調停（地方自治法第156条第1項）
- ・ 中央行政機関と地方自治団体間の意見相違の場合の協議調整のため、国務総理所属下に行政協議調整委員会を設置（地方自治法第168条第1項、同法施行令第

105 条第 1 項)

〈図表 3－3〉指導・監督者の区分

対 象	指導・監督権者
広域自治団体	行政自治部長官又は主務部長官（国）
基礎自治団体	広域自治団体長（広域自治団体） …第 1 次的 行政自治部長官又は主務部長官（国） …第 2 次的
国 家 事 務	行政自治部長官又は主務部長官（国）

(2) その他

ア 国家公務員の配置

地方自治団体の職員のほとんどは地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くことができる（地方自治法第 112 条第 5 項）ほか、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。たとえば広域自治団体の副団体長が 2 名以上の場合 1 名以上は政務職又は一般職の国家公務員を任命することとなっている（地方自治法第 110 条第 2 項）。

なお、地方自治団体に勤務する国家公務員の数は、地方自治団体に置く国家公務員の定員に関する法律により制限されており、現在の定員は 82 名となっている。（地方自治団体に置く国家公務員の定員に関する法律施行令第 2～5 条、中央・地方間の人事交流を除く）。

イ 監査院の検査及び監査

(ア) 必要的検査事項

国家機関である監査院は、地方自治団体及び地方自治団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計を検査することとされている（監査院法第 22 条第 1 項）。

(イ) 選択的検査事項

監査院は必要と認める場合あるいは国務総理の要求がある場合には、次の事項について検査できる（監査院法第 23 条）。

- a 地方自治団体以外の者が地方自治団体のために取り扱う地方自治団体の現金・物品又は有価証券の受払
- b 地方自治団体が直接又は間接に補助金・奨励金・助成金・出捐金等を交付し又は貸付金等で財政援助を供与した者の会計
- c b の者がその補助金・奨励金・助成金・出捐金等を交付した場合、その交付された者の会計
- d 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の会計
- e 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の出資先の会計
- f 地方自治団体が債務を保証した者の会計
- g 民法法人又は商法法人以外の法人で役員の一部又は全部が地方自治団体から任命されたり任命承認された団体等の会計
- h (ア) 又は b～f の者と契約を締結した者のその契約に関連する事項に関する

会計

(ウ) 職務監察

監査院は、地方自治団体の事務と当該団体に所属する地方公務員の職務、法令に基づき地方自治団体の事務を受託・代行する公務員・準公務員の職務を監察することとされている（監査院法第 24 条）。

2 立法による国家の関与

憲法の規定によって、地方自治団体の組織と運営などは法律で決める。法律の制定を通じて地方自治制度を具体化してその活動の領域と自由を事前に保障・制限することもできる。

地方自治団体の種類、地方議会の組織、権限及び議員選挙並びに地方自治団体の長の選任方法、その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める（憲法第 117 条第 2 項、第 118 条）。国会は法律又は予算の審議権を通じて、地方自治団体の活動を間接的に統制する。

立法による関与は本来、行政の全国的統一を維持する必要があることに関して行政の目的と水準の基準を表わすことであるが、行政範囲の拡大とともに地方自治団体の事務に関連する立法が増大している。

さらに、地方自治団体の組織及び運営に関連する法律の形式で決定できなければ、これを補うために行政立法、すなわち大統領令等により規制することも少なくない。

3 司法の関与

司法機関による関与は、地方自治団体の権限行使に対して、その適法性の有無を裁判するという事後関与の形で現れる。

例えば、地方議会の議決が法令に違反すると判断される時は首長や上部行政機関による再議要求が可能であるが、地方議会がそれを再議決した際には、地方自治団体の首長は大法院に提訴することができる（地方自治法第 107 条第 3 項、第 172 条第 3 項）。また、該当地方自治団体の長が提訴しなければ、上部行政機関が直接提訴できる（第 172 条第 4 項）。

法院は自治団体の違法な処分に対する抗告訴訟、自治団体に対する公法上の権利関係に関する訴訟、その他自治団体が当事者となる訴訟を法院の管轄とし（憲法第 107 条）、判決を通し、間接的に自治団体に対する法規監督を行う。

4 国と地方又は地方間の権限争議の審判

韓国には憲法裁判所があり、国家機関相互間、国家機関と地方自治団体間及び地方自治団体相互間にその憲法的権限・義務の範囲や内容について争いが生じた場合、当該国家機関又は地方自治団体が憲法裁判所に権限審判請求をすることができ、口頭弁論により審判を行うこととされている。

憲法裁判所の権限争議決定に対しては、関係国家機関又は地方自治団体は、その処分や不作為を是正しなければならない。なお、他の国家機関や地方自治団体も憲法裁判所の決定を尊重しなければならない（憲法第 111 条、憲法裁判所法第 61 条～第 67 条）。

第2節 地方間の関係

1 基本原則

地方自治団体は独立した法人格を持つ団体として、相互間には対等・独立した関係を持つ。

その前提で、地方自治法は、地方間の協力の仕組みを定めている。

なお、国家委任事務など一定の範囲内においては、広域自治団体の長が基礎自治団体を指導・監督する仕組みとなっている。

2 特定目的のための協力・支援関係

(1) 行政協議会

地方自治団体は、2個以上の地方自治団体に関連する事務の一部を共同処理するために、関係地方自治団体の行政協議会を構成することができる（地方自治法第152条第1項）。

関連する事務とは、広域計画及び執行、公共施設の共同設置などであり、2012年12月末現在、83の行政協議会（圏域別46、機能別37）が設置・運営されている。このうち、一番代表的な協議会は「首都圏行政協議会」である。1988年11月16日結成され、ソウル、仁川、京畿、江原、忠北等漢江に面している五地域市・道知事がメンバーである。その他、釜山圏（釜山、慶南）、大邱大都市圏（大邱、慶北）、光州大都市圏（光州、全南）、大田・忠清圏（大田、忠北、忠南）行政協議会等があり、情報交換や懸案問題に対応し、自治団体間の紛争の予防にも繋がっている。

(2) 地方自治団体組合

2以上の地方自治団体が相互間の事務を共同処理するために、法人である地方自治団体組合を設立することができる（地方自治法第159条）。なお、公益上必要な場合、行政自治部長官が地方自治団体組合の設立や解散又は規約の変更を命じることができる（地方自治法第163条第2項）。2012年12月末現在、釜山・鎮海経済自由区域の各種許認可や外資誘致等の事務を行う「釜山・鎮海経済自由区域庁」等7つが存在する。

(3) 事務の委任・委託

所管事務の一部について、他の地方自治団体に委任・委託して処理することができる（地方自治法第104条、第151条第1項）。

(4) 広域自治団体による基礎自治団体への財政・技術支援

市・郡及び自治区に対しては、市・道から財政及び技術の支援が提供される（地方自治法第166条第2項）。

3 一定の範囲内の指導・監督・調整関係

(1) 広域自治団体による指導・監督関係

国家による指導・監督と同じように、市・郡・区に対する広域自治団体の長（以下「市・道知事」という）による指導・監督も存在する。

・地方自治団体の事務に対する助言・勧告・指導とそれに関する資料提出要求（地

方自治法第 166 条第 1 項)

- ・国や市・道の委任事務についての市・道知事の指導・監督（地方自治法第 167 条）
- ・違法・不当な命令・処分の是正命令（地方自治法第 169 条）
- ・国や市・道委任事務の不履行時の職務履行命令及び代執行（地方自治法第 170 条）
- ・市・郡・区の自治事務についての監査（地方自治法第 171 条）
- ・地方議会の違法議決事項等に対する再議要求と提訴（地方自治法第 172 条）
- ・市・郡・区の地方自治団体組合に対する指導・監督。なお、市・道の地方自治団体組合に対する指導・監督は行政自治部長官による指導・監督を受ける（地方自治法第 163 条）。

(2) 地方自治団体相互間の紛争調整

地方自治団体相互間や地方自治団体の長相互間の事務を処理する時に紛争が生じた場合、行政自治部長官や市・道知事が当事者の申請により調整できる（地方自治法 148 条第 1 項）。

なお、行政協議会において合意形成されない事項に対しても、行政自治部長官や市・道知事が関係自治体の長の調整要望により調整できる（地方自治法 156 条第 1 項）。

ア 中央紛争調停委員会による調整（地方自治法第 149 条）

行政自治部内に地方自治団体中央紛争調停委員会を設置し、協議事項の調整に必要な事項を審議・議決する。中央紛争調停委員会が審議・議決する事項は、以下のとおり。

- ・市・道間又はその長の間の紛争
- ・市・道を別にする市・郡及び自治区間又はその長の間の紛争
- ・市・道と市・郡及び自治区間又はその長の間の紛争
- ・市・道と地方自治団体組合間又はその長の間の紛争
- ・市・道を別にする市・郡及び自治区と地方自治団体組合間又はその長の間の紛争
- ・市・道を別にする地方自治団体組合間又はその長の間の紛争

イ 地方紛争調停委員会による調整（地方自治法第 149 条）

中央紛争調停委員会が行う調整以外のものについては、市・道内に地方自治団体地方紛争調停委員会を設置して協議事項の調整に必要な事項を審議・議決する。

第 3 節 地方自治団体の長の協議体・連合体

1991 年の地方自治の復活とともに、地方自治団体の利益を代弁する全国連合組織が順次結成されてきた。

地方自治法第 165 条第 1 項では、地方自治団体の長又は地方議会の議長は相互間の交流と協力を増進するとともに、共同の問題を協議するため、次の区分に従い、それぞれ協議会を設立できるとし、全国連合組織に法的根拠を与えている。

- 1 市・道知事
- 2 市・道議会議員
- 3 市長・郡守・自治区庁長
- 4 市・郡・自治区議会議員

また、これら 4 種の協議体がすべて参加する地方自治団体の連合体も設立可能である（地方自治法第 165 条第 2 項）。

協議会又は連合体を設立した場合には、その代表者はそのことを遅滞なく行政自治部長官に申告しなければならない。協議会又は連合体は地方自治に直接的な影響を及ぼす法令等に関し、行政自治部長官を経由して政府に意見を提出できるとされている（地方自治法第 165 条第 4 項）。

〈図表 3－4〉 韓国の地方自治団体全国連合組織

名 称	発足年	会 長	事務局所在地
全国市・道知事協議会	1999 年	李始鐘（忠清北道知事）	ソウル特別市鐘路区
全国市長・郡守・区庁長協議会	1996 年	趙忠勳（全羅南道順天市長）	ソウル特別市龍山区 大韓地方行政共済会館
全国市・道議会議員協議会	1991 年	李東熙（大邱広域市議会議員）	ソウル特別市龍山区 大韓地方行政共済会館
全国市郡自治区議会議員協議会	1991 年	沈愚成（忠清南道青陽郡議会議員）	ソウル特別市松波区

（2014 年 10 月現在）

第4章 地方自治団体の機関

第4章 地方自治団体の機関

第1節 地方自治組織の基本構造

韓国の地方自治制度においては、日本と同様に地方議会と地方自治団体の長が両立する機関分立型をとっている。この場合、地方議会は議決権、行政監査権（自治団体の行政事務監査及び調査と行政事務処理事項の報告を受け、質疑できる権限）、選挙権、請願受理・処理権及び自律権を持っている。反面、自治団体の長は、自治団体の代表、行政事務の統轄、地方議会に対する牽制権限（地方議会の一般議決或いは予算上執行不可能な議決に対し再議を要求することができ、緊急時、先決処分権を行使する権限）をもっている。

行政監査権と地方議会に関する牽制権限を行使することで、分立している両機関が適切な牽制と均衡を保つことができるようになっている。

なお、地方自治団体長に対する議会の不信任案議決と地方自治団体長の議会解散権は、共に認められていない。

また、教育、科学及び体育に関する事務を分掌するために別途機関を置くこととされており（地方自治法第121条）、市・道議会の常任委員会として教育委員会が置かれる（第8章第2節 教育行政を参照）。

第2節 地方議会

1 地方議会の性格と議員定数

（1）性格

地方議会は、住民が選定する議員で構成されて自治団体の意思を審議・議決する住民の代表機関である。

すなわち、議決機関として地方自治団体の政策と立法、住民負担、その他地方自治団体の運営事項について地方自治団体の意思を最終的に決定する議決機関であり、地方自治団体の自治法規（条例）を制定する立法機関ともいえる。

さらには、同意権、承認権と行政事務監査及び調査権などを通じて、地方自治団体の首長の事務執行を監視・監督する牽制機関である。

（2）議員定数

地方議会の議員定数は、公職選挙法で決められている。

ア 市・道議会の議員定数（公職選挙法第22条）

（ア） 地域区選出議員

- ・ 地域区市・道議員の総数は、管轄区域内の自治区・市・郡数の2倍とし、人口・行政区域・地勢・交通、そのほかの条件を考慮し、100分の14の範囲で調整することができる。ただし、自治区・市・郡の地域区市・道議員定数は最小1名とする。
- ・ 1の自治区・市・郡が2以上の国会議員地域選挙区とされた場合には、行政区域ではなく国会議員地域選挙区単位で数え、行政区域の変更により国会議員地域選挙区と行政区域が合致しなくなったときには、行政区域単位で数える。

- ・ 市及び郡を統合して都農複合形態の市とした場合には、統合後最初の任期満了による市・道議会議員選挙に限り、当該市の道議会議員の定数は、統合前の数を考慮して定める。
- ・ これらの基準により算定された議員定数が 19 人未満となる広域市及び道は、その定数を 19 人とする。

(イ) 比例代表議員

- ・ 地域区市・道議員定数の 100 分の 10（この場合、端数は 1 とする）。
- ・ 算定された比例代表議員定数が 3 人未満のときは、3 人とする。

イ 自治区・市・郡議会の議員定数（公職選挙法第 23 条）

(ア) 地域区選出議員

- ・ 公職選挙法の別表で市・道別の総定数を定めているが、その範囲内で市・道に置かれた自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が、人口と地域代表性を考慮し中央選挙管理委員会規則が定める基準に基づき、決める。
- ・ 最小定数は 7 人。

(イ) 比例代表議員

- ・ 自治区・市・郡議員定数の 100 分の 10（この場合、端数は 1 とする）。

〈図表 4－1〉 韓国地方議会の議員定数

	広域自治体議会議員定数			基礎自治体議会議員定数			教育議員	合計
	地域区	比例代表	小計	地域区	比例代表	小計		
ソウル	96	10	106	366	53	419	0	525
釜山	42	5	47	158	24	182	0	229
大邱	27	3	30	102	14	116	0	146
仁川	31	4	35	101	15	116	0	151
光州	19	3	22	59	9	68	0	90
大田	19	3	22	54	9	63	0	85
蔚山	19	3	22	43	7	50	0	72
世宗	13	2	15	0	0	0	0	15
京畿	116	12	128	376	55	431	0	559
江原	40	4	44	146	23	169	0	213
忠北	28	3	31	114	17	131	0	162
忠南	36	4	40	144	25	169	0	209
全北	34	4	38	173	24	197	0	235
全南	52	6	58	211	32	243	0	301
慶北	54	6	60	247	37	284	0	344
慶南	50	5	55	225	35	260	0	315
済州	29	7	36	0	0	0	5	41
合計	705	84	789	2,519	379	2,898	5	3,687

※ 広域自治体議会平均 46 名（最小：世宗特別自治市 15 名、最大：京畿道 128 名）

※ 濟州特別自治道・世宗特別自治市については公職選挙法によらず、それぞれの設置法に議員定数が規定されている。

※ 基礎自治体議会平均 12 名（最小：鬱陵郡など 7 名、最大：昌原市（慶尚南道）43 名）

2 議員の身分等

（1）任期及び身分、手当

地方議会議員は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出され（地方自治法第 31 条）、任期は 4 年である（地方自治法第 32 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日現在 60 日以上 の居住者である（公職選挙法第 16 条第 3 項）。

議員の身分・手当については、以前は名誉職であり無報酬であったが、2003 年 6 月の地方自治法改正で名誉職とする規定を削除し、さらに 2005 年 8 月の改正で地方議会議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月次手当に転換し、地方議会議員が専門性を持って議院活動に専念できる土台が用意された。

その他会期中の職務等における障害・死亡等の場合には補償金が支払われる（地方自治法第 34 条）。

手当の支給基準は地方自治法施行令第 15 条に定める範囲内で、各地方自治団体の議政費審議委員会が決定した金額以内で各自治団体の条例に定めることとなっている。

なお、地方自治法施行令第 33 条に定められた支給範囲は以下のとおりである。

ア 地方議会議員議政活動費支給範囲（地方自治法施行令別表 4）

区分	議政活動費支給範囲	
	議政資料収集・研究費	補助活動費
市・道議会議員	月 120 万ウォン以内	月 30 万ウォン以内
市・郡・自治区議会議員	月 90 万ウォン以内	月 20 万ウォン以内

イ 国内旅費支給範囲（地方自治法施行令別表 5）（単位：ウォン）

支給基準額 区分	鉄道 運賃	船舶 運賃	航空 運賃	自動車 運賃	現地 交通費 (1 人)	宿泊費 (1 人)	食費 (1 人)
市・道議会議員	一等級	二等 定額	定額	定額	20,000	46,000	25,000
市・郡・自治区 議会議員	一等級	二等 定額	定額	定額	20,000	46,000	25,000

※議会所在自治体内での出張・旅行や旅行距離が 12km 未満の場合、現地交通費と食費のみ。

ウ 国外旅費支給範囲（地方自治法施行令別表 6）

（単位：ドル）

支給基準額 区分		航空 賃	日 当	宿 泊 費	食 費	準備金		
						15 日未満	15 日以上 30 日未満	30 日以上
市・道	議長 副議長	一等 定額	40	205	133	150	180	210
	議員	一等 定額	35	166	107	140	170	195
市・郡 自治区	議長 副議長	一等 定額	35	166	107	140	170	195
	議員	二等 定額	30	145	81	130	155	180

エ 月次手当支給範囲（地方自治法施行令別表 7）

地域住民の所得水準、地方公務員報酬引上率、物価上昇率及び地方議会の議院活動実績等を総合的に考慮した金額

（2）兼職禁止

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第 35 条第 1 項）。

ア 国会議員及び他の地方議会議員

イ 憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員

ウ 国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）

エ 「公共機関の運営に関する法律」第 4 条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員

オ 地方公社及び地方公団の役職員

カ 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）の役職員及びこれらの組合の中央会長又は連合会長

キ 政党法の規定により政党の党員となることができない教員

（3）当該地方自治団体との営利目的の取引禁止

当該自治団体及び公共団体との営利目的の取引は禁止されている。また、これに関連した施設・財産の譲受人又は管理人になれない（地方自治法第 35 条第 5 項）。

（4）議員の義務

韓国では、議員の義務として、公共の利益を優先し良心に従いその職務を誠実に遂行しなければならない、清廉の義務を果たすとともに議員としての品位を維持しなければならないと規定されている。

また、議員は、その地位を濫用し地方自治団体・公共団体又は企業体との契約やその処分により財産上の権利・利益若しくは職位を取得したり他人のためにその取得を斡旋したりしてはいけなと規定されている（地方自治法第 36 条）。

(5) 議員逮捕及び確定判決の通知

議員が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく議長に令状の写しを添付してそのことを通知しなければならない、もし議員の刑事事件の判決が確定したときは、各級の裁判長は、遅滞なく議長にそのことを通知しなければならないとされている（地方自治法第 37 条）。

3 地方議会の権限

議会の権限については、議決権、行政監査及び調査権、その他に分かれ、それぞれ、次のとおりである（地方自治法第 39 条～第 43 条）。

(1) 議決権

地方自治法は法定議決事項として、次の事項を掲げている（地方自治法第 39 条）。

ア 条例の制定・改廃

イ 予算の審議・確定

ウ 決算の承認

エ 法令に規定されたものを除いた使用料・手数料・分担金・地方税又は加入金の賦課と徴収

オ 基金の設置・運用

カ 重要財産の取得・処分

キ 公共施設の設置・管理及び処分

ク 法令と条例に規定されたものを除く予算外の義務負担又は権利放棄

ケ 請願の受理及び処理

コ 外国の地方自治団体との交流協力に関する事項

サ その他の法令によりその権限に属する事項

なお、地方自治団体がこれらのほかに条例で定めるところにより議会の議決事項を追加することができる（地方自治法第 39 条第 2 項）。

(2) 行政監査及び調査権

議会は、毎年 1 回当該地方自治団体の事務に関して、市・道の場合は 14 日、市・郡・区の場合は 9 日の範囲内で監査を実施することができる。

また、地方自治団体の事務のうち、特定事案に関し、本会議の議決により本会議又は委員会をして調査をさせる権利がある。これには理由を明示した書面に、在職議員の 3 分の 1 以上の連署が必要である（地方自治法第 41 条）。

(3) その他

請願受理・処理権（議会の議決を要さないもの）、自律権（内部組織決定権、議公会期決定権、議会規則制定権、議員懲戒権、自治団体の首長及び関係公務員の出席・答弁要求権、自治団体の首長の先決処分承認権）などがある。

4 地方議会の招集と会期

定例会が年 2 回開かれる。定例会の招集日他、定例会の運営に関する必要事項は大統領令で定めるところにより各地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 44 条）。

臨時会は、総選挙後及び当該自治団体長又は在籍議員の 1/3 以上の要求により開かれる。招集については、総選挙後の場合、議員の任期開始日から 25 日以内に議会事務処長・事務局長・事務課長が、自治団体長等の要求により招集する場合は、15 日以内に議長が招集する（地方自治法第 45 条）。また年間総会議日数も条例で定めることとなっている（地方自治法第 47 条）

5 地方議会の組織

（１）議長・副議長

議会は、無記名投票選挙により、議員の中から議長、副議長を選出する。議長及び副議長の任期は 2 年で、欠員となった際は補欠選挙により選出する。その場合の任期は前任者の残任期間とされる（地方自治法第 48 条及び 53 条）。

議長は、議会を代表し、議事を整理し、会議場の秩序を維持し、議会の事務を監督する（地方自治法第 49 条）。副議長は、議長に事故がある場合にその職務を代行する（地方自治法第 51 条）。

なお、韓国では議長・副議長不信任の制度がある。これは、議長又は副議長が法令に違反したり正当な理由なく職務を遂行しないときに、議会が不信任を議決することができるというものである。不信任議決には、在籍議員の 4 分の 1 以上の発議及び在籍議員の過半数の賛成が必要である。議決された場合、議長又は副議長は解任される（地方自治法第 55 条）。

（２）委員会

議会は、条例が定めるところにより委員会を設置することができる。委員会には、所管議案、請願等を審査処理する常任委員会と、特別な案件を一時的に審査処理する特別委員会の 2 種類とされる。委員は本会議で選任する（地方自治法第 56 条）。

また、地方議会の信頼性を確保するため、議員の倫理審査や懲戒に関する事項を審査するための倫理特別委員会を設置できるとし（地方自治法第 57 条）、また、委員長と委員の自治立法活動を支援するために、議員ではない、専門知識を持った専門委員を置くこととしている（地方自治法第 59 条第 1 項）。

（３）事務機構

議会事務処理のため、条例に基づき、広域自治団体の場合は事務処、基礎自治団体の場合は事務局又は事務課を置くことができる（地方自治法第 90 条）。

〈図表 4－2〉 地方議会の組織

	議長	副議長	委員会	事務機構
広域自治団体	1 名	2 名	常任委員会	事務処
基礎自治団体	1 名	1 名	特別委員会 倫理特別委員会	事務局又は 事務課

第3節 執行機関

1 地方自治団体長

(1) 地方自治団体長の地位

地方自治団体長は、当該地方自治団体の長として、地方自治団体を内外に代表するとともに、地方自治団体の行政首班としての地位を有する。

また、これと同時に国家又は広域自治団体（特別市・広域市・道）の事務を機関委任されて処理する場合には、国家あるいは広域自治団体の下級行政機関として地位を持つ。

地方自治団体長は、特別市に特別市長、広域市に広域市長、道と特別自治道に道知事、市に市長、郡に郡守、自治区に区庁長を置くこととされている（地方自治法第93条）。

ア 地方自治団体の長の選任

住民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選任される（地方自治法第94条）。（1995年から実施された。それ以前は、議会による間選制や政府による任命制などが実施されていた。）

任期は4年で、在任は継続して3期までに限定している（地方自治法第95条）。被選挙権は、25歳以上で、選挙日現在60日以上居住者で、地方議会議員と同じである（公職選挙法第16条第3項）。なお、長が欠けたときは補欠選挙が行われるが、任期は前任者の残存任期であり、選挙日から任期満了までの期間が1年未満のときは、補欠選挙は行わないこともある（公職選挙法第14条、第200条、第201条）。

イ 兼任等の制限

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第96条第1項）。

- (ア) 大統領、国会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員、地方議会議員及び教育委員会の教育委員
- (イ) 国家公務員及び地方公務員
- (ウ) 他の法令の規定により公務員の身分を有する職
- (エ) 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員
- (オ) 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）の役職員
- (カ) 教員
- (キ) 地方公社及び地方公団の役職員
- (ク) その他、別の法律により兼任できないとされる職

また、地方自治団体の長は、在任中、当該自治団体との営利目的の取引は禁止され、当該地方自治団体と関係のある営利事業に従事できないとされている。

ウ 地方自治団体長の逮捕及び確定判決の通知

地方自治団体長が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく令状の写しを添付してそのことを当該地方自治団体に通知しなければならない。この場合、通知を受け取った地方自治団体が、基礎自治団体ならば広域自治団体長を経由して、広域自治団体ならば直接このことを直ちに行政自治部長官に報告しなければならないとされている。もし、刑事事件の判決が確定したときは、各審級の裁判長は、遅滞なく当該地方自治団体にそのことを通知しなければならないとされ、逮捕・拘禁の場合と同じく、行政自治部長官への報告、市・道知事経由手続きが規定されている（地方自治法第 100 条）。

（２）地方自治団体の長の権限

地方自治団体長は、当該地方自治団体を代表し、その事務を統括することとされている（地方自治法第 102 条）。また、地方自治団体長は、当該地方自治団体の事務（固有事務）及び法令によりその地方自治団体長に委任された事務（機関委任事務）を管理執行することとされている（地方自治法第 103 条）。

また、地方自治団体長は、条例・規則に基づき、その権限に属する事務の一部を補助機関、所属行政機関、下部行政機関又は管轄基礎自治団体、公共団体若しくはその機関（事務所、出張所等を含む）に委任することができる。そのほか、調査・検査・検定・管理業務等住民の権利義務に直接関係ない事務について、法人・団体・個人等に契約により委託することができる（地方自治法第 104 条）。

さらに、地方自治団体の長は、所属職員を指揮・監督し、法令・条例・規則に基づき、職員の任免、教育訓練、服務、懲戒等に関する事項も処理する（地方自治法第 105 条）。

このほか、地方自治団体長は、議案発議権、地方自治団体の予算編成権、臨時会招集要求、再議要求、先決処分権、再議決についての提訴権、条例公布権、条例案拒否権、規則制定権などを持つ。

（３）議会に対する権限

（２）のとおり、地方自治団体長は様々な権限を持つが、議会に対する権限のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 再議要求権（地方自治法第 107 条、第 108 条）

以下の議決に対し、首長は議決事項の受領日から 20 日以内に再議決要求ができる。

- ・ 越権あるいは法令違反であったり、公益を著しく害すると認められる場合
- ・ 議決された予算に執行できない経費が含まれている場合
- ・ 法令により地方自治団体で義務的に負担しなければならない経費の削減
- ・ 非常災害による施設の応急復旧のために必要な経費の削減
- ・ 議決された条例案に異議がある場合（地方自治法第 26 条第 3 項）

しかし、再議の結果、在籍議員過半数の出席と出席議員の 2/3 以上の賛成で前と同じ議決をした場合は、再議決案が確定される。

その場合でも、首長は再議決された事項が法令に違反すると認められる場合には、大法院に提訴できる権限を持つ（地方自治法第 107 条第 3 項）。

イ 先決処分権

以下のような場合に首長は先決処分をすることができる。

- ・ 議員の拘束等で規定議決定足数に足りず、議会が成立しない場合（地方自治法第 109 条）
- ・ 地方議会の議決事項のうち、住民の生命と財産保護のために緊急に必要な事項があり、それに対し議会を招集する時間的な余裕がなかったり、議会の議決が遅滞している場合（同条）

この場合、遅滞なく地方議会に報告して承認を得なければならず、議会の承認を得られなかった場合は、その時から効力を喪失する。

ウ 準予算の執行

新しい会計年度が始まるまでに地方議会で予算案が議決されなかった場合には、首長は以下の場合に限り、前年度の予算案に準じて執行することができる（地方自治法第 131 条）。

- ・ 法令又は条例によって設置された機関又は施設の維持・運営
- ・ 法令又は条例上の支出義務の履行
- ・ すでに予算で承認された事業の継続

〈図表 4－3〉 地方自治団体長と地方議会の関係

項 目	自 治 団 体 長	議 会
議 案 関 連	議案の提出・付議案件の公告	議案の提出
	条 例 の 公 布	議 決 権
再 議	再 議 要 求 権	再議決議権
先 決 処 理	先 決 処 理 権	承認・拒否権
行 政 事 務	行政事務の管理・執行	書類提出要求権
		事務監査・調査権
		出席要求・質問権
予 算	予算の編成・提出	予算の審議
	執 行 権	確 定 権
決 算	決算の作成・承認要求	決算承認権

2 補助機関

（１）副団体長（副市長・副知事、副市長・副郡守・副区庁長）

ア 副団体長とその定数、任務

特別市、広域市及び特別自治市に副市長、道と特別自治道に副知事、市に副市長、郡に副郡守、自治区に副区庁長を置くこととされ、その定数は次の通りとされている。（地方自治法第 110 条第 1 項）

- （ア） ソウル特別市：3 人を超えない範囲で大統領令により定める
- （イ） 広域市・特別自治市・道・特別自治道：2 人以下（人口 800 万以上は 3 人）

の範囲内で大統領令により定める

(ウ) 市・郡・区：1人

その任務は、首長を補佐して事務を総括することと、その所属職員を指導・監督することだが、首長に事故等があった場合はその職を代行することとなる。(地方自治法第110条第5項、第6項)

イ 副団体長の身分

広域自治団体の副団体長は、政務職又は一般職の国家公務員が充てられ、その等級は大統領令で定められている。また、広域自治団体の副団体長が2人以上の場合は、1人は政務職又は別定職の地方公務員が充てられ、その資格基準は、当該地方自治団体の条例で定めることとされている(地方自治法第110条第2項)。

基礎自治団体の副団体長は、一般職の地方公務員が充てられ、その職級は大統領令で定められている。

ウ 任用

広域自治団体の国家公務員をもって充てられる副市長・副知事は、広域自治団体長の提案要請により行政自治部長官を経て大統領が任命する。この場合、提案要請のあった者に法的欠格事由がなければ30日以内にその任命手続きを終了しなければならないとされている(地方自治法第110条第3項)。

基礎自治団体の副市長・副郡守・副区庁長は、当該地方自治団体長が任命する(地方自治法第110条第4項)。

(2) 行政機構

地方自治団体はその事務を分掌させるために必要な行政機構と地方公務員を置くが、行政機構の設置と地方公務員の定員については、人件費など大統領令が定める基準により地方自治団体の条例で定めることとなっている(地方自治法第112条)。

3 所属行政機関

地方自治法は、地方自治団体の所属機関として、直属機関、事業所、出張所、合議制行政機関、審議会・委員会等の諮問機関を規定している。

(1) 直属機関

地方自治団体の所管事務の範囲内で、大統領令又は大統領令に基づく条例により設置されているものであり、自治警察機関(济州特別自治道に限る)、消防機関、教育訓練機関、保健診療機関、試験研究機関、中小企業指導機関等がある(地方自治法第113条)。

地方自治法施行令では、条例で直属機関を設置できる場合について、その所管事務の性格が別途の専門機関で遂行することが効率的な場合でなければならないとしており、特に大学、専門大学(日本の短大に相当)の設置については、①地方自治団体の財政支援能力があること、②地域内の産業人材需要と大学及び専門大学の人材供給上の必要性があること、③地域間の均衡発展に寄与できること、④大学及び専門大学中長期計画・学科編成及び学生定員が適正なこと、⑤設置に関して地域社会の積極的な支援があることといった条件を明示している(地方自治法施行令第75

条、第 76 条)。

(2) 事業所

特定業務を効率的に遂行するために必要な場合、大統領令が定めるところにより地方自治団体の条例で事業所を設置できる。設置の必要要件としては、業務の性格や業務量等から別途の機関で業務を遂行することが効率的であること、事業場の位置上、現場での業務推進が効率的であることが求められる（地方自治法第 114 条、同法施行令第 77 条）。

(3) 出張所

遠隔地の住民の便宜や特定地域の開発促進のために必要な場合には、大統領令で定める範囲内で条例の定めるところにより出張所を設置できるとされている（地方自治法第 115 条）。地方自治法施行令第 78 条では、出張所の設置要件として、

ア 遠隔地住民の便宜のために所管事務を分掌する必要があること

イ 業務の総合性と継続性があること

ウ 管轄区域の範囲が明確なこと

とし、自治区でない区又は洞が設置されている市は、都農複合形態の市を除き、出張所を設置することができないとしている。

(4) 合議制行政機関

所管事務の一部を独立させて遂行する必要がある場合には、法令又は条例の定めるところにより合議制行政機関を置くことができるとされている（地方自治法第 116 条）。

人事委員会（地方公務員法第 7 条）、訴請審査委員会（地方公務員法第 13 条）等が設置されている。

なお、合議制機関として選挙管理委員会があるが、韓国では国家機関（選挙管理委員会法）である。

(5) 諮問機関

地方自治団体は、その書簡事務の範囲で法令やその地方自治団体の条例で定めるところにより審議会・委員会等の諮問機関を設置運用することができる（地方自治法第 116 条の 2）。

4 下部行政機関

下部行政機関として、自治区ではない区（行政区又は一般区と呼ばれる）に区庁長、邑には邑長、面には面長、洞には洞長が置かれる（地方自治法第 117 条）。これら下部行政機関は一般職地方公務員をもって充てられ、当該基礎自治団体長が任命する（地方自治法第 118 条）。

行政区の区庁長、邑長・面長・洞長は、それぞれ基礎自治団体の長の指揮監督を受け、所管の国家事務及び地方自治団体の事務を受託処理し、所属職員を指揮監督することとされている（地方自治法第 119 条）。

これら下部行政機関の事務を分掌させるため必要な場合には、条例に基づき、下部行政機構を設置することができるとされている（地方自治法第 120 条）。

5 教育・科学及び体育に関する機関

教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務（市・道事務）であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育・学芸についての事務を管掌する機関を別途置くよう規定されている（地方自治法第 121 条）（第 8 章参照）。

第 5 章 地方選挙と住民参加、民願

第5章 地方選挙と住民参加、民願

第1節 住民の権利及び義務と沿革

1 住民の権利及び義務

韓国地方自治法は、住民の権利及び義務を次のように規定している。

地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となる（地方自治法第12条）。そして、住民は法令の定めるところにより、所属する地方自治団体の財産と公共施設を利用する権利を有するとともに、その地方自治団体から均等に行政の恵沢を受ける権利を有する（地方自治法第13条第1項）とされ、国民である住民は、法令の定めるところにより、その地方自治団体において実施される地方議会議員選挙及び地方自治団体の定める選挙に参加する権利を有するとされている（地方自治法第13条第2項）。

一方、住民は、法令の定めるところにより所属する地方自治団体の費用を分担する義務を負うとされている（地方自治法第21条）。

2 地方選挙と住民参加の沿革

韓国において、はじめての地方選挙は、朝鮮戦争の最中、首都を釜山へ移していた1952年に実施された（ソウル・京畿・江原地域は除外）。4月に市・邑・面議会議員選挙（任期4年）が、5月には、道議会議員選挙（任期4年）がそれぞれ実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956年8月に行われた。この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の基礎自治団体長が登場した。1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく設置された。しかし、1961年5月16日、軍事クーデターにより、当時の軍事革命委員会の布告令4号で、すべての地方議会が解散され、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自治法の効力が停止した。その後、30年を経て、ようやく1991年3月に基礎議会議員選挙が実施され、続いて6月には広域議会議員選挙が実施された。1995年6月27日の地方選挙では、完全な地方自治が復活し、自治団体長まで住民の直接選挙で選出されることとなった。この日は、基礎議会議員、基礎自治団体長、広域議会議員、広域自治団体長の選挙が同時に実施され、第1回の全国統一地方選挙となる。なお、この選挙では、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施するため、このときに限り任期を3年とした。したがって、第2回全国同時地方選挙は、3年後の1998年6月4日に実施された。それから4年後の2002年6月13日には、第3回全国同時地方選挙が実施され、2006年5月31日には、第4回全国同時地方選挙が実施された。

〈図表5-1〉地方選挙の実施状況

区分 実施年度	地方議会議員の選挙			自治団体長の選挙		
	ソウル市議会	道議会	市邑面議会	ソウル市長	道知事	市邑面長
1952年4月及び5		第1回	第1回			

月						
1956 年 8 月	第 1 回	第 2 回	第 2 回			第 1 回
1960 年 12 月	第 2 回	第 3 回	第 3 回	第 1 回	第 1 回	第 2 回
1991 年 3 月 26 日	市道自治区議員選挙			延期		
1991 年 6 月 20 日	市道議員選挙			延期		
1995 年 6 月 27 日	広域・基礎議員同時選挙			広域・基礎団体長同時選挙		
1998 年 6 月 4 日	第 2 回全国同時地方選挙実施					
2002 年 6 月 13 日	第 3 回全国同時地方選挙実施					
2006 年 6 月 31 日	第 4 回全国同時地方選挙実施					
2010 年 6 月 2 日	第 5 回全国同時地方選挙実施					
2014 年 6 月 4 日	第 6 回全国同時地方選挙実施					

さらには、住民の直接参加の途も開かれるようになってきた。まず、住民投票制（レファレンダム）は 1994 年地方自治法改正の際に導入された。しかし、住民投票に関する法律が制定されておらず、住民投票は実施されていなかった。続いて 1999 年、地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権（地方自治法第 15 条）と住民監査請求権（地方自治法第 16 条）が認められるようになった。

地方分権推進の過程で住民投票制度（住民投票法）が導入され、このほか、住民訴訟制度（地方自治法第 17 条）、首長・地方議員に対する住民罷免（リコール）（住民償還に関する法律）も導入された。

第 2 節 地方選挙制度

1 現行制度

（1）選挙権

地方議会議員及び地方自治団体長の選挙権を有する者は、以下のとおりである。

19 歳以上で、選挙人名簿作成基準日現在、次のいずれかに該当するもの

- ・該当地方自治団体の管轄区域で住民登録がされている者
- ・国内居所申告人名簿に 3 か月以上継続して搭載されている国民で、該当地方自治団体の管轄区域に国内居所申告がなされている者
- ・永住在留資格取得後、3 年が経過した 19 歳以上の外国人で、当該自治団体の外国人登録台帳に記載されている者

（公職選挙法第 15 条第 2 項）

（2）被選挙権

地方議会議員及び地方自治団体長の被選挙権を有する者は、以下のとおりである。

- ・選挙日現在継続して 60 日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住居登録されている 25 歳以上の国民（公職選挙法第 16 条 3 項）

（3）選挙事務管理

選挙事務の管理は、各自治団体単位に設置される選挙管理委員会が行う（公職選挙法第 13 条）。選挙管理委員会は国の行政機関や自治団体とは別の独立した合議制の機関であり、憲法を根拠とし、その組織、職務範囲等は選挙管理委員会法に規定

されている。

市・道選挙管理委員会の委員は、国会議員の選挙権を有し、政党员ではない者のうち国会で交渉団体を構成する政党が推薦する人物、市・道を管轄する地方法院長（地方裁判所長）が推薦する3人（裁判官2人を含む）、教育者又は学識と徳望がある者3人を中央選挙管理委員会が委嘱する。定数は9人で、委員任期は6年である（選挙管理委員会法第2条、第4条第2項、第8条）。

〈図表5－2〉選挙管理委員会と所管

市・道選挙管理委員会	広域議会選挙（比例代表）、広域自治団体長選挙
区・市・郡選挙管理委員会	広域議会選挙（地域選挙区） 基礎自治団体長選挙、基礎議会選挙

（4）選挙経費の負担

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の管理準備と実施に必要な次の経費は、当該地方自治団体が負担することとなっている（公職選挙法第277条第2項）。

ア この法の規定による選挙の管理準備と実施に必要な経費

イ 選挙に関する啓発・広報及び取り締まり事務に必要な経費

ウ 選挙に関する訴訟に必要な経費

エ 選挙に関する訴訟の結果、負担しなければならない経費

オ 選挙結果に対する資料の整理に必要な経費

カ 選挙管理のため、選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費

キ 予測できない経費又は予算超過支出に充当するための経費としてア及びイの規定による経費の合計金額の100分の1に相当する金額

ただし、このような事務の中でも統一的に遂行するために必要な経費は国家が負担することとなっている（公職選挙法第277条第1項）。

（5）選挙区域と定数割振

選挙区域と議員定数の割振は、公職選挙法で定められており、割振の方法は次の図表のとおりである（公職選挙法第22条、第23条、第26条）。なお、議員定数については、第4章を参照。

〈図表5－3〉選挙区域と定数

選挙区分		選挙区・定数割振概要
自治団体長選挙		当該自治団体の管轄区域全体から1名
広域議会選挙	地域選挙区	自治区・市・郡毎に2名とする。選挙区は緒条件を考慮して自治区・市・郡を分割して画定し、1つの選挙区から1名選出（広域市及び道議会の下限19名）。
	比例代表	広域議会議員定数の10/100(端数を1名とし下限3名)
基礎議会選挙	地域選挙区	選挙区は諸条件を考慮して画定する（自治区・市・郡議会の下限7名）。
	比例代表	基礎議会議員定数の10/100(端数を1名とする)

(6) 候補者

ア 候補者登録（公職選挙法第 47 条、第 48 条、第 49 条）

各候補者は候補者登録の際、以下の推薦状を添付せねばならない。

〈図表 5－4〉 候補者登録と必要な推薦状

政党推薦候補者	政党の推薦書（党と代表者の職印）
無所属候補者	選挙権者の推薦状（一定数以上の署名捺印）

イ 公職者立候補制限（公職選挙法第 53 条）

以下の公職者が立候補する場合、当該選挙日 90 日前（比例代表議会議員選挙・補欠選挙等では候補者登録申請前）までにその職を辞任しなければならない（現職者が再選のため立候補する場合を除く）。

- ・国家公務員・地方公務員。ただし、「政党法」の規定により党员となれる公務員（政務職公務員を除く）は、この限りではない。
- ・選挙管理委員会委員又は教育委員会の教育委員
- ・他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者
- ・「公共機関の運営に関する法律」第 4 条第 1 項第 3 号に該当する機関のうち、政府が 100 分の 50 以上の資本を持っている機関（韓国銀行を含む）の常勤役員
- ・「農業協同組合法」・「水産業協同組合法」・「山林組合法」・「葉タバコ生産協同組合法」により設立された組合の常勤役員とこれら組合の中央会長
- ・「地方公企業法」第 2 条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員
- ・「政党法」の規定により政党の党员になることができない私立学校教員
- ・大統領令に定められたジャーナリスト

(7) 寄託金（公職選挙法第 56 条、第 57 条）

ア 立候補者は登録申請時に以下の寄託金を管轄選挙区の選挙管理委員会に納付しなければならない。

〈図表 5－5〉 候補者区分別寄託金

広域自治団体長	5,000 万ウォン
基礎自治団体長	1,000 万ウォン
広域議会議員	300 万ウォン
基礎議会議員	200 万ウォン

イ 寄託金の返還について

(ア) 寄託金が全額返還される場合（負担費用を除き、選挙日後 30 日以内）

- ・候補者の当選又は死亡
- ・候補者が有効投票総数の 15/100 以上を得票した場合

(イ) 寄付金の半分为返還される場合

- ・候補者が有効投票総数の 10/100 以上、15/100 未満を得票した場合

(ウ) (ア) (イ) により返還されない寄託金は当該自治団体に帰属する。

2 選挙制度の改正経緯

近年の選挙制度改正の主な内容は、次のとおりである。

(1) 2005 年 8 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙年齢の引き下げなど（公職選挙法第 15 条）

選挙年齢を 19 歳に下方修正し、出入国管理法により永住の在留資格取得日から 3 年が経過した 19 歳以上の外国人に在住地域の地方自治団体選挙の選挙権を付与した。

イ 比例代表選挙における女性候補者（公職選挙法第 47 条）

政党は、国会議員選挙、地方議員選挙とも、比例代表候補者の 100 分の 50 以上の女性を公認しなければならない、候補者名簿の順位の奇数は女性としなければならないとした。

(2) 2009 年 2 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 在外国民の地方選挙の選挙権と被選挙権（公職選挙法第 15、16 条）

- ・「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」に基づき、国内居所を申告し、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の選挙権を付与した。
- ・選挙日までに継続して 60 日以上、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている 25 歳以上の在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を付与した。

(3) 2012 年 2 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 情報通信網を利用した選挙運動の拡大など（公職選挙法第 59 条）

インターネットのホームページ、又はその掲示板・チャットルームなどに文章や動画などを掲示したり、電子メール・文字メッセージ送信による事前選挙運動を可能にした。

第 3 節 直接参政制度

地方自治法は、直接請求制度である条例制定・改廃請求権（地方自治法第 15 条）、監査請求権（地方自治法第 16 条）、議員・長等の解職請求権として住民召喚（地方自治法第 20 条）と直接請求以外の直接参政制度として住民投票（地方自治法第 14 条）、住民の監査請求（地方自治法第 16 条）住民訴訟（地方自治法第 17 条）を規定している。

1 条例制定・改廃請求権

地方自治団体の 19 歳以上の住民（以下「この節で住民」と省略）は、特別・広域市、道と人口 50 万人以上の大都市には住民総数の 100 分の 1 以上 70 分の 1 以下、市、郡、及び自治区では、住民総数の 50 分の 1 以上 20 分の 1 以下の範囲で、住民の連署をもって、当該地方自治団体の長に対して条例の制定、改廃を請求することができる（地方自治法第 15 条）。

次の事項は、請求対象から除外されている。

(1) 法令に違反する事項

(2) 地方税・使用料・手数料・負担金の賦課・徴収又は減免に関する事項

(3) 行政機構の設置・変更に関する事項又は公共施設の設置に反対する事項

2 監査請求権

地方自治団体の 19 歳以上の住民は、市・道においては 500 名、人口 50 万以上の大都市においては 300 名、その他の市・郡・自治区は 200 名を越えない範囲で当該地方自治団体の条例において定めるところによる住民数以上の連署をもって、市・道に関しては、主務部長官に、市・郡・自治区においては、市・道知事に対し、当該地方自治団体とその長の権限に属する事務の処理が法令に違反したり公益を著しく害していると認める場合には、監査を請求することができる。その場合、次の事項は監査請求の対象から除外されている。（地方自治法第 16 条）

- (1) 捜査又は裁判に関与することとなる事項
- (2) 個人的な私生活を侵害するおそれのある事項
- (3) 他の機関が監査し、又は監査中の事項。ただし、他の機関において監査した事項であっても、新たな事項が発見され、又は重要事項が監査において遺漏した場合と、地方自治法第 17 条第 1 項の規定により住民訴訟の対象となる場合を除く。
- (4) 地方自治法第 17 条第 2 項の各号に該当する訴訟が進行中又はその裁判が確定した事項

主務部長官又は市・道知事は、監査請求を受理した日から 60 日以内に監査請求のあった事項に関し監査を終了させなければならない、その監査結果を請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し書面をもって通知するとともに、その内容を公表しなければならない。ただし、期間内に監査を終了させることが困難な正当な事由があるときは、その期間を延長することができる。この場合、あらかじめ、請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し通知するとともに公表しなければならない。

主務部長官又は市・道知事は当該地方自治団体の長に対し、監査結果に従い必要な措置を要求することができる。この場合、当該地方自治団体の長は、このことを誠実に履行しなければならない、その措置結果を地方議会と主務部長官又は市・道知事に対し報告しなければならない。

3 住民訴訟（地方自治法第 17 条）

監査請求をした事項のうち、公金の支出に関する事項、財産の取得・管理・処分に関する事項、当該地方自治団体を当事者にする売買・賃借・請負契約やその他の契約の締結・履行に関する事項、地方税・使用料・手数料・過怠金など公金の賦課・徴収を怠った事項に該当し、その監査請求が監査請求を受理した日から 60 日を過ぎても終わらない場合、監査請求結果・必要な措置に不服がある場合、地方自治団体の長が措置を履行しない場合等、当該地方自治団体の長を相手方にして訴訟を提起できる。

4 住民召還

(1) 導入背景

- ・1995 年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方選出職の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、住民召還制の必要性が提起された
- ・地方行政への地域住民の参加を促し、選挙により選ばれた地方公職者の不正や

独善的な行政、権威主義的行政を予防する機能として、住民召還制の導入について議論が活発化

- ・2002 年の大統領選挙及び 2004 年の国会議員総選挙の課程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、市民団体や、マスコミなどから同制度の早期導入が求められた

(2) 導入経過

- ・盧武鉉政権の重要公約課題、地方分権ロードマップの課題として推進（2003 年 7 月）・地方政府の責任を強化するため、住民召還制を導入。
- ・地方分権特別法の制定（2004 年 1 月）
住民召還制度導入の推進など、住民の直接参加制度を強化する。
- ・済州特別自治道において住民召還制をモデル施行（2006 年 7 月 1 日）
済州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法
- ・住民召還に関する法律の議員立法の推進（2006 年 5 月 24 日）
3 名の国会議員が 2004～2006 年にそれぞれ代表発議した議員立法案をもとに、国会の行政自治委員会が代案を作成し、国会で議決

(3) 住民召還に関する法律

- ・1995 年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方選出職の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、住民召還制の必要性が提起されていたが、2002 年の大統領選挙及び 2004 年の国会議員総選挙の課程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、2006 年 5 月 24 日に改正された地方自治法第 20 条に住民召還制度が規定された。地方自治団体の長及び地方議会議員（比例代表地方議会議員は除外する）を召還する権利を持つ（地方自治法第 20 条第 1 項）。投票請求者・請求要件・手続き及び効力などに関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第 20 条第 2 項）。これに基づき 2006 年 5 月に制定され、2007 年 5 月施行された法律が住民召還に関する法律である。その主な内容は次のとおりである。

ア 住民召還投票権（住民召還に関する法律第 3 条）

住民召還投票の権利がある者は、以下の 2 種類である。

- (ア) 19 才以上の住民で、住民召還投票人名簿作成基準日現在その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者(公職選挙法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外)
- (イ) 19 才以上の外国人で、出入国管理法第 10 条の規定により、大韓民国に永住滞在できる資格を得て 3 年が経過したものうち出入国管理法第 34 条の規定に従い、その地方自治団体の所轄区域に外国人登録対象に登録されている者

イ 住民召還投票の請求、発議

(ア) 住民召還投票の請求（住民召還に関する法律第 7 条）

- ・特別市、広域市の長・道知事においては、その地方自治団体の住民召還投票

権者の総数 100 分の 10 以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書で請求できる

- ・市長、郡守、自治区の長においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 15 以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書で請求できる
- ・地方自治団体の議員においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 20 以上

上記の署名条件に加え、特別市、広域市の長、道知事においては、その地方自治団体の中の 3 分の 1 以上の市、郡、自治区において 10,000 分の 5 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中、また地方議員及び市長、郡守、自治区においては、その選挙区内の邑、面、洞の各住民召還請求権者総数の 10,000 分の 5 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中で大統領令が定める数以上の署名を集める必要がある。

(イ) 住民召還投票の発議（住民召還に関する法律第 12 条）

管轄選挙管理委員会は 住民召還投票請求が適法だと認める場合は、遅延なしでその要旨を公表し、召還請求人代表者及び召還住民召還投票対象者である地方公職者にその事実を通知しなければならない。該当地方公職者は釈明機会を保障されており、通知を受けた日から 20 日以内に釈明用紙を提出できる。（住民召還に関する法律第 14 条）管轄選挙管理委員会は、住民召還投票対象者の釈明要旨を受け取った日、又は釈明要旨の提出期間が経過した日から 7 日以内に住民召還投票日と住民召還投票案を公告し、住民召還投票を発議しなければならない。

(ウ) 住民召還投票の請求制限期間（住民召還に関する法律第 8 条）

次の何れかに該当する場合は、住民召還投票請求ができない

- ・任期開始日から 1 年が経過しないとき
- ・任期満了日から 1 年未満であるとき
- ・その地方公職者に対し、住民召還投票を実施した日から 1 年以内であるとき

(エ) 住民召還投票と住民召還の確定（住民召還に関する法律第 13 条）

住民召還投票日は、公告日から 20 日以上 30 日以下の範囲の中で管轄選挙管理委員会が定める（住民召還に関する法律第 13 条第 1 項）。

住民召還投票は賛成又は反対を選択する形式で実施し（住民召還に関する法律第 15 条第 1 項）、住民召還投票権をもつ有権者総数の 3 分の 1 以上の投票と有効投票総数過半数の賛成で確定する。住民召還投票者の数が有権者総数の 3 分の 1 未満の場合は開票しない（住民召還に関する法律第 22 条第 1 項、第 2 項）。

管轄選挙管理委員会は、この結果を遅延なく公表し、召還請求代表者、住民召還投票対象者、関係中央行政機関の長、当該地方自治団体の長等に通知しなければならない（住民召還に関する法律第 22 条第 3 項）。

(オ) 住民召還投票の効力（住民召還に関する法律第 23 条）

住民召還投票が確定した時には、住民召還対象者はその結果が公表された時点

からその職を喪失する。

(カ) 住民召還投票訴訟（住民召還に関する法律第 24 条）

住民召還投票の効力に関して、異議がある該当住民召還投票権者は、住民召還有権者総数の 100 分の 1 以上の署名で、住民召還投票結果が公表された日から 14 日以内に管轄選挙管理委員会委員長に被請願人として、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、群守、自治区庁長については特別市・広域市・道の選挙管理委員会に、市・道知事については、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から 10 日以内に、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、群守、自治区庁長については管轄高等法院に、市・道知事については大法院に訴訟を提起することができる。

(4) 住民召還の主な事例

- ・京機道河内市での市長及び市議員 3 名を対象にした火葬場の建設推進にかかる争い
- ・慶尚南道咸陽郡での郡守を対象にしたゴルフ場及びヘリ格納庫の誘致にかかる争い
- ・全羅北道全州市での市長を対象にした共同住宅管理に関する監督の無能及び職務遺棄に関するもの
- ・済州特別自治道での知事を対象とした海軍基地建設推進に関するもの

5 住民投票

地方自治法は、地方自治団体の長は、住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項等について住民投票に付すことができるとし、住民投票の対象、発議者、発議要件その他投票手続き等に関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第 14 条）。これに基づき 2004 年 1 月に制定され、同年 7 月施行された法律が住民投票法である。その主な内容は次のとおりである。

住民投票の結果は法的効力があり、確定した事項について、地方自治団体の長は、行政・財政の必要な措置をとらなければならないと定めている。

(1) 住民投票権（住民投票法第 5 条）

住民投票の権利がある者は、以下の 2 種類である。

投票日現在 19 才以上の住民で、投票人名簿作成基準日現在に次のいずれかに該当する者には、住民投票権がある（ただし、公職選挙法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外）。

ア その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者

イ 出入国管理法の規定により、大韓民国に継続居住できる資格(在留資格変更許可又は在留期間延長許可を通し継続居住できる場合を含む)を備えた外国人として地方自治団体の条例が定める者

(住民投票請求権者) 上記の住民投票権があるものは住民投票請求権がある（住民投票法第 9 条第 1 項）。

(住民総数の基準) 住民投票請求権者総数は、前年度 12 月 31 日現在の住民登録票、在外国民の国内居所申告票及び外国人登録票により算定する（住民投票法第 9 条

第3項)。

(2) 住民投票の対象（住民投票法第7条第1項）

住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項のうち、その地方自治団体の条例で定めた事項を住民投票に付することができる。

(3) 住民投票対象外の事項（住民投票法第7条第2項）

次の事項に対しては住民投票にかけることができないとしている。

ア 法令違反であつたり裁判中である事項

イ 国家又は他の地方自治団体の権限又は事務に属する事項

ウ 地方自治団体の予算・会計・契約及び財産管理に関する事項と地方税・使用料・手数料・分担金など各種公課金の賦課又は減免に関する事項

エ 行政機構の設置・変更に関する事項と公務員の人事・定員など身分と報酬に関する事項

オ 他の法律により、住民代表が直接意志決定主体として参加できる公共施設の設置に関する事項（ただし、第9条第5項の規定により、地方議会が住民投票の実施を請求する場合にはこの限りではない）

カ 同一事項(その事項と趣旨が同じ場合を含む)に対し住民投票が実施された後2年が経過しない事項

(4) 国家政策等のための住民投票の特例（住民投票法第8条）

原則的に国家政策については、住民投票の対象にならないが、中央行政機関の長は、地方自治団体の廃置・分合又は区域変更、主要施設の設置など国家事務に対する住民意見を取りまとめるために必要だと認める時には、あらかじめ行政自治部長官と協議し、住民投票の実施区域を定め、関係地方自治団体の長に住民投票に付すことを要求できるとしている。この場合、住民投票に付すことを要求された地方自治団体の長は当該地方議会の意見を聴き、30日以内に住民投票を実施しなければならない。

(5) 住民投票請求及び発議（住民投票法第9条）

住民投票の実施は、地方自治団体の長の発議により実施されるが、その発議の請求は、下記の要件による。

ア 地方自治団体の長が地方議会在籍議員過半数の出席と出席議員過半数の同意を得たとき

イ 住民投票請求権者総数の20分の1以上5分の1以下の範囲内で地方自治団体の条例で定める数以上の署名があるとき

ウ 地方議会の在籍議員過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成があるとき

(6) 住民投票結果の確定（住民投票法第24条）

住民投票に付した事項は 住民有権者総数の3分の1以上の投票と有効投票数過半数の投票で確定する。但し、全体投票数が住民投票権者総数の3分の1に満たない場合、付した事項に関する有効投票数が同数である場合は、二者択一がなかったものとみる。地方自治団体の長は住民投票結果を通知されたときには、遅滞なく地方議会に報告し、国家政策に関する住民投票であるときには関係中央行政機関の長

に通知しなければならない。

地方自治団体の長及び地方議会は住民投票結果確定した内容のとおり行政・財政上の必要な措置をしなければならない、確定した事項に対し、2年以内に変更したり新しい決定をすることができない。

(7) 住民投票訴訟（住民投票法第25条）

住民投票の効力に関して、意義がある住民投票権者は、住民投票権者総数の100分の1以上の署名で住民投票結果が公表された日から14日以内に管轄選挙管理委員会委員長を被請願人として、市、郡、自治区においては、特別市、広域市、道の選挙管理委員会に、特別市、広域市、道においては、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から10日以内に特別市、広域市、道においては、大法院に、市、郡、自治区においては、管轄高等法院に訴訟を提起することができる。

(8) 住民投票経費（住民投票法第27条）

投・開票、委員会が開催する説明会など住民投票管理に必要な経費は当該地方自治団体が負担する。国家性格に関する住民投票である場合は国家が負担する。

第4節 民願制度

韓国では、住民が行政機関に対し、申請や処分等、特定の行為を要求する行為を「民願」と称しており、様々な特色がある。地方自治団体は、民願に関し、様々な配慮をしている。

1 民願とは

(1) 民願

民願とは「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」（民願事務処理に関する法律第2条第2号）を言い、行政手続法等の内容も含んでいる。具体的には、次の項目に該当するものをいう（民願事務処理に関する法律施行令第2条第2項）。

- ・ 許認可・免許・特許・承認・指定・認定・推薦・試験・検査・検定等の申請
- ・ 帳簿・台帳等への登録・登載の申請又は届出
- ・ 特定の事実又は法律関係に関する確認又は証明の申請
- ・ 法令・制度・手続等の行政業務に対する質疑・相談を通じた説明や解説の要求
- ・ 行政制度や運営の改善に関する意見の建議
- ・ その他行政機関に対し特定の行為を要求する事項

(2) 民願人

民願人とは、「行政機関に対し処分等特別な行為を要求する個人・法人又は団体」（民願事務処理に関する法律第2条第1項）と言う。

(3) 苦衷（不服・苦情）民願

苦衷民願とは、「行政機関の違法・不当若しくは消極的な処分（事実行為及び不作為を含む）及び不合理な行政制度によって国民の権利を侵害し、又は国民に不便・

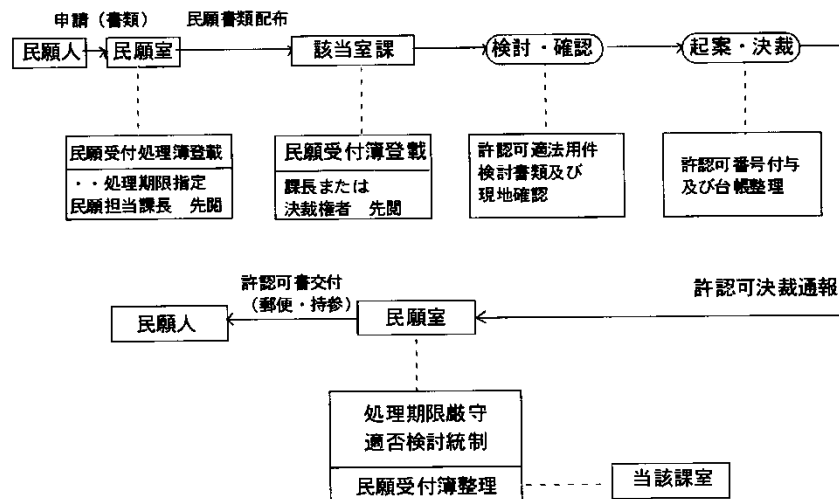
負担を与える事項に関する解決要求」(民願事務処理に関する法律施行令第2条第2項第6号)である。

2 民願事務手続き

民願人は民願を申請する際には、民願室（電子民願窓口を含む。民願室が設置されていない場合には文書担当部署又は処理主務部署）を訪問し、そこですべての申請をすることができる。民願室で受け付けた後、処理主務部署（民願を処理する部署又は主に処理する部署）に書類を回し、そこで処理をして行政機関の長から民願人へ書類等を交付するというものである。

民願室では案内・相談業務も行っており、民願室で処理主務部署を決定することとなっているため、処理主務部署が不明確な場合でも、各部署をたらい回しにされることは生じないようにになっている。また、書類の記入方法等も相談できる。

〈図表5－6〉一般的な民願事務の流れ



3 民願事務の処理

(1) 受付

行政機関の長は申請書の記載事項を民願事務の審査及び処理に必要な最小限に限定し、申請者が簡単に作成できるように申請書式を明確に定め、申請書及び必要書類の提出部数も最小限に限定しなければならない（民願事務処理に関する法律施行令第8条）。

(2) 民願書類の移送

民願室で受け付けられた民願書類中、その処理が民願室の主管に属さないものについてはほかの文書に優先して処理主務部署へ移送しなければならないと規定されている（民願事務処理に関する法律施行令第11条）。

(3) 処理期間

行政機関の長は迅速な民願事務処理を図るため、行政機関へ申請が到達・受付されたときから、当該民願事務の処理が完了するときまでに要する処理期間を民願事務種類別にあらかじめ定めなければならない（民願事務処理に関する法律施行令第12条）。

(4) 民願書類の補完・補正

ア 補完・補正の要求（民願事務処理に関する法律第13条第1項）

民願室は、受け付けた民願書類に不欠があると認めるときには補完又は補正に必要な相当の期間を定め、民願人に補完又は補正を要求しなければならない。

イ 補完・補正の不履行（民願事務処理に関する法律施行令第14条、第15条）

民願室は民願人が補正要求を受けてもその期間内に補完又は補正を行わないときは、その理由を明示し、受け付けた民願書類を返却することができる。また、民願人の所在地が明らかではなく、補完又は補正の要求が二度返送されたときには、民願を撤回したとみなし終結処理することができる。

(5) 処理担当者の明示（民願事務処理に関する法律施行令第26条）

行政機関が民願人に民願書類の補完要求、処理期間の延長又は処理遅延事由の通知、処理進行の状況及び処理結果等を通知するときには、公文書の施行文書に当該民願事務の処理を担当する公務員の所属・氏名・連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス等）を記載しなければならない。

(6) 民願事項の変更又は取下げ（民願事務処理に関する法律第13条第2項）

民願人は当該民願事務の処理が終結する前に、その申請内容を変更又は取下げをすることができる。ただし、他の法令に特別な規定がある場合や民願事項の性質上変更することができない場合にはその限りではない。

(7) 処理結果の通知及び確認・点検等

ア 処理進行状況の通知（民願事務処理に関する法律施行令第23条）

行政機関の長は民願事項受付後30日が経過したとき、又は民願人の要請があるときには、民願人へその処理進行状況と処理予定日等を書面で通知しなければならない。

また、処理進行状況等の通知は民願事項受付後 30 日が経過するたびに通知することを原則とするが、電話、インターネットのホームページなどその他の方法で民願処理進行状況を民願人にあらかじめ公開している場合は省略できる。

イ 処理結果の通知（民願事務処理に関する法律第 15 条）

行政機関の長は処理結果の通知を必要とする民願事項の処理を完結したときには、その結果を直ちに民願人に通知しなければならない。拒否処分を通知するときには、その理由と救済手続きを一緒に通知しなければならない。

ウ 拒否処分の不服申請（民願事務処理に関する法律第 18 条）

行政機関の長の拒否処分に対し、不服がある場合は、90 日以内に文書で異議申請ができる。これに対し、行政機関の長は、10 日以内にその異議申請について決定し、その結果を遅滞なく文書で通知しなければならない。

また、民願人は異議申請の有無にかかわらず、行政審判や行政訴訟を提起できる。

4 民願の種類別処理原則

（1）複合民願の処理

複合民願とは、一つの民願目的を実現するため、多数の関係機関又は部署の許可・認可・承認・推薦・協議・確認等を経て処理される民願事務である。

ア 処理主務部署の指定（民願事務処理に関する法律第 14 条）

行政機関の長は複合民願を処理するために処理主務部署を指定し、その部署に関係機関又は部署間の協力を通じ、民願事項を一括処理させるようにすることができる。

イ 民願書類の一括提出（民願事務処理に関する法律施行令第 18 条第 1 項）

行政機関の長は複合民願と関連する全ての民願書類を処理主務部署に一括して提出させることができる。

ウ 複合民願の指定（民願事務処理に関する法律施行令第 18 条第 2 項）

行政機関の長は関係機関と協議し、一括受付・処理する複合民願の種類と受付方法・必要書類・処理期間・処理手続等を予め定め、民願人がこれを閲覧することができるよう掲示し、民願事務便覧へ収録しなければならない。

（2）質疑及び行政改善建議の処理（民願事務処理に関する法律施行令第 19 条）

ア 質疑・相談の処理

行政機関の長は法令・制度・手続等、行政業務に関する質疑又は相談形式を通じた説明や解説を要求する民願事項を受付けたときは、特別な事由がない限り、次の期間内に処理しなければならない。

- ・ 民願人が行政機関を訪問し、単純な行政手続又は形式要件に関し質疑・説明又は助言を要求する場合 → 即時
- ・ その他一般質疑 → 7 日以内

イ 行政改善建議の処理

行政機関の長は政府施策や行政制度及び運営の改善に関する意見提示・要望又は建議を受け付けたときには、特別な事由がない限り、14 日以内にその処理結果を民

願人へ通知しなければならない。

(3) 苦衷民願の処理

ア 処理期間（民願事務処理に関する法律施行令第 20 条第 1 項）

行政機関の長は苦衷民願を受け付けたときには、特別の事由がない限り 7 日以内にその処理結果を民願人に通知しなければならない。

イ 処理方法（民願事務処理に関する法律施行令第 20 条第 2 項）

行政機関の長は苦衷民願の内容が正当な事由であると認められるときは、遅滞なく原処分 of 取消変更等の適切な措置をとり、その内容を民願人へ通知しなければならない。

(4) 反復及び重複民願の処理

ア 反復民願の処理（民願事務処理に関する法律施行令第 21 条第 1 項）

民願室は民願人が同一内容の苦衷民願書類（複写した場合を含む）を正当な事由無く 3 回以上反復し提出した場合には、2 回以上その処理結果を通知した後に、受け付けた民願書類を当該機関の長の決裁により内部終結処理することができる。

イ 重複民願の処理（民願事務処理に関する法律施行令第 21 条第 2 項）

民願室は民願人が同一内容の苦衷民願書類（複写した場合を含む）を作成、2 以上の行政機関に提出し、他の行政機関から移送を受けた場合にも、2 回以上その処理結果を通知した後に、受け付けた民願書類を当該機関の長の決裁により内部終結処理することができる。

(5) 多数人関連民願の処理

多数人関連民願とは 5 人以上の共同利益と関連し、5 人以上が連名で提出する民願である。

行政機関の長は多数人関連民願の発生防止のために事前防止策をとらなければならない。また、多数人関連民願が発生した場合には、迅速・正確に解決されるよう措置しなければならない（民願事務処理に関する法律第 22 条第 1 項）。また、行政機関の長は多数人関連民願の効率的な処理のため、当該機関の監査又は調査業務担当部署等を通じて多数人関連民願の処理状況を分析・確認しなければならない（同条第 3 項）。

5 民願事務処理の基準の設定・公表・調整

(1) 民願事務便覧の設置、民願事務処理基準表の告示

行政機関の長は、民願人の便宜のために、民願事項の申請に必要な事項（申請書類、必要書類、処理部署、経由機関、処理手続き、処理期間、審査基準、手数料）を種類別に掲載した民願事務便覧を民願人に閲覧できるように設置しなければならない（民願事務処理に関する法律第 7 条、同法施行令第 4 条）。また関係法令等に規定されている民願事項の処理機関、期間、必要書類、申請方法等に関する事項を総合して作成した民願事務処理基準表を設置し、官報に告示し、インターネットに掲載しなければならない（民願事務処理に関する法律第 20 条）。

(2) 民願事務処理基準表調整など

行政自治部の長官は民願事務処理基準表を作成・告示する際に、民願事務簡素化

のため必要と認められるときには、関係行政機関の長の合意を経て、関係法令等の改正がなされるまで暫定的に関係法令等に規定されている処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等を変更することができる。この調整・変更が告示されたときは、行政機関の長は、これに伴い処理しなければならない（民願事務処理に関する法律第 21 条）。

6 民願事務審査官制度

（1）民願事務審査官

民願事務を処理する行政機関の長は、所属公務員の中から民願事務審査官を選任し、民願事務処理状況の確認・点検をしなければならない（民願事務処理に関する法律第 23 条）。業務が過剰な場合には、その業務の一部を分掌するため分任民願事務審査官を置くことができる（同法施行令第 33 条第 1 項）。

（2）職務内容

民願事務審査官は、民願事務の処理状況を随時に点検し、処理期間が経過した民願事務を発見したときには、遅滞なく処理主務部署の長（民願事務審査官が処理主務部署の長である場合には関係公務員）へ催促状を発給しなければならない。

また、民願人から、処理遅延、受付拒否、不必要な書類の追加提出要求等の事実を申告された場合は、その措置事項を当該機関の長に随時報告しなければならない（民願事務処理に関する法律施行令第 33 条第 2 項、第 3 項）。

7 民願処理状況の確認・点検

行政機関の長は、民願事務の処理状況と運営実態を毎月 1 回以上、確認・点検しなければならない。このことによって、重大な法例違反事実を発見したり、履行状況が不良だと判断した場合は、遅滞なくこれを是正し、その事務処理と関連ある公務員などに対し懲戒その他の必要な措置をしなければならない（民願事務処理に関する法律施行令第 34 条）。

8 オンライン民願

（1）概要

行政自治部では、民願申請及び民願案内を行う「民願サービス革新（G4C : Government for Citizen）システム」を 2002 年 11 月 1 日から開始し、2003 年 3 月から、市、郡、区のホームページと G4C を連携し、インターネット等を通してオンライン民願サービスを利用できるようになった。

2012 年からは「民願 24」の名称を使用している。

ア 民願案内 法律で規定されているすべての民願について、処理機関、処理期限、手数料、提出書類、連絡先などを案内するサービス（転入届など約 5,000 種）

イ インターネット閲覧民願 画面上で閲覧ができるサービス（個別住宅価格確認など約 22 種）

ウ インターネット発給民願 画面での閲覧及びプリンターでの書類出力が可能なサービス（住民登録謄抄本など約 1,208 種）

手数料については、クレジットカード、口座振替、携帯電話料金への加算などの方法によって支払いが可能である。また、インターネットからの申請であれば、洞事務所で直接発給するよりも手数料が減免される場合があり、利用者にとっての利便性も高い。

「民願 24」のサービス開始（2002 年）以降の経済的効果を換算すれば、時間給・交通費等で年間 1 兆 5 千億ウォン以上の経済・社会的費用が節減され、交通利用及び紙使用の減少で約 2 万 2 千トンの炭素排出量節減効果をもたらしたとされる。

また、約 1,000 万人の国民が利用する世界最高水準のオンライン政府民願ポータルサイトとして、2011 年「国連公共行政賞（PSA : Public Service Award）」優秀賞を受賞、また国務総理室規制改革成果のうち「国民が選ぶベスト 10」の 1 位に選出、2012 年には行政自治部代表優秀政策のうち国民が選ぶ最優秀政策として選定され、毎年実施される満足度調査の結果でもますます高い評価を受けている。

第 6 章 地方公務員制度

第6章 地方公務員制度

第1節 地方公務員の概念と種類

1 地方公務員の概念

地方自治法第112条第1項で、「地方自治団体においては、その事務を分掌するため必要な行政機構と地方公務員を置く。」と規定されている。地方公務員の任用及び試験、資格、報酬、身分保障、懲戒、教育訓練等については、地方公務員法で定められている（地方自治法第112条第4項）。

国家公務員と地方公務員の勤務機関は概ね図表6－1の区分による。韓国の場合、警察官と学校教員は国家公務員である。また、地方自治団体において勤務する公務員の大半は地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くこととされており（地方自治法第112条第5項）、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。

〈図表6－1〉国家公務員と地方公務員の勤務機関区分

項 目		国家公務員	地方公務員
勤 務 機 関	立法機関（3,993名）	○	×
	司法機関（17,974名）	○	×
	治安（警察等）（150,520名）	○	×
	教 師（348,040名）	○	×
	国家行政機関〈一般行政〉（94,524名）	○	×
	地方行政機関（363,404名）	○（※一部のみ）	○
適用法令		国家公務員法	地方公務員法

（○は該当するもの、×は該当しないもの）

※特別市・広域市・道、市・郡、農村指導所、消防署等

地方公務員とは、地方自治団体、教育自治団体に勤務する職員

参考：政府組織管理情報システム 公務員定員分析表（2015.3.31）

〈図表6－2〉地方自治団体公務員の定員推移

年	全体	地方公務員	国家公務員
2008	274,871	274,792	79
2009	277,122	277,043	79
2010	281,173	281,093	80
2011	283,477	283,397	80
2012	287,961	287,879	82
2013	291,406	291,324	82

参考：e-나라지표 지방공무원 정원 현황

2 地方公務員の種類

地方公務員の区分は次のとおりである（地方公務員法第2条）

(1) 経歴職公務員

実績と資格により任用され、その身分が保障され、生涯、公務員として勤務することが予想される職業公務員

ア 一般職公務員

行政一般又は技術・研究に関する業務を担当する公務員であり、職群・職列別に区分される。現在、3 職群、46 職列、91 職類がある（地方公務員任用令第3条）。

イ 特定職公務員

特殊分野の業務を担当する公務員であるが、公立大学及び専門大学に勤務する教育公務員、地方消防職公務員、その他特殊分野の業務を担当する公務員として法律で指定された公務員である。

(2) 特殊経歴職公務員

ア 政務職公務員

(ア) 選挙により就任する公務員、任命時に議会の同意を要する公務員

(例) 首長、政務副知事、政務副市長

(イ) 高度な政策決定業務の担当又はそのような業務を補助する公務員として法令又は条例により政務職として指定する公務員

イ 別定職公務員

秘書官、秘書など法令、条例等により別定職公務員として指定する公務員。

〈図表 6－2〉職種別定員数

(2013 年 12 月 31 日現在)

職種	全体	政務 職	高位 公務 員	一般職	研究 職	指導 職	別定 職	消防職	警察 職	教育 職
合計	291,406	250	41	242,565	3,227	4,475	701	39,220	127	800
構成比 (%)	100%	0.09%	0.01%	83.24%	1.11%	1.54%	0.24%	13.46%	0.04%	0.27%

参考：「2014 安全行政統計年報 公務員定員分類表」安全行政部

第2節 地方公務員の現況

1 地方自治団体に勤務する公務員数

2013 年 12 月 31 日現在、韓国の地方自治団体に勤務する職員は 287,299 名（うち女性 89,979 名）であり、そのうち、地方公務員が 287,220 名（うち女性 89,976 名）、国家公務員が 79 名（うち 3 名）である。

2 地方公務員の職位分類制

韓国の公務員制度においては、いわゆる職務職階制である職位分類制が採られている。すなわち、すべての職位を職務の種類・困難性及び責任度に応じて階級及び職級別に分類し同一の職級に属する職位に関しては同一の資格要件を必要とし、同一の報酬が支給されるよう分類することとされている（地方公務員法 22 条）。地方自治団体

の長は、大統領令の定めるところに従い職位分類制の適用を受けるすべての職位をいずれかの職級に配分決定しなければならないが、随時、その職級を再審査し必要と認める場合は改正しなければならないとされている（地方公務員法第 23 条）。

現在、一般職の職級は 1 級から 9 級までとされている。（地方公務員法第 4 条）

〈図表 6－4〉一般職地方公務員の職級別人数（現員）（2013 年 12 月 31 日現在）

職級	人数	構成比
1 級	6	0.00%
2 級	63	0.03%
3 級	322	0.14%
4 級	2,620	1.12%
5 級	15,715	6.72%
6 級	63,171	27.03%
7 級	86,889	37.18%
8 級	44,042	18.84%
9 級	20,892	8.94%
合計	233,720	100%

参考：「地方自治団体公務員人事統計（2013.12.31 現在）」安全行政部

3 定員管理と定員の推移

大統領令（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定）で定める基準に従い地方自治団体の条例で定めるところにより、当該地方自治団体は地方公務員の定員管理を行いその規模の適正化と運用の合理化を図らねばならないこととされている。

（1）沿革

1988 年以前の韓国における定員管理制度は、内務部（現行政自治部）長官の個別承認制で定員数は各地方自治団体の条例で定められていたが、1988 年に内務部令に基づく総定員管理制度に変更された。1995 年には大統領令で定められることになり各地方自治団体における定員数は規則から条例で定めることに変更された。

1997 年には既存の総定員管理制度を基本に、地方の自立性を認める標準定員制に改正された。これは、当該地方自治団体の最近 6 年間の人口、面積、傘下機関数（行政区、邑・面・洞）、一般会計総決算額等の数値により算定される地方自治団体別の標準定員の範囲内で運用するというものである。なお、地方自治団体の種類別に補正率を乗じ、定員策定の自律性の幅を拡大していた。しかし、補正後の定員を超過する場合には、あらかじめ行政自治部長官の承認を受けなければならないが、地方自治団体別に標準定員を基準として地方交付税を算定していることから、標準定員を超過する場合には、地方交付税人件費支援に関して不利益を受けるというインセンティブが講じられている。

このような中で、1998 年の IMF 危機に際して、早期名誉退職制度の活用や欠員補充等により約 12%減という大幅減員を実施した。標準定員制は実施が停止され、

「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」(大統領令第 15875 号、1998 年 8 月 31 日改定) 附則第 6 条において、新標準定員算定方法が定められるまでは適用されず、それまでの間、行政自治部長官が地方自治団体別に定める定員によることとなった。

(2) 現行制度 (総額人件費制)

2005 年に総額人件費制試験運用のため「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、2007 年には地方自治団体の組織管理は標準定員制から総額人件費制に移行することとなった。

ア 総額人件費制の概念

総額人件費内での組織・定員、報酬、予算を各機関の特性に合わせて自立的に運営できるが、その結果に責任を負う制度

イ 総額人件費制の目的

各機関は、成果向上のため総額人件費内での組織・報酬制度を効果的インセンティブとして活用、成果中心の行政組織運営が可能

ウ 制度運営方針

(ア) 機関運営の自律性向上

機構・定員調整、手当の新設・統合・廃止、節減予算等の自律的活用促進

(イ) 成果と補償の連携強化

手当等の調整及び予算節減で成果インセンティブが拡大

(ウ) 自立と責任の調和

機関運営結果を組織の事業評価及び次年度の総額人件費編成等に反映し、自律と責任を対応させる

2014 年「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、地方自治団体が行政条件の変化に弾力的に対応するための、さらに自律的な組織管理が可能な基準人件費制 (行政自治部が基準人件費のみ提示し、定員の管理は行わない) が導入される予定である。

第 3 節 地方人事機関

1 任用権者

地方自治団体の長 (特別市・広域市・道又は特別自治道の教育監を含む) は、任用権者として、所属の地方公務員の任命・休職・免職及び懲戒を行う権限を有する。任用権者は、その権限の一部をその地方自治団体の条例の定めるところにより補助機関、その所属機関の長、地方議会事務処長 (又は事務局長あるいは事務課長)、教育委員会の事務局長に委任することができる (地方公務員法第 6 条)。

なお、当該地方自治団体に所属する 5 級以上の国家公務員及び高位公務員団に属する公務員については、地方自治団体の長の提請 (提案して要請すること。以下同じ) により所属長官を経て大統領が任命し、6 級以下の国家公務員については地方自治団体の長の提請により所属長官が任命する (地方自治法第 112 条第 6 項)。

2 人事委員会

(1) 概要（地方公務員法第7条）

地方自治団体長の任用権を牽制するため地方自治団体に任用権者別に人事委員会が設置される。特別市・広域市・道及び特別自治道の場合は、第1人事委員会と第2人事委員会を設置することができる。

(2) 委員会の構成（地方公務員法第7条）

16～20名の委員で構成される（ただし大統領令の定めにより7～9名の委員で構成することも可能）。このうち、外部委嘱委員は過半数にしなければならない。委員長1名は、国家公務員である副団体長が務め、副委員長1名は互選によって選出される。市・道における第2人事委員会の場合には、特定地域の事務を担当する副団体長又は人事担当局長が委員長になる。

委員は、次の中から地方自治団体長が任命又は委嘱する。委員の資格要件に関し必要な事項は大統領令で定められる。

ア 当該地方自治団体の公務員

人事行政に関して学識と経験が豊富な者で

イ 裁判官・検事又は弁護士資格を有する者

ウ 大学で助教授以上の職にある者又は初・中・高等学校の校長又は教頭の職にある者

エ 20年以上勤続して退職した公務員（国家公務員を含む）

オ 非営利民間団体支援法による非営利民間団体で10年以上活動している地域単位組織の長

カ 上場法人の役員又は「公共機関の運営に関する法律」第5条により指定された公企業の地域単位組織の長として勤めている者

なお、被成年後見人など欠格事由を有する者や、政党法による政党の党员、地方議会議員は人事委員会委員になることはできない。委嘱された委員の任期は3年であり、1回に限り再任できる。

(3) 委員会の機能（地方公務員法第8条）

地方自治団体から独立した議決・執行機関である人事委員会の機能は、①公務員補充計画の事前審議及び各種任用試験の実施、②任用権者の要求による補職管理基準及び昇進、転補任用基準の事前議決、③昇進任用の事前審議、④任用権者の要求による公務員の懲戒議決、⑤地方自治団体の長が地方議会に提出する公務員の人事に関連した条例案及び規則案の事前審議、⑥任用権者の人事運営に対する改善勧告、⑦その他法令又は条例の規定によりその管掌に属する事項

(4) 会議（地方公務員法第10条）

委員長が必要と判断した時に招集され、委員長と委員が会議ごとに指定（任用権の委任を受けた機関に置く人事委員会の場合には、その機関の長が指定）する8名の委員で構成し、外部委嘱委員が全体の2分の1以上でなければならない（7～9名の委員で構成された人事委員会の会議は委員全体で構成する）。

定足数は在籍委員の3分の2以上で、出席委員の過半数賛成で議決する。

(5) 事務職員（地方公務員法第11条）

事務職員として幹事及び書記が置かれる。幹事及び書記は、当該地方自治団体の機関の長が所属公務員の中から任命する。

3 訴請審査委員会

(1) 概要（地方公務員法第13条）

公務員の懲戒その他意思に反する不利な処分や不作為に対する請願に関して審査・決定を行うため、市・道の任用権者別に地方訴請委員会、教育訴請審査委員会を置くこととされている。

(2) 構成（地方公務員法第14条）

委員会は、16～20名の委員で構成され、このうち、外部委嘱委員は過半数以上でなければならない。委員長1名は、訴請審査委員会において委嘱委員の中から互選で選ばれる。

委員は、次の中から特別市長、広域市長、道、特別自治道知事又は教育監が、任命又は委嘱する。

ア 裁判官・検事、弁護士

イ 大学で法律学を担当する副教授以上の職にある者

ウ 当該地方自治団体所属の局長級以上の公務員

なお、人事委員会委員、政党法による政党の党員、地方議会議員は訴請審査委員会委員になることはできない。

委員の任期は2年で再任できる。

第4節 任用・試験制度と運用

1 任用

(1) 一般原則

公務員の任用は、試験成績・勤務成績、経歴評定その他能力の実証により行うこととされている。ただし、地方自治団体の長は大統領令で定めるところにより、障害者、理工系専攻者、低所得層等について任用・昇進・転補など人事管理上の優待と実質的男女平等を実現するための積極的な政策を実施することができる（地方公務員法第25条）。

(2) 外国人と複数国籍者の任用

外国人の任用については、従来は、契約職の公務員として事実上採用されているだけであったが、2002年12月の地方公務員法改正により、地方自治団体の長は、公権力の行使又は政策決定その他国家保安及び機密に係る分野を除いては、外国人を公務員として任用することができるとしている。

また、複数国籍者については①国家の存続と憲法基本秩序維持のための国家安全保障分野②内容が漏えいした場合国家又は地方自治団体の利益を害する保安・機密分野③外交、国家間利害関係と関連する政策決定及び執行等複数国籍者の任用が不適切な分野への任用については、地方自治団体の長により制限ができるとしている

(地方公務員法第 25 条の 2)。

(3) 補職の原則

韓国では、退職、昇任などで欠員が生じた場合のみ、新規任用、昇進任用、降任、転職及び転補などの方法により補充する(地方公務員法第 26 条)。

(4) 新規任用

公務員の新規任用は、公開競争試験により行われることとされている。ただし、組織管理上又は行政運営の効率性を高めるために一定の場合に特別任用(退職者の再任用、研究者・技術者等専門家の任用、国家公務員の任用、特殊勤務予定者、一定地域居住者任用等 13 種類)が認められている(地方公務員法第 27 条)。なお、新規任用に当たっては、5 級公務員の場合 1 年間、6 級以下の公務員の場合、6 ヶ月間を試補任用期間としている(同条第 28 条)。

(5) 人事交流

韓国では、行政自治部と広域自治団体、広域自治団体と基礎自治団体との交流が活発に行われている。制度的には、人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し地方自治団体の長に人事交流を勧告することにより行われている(地方公務員法第 30 条の 2)。

このほか、地方自治団体の長は、他の地方自治団体の長の同意を得て、その所属公務員を転入できる(地方公務員法第 29 条の 3)。

ア 国と地方の交流

教育部長官又は行政自治部長官は、人員の均衡ある配置と地方自治団体の発展のため、教育部又は行政自治部と地方自治団体相互間の人事交流の必要があると認める場合は、教育部又は行政自治部に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、当該地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け容れなければならないこととされている。

イ 広域自治団体と基礎自治団体間の交流

市・道知事は、当該地方自治団体及び管轄区域内の地方自治団体との相互間の人事交流の必要があると認める場合には、当該市・道に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、管轄区域内の地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、当該地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け入れなければならないこととされている。

2 試験実施

(1) 受験資格(地方公務員法第 34 条)

韓国では 1973 年以後、学歴制限を撤廃し公開競争試験の門戸を開放している。2009 年、一般職については最低年齢制限のみを設け、上限の年齢制限を撤廃した(特定職(警察・消防等)については上限の年齢制限あり)。

(2) 試験実施機関

5 級以上の公務員の経歴競争任用試験等・公開競争昇進試験・一般昇進試験及び

転職試験は、任用権者の要求により、教育部長官又は行政自治部長官が実施する。ただし、5級公務員としての一般昇進試験及び資格証所持者の経歴競争任用試験等は任用権者の要求により、市・道人事委員会が実施することができる（地方公務員任用令第42条の2）。

6級及び7級公務員の新規任用試験は市・道単位で当該市・道人事委員会が実施する。なお、農村振興事業に従事する研究・指導職公務員に関する新規任用試験については別途、大統領が定める機関で実施する。

8級及び9級公務員の新規任用試験、6級ないし8級公務員の昇進試験、6級以下の公務員の転職試験は当該地方自治団体の人事委員会が実施する。市長・郡守・区庁長は優秀な人材確保のためあるいは試験管理上必要と認める場合には、市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる（地方公務員法第32条）。

（3）昇進試験の方法

一般昇進試験は昇進候補者名簿の高順位者順に任用しようとする欠員又は欠員と予想欠員を合わせて総欠員の2倍ないし5倍の数の人員の範囲内の者に対して実施し、試験成績点数及び昇進候補者名簿による評定点数を合算した総合成績により合格者を決定する。公開競争昇進試験は5級公務員の昇進に限るが、地方自治団体間の昇進機会の均衡維持と有能な公務員を抜てきするために必要な場合に実施し、試験成績によって合格者を決定する（地方公務員法第39条の2）。

3 新規任用・昇進の方法

（1）新規任用

地方自治団体の長は、当該地方自治団体の人事委員会が実施した新規任用試験の合格者を大統領令の定めるところに従い新規任用候補者名簿（2年上限）に登載しなければならない。5級公務員の新規任用試験が実施された場合には大統領令で定めるところにより市・道知事及び教育監がその合格者を新規任用候補者名簿（5年）に登載しなければならない（地方公務員法第36条）。

新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長はその名簿に登載された者の中から公務員を採用するに当たっては新規任用候補者の最高順位者から3倍の数の範囲内から任命しなければならない。市長・郡守・区庁長及び任用権の委託を受けた者が公務員の新規任用をしようとする場合には新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長に任用候補者の推薦を要請しなければならない（地方公務員法第37条）。

（2）昇進

階級間の昇進任用は、勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証により行われることとされている。

1級ないし3級公務員への昇進任用は能力と経歴を考慮し行われる。具体的には、1級公務員への昇進は直近下級の公務員の中から行い、2級及び3級公務員への昇進は同一職群内の直近下級の公務員の中から任用する。これに関連する制度として高位公務員団制度があるが、後ほど詳しく説明することとする。

5 級公務員への昇進任用に当たっては昇任試験を経るが、必要な場合には大統領令の定めるところにより人事委員会の議決を経て任用することができる。

6 級以下の公務員への昇進任用に当たっては必要と認める場合には大統領令の定めるところにより昇進試験を併用することができる。昇任試験による昇進は昇任試験合格者の中から大統領令で定める昇進任用順位によって任用する。

ただし、公開競争昇進試験又は市・道単位別で実施した技術職列 5 級以下の公務員及び研究又は特殊技術職列の公務員中 5 級公務員に相当する公務員への一般昇進試験に合格して昇進候補者名簿に登載された者の任用方法は新規任用と同様に昇進任用候補者の最高順位者から 3 倍の数の範囲内から任命するといった方法が採られる。

昇進任用に当たっては人事委員会の事前審査を経ることとされている。なお、市・郡・区の副市長・副郡守・副区庁長への昇進任用の事前審査の場合は、人事委員長職務は、委嘱委員の中から互選された者が行う。

任用権者は大統領令が定めるところに従い勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証による順位によって職級別に昇進候補者名簿を作成する。ただし、優秀な人材の確保と昇進機会の均衡維持のために市・道知事は市長・群守・区庁長と協議し、該当市・道及び市・郡・区所属の技術職列 6 級以下公務員及び研究又は特殊技術職列の公務員中 6 級以下公務員に相当する公務員について市長・郡守・区庁長が作成した昇進候補者名簿を基に大統領令で定めるところにより市・道単位別で昇進候補者名簿を統合して作成することができる（地方公務員法第 37 条～第 39 条）。

なお、優秀公務員等に対しては特別昇進の途が開かれている（地方公務員法第 39 条の 3）

第 5 節 勤務条件

1 勤務時間・休暇

公務員の服務に関する事項は、地方公務員法又は同法に基づく大統領令で規定する事項を除いては、地方自治団体の条例で定めることとされている（地方公務員法第 59 条）。

一日の勤務時間は 9 時から 18 時で、一週間の勤務時間は昼休みを除いて 40 時間、土曜日は休業することが原則となっている（地方公務員服務規程第 2 条）。

2 報酬

公務員の俸給・号俸及び昇給に関する事項、手当に関する事項、報酬の支給方法、報酬の計算その他報酬支給に関する事項は大統領令で定めるとされている（地方公務員法第 45 条）。

特に給与及び諸手当については、地方公務員法、地方公務員報酬規程、地方公務員手当規程で規定されている。

また、従来の俸給表適用とは別に、地方公職社会の競争力強化、生産性向上のため能力と業務実績を重視した報酬制度が部分実施されている。

一般職俸給表については、職位に応じて職級が 1 級から 9 級まで、号俸が 1 号俸か

ら 32 号俸に分かれている。

〈図表 6－5〉 一般職公務員と一般職に準じる特定職及び別定公務員等の俸給表

(2015.1.6 改定／月支給額 単位：ウォン)

号俸／階級・ 職務等級	1 級	2 級	3 級	4 級・ 6 等級	5 級・ 5 等級	6 級・ 4 等級	7 級・ 3 等級	8 級・ 2 等級	9 級・ 1 等級
1	3,513,000	3,162,600	2,853,200	2,445,400	2,185,400	1,802,800	1,617,800	1,442,500	1,282,800
2	3,636,100	3,279,900	2,958,800	2,545,300	2,273,700	1,886,600	1,691,600	1,512,500	1,348,600
3	3,762,400	3,398,700	3,067,500	2,646,800	2,365,300	1,973,200	1,769,700	1,586,400	1,418,300
4	3,891,500	3,518,900	3,177,000	2,750,600	2,460,500	2,061,700	1,851,800	1,661,700	1,492,200
5	4,023,700	3,640,400	3,288,300	2,855,900	2,558,300	2,152,600	1,936,800	1,740,200	1,566,700
6	4,157,500	3,762,300	3,400,700	2,962,200	2,658,100	2,246,200	2,024,000	1,820,500	1,642,900
7	4,293,400	3,885,700	3,514,300	3,069,400	2,759,500	2,340,000	2,111,800	1,901,300	1,715,900
8	4,430,500	4,009,100	3,628,300	3,177,300	2,862,000	2,434,100	2,199,900	1,978,500	1,786,300
9	4,569,200	4,133,200	3,743,300	3,285,400	2,964,900	2,528,500	2,283,800	2,052,500	1,853,700
10	4,709,000	4,257,300	3,858,200	3,393,400	3,068,600	2,617,100	2,364,000	2,122,300	1,918,400
11	4,848,500	4,381,900	3,973,200	3,502,400	3,165,200	2,701,100	2,439,600	2,190,000	1,980,300
12	4,992,500	4,510,700	4,092,600	3,604,900	3,258,500	2,783,800	2,513,700	2,256,200	2,041,600
13	5,137,400	4,640,500	4,203,500	3,701,000	3,347,200	2,861,500	2,584,200	2,319,800	2,100,500
14	5,282,800	4,757,800	4,306,300	3,790,500	3,429,900	2,935,000	2,651,700	2,380,500	2,157,600
15	5,409,800	4,866,100	4,401,100	3,874,800	3,507,900	3,005,600	2,716,000	2,438,800	2,212,300
16	5,522,400	4,965,400	4,489,600	3,954,200	3,581,400	3,071,700	2,777,000	2,495,000	2,265,200
17	5,622,400	5,056,800	4,571,800	4,028,000	3,650,500	3,134,800	2,835,500	2,547,600	2,316,900
18	5,711,600	5,140,000	4,648,200	4,097,000	3,715,800	3,194,600	2,891,400	2,598,700	2,365,100
19	5,791,300	5,217,200	4,718,900	4,161,400	3,777,300	3,251,100	2,943,900	2,647,600	2,412,400
20	5,862,800	5,287,600	4,785,000	4,221,600	3,834,800	3,304,400	2,994,100	2,694,300	2,457,400
21	5,928,600	5,351,800	4,846,200	4,277,900	3,889,000	3,355,700	3,042,000	2,738,900	2,500,000
22	5,987,300	5,410,900	4,902,900	4,330,700	3,939,900	3,403,800	3,087,100	2,781,700	2,540,900
23	6,036,800	5,464,900	4,955,400	4,380,200	3,988,000	3,449,000	3,130,800	2,822,400	2,579,800
24		5,509,000	5,004,200	4,426,700	4,032,900	3,492,200	3,172,300	2,861,700	2,617,200
25		5,551,200	5,044,500	4,469,500	4,075,300	3,533,200	3,211,500	2,898,900	2,652,800
26			5,082,700	4,505,600	4,115,300	3,571,900	3,249,100	2,935,200	2,685,000
27			5,118,400	4,539,100	4,148,500	3,608,700	3,281,000	2,965,300	2,712,800
28				4,570,900	4,180,400	3,639,500	3,310,700	2,994,400	2,739,600
29					4,209,700	3,668,400	3,339,500	3,021,800	2,765,400

30					4,238,100	3,696,900	3,366,700	3,048,500	2,790,400
31						3,723,200	3,392,600	3,074,300	2,815,000
32						3,748,200			

第6節 地方公務員の労働基本権

憲法第7条第1項で「公務員は国民全体の奉仕者であり、国民に対して責任を負う。」とされ、憲法第33条第2項で「公務員である勤労者は法律が定める者に限り団結権・団体交渉権及び団体行動権を持つ。」と規定されている。

したがって、公務員は公共の福祉増進という基本的な任務遂行のため労働基本権を制限されており、地方公務員法第58条では、事実上労務に従事する公務員（現業機関の作業場で単純労務に従事する者）を除き、地方公務員の労働運動とその他公務以外のことによる集団行動をすべて禁止している。

2005年1月に公務員の労働組合設立及び運営に関する法律が制定され、6級以下の一般職公務員等は労働組合活動が可能になり、労働組合員の報酬・福祉その他の勤務条件に関する事項に対し、国会事務総長・法院行政処長・憲法裁判所事務局長・中央選挙管理委員会事務総長・行政自治部長官(行政府を代表する)・特別市長・広域市長・道知事・市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう)又は特別市・広域市・道の教育委員長と各々交渉して団体協約を締結できる事となった。

その後の動きについては以下のとおりである。

2006年1月 公務員の労働組合設立及び運営に関する法律施行

2006年9月 公務員労働組合総連盟設立申告

2007年7月 全国民主公務員労働組合設立申告

2007年10月 全国公務員労働組合設立申告

2007年12月 中央政府単位の最初の団体協約締結

第7節 地方公務員の服務、懲戒と身分保障

1 地方公務員の服務

地方公務員法は、地方公務員の服務として公務員就任時の服務宣誓のほか、誠実の義務、服従の義務、職場離脱禁止、親切・公正義務、秘密厳守の義務、清廉の義務、外国政府からの栄誉を受ける場合の許可制、品位保持の義務、営利業務の兼職禁止、政治運動の禁止、集団行為の禁止を規定している（地方公務員法第47条～第58条）。なお、公務員の服務に関して必要な事項については、地方公務員法の他、大統領令又は当該地方自治団体の条例で定めることとしている（地方公務員法第59条）。

2 懲戒処分

公務員の服務に違反した場合、特別身分関係の維持のために制裁として懲戒処分が行われる。懲戒処分には、罷免・解任と降格・停職・減俸・譴責がある（地方公務員法第70条）。

懲戒処分は人事委員会の議決を経て任命権者が行う（地方公務員法第72条）。

懲戒処分を受けた者で処分に不服のある者は、処分事由説明書を受け取った日から30日以内に審査委員会に審査を請求できる（地方公務員法第67条）。審査委員会の審

査・決定を経なければ行政訴訟を提起できない（地方公務員法第 20 条の 2）。

3 身分保障

（1）原則

公務員は刑の宣告、懲戒処分又は法が定める事由によらなければその意思に反して休職・降任又は免職処分を受けないこととされている。ただし、1 級公務員（行政副知事、特別市・広域市の行政副市長等）はこれに該当しないこととされている（地方公務員法第 60 条）。

（2）休職

公務員が、心身の故障のため長期療養を必要とする場合（1 年以内）、兵役に就く場合（服務期間満了まで）などにおいては、任用権者は本人の意思にかかわらず休職を命ずることができる。また、国際機構・外国機関・国内外の大学・研究機関・他の国家機関（採用期間）又は大統領令で定める民間企業その他の機関（3 年以内）に臨時に採用されるとき、海外留学をするとき（3 年以内、やむを得ない場合 2 年延長可）、教育部長官又は行政自治部長官が指定する研究機関や教育機関で研修を受けるとき（2 年以内）、8 歳未満の子を養育するときや妊娠・出産の場合（1 年以内、女子公務員の場合 3 年以内）（任用権者はこの場合の休職を理由に不利な処遇をしてはならないとされる）、事故・疾病等で長期間の療養を要する親（配偶者の親を含む）・配偶者・子・孫の看護が必要なとき（1 年以内かつ在職期間中合わせて 3 年以内）、外国で勤務・留学・研修することとなる配偶者を同伴するとき（3 年以内、やむを得ない場合 2 年延長可）は、任用権者は、休職願を受けて休職を命ずることができる（地方公務員法第 63 条、第 64 条）。

（3）降任

任用権者は、職制若しくは定員の変更又は予算の減少などにより職位がなくなったり下位の職位に変更され、過員が生じたときは、本人の同意がある場合には所属の公務員を降任することができる（地方公務員法第 65 条の 4）。

（4）免職

任用権者は公務員が次の各号のいずれかに該当する場合には職権で免職をさせることができる。

ア 次のいずれかに該当する場合で職位がなくなったり過員が生じたとき

- （ア） 地方自治団体を廃置・分合・合併したとき
- （イ） 職制及び定員が改正又は廃止されたとき
- （ウ） 予算が削減されたとき

イ 休職期間の満了又は休職事由の消滅後に職務に復帰しなかったり職務に耐えることができないとき

ウ 転職試験で 3 回以上不合格者として職務遂行能力が不足すると認定されたとき

エ 徴兵検査・入営又は招集の命令を受けて正当な理由なくこれを忌避したり軍務のために休職中の者が在営中に軍務を離脱したとき

オ 刑事事件で起訴され待機命令を受けたものが、その期間中能力又は勤務成績の

向上が見込まれないと認定されたとき

カ 当該職級・職位で職務を遂行するのに必要な資格証の効力が喪失したり免許が取消され担当職務を遂行することができなくなったとき

任用権者は免職を命ずるときは、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

また、任用権者は上記ア（（ア）～（ウ））に基づいて免職を行う場合には、任用形態・業務実績・職務遂行能力・懲戒処分事実等を考慮して免職基準を定めなければならないとされている。この免職基準を定めるときやこの事由による免職対象者を決定するときにはあらかじめ当該人事委員会の議決を経なければならないとされている（地方公務員法第 62 条）。

（５）定年

他の法律に特別な規定がある場合を除いて 60 歳とする。定年に達する日が 1 ～ 6 月の間であれば 6 月 30 日に、7 ～ 12 月の間であれば 12 月 31 日に退職する（地方公務員法第 66 条）。

（６）名誉退職

公務員として 20 年以上勤続した者が定年前に自ら進んで退職する場合、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。地方自治団体の廃置・分合・合併、職制と定員の改廃、又は予算の減少などにより廃職又は過員を生じた場合には、勤続 20 年未満の者が定年前に自ら進んで退職する場合であっても、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。なお、再び経歴職公務員として就職した場合などには返還しなければならないとされている。

名誉退職手当の支給対象範囲・支給額・支給手続・返還額・返還手続等に関して必要な事項は大統領令で定めることとされている（地方公務員法第 66 条の 2）。

第 8 節 職員研修

すべて公務員と試補公務員になろうとする者は担当職務と関連のある学識・技術及び応用能力の養成のため法令の定めるところにより訓練を受けなければならないとされ、教育部長官又は行政自治部長官は公務員訓練に関する総合的な企画・調整及び監督を行い、地方自治団体の長及び各級監督職位にある公務員は日常業務を通じて継続的に部下職員に訓練をさせる責任を負うこととされている（地方公務員法第 74 条）。

これを受けて、地方公務員教育訓練法、地方公務員教育訓練法施行令が定められ、各地方自治団体では条例が定められている。

地方自治団体の長は所属地方公務員の体系的な能力開発のために 5 年単位の教育訓練基本計画を策定し、これに基づく年度別施行計画により推進しなければならない。教育訓練基本計画には、教育訓練の目標、中長期人材需要及び所属地方公務員の力量分析、中長期教育訓練需要予測、教育訓練の実施、教育訓練機関の改善・発展、教育訓練に関する中長期投資計画、その他に教育訓練のために必要な事項が記載される（地方公務員教育訓練法第 5 条）。日本の各地方自治団体の研修に比べ、研

修課程・期間が長く、合宿制を採用するなど集中して研修できる体制になっている。
広域自治団体にはそれぞれ公務員教育研修院が設置されており、おもにそこで実施されている。

公務員教育研修院以外の研修としては、次の３つがある。

- 1 職場訓練 所属の職場内で行う研修
- 2 国内委託訓練 公共教育機関や民間教育機関、国内大学等に委託して行う研修
- 3 国外教育訓練 外国の大学、研究所や政府機関、国際機構等に派遣する研修

第9節 高位公務員団制度

高位公務員団制度は、政府の主要政策決定及び管理において重要な役割を担う室・局長級職員を、広い政府的次元から適材適所に配置することとともに、ポストの開放により競争を拡大、さらに職員の成果責任を強化することでより実行性の高い政府を実現することを目的とした制度である。この制度は 1978 年、アメリカ合衆国で初めて導入され、その後イギリス、オーストラリア、カナダなど OECD 参加各国で導入されており、韓国でも 2006 年 7 月 1 日、国家公務員法を改正し、制度が開始された。

1 主要内容

- (1) 高位公務員団は、行政機関局長級以上の公務員により構成される。

一般職・別定職・契約職と外務公務員約 1,500 人余りが高位公務員団の構成になる。

また、副知事・副教育監など地方自治団体などの国家高位職も高位公務員団に含まれる。

- (2) 高位公務員は身分よりも仕事により人事管理される。

高位公務員に関しては、現行の 1～3 級の階級を廃止し、職務と職位により人事管理することとなる。

これに伴い、階級にこだわらない幅広い人事により適格者を任用できるようになる。

報酬は、階級や年功序列ではなく、業務と実績により支給される。

すなわち、職務の重要度・難易度及び成果により報酬に差をつけて支給するのである。

- (3) 高位職の開放を拡大し、競争を促進する。

現行の民間人と競争する開放型制度と共に、他部署公務員と競争する職位公募制が導入される。

(例示) 高位公務員職位を開放型職位 20%、公募職位 30%、部署自律人事職位 50%
で区分

また、各政府機関長官は所属に関係なく全体高位公務員団の中から適任者を人選することができる。

合わせて、部署に配置された高位公務員は所属長官が人事とサービスを管理する。

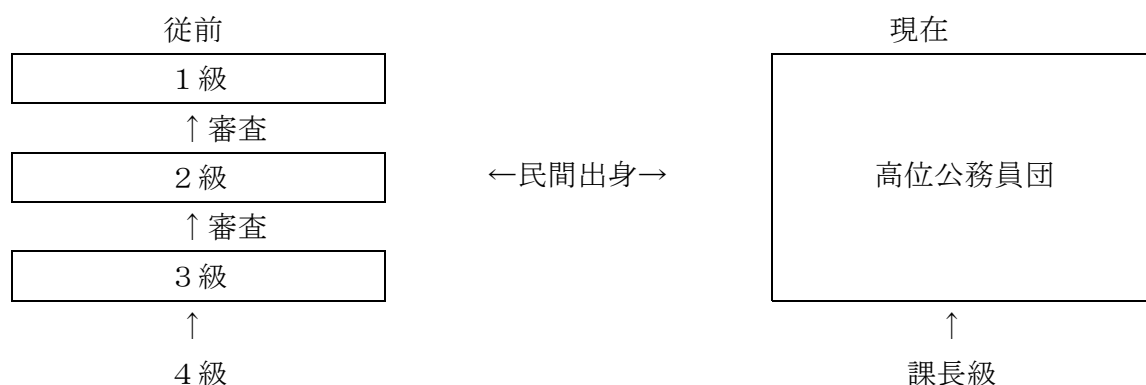
行政自治部は超過現員の管理と政府機関間の利害関係を調整する。

(4) 高位公務員に対する政府機関別の人事自立権が拡大する。

中央人事委員会の人事審査対象が縮小される。

階級段階別の昇進審査で高位公務員団への進入時にだけ人事審査が実施される。

(人事審査の範囲)



高位公務員の成果を体系的に管理して能力開発を強化する。

成果目標・評価基準などを直接の上級者と協議し、成果契約を締結し、目標達成度を評価する職務成果契約制を施行している。

また、高位公務員になるためには候補者教育と能力評価を経る必要がある。

候補者教育は各部署の課長級等を対象にし、①集合教育の前に行うサイバー教育を通じて、教育効果を高め教育上の負担を軽減②個人別能力診断によるオーダーメイド型教育を実施③模擬職務状況課題（シュミレーション）を活用し、能力が不足している分野について体系的に育成することができるよう実習中心の参加型教育を行っている。

成果目標の導入により、職業公務員制の根幹（人事の実績主義原則・政治的中立性・定年及び身分保障制度等）は維持しつつ、高位職の責任性を向上させることができる。

ただし、成果と能力が著しく劣る者は適格審査を通し、厳正な人事措置を施行する。

(非適格対象)

- ・ 高位公務員として任用された日から 5 年が経過した場合
- ・ 成果評価最下位を 2 年以上受けた場合
- ・ 無補職期間が 2 年に達した場合

2 開放型職位制度

(1) 意義

開放型職位制度は公職社会の競争力向上のため、専門性が特に必要である若しくは効率的な政策樹立のために必要だと判断される職位に公職内外を問わず公開募集による選抜試験を経て、職務遂行要件をそろえた最適格者を選抜し、任用する制度である。

(2) 導入背景及び推進経過

長らく、公職は身分が保障された年功序列による人事運営など競争システムが不十

分で、民間部門に比べて、競争力が劣り生産性が低いという指摘を受けるようになった。

したがって、政府では外部専門家を誘致し、行政の専門性を強化し、競争による公務員の資質向上を通し、政府の生産性を向上するために「開放型職位制度」を導入するようになった。

開放型職位制度については、学者らにより長らく開放型職位制導入の必要性が提起されてきた。また、盧武鉉政権もそのスタートと共に国政 100 大課題の一つとして公職社会に競争体制導入と外部専門家採用拡大を明言するようになった。

企画予算委員会(企画予算処の前身)は、1998 年 11 月から 1999 年 3 月までに実施した政府経営診断結果を基に 161 の開放可能職位を選定・発表、1999 年 5 月 24 日の国家公務員法と政府組織法の改正により開放型職位制度の根拠を整備し、開放型職位制度を管掌するようになった。

政府は、企画予算委員会経営診断結果を基に関係機関協議と学界・マスコミ・市民団体・関係公務員など専門家が参加したパネル会議はもちろん関係機関の意見集約などを経て、1999 年 11 月 15 日、38 機関の 129 職位を開放型職位に指定した。

その後、企画予算委員会、経営診断調停委員会の審議と公聴会などを通して整理した意見、各機関の意見及び市民団体の意見などを参考にして、開放型職位の施行に必要な開放型職位の運営などに関する規定(大統領令)を設け、同規定は学界及び民間の人事専門家たちで構成された旧中央人事委員会人事政策諮問会議の審議、立法予告、旧中央人事委員会の審議、閣議決定などの手順を踏み 2000 年 2 月 28 日制定・施行された。

※推進経過

1995.08	世界化推進委員会で汎政府的な職務分析について建議
1996.01	職務分析企画団を構成し職務分析作業実施
1996.12.20	201 の専門職位選定
1998.02	政府組織改編により開放型専門職位数が 183 に減少
1998.08	30 職位を追加指定(213 職位)
1998.10.26	高位職の開放方針を大統領に報告(室・局長級職位の 30%水準を開放)
1998.11	
～ 1999.03	企画予算委員会で政府業務経営診断を実施
1999.05.24	『政府組織法』及び『国家公務員法』改正による「開放型職位制度」導入根拠を用意
1999.07.28	161 開放可能職位発表
1999.08.31	
～ 11.30	『開放型任用制度の発展方案』研究用役(サービス)実施(政府改革研究所)
1999.11.15	38 機関 129 の開放型職位を確定し発表
1999.11.23	『開放型職位の運営などに関する規定案』関係部署との協議
1999.12.23	『開放型職位の運営などに関する規定案』立法予告

1999.12.27	国防部情報化企画官を開放型職位に追加指定(38 部署 130 職位)
2000.01.19	『開放型職位の運営などに関する規定案』中央人事委員会が議決
2000.02.28	『開放型職位の運営などに関する規定』公布・施行
2000.03.16	『開放型職位運営指針』制定・施行
2001.01.17	女性省大会協力局長開放型職位新規指定(39 部署 131 職位)
2001.07.21 ～11.20	『開放型職位制度運営実態調査・評価』研究用役（サービス）実施
2002.01.30	国家人権委員会人権政策局長を開放型職位に新規指定(40 部署 132 職位)
2002.04.15	『開放型職位の運営などに関する規定』改正
2003.07.21	外部任用率活性化のための『開放型職位調整指針』施行
2005.03.24	国防部人事局長、法務管理官を開放型職位に新規指定（43 部署 152 職位）
2005.04	43 部署 151 職位(文化観光部青少年業務→青少年委員会に移管)
2005.06	43 部署 152 職位(警察庁治安政策研究所長を新規追加)
2005.11	44 部署 153 職位(行政複合都市建設庁都市計画本部長を新規追加)
2005.12	45 部署 156 職位(防衛事業庁 3 職位を新規追加) 獲得企画局長、防衛産業振興局長、契約管理本部長
2005.12	44 部署 157 職位(行政自治部自治人材開発院革新研究開発センター長を新規追加)
2006.01	45 部署 158 職位(国家清廉委員会審査本部長職位を新規追加)
2006.06	46 機関 204 職位(高位公務員団 162 職位、課長級 42 職位)
2006.07	46 機関 220 職位（高位公務員団 178 職位、課長級 42 職位）
2008.08	公募職位指定規模縮小：30%→15% 開放型・公募職位補充時期及び補充手続等改善 ※欠員発生時優先増員→該当職級欠員と該当職位空席時補充増員 ※時期調整自由拡大：特別自由発生時→機関相互間人事交流、他所属公務員中適格者任用時までを含む ※他部署任用者の元所属への機関復帰の許容 ※公募期間短縮：14 日→7 日 開放型・公募職位指定・変更等の事前協議廃止
2009.09	開放型・公募職位受験者・適格者不在時の義務的な再公告の廃止 ※7 日→部署自由決定
2010.10	開放型・公募職指定規模自由化 ※高位公務員団職位の 15%→開放型・公募職位を統合し、高位公務員団職位の 30%（ただし開放型は 10%以上）
2011.11	課長級開放型職位指定・運用を義務化し、制度安定化のため指定比率を段階的に拡大（5 %→10%以上）
2012.03	公募職位 他部署任用者に対するインセンティブ付与 ※担当要望権付与、成果評価時優待、後部職位中人事交流職位について財

- 2013.10 政的インセンティブ付与
課長級公募職位指定義務化 ※（'13）5%→（'14）10%
開放型職位補充時期改善
※開放型任用時欠員の有無と関係なく任用可能
※開放型職位の指定・変更時、行政自治部と事前協議
- 2014.07 中央人事管掌機関に「開放型職位中央選抜試験委員会」設置
開放型職位民間任用者の当初任用期間変更（2年→3年）及び任用期間期限（5年）を廃止
課長級開放型職位と公募職位を統合し、部署の自由度拡大
※開放型（10%）、公募職位（10%）義務指定→統合運用（20%以上）

（3）対象職位及び指定基準

対象職位：特定職公務員中、任期制公務員として任ずることができる職位
(指定基準)

専門性:職務遂行に要求される経験的又は学問的専門知識や技術水準の程度

重要性:職務内容や性格上、当該職位の業務が当該機関の全体業務中で占める比重
及び当該職位業務遂行結果の対国民影響と波及効果の程度

民主性:政策決定や執行に客観性・公正性が要求され、多様な国民視点の反映や国民の参加が要求される程度

革新性:行政環境の変化などにより、制度や形態の迅速な改善又は改革が要求される程度

調整性:公職社会内部の利害を基にした機関間又は部署間の利害関係調整の必要性の程度

（4）開放型職位の運営

公告

任用期間満了2月前まで 受験願書受付開始前日まで10日以上

媒体

任用機関及び行政自治部ホームページ（HP名：나리일터）・・・必須

日刊新聞、官報、情報通信網その他の効果的な方法による

開放型職位 中央選抜試験委員会

構成：民間の専門家を中心に5人以上で構成

機能：①開放型職位別の候補者選考審査・推薦

②開放型職位の適正性検討及び再指定要求

③制度・運営に関する改善法案勧告

手続：委員会で所属長官に任用予定選抜人員の2～3倍数を複数推薦し、所属長官が最終選抜する。

3 公募職位制度

（1）概念

効率的な政策策定及び管理のために必要だと判断された職位について当該機関内

外の公務員に対する公開募集・選抜試験を経て、職務遂行条件を備えた適格者を選抜任用する制度

(2) 対象職種及び指定基準

対象職種

一般職・特定職高位公務員として任ずる職位

指定基準

職務共通性：職務の性格と内容についての同質・類似性の程度

政策統合性：国家重要政策の決定・執行時、部署間の利害関係調整又は政策協力等協力の必要性の程度

革新必要性：他部署の公務員の誘致を通じて、所属部署業務、政策又は人的資源革新を図る必要性の程度

(3) 公募職位の運営

公告

欠員予想 1 月前から、7 日以上

媒体

任用機関及び行政自治部のホームページ

選抜審査委員会

委員長を含む 5 人以上、他機関公務員又は民間委員(国公立大学教員含む)は 1/2 以上含む。

所属長官が適格者を選定し任用（提請）

他機関所属公務員が最終選抜された場合、現所属機関の長は該当公務員を転補措置する。

4 人事審査制度

(1) 制度の意義

高位公務員人事審査制度は国家公務員法第 28 条の 6 の規定により、高位公務員団の採用と一般職公務員の高位公務員団職位への昇進任用において公正性と客観性・適格性の有無を行政自治部が実績主義原則に立ち、事前に検証することによって政策決定の階層である高位公務員人事管理を合理的かつ透明に運営していくことにその意味がある。

(2) 運営現況

委員長（自治行政部第 1 次官）を含む 7 名で構成し、委員は自治行政部高位公務員（人事室長） 1 名、自治行政部長官が委託する 5 人の民間委員

委員会運営

開催日時：毎週水曜日 15:00 * 必要時変更又は随時会の開催

意思・議決定足数：在籍委員過半数の出席で開議し、出席委員の過半数の賛成で議決

審査対象

高位公務員団に属する一般職公務員の採用昇進任用

別定職高位公務員及び契約職高位公務員の採用

高位公務員団に属する外務公務員の採用及び外務公務員の高位公務員団職位への最初の任用

○審査基準

(適法性など形式要件審査)

審査項目	審査基準
任用資格要件充足の有無	職務遂行要件充足の有無、個別法令で定めた資格要件具備の有無など
任用欠格事由該当の有無	国家公務員法第 33 条及び公職選挙法第 266 条にともなう任用欠格事由該当の有無、昇進任用制限の有無など
その他適法性の有無	定・現員現況、欠員の有無など

(その他基準)

機関別・職位別特性、職列又は任用区分別公平性を考慮

○審査決定類型

区分	内容
原案議決	機関で審査要請した人事案を受け入れて議決する場合
改善勧告部議決	機関人事案を受け入れるものの、不合理な人事運営に対し改善勧告意見を付けて、議決する場合
保留	関連資料の調査など補完が必要で決定を留保する場合
否決	法令要件に適合せず、1・2 順位者が全て非適格で、人事案に同意しない場合
修正議決	1 順位者より 2 順位者がさらに適格だと判断して、順位を変更して議決する場合

5 成果契約等評価制

(1) 導入背景

公共機関の成果を管理する目的は、行政サービスの顧客といえる「国民へ与える利益又は政策影響の最大化」することにある。にもかかわらず、従来の成果評価システムは成果物（アウトプット）の評価に重点が置かれており側面があり、顧客への最終結果（アウトカム）の適切な評価について困難な側面があった。また、評価が難しい政策策定など質的な部分についても成果を評価するための方策が必要であるという認識は、公職社会の内外で幾度となく提起されてきた。

このような意見を踏まえ、行政自治部では、結果中心の行政部門評価システムの構築及び成果に関する責任を強化するため、成果契約等の評価制を導入するに至った。

高位公務員の公正かつ合理的な業績管理のため、長・次官等の責任者と室・局長の間で機関の任務（Mission）・戦略的方向・戦略目標などを考慮し、当該年度に重点的に推進する個人の成果目標を設定、評価基準などについて合意し契約を締結する成果契約

など評価制を施行することとなった。

(2) 概念

成果契約等の評価制は、個人の業務業績評価、部署単位の実績評価、その他職務の遂行に関連する資質や能力などについても評価結果の要素であるが、加えてさらに評価項目を定め、長・次官等責任者と室・局長等管理者との間で成果目標と指標等について合意を行い、評価対象機関の評価対象公務員が達成した成果目標の推進結果などを評価指標や評価項目の特性に合わせて設定した評価基準に基づいて評価し、その結果を人事管理に反映させる人事管理システムである。

(3) 評価

個人ごとの成果契約には、機関の目標との関連性、成果目標、重要な成果物と活動、成果指標などの内容が含まれている。

成果契約は1年単位で締結し、目標達成度を5段階で評価し、成果評価の結果は、賞与の支給など報酬と人事管理に反映される。

第 7 章 自治立法

第7章 自治立法

第1節 自治立法制定権の根拠

1 地方議会と条例制定権

1961年に地方自治が停止され、「地方自治に関する臨時措置法」の規定により地方議会の権限を上級行政庁が代行するようになって以来、1988年の地方自治法第6次改正により地方議会が復活するまでの間は、自治立法制定権についても上級行政庁の関与が付されていた。すなわち、広域自治団体である市・道の条例については内務部長官の、基礎自治団体である市・郡・自治区の条例については市・道知事の承認が、それぞれ必要とされていた。

1991年に実施された地方議会議員選挙により30年ぶりに議会が復活した結果、この上級行政庁による承認は不要となり、地方自治団体の自治立法権についてもようやく従前の状態となった。

2 条例制定権の法的根拠

条例、規則等の自治立法制定権の根拠は憲法及び地方自治法に求めることができる。

まず、憲法第117条第1項では、「地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」と規定し、「法令の範囲内」という留保のもとに自治立法権を保障している。

これを受け、地方自治法第22条では、「地方自治団体は法令の範囲内でその事務に関し条例を制定することができる」と規定し、条例制定権の実定法上の根拠となっている。

なお、規則についても地方自治法第23条で「地方自治団体の長は法令や条例が委任した範囲でその権限に属する事務に関し規則を制定することができる」と規定しているところである。

第2節 条例の制定手続

1 議会の議決等

条例の制定及び改廃は、地方議会の議決事項となっている（地方自治法第39条第1項第1号）。条例案が地方議会で議決されたときは、議長は議決の日から5日以内に当該地方自治団体の長に移送し、移送を受けた地方自治団体の長は20日以内にこれを公布しなければならない。

また、地方自治団体の長は条例案に対して異議があれば、当該条例案を移送の日から20日以内に理由を付して地方議会に還付し再議を要求することができる。ただしこの場合、条例案の一部のみの再議や修正案の再議は要求することができない（地方自治法第26条第1項～第3項）。

再議要求を受けた地方議会は条例案を再議に付すこととなるが、在籍議員の過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成により従前と同じ議決をした場合はその条例案は条例として確定する。なお、地方自治団体の長が条例案の移送を受けてから20日以内に公布も再議要求もせず不作為により20日の期間が経過した場合であっても、当該条例案は条例として確定することとされている（地方自治法第26条第4項、第5

項)。

2 公布

再議され確定した条例や地方自治団体の長の不作為により期間が経過した条例は、地方自治団体の長が遅滞なく公布しなければならない。この場合において、条例が確定したとき（再議後確定した条例は移送を受けてから）から5日以内に長が公布しないときは、地方議会の議長がこれを公布することとされている（地方自治法第26条第6項）。

条例に効力発生日の規定が明記されていない場合は、公布の日から20日が経過した日からその効力が発生する。公布の方法については、当該地方自治団体の公報に掲載して行うことが定められている。ただし、地方議会の議長が公布する場合は、公報若しくは日刊新聞への掲載又は掲示板に掲載して行うこととされている（地方自治法第26条第8項、同法施行令第30条第1項）。

なお、公布日は、公報や新聞の発行日又は掲示板への掲載日である旨が明定されている（地方自治法施行令第31条）。

3 報告

条例や規則を制定及び改廃する場合、市・道知事は行政自治部長官に、市長・郡守及び自治区の区庁長は市・道知事にその全文を添付して、それぞれ報告しなければならない。報告を受けた行政自治部長官はこれを関係中央行政機関の長に通知しなければならない（地方自治法第28条）。

4 条例・規則審議会

地方自治団体の長が条例・規則を制定、改廃及び公布等をしようとする場合に、その妥当性・適法性等の適否を検討するため、長の所属下に条例・規則審議会を置くこととされている（地方自治法施行令第28条第1項）。条例・規則審議会は、次の各号の事項を審議・議決する。

- (1) 地方自治団体の長が地方議会に提出する条例案
- (2) 地方議会の議決を経た条例公布案
- (3) 住民の条例制定又は改廃の請求における有効署名の確認、異議申請及び請求要件に関する事項
- (4) 地方自治団体の長が制定・改正・廃止する規則案
- (5) 予算案、決算案その他地方議会に提出する案件中、地方自治団体の長が審議会の審議・議決が必要と認めた事項

条例・規則審議会の議長には地方自治団体の長が、副議長には副知事、副市長、副郡守、副区庁長が充てられ、委員は室長、局長、課長の中から選任される。

審議会の会議は議長、副議長を含む在籍委員の過半数の賛成により議決する。

第3節 法的特徴

1 日本の制度との比較

韓国の地方自治法における条例及び規則に関する規定は、概ね日本の地方自治法の規定と類似はしているが、異なる点もいくつか見られる。

第1に、条例制定範囲の限界についてである。これに関し、日本の地方自治法では「...法令に違反しない限りにおいて...条例を制定することができる」(第14条第1項)と規定しているのに対して、韓国の地方自治法は「...法令の範囲内において条例を制定することができる」(第22条)と規定しており、立法範囲と自立性において、文理上より限定されたものとなっている。

第2に、住民の権利を規制し義務を課する、いわゆる行政事務条例の制定についてである。日本の地方自治法では「...義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」(第14条第2項)と規定し、必要的条例事項である旨を明記しつつ自治体任意の条例制定を前提としているのに対して、韓国の地方自治法では「...住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」(第22条ただし書)と規定し、行政事務条例の制定には法律の委任を要することとされている。

第3に、罰則規定の付与についてである。日本の地方自治法では、「...条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」(第14条第3項)と規定し、条例に秩序罰だけでなく刑事罰も置くことができるとされている。これに対して韓国の地方自治法では、上述のように「...罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」(第22条ただし書)とし、刑事罰については法律の委任を要することとしており、自治体の任意で付与できるのは秩序罰である「1,000万ウォン以下の過怠料」のみである(第27条第1項)。

第4に規則の制定についてである。日本の地方自治法では「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる」(第15条第1項)としているのに対して、韓国の地方自治法では「地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内においてその権限に属する事務に関して規則を制定することができる」(第23条)とし、長の規則制定権についても法令又は条例の委任の範囲内に制限している。

第5に広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係である。地方分権一括法による改正前の日本の地方自治法では、都道府県が市町村の行政事務に関して必要な規定を設けることができ(いわゆる「統制条例」)、これに違反する市町村条例は無効とされていたが、現行の規定ではこれが削除された。これに対して韓国の地方自治法では、「市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない」(第24条)としており、一般的に広域自治団体の条例の優位性を規定している。

以上をまとめると、次の表のとおりとなる。

〈図表 7－1〉 自治立法権に関する日韓比較

区 分	韓国の地方自治法	日本の地方自治法
条例の制定範囲	地方自治団体は、法令の範囲内において条例を制定することができる（第 22 条本文）。	普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる（第 14 条第 1 項）。
権利制限・義務賦課に関する条例の制定	住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない（第 22 条ただし書）。	普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。（第 14 条第 2 項）
条例違反に対する罰則規定	地方自治団体は、条例で条例違反行為に対して 1,000 万ウォン以下の過怠料を定めることができる（第 27 条第 1 項）。	普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。（第 14 条第 3 項）
長の規則制定権	地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内において、その権限に属する事務に関して規則を制定することができる（第 23 条）。	普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。（第 15 条第 1 項）
規則違反に対する罰則規定	（規定なし）	普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。（第 15 条第 2 項）
広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係	市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない。（第 24 条）	（規定なし）

2 条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈

前述のとおり、韓国の地方自治団体の条例制定権の範囲は、法の文言上、日本と比較して、より限定・制約されたものとなっている。

これらの規定に対しては、韓国内においても議論があるところであるが、現実の判例を見ると、柔軟性のある法解釈などにより、法体系の理論的整合性を図りつつ多少なりとも地方自治団体の条例制定権を保障しようとする傾向が見られる。

(1) 対象となる事務

地方自治団体が制定できる条例の対象となる事務は、自治事務と団体委任事務とし、機関委任事務については法令に委任された範囲内でのみ認められるとした次のような大法院の判示がある。

「地方自治法第 15 条（※現在の第 22 条）、第 9 条によれば、地方自治団体が自治条例を制定することができる事項は地方自治団体の固有事務である自治事務と個別法令によって地方自治団体に委任された団体委任事務に限り、国家事務が地方自治団体の長に委任された機関委任事務は原則的に自治条例の制定範囲に属さないもので、ただし機関委任事務においてもそれに関する個別法令で一定の事項を条例によって定めるように委任している場合には、委任を受けた事項に関して個別法令の主旨に符合する範囲内でいわゆる委任条例を定めることができる」（大法院 2000 年 5 月 30 日公園条例改正条例案無効訴訟判決）

(2) 法令の範囲内

「法令の範囲内において」条例を制定することができると定めた地方自治法第 22 条本文の規定については、いわゆる法の先占領域での条例制定の可否を巡る問題がある。これについては生活保護法（1999 年 9 月「国民基礎生活保護法」の制定により廃止）の「上乗せ条例」に相当する条例について、同法の規定に矛盾抵触せず、「法令の範囲内」とした判例がある。即ち生活保護法で生計費支援の対象とならない「自活保護」の対象者の中で、事実上生活が困難な者等一定要件を満たす者に対して、生活保護法とは別途に、同法に準ずる生計費を支援する内容の条例に対して、次のように判示し、これを認めたものである。

「地方自治団体は、法令に違反しない範囲内でその事務について条例が制定できるのであり、条例が規律する特定事項に対してそれを規律する国家の法令が既に存在している場合でも、条例が法令と別途の目的を期して規律することを意図するので、その適用のために法令の規定が意図する目的と効果を全く阻害することがないとき、又は両者が同一の目的から出発したものであるとしても、国家の法令が必ずその定めにより全国にわたって一律に統一した内容を規律しようとする趣旨ではなく、各地方自治団体がその地方の実状に合うように別途規律することを容認する趣旨であると解釈されるときは、その条例が国家の法令に違反するものではない。」（大法院 1997 年 4 月 25 日低所得住民生計保護支援条例案議決無効確認訴訟判決）

(3) 法律の委任

地方自治法第 22 条ただし書は、行政事務条例の制定には法律の委任が必要とする旨の規定を設けているが、これについては、憲法で「地方自治団体は...法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」（第 117 条第 1 項）と定めていることから、当該規定が違憲か合憲かについてかねてから争いがあるところである。これに対して大法院では次のように判示してこれを合憲としている。

「地方自治法第 15 条（※現在の第 22 条）は、原則的に憲法第 117 条第 1 項の規定のとおり地方自治団体の自治立法権を保障しつつ、そのただし書で国民の権利制限・義務賦課を規定する条例の重大性に照らし立法政策的考慮により法律の委任が必要と規定しているところ、これは基本権の制限に対し法律留保原則を宣言した憲法第 37 条第 2 項の趣旨に符合しており、条例制定における上記のような場合に、法律の委任根拠を必要とすることは違憲性があるとはいえない。」（大法院 1995 年 5 月 12 日「全羅北道共同住宅入居者の保護のための条例案無効確認訴訟判決」）

一方、地方自治法第 22 条ただし書の解釈についても、憲法裁判所は、要件である「法律の委任」の意味を柔軟に解釈することにより、自治団体の条例制定権に多少の融通性を与えている。具体的には、たばこ事業法に直接の根拠規定がなく施行規則の規定を委任の根拠として制定された「たばこ自販機」の設置禁止条例について、次のように判示して合法としている。

「条例制定権者である地方議会は、選挙を通してその地域的な民主的正当性を備えている住民の代表機関であり、憲法が地方自治団体に対して包括的な自治権を保障している趣旨からみて、条例に対する法律の委任は、法規命令に対する法律の委任のように必ず具体的な範囲を定めて行う必要がなく、包括的なことで足りる。」（憲法裁判所 1995 年 4 月 20 日富川市たばこ自動販売機設置禁止条例違憲確認訴訟判決）

このように、現実の法解釈においては柔軟性のある運用がなされてはいるものの、行政学会や地方自治関係者の間では、そもそも地方自治法の規定自体を改正し、地方自治団体の条例制定権を明文法規で保障すべきという意見が強い。

第 8 章 消防防災・教育・警察行政

第8章 消防防災・教育・警察行政

第1節 消防防災

地方自治団体は、消防防災について、地域及び職場民防衛組織（義勇消防隊を含む）の編成及び運営並びに指導・監督、火災予防及び消防に関する事務を行う（地方自治法第9条第2項第6号）。

1 韓国の消防制度の沿革

韓国では、1946～1948年の米国軍政時代に、それまで警察に属していた消防が独立し、初めて自治消防体制が敷かれた。中央には消防委員会と消防庁が、地方には道消防委員会と地方消防庁が設置された。しかし、1948年の韓国政府樹立後は国家消防体制が敷かれ、1958年の消防法制定により、中央では内務部の国家警察本部の中に消防課が、地方では警察局の中に消防課が設置され、身分は警察公務員法が適用される警察官となった。

1970年以降、見直しが行われ、1972年の政府組織法の改正により、消防は警察から再び独立した。この時点では、ソウル特別市と釜山直轄市の消防は自治消防であるが、その他の市・道は国家消防という二重の制度であった。1975年には内務部に民防衛本部が設置され、その中の組織として消防局が設置された。1978年には消防公務員法が制定され、消防職員の身分を規制・保障することとなった。

1991年には消防法が改正され、1992年4月以降、市・道の広域自治消防が実施されることとなり、市・道に消防本部が設置され、消防職員の大部分は地方公務員となった。

2003年には2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機に防災体制が抜本的に見直されることとなった。その結果、旧行政自治部防衛災難統制本部消防局を格上げし、2004年6月1日、政府組織法と災難及び安全管理基本法に基づき、各種災難から国民の生命と財産を保護することを目的とした消防防災庁が行政自治部の外庁として誕生した。

しかし、2014年4月に発生したセウォル号沈没事件の後、国民安全政策が根本的に見直されたことにより、11月、安全・危機管理に関する政策・指揮を統括する国民安全処が新設され、消防防災庁の業務は移管された。

2 国民安全処

前述の目的により新設された国家機関である。安全と災害に関する政策の策定・運営及び総括・調整、民防衛、防災、消防、海洋での警備・安全・汚染防除及び海上で発生した事件の捜査に関する事務を管掌するため、国務総理所属として置かれている（政府組織法第22条の2）。陸上・海上、自然災害・社会災害等に担当が分散されていた災害対応体系を統合し、災害に関する専門性及び対応力を強化することに焦点を置き編成された。

具体的には消防防災庁と、海洋警察庁を統合し、中央消防本部と海洋警備安全本部として改編、安全行政部の安全管理機能と消防防災庁の防災機能の移管を受け、「安全政策室」と「災難管理室」として改編し、各種災難の予防－退避－対応－復旧の全過

程を統合管理することにした。

担当業務

- 安全及び災難に関する政策策定・運用及び総括・調整
- 非常退避と民防衛に関する業務
- 消防及び防災に関する業務
- 海洋での警備・安全・汚染防除及び海上事件の捜査

(1) 中央防災本部及び消防防災関連機関

中央防災本部は国民安全処に属し、従来の消防防災庁の業務のうち消防・救助・救急業務を担っている（組織図は図表 8－1 参照）。

その他国民安全処内の消防防災関連機関（旧消防防災庁の所属機関）

○中央消防学校（忠清南道天安市） 消防職員の教育訓練を行っている。

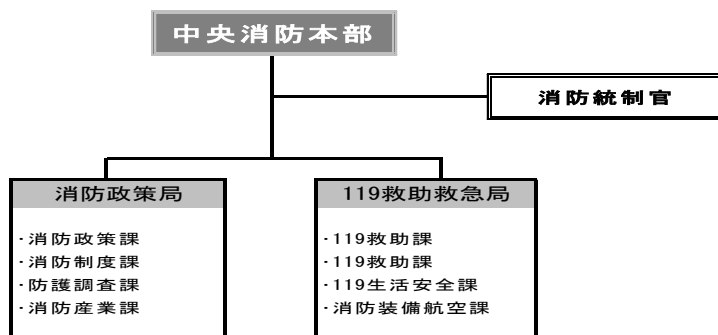
○国立災難安全研究院（ソウル特別市麻浦区）

防災専門担当者の教育や防災政策・技術の研究等を行っている。

○中央 119 救助本部（大邱広域市達城郡）

大型・特殊災難事故の救助・現場指揮、支援等を目的に 1995 年 12 月に発足した機関で、ヘリコプター、車両等を有し、仁川国際空港とソウルを結ぶ高速道路のパトロールの任務にも携わっている。また、1997 年には中央 119 救助隊を中心とする 119 国際救助隊が発足し、2010 年のハイチ地震や 2011 年の東日本大震災などでの国際救助活動にも携わっている。

〈図表 8－1〉 中央消防本部組織図



3 消防制度

現行の消防制度としては、中央には中央防災本部、地方（広域自治団体：市・道）には 18 の消防本部が置かれ（京畿道のみ 2 か所）、その下に消防署が置かれている。

消防本部の長（消防本部長）と消防署の長（消防署長）は、所管市・道知事の指揮・監督を受ける。

(1) 消防本部

各消防本部業務としては、火災の予防・警戒・鎮圧・調査及び構造・救急等があるが、ソウル特別市のように消防防災本部として防災業務を所掌しているところも

ある。組織は主に消防行政、防護、救助救急などに分かれており、その下に総合状況室、消防航空隊などが置かれている。

消防本部のうち、8つの消防本部（ソウル、釜山、仁川、光州、京畿、江原、忠南、慶北）には、地方消防学校が設置され、消防職員の教育訓練を行っている。

（2）消防署

消防本部の下には全国で 197 箇所の消防署が設置されている。また、消防署の下、全国で 953 の 119 安全センター、219 の 119 救助隊、27 の 119 救急隊、6 の消防艇隊、538 の 119 地域隊が設置されている。

（3）消防公務員

消防公務員には国家消防公務員と地方消防公務員の 2 職種があり、消防公務員の任用、教育訓練、服務、身分保障等に関しては、国家公務員法又は地方公務員法の特例法として「消防公務員法」が適用される。

国民安全処と各市・道には、それぞれ消防公務員人事委員会が設置されている。国家消防公務員の場合、消防領以上は国民安全処長官の推薦により国務総理を経て大統領が任用するが、消防總監は大統領が任命する。消防警以下は、国民安全処長官が任用する。地方消防公務員の場合、市・道知事が任用する。

国家消防公務員と地方消防公務員との間では頻繁な人事交流が行われている。

4 防災行政

韓国ではかつて、防災行政を自然災害と人的災害に分けて推進していた。災害対策の基本法も、自然災害については自然災害対策法（農林漁業被害に関するものは農漁業災害対策法）であるが、人的災害については災難管理法、と分離していた。これは、1990 年以降、人的災害が多発し、人的災害対策の一層の充実を求める機運が高まっていた中で、1995 年の三豊百貨店の崩壊事故が起こったことが直接の契機となり、人的災害について、特別の法体系で推進することとなったためである。

しかし、この体制は 2003 年 2 月の大邱地下鉄放火事件や 9 月の台風 14 号で多数の死傷者が出たことを契機として抜本的に見直されることとなった。

2004 年 3 月に制定された「災難及び安全管理基本法」では、「国民の生命・身体・財産及び国家に被害を与えたり与え得るもの」として、次の（1）～（2）を『災難』として定義し、自然災害と人的災害の概念を統合した（同法第 3 条）

（1）台風・洪水・豪雨・暴風・波浪・高潮・津波・大雪・落雷・干ばつ・地震・黄砂・赤潮、火山活動その他のこれに準ずる自然現象により発生する災害

（2）火災・崩壊・爆発・交通事故・化学等兵器事故・環境汚染事故その他の類似の事故により発生し、大統領令で定める規模以上の被害とエネルギー・通信・交通・金融・医療・水道など国家基盤体系の麻痺、伝染病又は家畜伝染病拡散などによる被害

また、同法では、安全管理の体系及び機能について次の（1）～（4）のとおり定めている。

(1) 中央安全管理委員会

災難と安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整、関係部署間の協議・調整等を行うため、国務総理所属下に「中央安全管理委員会」を置く。委員長は国務総理、委員は中央行政機関又は関係機関・団体の長。また、調整組織として安全政策調整委員会（委員長は国民安全処長官）を置く。

地方には、市・道知事所属下に「市・道安全管理委員会」、市長・郡守・区庁長所属下に「市・郡・区安全管理委員会」（委員長は各自治体の長）を置く（同法第9条）。

(2) 中央災難安全対策本部

大規模災難の予防・準備・対応・復旧等に関する事項を総括・調整し、必要な措置を講じるため、行政自治部に「中央災難安全対策本部」を置く。中央本部長は行政自治部長官。中央災難安全対策本部を設置する時は主務部処の長所属下に中央事故収拾本部を置くが、海外災難発生の場合には外交通商部に置く。中央本部長は災難の効率的な収拾のため、関係機関の長に行政及び財政上の措置と所属職員の派遣等必要な支援を要請できるほか、必要な範囲内で地域災難安全対策本部長を指揮できる。

地方には、市・道知事は「市・道災難安全対策本部」、市長・郡守・区庁長は「市・郡・区災難安全対策本部」（地域本部長は各自治体の長）を設置することができる。ただし、中央で中央対策本部を置く場合には、地方でも安全対策本部を設置しなければならない（同法第14条）。

(3) 災難安全状況室

国民安全処長官、市・道知事、市長・郡守・区庁長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時の初動措置、指揮等の業務を遂行するため、常時「災難安全状況室」を設置・運営しなければならない（同法第18条）。

(4) 災難状況の報告

市長・郡守・区庁長又は海洋警備安全署長は、所轄区域内で災難が発生し、又は発生の恐れがある時は、直ちに応急措置及び収集状況について遅滞なく、各々、国民安全処長官、災難管理主管機関の長及び市・道知事に報告しなければならない。この場合、災難管理主管機関の長及び市・道知事は報告を受けた事項を確認・取りまとめて国民安全処長官に通報しなければならない（同法第20条）。

5 民防衛

民防衛とは、次の各号のいずれかに該当する状況（以下「民防衛事態」という）から住民の生命と財産を保護するために政府の指導下で住民が遂行しなければならない防空、応急的な防災・救助・復旧及び軍事作戦上必要な労力支援等のすべての自衛的活動をいう。民防衛事態は、

- 1 戦時又はこれに準じる非常事態
- 2 「統合防衛法」第2条第3号による統合防衛事態
- 3 「災難および安全管理基本法」第36条第1項による災難事態宣言又は同法第60条第1項による特別災難地域宣言等の国家的災難、そのほか国民安全処長官が定

める災難事態

と定義されている（民防衛基本法第2条）。

民防衛を遂行するため、地域・職場単位に「民防衛隊」を置くこととされ、20歳以上40歳未満の男子主体で編成される（民防衛基本法第17条～18条）。

居住地単位で編成される「地域民防衛隊」は、邑・面・洞の下統・里と呼ばれる居住地単位で編成される「統・里民防衛隊」と、市長・郡守・区庁長により選抜された「市・郡・区民防衛技術支援隊」に区分される（民防衛基本法第19条）。

一方、職場単位で編成される「職場民防衛隊」は、国家及び地方自治団体の機関、学校、韓国銀行、公共機関、地方公企業、防衛産業関連企業、公共組合などに限定されている（民防衛基本法施行令第21条）。

民防衛隊の任務は、図表8-2のとおりである。

〈図表8-2〉民防衛隊の任務（民防衛基本法施行令第16条）

平常時	・挙動不審者及び民防衛事態等の申告網の管理運営 ・警報網の管理と警報体制の確立 ・共同地下揚水施設・待避所・待避地域及び統制所の設置管理 ・必要な物資・装備の備蓄 ・灯火音響管制の訓練 ・民防衛施設の保護 ・消防及び化学兵器汚染防止装備の設置管理 ・民防衛教育訓練 ・その他民防衛事態の予防、収拾、復旧、支援活動に関する事項
有事時	・警報及び待避、住民統制・疎開 ・交通統制、灯火管制 ・人命救助、医療活動、消火活動 ・不発弾など危険物の探査・警告 ・破損した重要施設物の応急復旧 ・民心安定のための啓蒙、戦勝意識の鼓吹などの住民指導 ・軍事作戦に必要な物資の運搬等労力支援 ・その他民防衛事態収拾に必要な事項

第2節 教育行政（教育自治制度）

1 概要

幼稚園、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導、図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂など公教育・体育及び文化施設の設置及び管理は、地方自治団体の事務である（地方自治法第9条第2項第5号）が、教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して別途の機関を置くよう規定されている（地方自治法第121条）。

1991年この規定に基づき「地方教育自治に関する法律」が制定され、特別市・広域市・道に教育委員会と教育監（日本の教育長にあたる）を置き、教育・学芸に関する事務を処理することとした。

しかし、教育委員及び教育監の選出が、学校運営委員を選挙人団とする間接選挙であったため、選出の過程で様々な問題点が発生していた。このため2006年12月、地

方教育自治に関する法律を全文改正し、特別市・広域市・道議会議員と教育議員（同法で定められた教育経歴又は教育行政経歴を有する者）で構成する教育委員会を議会の常任委員会として位置付け、教育委員の過半数は住民の直接選挙で選出する教育議員で構成することとした。

なお、済州特別自治道に関しては、2006 年 12 月の改正に先立ち、済州特別自治道にだけ適用される特別法である「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成に関する法律」で前述の新しい教育委員会制度などの改正法の内容が取り入れられており、同法で規定されている。

しかし、選挙による教育議員選挙は 2010 年に一度だけ実施されたものの「地方教育自治に関する法律」上の教育委員制度自体が廃止され、2014 年の地方選挙では済州特別自治道でのみ教育議員選挙が実施されている。

教育監は首長並みの権限を有し、首長による指揮・監督・調整を全く受けず独自にその事務を執行している。そのため教育監及びその下部機関は同じ地方自治団体の機関でありながら、首長の下にある組織とは完全に分離している点が日本とは大きく異なる。また、教員はすべて国家公務員である点も日本と異なる。

2 教育監

教育・学芸に関する事務の執行機関として、教育監が市・道に置かれている（地方教育自治に関する法律第 18 条）。

教育監の下には、補助機関（副教育監）（地方教育自治に関する法律第 30 条）、教育機関及び下級教育行政機関（地域教育庁）が置かれる（同法第 32 条、第 34 条）。

教育監の下にあるこれらの機関は、一般に「教育支援庁」と呼ばれる。

〈図表 8－3〉教育監の性格、任期等

	教 育 監
性 格	広域自治体に置く事務執行機関
選出方法	住民による直接選挙
任期	任期：4 年 （3 期まで再任可能）
資 格	①市・道知事の被選挙権のある者 ②候補者登録日から過去 1 年間政党の党员ではない者 ③候補者登録申請開始日を基準に教育経歴又は教育行政経歴が計 3 年以上の者
主な権限	教育・学芸に関する下の事務の執行 ①左記①～③の作成・提出 ②教育規則の制定 ③学校、教育機関の設置・移転・廃止 ④教育課程の運営 ⑤科学技術教育、生涯教育等の振興 ⑥特別賦課金・使用料・手数料・分担金及び加入金に関する事項

	⑦基金の設置運用に関する事項 ⑧所属公務員の人事管理 等
兼職禁止	①国会議員・地方議会議員・教育議員 ②国家・地方公務員、私立学校教員 ③私立学校の経営者又は私立学校の設置・経営法人の役職員

2014年6月30日までは、教育委員会の委員を選挙で選出する教育議員制度が存在したが、現在は済州特別自治道を除き制度が廃止され、従来の教育委員会事務は市・道議会内の教育・学芸に関する事務を審査する常任委員会及び法制審議委員会に継承されている。

3 教育支援庁

「教育支援庁」とは、市・道の教育・学芸に関する事務を分掌するため1つ又は2つ以上の市・郡・自治区を管轄区域として設置された下級教育行政機関をいう（地方教育自治に関する法律第34条第1項）。

教育支援庁の管轄区域及び名称は大統領令が定めるところによる（同法第34条第2項）。2つ以上の基礎自治団体にまたがって設置されている場合も少なくない。教育支援庁は、市・郡・自治区などの基礎自治団体とは直接関係がなく、日本でいえば市町村の教育委員会というより、むしろ都道府県の教育事務所に相当する。

4 教育自治と一般自治の関係

教育監は、所属公務員の人事権、条例案などの議案提出権、予算の編成・執行権など広域団体長と同様の広範な権限を有している。日本では首長に、組織、職員の身分取扱い、予算の執行及び財産管理等の財務に関する総合的な調整権が認められているが、韓国の場合、広域団体長にそのような権限は認められておらず、行政としての一体性が保ちにくかった。

そこで、一般行政と教育行政が連携関係を強化し、効率的な運営を図るため、2006年の地方教育自治に関する法律の全文改正により、教育監と市・道の首長との間に「地方教育行政協議会」を設置することとした（同法第41条）。また、各教育監相互の交流と協力を増進し、共同の問題を協議するために全国的な教育監協議体も設立できるようにするなど（同法第42条）、地方教育関連業務の協議を活性化させる方策が取られている。

また予算面では、教育関係予算は一般会計ではなく特別会計とされ、その歳入の大半を中央政府からの移転財源が占めている。

第3節 警察行政（地方警察庁）

1 韓国の警察制度の沿革

韓国の警察は国家組織として、1948年に内務部傘下に治安局が、地方には市・道傘下に警察局、その下に警察署が設置された。その後、警察の中立化のため、公安委員会の設置が論じられたが実現されなかった。1969年には警察公務員法が制定され、公開採用・身分保障・定年制などが確立された。

1974年には内務部治安局が治安法部に昇格され、各級警察組織の機構拡充と機能の

整備などが成し遂げられ、警察活動の活性化が図られた。

1991年5月に警察の基本法として警察法が制定され、警察の組織・機能・運用に新しい基盤が構築された。内務部（現：行政自治部）の外庁として警察庁が設立され、市・道単位に地方警察庁が設立され、警察行政の議事機関として警察委員会が設置されることとなった。

2004年1月に制定された「地方分権特別法」では、警察制度に関連し「国家は地方行政と治安行政の連携性を確保して地域特性に適合した治安サービスを提供するために自治警察制度を導入しなければならない。」（同法第10条第3項）と規定し、自治警察制の導入を国家の義務事項として明示した。

これに伴い、政府は2004年10月、自治警察制関連政策審議・諮問のための「自治警察特別委員会」と実務推進機構である「自治警察制実務推進団」を設置し、自治警察制の導入のために諸般の準備をしてきている。

济州特別自治道では、「济州特別自治道設置及び国際自由都市造成に関する法律」により既に自治警察制が導入されているが、他の地域に関しては自治警察法案が成立していないため、国家警察制度のままである。

2 警察制度

現行の警察制度は、警察行政の議事機関として警察委員会が置かれ、警察行政庁として行政自治部に警察庁、地方に地方警察庁と警察署が置かれている。警察官は、自治警察官を除き国家公務員である。

（1）警察委員会

行政自治部に警察行政に関する議決機関として警察委員会が設置されている。警察委員会は議決機関である点で、行政機関である日本の公安委員会の場合とは異なる。

警察委員会は、①国家警察の人事・予算・装備・通信などに関する主要政策及び警察業務発展に関する事項、②人権保護と関連した警察の運営・改善に関する事項、③国家警察の腐敗防止と清廉度向上に関する主要政策事項、④他の国家機関からの業務協力要請に関する事項、⑤济州特別自治道の自治警察に対する国家警察の支援・協調及び協約締結の調整などに関する主要政策事項、⑥その他重要な事項、について審議・議決する（警察法第9条）。

委員会は委員長1人、常任委員1人、非常任委員5人の7人で構成され、委員は行政自治部長官の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。委員中2人は裁判官資格のある者でなくてはならず、政党人などは委員になれない。委員の任期は3年で、再任することはできない（警察法第5条～第7条）。

（2）警察庁

治安に関する事務を管掌するため、行政自治部長官所属下に警察庁が設置されている（警察法第2条第1項）。警察庁は行政自治部の外庁としての警察行政庁である。

警察庁長は警察委員会の同意を得て、行政自治部長官間の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。警察庁長は国家警察に関する事務を統括し、庁務を管掌し、所属公務員及び所属警察機関の長を指揮・監督する（警察法第11条）。

また、警察庁には5つの附属機関（警察大学、警察教育院、中央警察学校、警察捜査研究所、警察病院）がある。

（3）地方警察庁及び警察署

警察庁の事務を地域的に分担・遂行するため、市・道知事所属下に地方警察庁、地方警察庁長所属下に警察署が置かれている（警察法第2条第2項）。

地方警察庁長は警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の警察事務を管掌し、所属公務員及び所属警察機関の長を指揮監督する。警察署長は地方警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の所管事務を管掌し、所属公務員を指揮・監督する（警察法第14条、第17条）。

地方警察庁長は、市・道知事の所属下にはあるが、市・道の事務を処理するのではなく、中央の警察庁の事務を地域で分担・遂行するのであり、また市・道知事の指揮・監督を受けるのではなく、中央の警察庁長の指揮・監督を受けるので、自治警察行政庁とはいえない。また、市・道には地方警察委員会が設置されていない。この点が日本と大きく異なる。

ただし、地方行政と治安行政の業務協力その他必要な事項を協議・調整するため、市・道知事（済州特別自治道知事を除く）所属下に治安行政協議会を置き（警察法第16条）、市・道行政と警察行政の連携を図っている。

このように、現行の韓国警察制度は、地方警察庁長と警察署長は国家警察組織の一部と考えられ、一元的な国家警察制というべきものであり、前述のとおり済州特別自治道以外では自治警察制は採られていない。

第 9 章 地方財政

第9章 地方財政

第1節 地方財政の規模

1 地方と国の比較

地方財政の2014年度当初予算の規模は、予算純計163兆5,793億ウォンで、2013年当初予算対比で4.3%増加、2013年最終予算純計（※）対比で7.6%減少となっている。

（※）地方自治団体会計間、市道・市郡区間の重複計算分を控除した金額。

政府予算との比較では、2014年度政府予算純計274兆6,673億ウォンは2013年当初予算純計263兆6,038億ウォン対比4.2%増加となっており、2014年度の国家財政と地方財政、地方教育予算の比率は、55.9：33.3：10.8である。

〈図表9－1〉国家財政、地方財政、地方教育財政（単位：億ウォン、%）

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
中央政府予算	2,174,723	2,259,413	2,355,574	2,486,125	2,636,038	2,746,673
（比率）	55.1	55.5	56.0	55.5	55.9	55.9
地方予算	1,375,449	1,398,565	1,410,393	1,510,950	1,568,887	1,635,793
（比率）	34.8	34.4	33.5	33.8	33.2	33.3
地方教育予算	400,030	410,954	439,214	477,034	514,496	529,028
（比率）	10.1	10.1	10.5	10.7	10.9	10.8

〈図表9－2〉地方財政会計規模（単位：百万ウォン）

年度 別	計		一般会計		特別会計	
	当初予算	最終予算	当初予算	最終予算	当初予算	最終予算
2010	139,856,494	149,779,701	113,422,940	121,895,957	26,433,554	27,883,743
2011	141,039,291	156,256,793	115,176,707	127,674,039	25,862,584	28,582,754
2012	151,095,040	167,015,291	122,295,670	136,685,528	28,799,370	30,329,764
2013	156,888,669	176,992,047	128,271,351	145,433,894	28,617,319	31,558,154
2014	163,579,329	—	134,619,206	—	28,960,123	—

〈図表 9－3〉中央政府と地方自治団体の一般会計純計財政規模比較

(単位：億ウォン、億円)

区分	韓国			日本		
	中央政府	地方自治団体	地方予算構成比	中央政府	地方自治団体	地方予算構成比
2009	2,174,723	1,375,449	38.7%	885,480	825,557	48.2%
2010	2,259,413	1,398,565	38.2%	922,991	821,268	47.1%
2011	2,355,574	1,410,393	37.5%	924,116	825,054	47.2%
2012	2,486,125	1,510,950	37.8%	903,339	818,647	47.5%
2013	2,636,038	1,568,887	37.3%	926,115	862,107	48.2%
2014	2,746,673	1,635,793	37.3%	958,823	837,300	46.6%

※韓国は一般会計を基準、日本は一般会計予算と地方財政計画を基準にしている。

2 地方自治団体種類別

地方自治団体種類別に予算規模を比較すると、広域地方自治団体の予算規模は 1,049,456 億ウォン（構成比 64.2%）、基礎地方自治団体の予算規模は 586,337 億ウォン（構成費 35.8%）となっている。

〈図表 9－4〉自治団体種類別予算規模比較

(単位：億ウォン)

団体別	予算規模	構成比	一般会計	構成比	特別会計	構成比
計	1,635,793	100.0%	1,346,192	82.3%	289,601	17.7%
小計	1,049,456	64.2%	864,294	52.8%	185,162	11.3%
特別市	205,832	12.6%	159,628	9.8%	46,204	2.8%
広域市	299,803	18.3%	232,178	14.2%	67,624	4.1%
特別自治市	7,014	0.4%	5,355	0.3%	1,659	0.1%
道	503,518	30.8%	440,542	26.9%	62,976	3.8%
特別自治道	33,290	2.0%	26,591	1.6%	6,699	0.4%
小計	586,337	35.8%	481,898	29.5%	104,439	6.4%
市	350,079	21.4%	266,292	16.3%	83,787	5.1%
郡	162,257	9.9%	150,562	9.2%	11,695	0.7%
自治区	74,001	4.5%	65,044	4.0%	8,957	0.5%

3 地方自治団体の財源

財源は、地方税、税外収入（使用料、手数料、売却財産、賃貸収入など）、地方交付税、交付金、補助金、地方債からなっている。

地方税の構成比は、40.5%であり、ソウル特別市及び広域市では、それぞれ 73%、44%と高いが、特別自治道、道、市ではそれぞれ 28%、31%、26%に過ぎない。

〈図表 9－5〉一般会計歳入財源別比較

(単位：億ウォン、億円)

区分	韓国				日本	
	2014 年度	構成比	2013 年度	構成比	2014 年度	構成比
計	1,346,192	100.0%	1,454,339	100.0%	603,577	100.0%
地方税	544,751	40.5%	526,899	36.2%	350,127	58.0%
税外収入	86,620	6.4%	226,131	15.5%	0	8.1%
地方交付税	315,932	24.8%	351,117	24.1%	168,855	28.0%
地方譲与金	0	0.0%	0	0.0%	27,564	4.6%
補助金	316,655	23.5%	306,098	21.0%	0	0.0%
地方債	11,041	0.8%	44,094	3.0%	55,952	9.3%
補填収入等	71,193	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	0	0.0%	0	0.0%	1,192	0.2%
全国防災事業 一般財源充当分	0	0.0%	0	0.0%	▲ 113	0.0%

〈図表 9－6〉一般会計団体別財源別歳入予算構成比較

	地方税	税外収入	地方交付税	交付金	補助金	地方債	補填収入等及び 内部取引
ソウル特別市	73.30%	8.42%	0.71%	0.00%	13.82%	1.77%	1.98%
広域市	43.99%	6.85%	14.19%	0.00%	26.93%	2.84%	5.21%
特別自治市	47.32%	1.90%	28.76%	0.00%	19.10%	0.00%	2.91%
道	30.95%	2.34%	11.48%	0.00%	49.86%	0.16%	5.21%
特別自治道	27.85%	3.96%	34.92%	0.00%	27.72%	0.00%	5.55%
市	26.26%	5.43%	23.32%	6.28%	33.37%	0.48%	4.88%
郡	7.90%	3.51%	44.99%	1.98%	36.34%	0.13%	5.14%
区	18.77%	8.44%	1.39%	15.63%	51.72%	0.08%	3.97%

※総計規模で作成

4 財政規模の拡大と財源の伸張

韓国では、1997 年と 2007 年の経済危機時には緊縮財政となったものの、その後の V 字型景気回復で経済成長が続き、財政規模は概して増加してきている。

〈図表 9－7〉 会計別歳入純計予算規模（2009～2014 推移）

（単位：億ウォン）

年度別 会計・財源別		2009	2010	2011	2012	2013	2014
総規模	計	1,796,568	1,664,284	1,722,822	1,840,436	1,769,920	1,635,793
	地方税	450,565	500,799	523,001	539,381	526,899	544,751
	税外収入	636,845	505,825	491,671	553,003	443,821	206,145
	地方交付税	284,512	281,990	319,377	352,063	351,378	316,006
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	439	583	—	—
	補助金	323,798	320,333	322,947	351,046	368,411	376,584
	地方債	100,848	55,337	65,386	44,359	79,410	48,727
	補填収入等及び 内部取引	—	—	—	—	—	143,580
一般会計	計	1,449,206	1,350,250	1,407,068	1,512,643	1,454,339	1,349,192
	地方税	450,565	500,799	523,001	539,381	526,899	544,751
	税外収入	388,542	284,019	265,548	319,604	226,131	86,620
	地方交付税	284,299	281,916	319,260	351,821	351,117	315,932
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	—	36	—	—
	補助金	265,311	266,140	267,582	291,010	306,098	316,655
	地方債	60,489	17,375	31,677	10,793	44,094	11,041
	補填収入等及び 内部取引	—	—	—	—	—	71,193
特別会計	計	347,362	314,034	315,754	327,793	315,582	289,601
	地方税	—	—	—	—	—	—
	税外収入	248,303	221,806	226,123	233,400	217,691	119,525
	地方交付税	213	74	117	242	262	74
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	439	548	—	—
	補助金	58,487	54,192	55,365	60,036	62,313	59,929
	地方債	40,359	37,962	33,710	33,567	35,316	37,686
	補填収入等及び 内部取引	—	—	—	—	—	72,387

※ 1 2012 年までは決算額、2013 年は最終予算額、2014 年は当初予算額

※ 2 会計・財源別の「地方債」は 2013 年までは従前の税収構造により「地方債及び預
置金回収」科目に編成されていた金額であり、「補填収入等及び内部取引」科目は既存税外
収入科目等を改編し 2014 年から新設した科目である。

〈図表 9－8〉 地方自治団体一般会計歳入純計増加率比較

年度別		2009	2010	2011	2012	2013	2014
韓国	規模	1,094,510	1,134,229	1,151,767	1,222,957	1,282,714	1,346,192
	増加率	基準年度	4%	5%	12%	17%	23%
日本	規模	804,100	1,013,156	889,300	862,107	846,669	837,687
	増加率	基準年度	26.0%	10.6%	7.2%	5.3%	4.2%

5 事業予算投資総規模

地方自治団体の事業予算投資規模は、2014 年当初で 1,635,793 億ウォンであり、財源は、国費、譲与金のほかは、各地方自治団体の固有財源で賄われている。

〈図表 9－9〉 財源別・投資部門別構成比較（2014 年当初予算）

（単位：億ウォン）

区分	計	国費	市道費	市郡区費	その他
計	1,635,793	377,390	579,923	653,596	24,884
一般行政	165,212	9,738	87,791	67,675	7
社会開発	740,298	262,295	261,935	215,604	464
経済開発	414,903	96,292	141,401	177,178	32
民防衛、消防、その他	291,241	2,170	82,205	182,486	24,380

第 2 節 地方財政運営と予算・決算

1 地方財政運営の基本原則

地方自治団体運営の基本原則は、収支均衡の原則に従った健全財政と国家施策の具現である（地方自治法第 122 条、第 123 条）。

地方と国家の関係では、次のようなルールが定められている。

（1）不当な影響の禁止

自治体財政の健全な運営に努め、国家の政策に反したり、国家や他の自治体の財政に不当な影響をあたえてはならない（地方財政法第 3 条）。

（2）地方財政計画の策定

自治団体長は地方財政計画を作成し、国に提出しなければならない（地方財政法第 33 条）。

（3）地方財政運営への国の関与

国の予算編成基本指針遵守、地方税法の制改定、交付金・補助金の交付、地方債発行承認、予算・決算報告、会計監査実施

2 予算制度

（1）予算原則

ア 会計年度（地方自治法第 125 条）

地方自治団体の会計年度は、「1 月 1 日から 12 月 31 日」までである。

イ 予算の種類

一般会計予算と特別会計予算に分けられる（地方自治法第 126 条）。

ウ 本予算（地方自治法第 127 条）

地方自治団体の長は、会計年度ごとに予算案を編成して、市・道の場合は会計年度開始 50 日前までに、市郡及び自治区の場合は 40 日前までに地方議会に提出し、市道議会においては予算案を会計年度開始 15 日前までに、市郡及び自治区議会においては会計年度開始 10 日前までに議決しなければならない。このようにして成立した予算を本予算と呼ぶ。

エ 修正予算

ほとんどの地方自治団体において、地方交付税、地方譲与金、国庫補助金等の国家への依存財源が多いこと、また 1 年前から編成作業が始まることから、予算案を作成する時点と議会へ提出する時点とで社会的・経済的環境が大きく変化している場合がある。そのため、予算が議会に提出した後に社会的・経済的環境が変化した場合、すでに議会に提出した予算案に対する修正予算を作成して議会に再度提出できる。

オ 追加更正予算（補正予算）（地方自治法第 130 条、地方財政法第 45 条）

地方自治団体の予算が成立し、会計年度が開始された後に発生した事由により、既に成立した予算を変更するため編成する予算。地方自治団体の長は、すでに成立した予算に変更を加える必要があるときには、追加更正予算を編成し、地方議会の議決を得なければならない。最終予算に占める割合が高い。

カ 準予算（予算不成立時の予算執行）（地方自治法第 131 条）

地方議会において新しい会計年度が開始されるときまでに予算案を議決できない場合、地方自治団体の長は、予算案が議決されるまでの間は、

(ア) 法令や条例の定めるところに従って設置された機関あるいは施設の維持・運営費

(イ) 法令又は条例上の支出義務の履行

(ウ) すでに予算として承認された事業の継続推進のための経費

に限り、前年度予算に準じて支出することができる。これは地方自治団体の予算に、政府予算と同じ準予算制度を導入しているもので、準予算として執行された予算については、議会の議決を得る必要はなく、本予算が成立すれば成立した本予算によって執行されたものとみなされる。（地方財政法第 46 条第 2 項）

キ 予算の内容（地方財政法第 40 条）

(ア) 予算は、予算総則、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為、明示繰越費を総称する。

(イ) 予算総則には、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為及び明示繰越費に関する総括的規定及び地方債及び一時借入金の限度額その他予算執行に関して必要な事項を定めなければならない。

(2) 予算の編成と議決

予算の編成と議決の流れは、次のとおりである。

〈図表 9－10〉 予算編成と議決の流れ

地方財政計画（地方財政法第 33 条）	地方予算編成・財政運用の基本計画（1 月、自治団体長が行政自治部長官に提出
主要投資審査（地方財政法第 37 条）	主要新規事業の事業必要性・事業計画妥当性を審査（2 月～4 月）
予算編成基本指針示達（地方財政法第 38 条）	関係法令の遵守、地方財政の方向性、依存財源の予算編成方法、基準経費の設定など（7 月末）
予算編成 広域自治団体：50 日前 基礎自治団体：40 日前 （地方自治法第 127 条第 1 項）	地方財政計画に反映された事業を対象とした投融資審査を経て決定された事業に限り予算編成（8 月～11 月）
予算議決 広域自治団体：15 日前 基礎自治団体：10 日前 （地方自治法第 127 条第 2 項）	・議会提出後に予算案の範囲内で修正再提出できる。（修正予算制度）（地方自治法第 127 条第 4 項） ・議会の長の同意なく支出予算の増額や新たに費目を設定したりできない。（地方自治法第 127 条第 3 項） ・新会計年度開始までに議決できない場合、一部の経費は前年度予算に準じて執行できる。（準予算制度）（地方自治法第 131 条）
予算案の移送・告示 広域自治団体→行政自治部長官 基礎自治団体→広域自治団体の長 （地方自治法第 133 条）	

3 決算制度

（1）決算制度

地方自治団体の首長は出納閉鎖後 80 日以内に、決算書及び証憑書類を作成して地方議会が選任した検査委員の検査意見書を添付して翌年の地方議会の承認を得なければならない（地方財政法 51 条）。

ア 決算概要

イ 歳入・歳出決算

ウ 純財産変動表

（2）決算の流れ

決算の流れは、次のとおりである（地方自治法第 134 条）。

〈図表 9－11〉決算の流れ

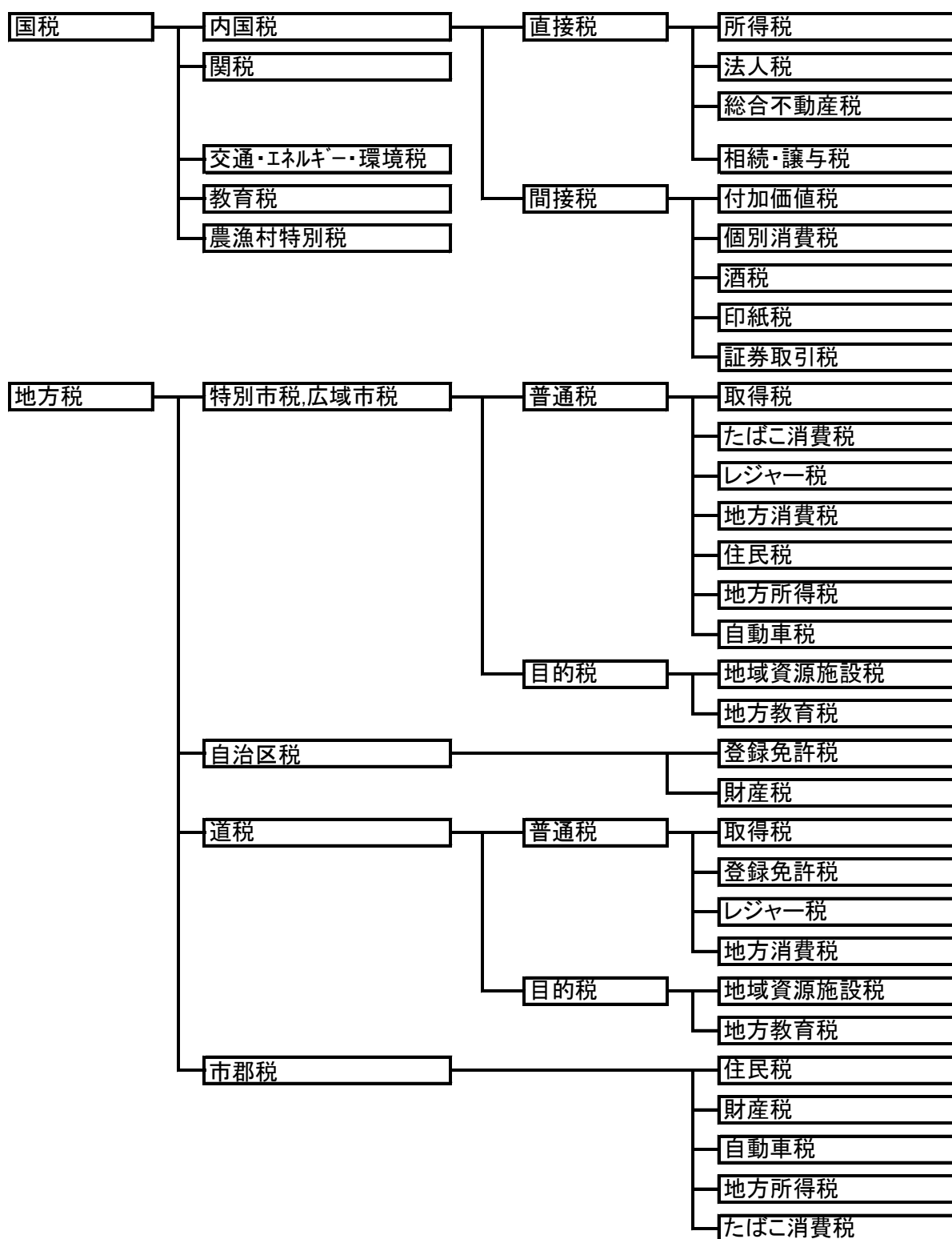
決算書・証拠書類作成	長は出納閉鎖（次年度 2 月末）後、80 日以内に作成
検査委員の検査	検査委員は地方議会・公認会計士などから議会が選任
議会審議・承認	
報告・告示	長は議会承認後 5 日以内に報告・告示（報告先は予算案と同様）

第 3 節 地方税体系

1 租税体系

国税、地方税あわせた租税体系は、図表 9－12 のとおりとなっている（税目の個別内容は第 11 章で解説）。

〈図表 9－12〉租税体系



なお、韓国では国税・地方税の全税収に占める地方税の構成比は 20%程度であり、日本に比べると低い。

〈図表 9－13〉 国税と地方税の構成比較

(単位：億ウォン：億円)

年度別	韓国				日本			
	計	国税	地方税	地方税 構成比率	計	国税	地方税	地方税 構成比率
2008	2,127,857	1,673,060	454,797	21.4%	962,302	627,798	334,504	34.8%
2009	2,097,085	1,645,407	451,678	21.5%	886,380	549,630	336,750	38.0%
2010	2,268,782	1,777,184	491,598	21.7%	837,158	486,590	350,568	41.9%
2011	2,446,813	1,923,812	523,001	21.4%	739,585	417,860	321,725	43.5%
2012	2,569,530	2,030,149	539,381	21.0%	740,701	417,470	323,231	43.6%
2013	2,540,880	2,013,981	526,899	20.7%	773,259	440,070	333,189	43.1%
2014	2,709,280	2,164,529	544,751	20.1%	807,763	458,780	348,983	43.2%

2 課税主体別税配分

広域自治団体と基礎自治団体の税配分は、特別市・広域市の地域と道の地域では異なっている。

(1) 道税と市・郡税

道税は、取得税、登録免許税、レジャー税、地方諸費税、地方教育税、地域資源施設税の 6 税目である。

市・郡税は、住民税、財産税、自動車税、地方所得税、たばこ消費税の 5 税目である。

(2) 特別市・広域市税と自治区税

特別市・広域市税としては、取得税、レジャー税、たばこ消費税、地方消費税、住民税、地方所得税、自動車税、地域資源施設税、地方教育税の 9 税目である。

自治区税は 登録免許税、財産税の 2 税目である。

3 税収構成

税収が最も多い税目は、取得税 129,515 億ウォン（構成比 24.0%）で、地方所得税 100,611 億ウォン（構成比 18.6%）、財産税 81,221 億ウォン（構成比 15.1%）、自動車税 67,127 億ウォン（構成比 12.4%）と続く。

〈図表 9－14〉 地方税団体別税目別規模（2014 年度）

（単位：億ウォン）

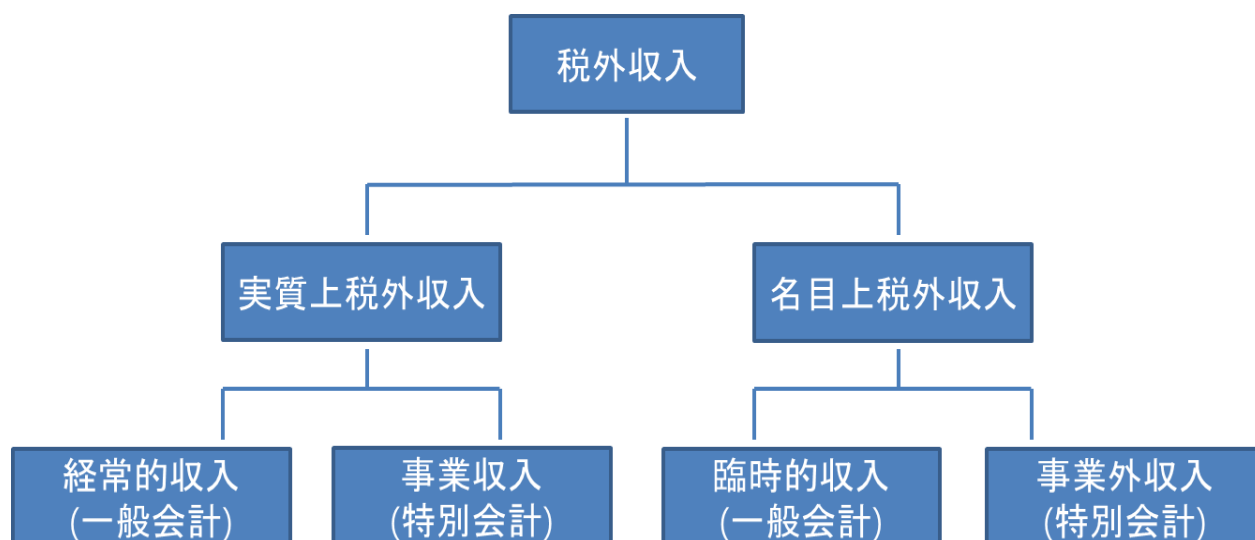
団体別 税目別		計	特別・広 域市税	道税	特別自 治道税	市税	郡税	自治区 税	構成比 (%)
計		539,624	215,618	137,479	7,547	118,923	19,461	40,596	100.0%
普通税	取得税	129,515	56,212	71,081	2,222	0	0	0	24.0%
	登録免許税	12,907	219	6,853	166	0	0	5,669	2.4%
	住民税	3,386	1,097	0	36	1,584	344	325	0.6%
	財産税	81,221	8,937	0	818	34,533	4,466	32,467	15.1%
	自動車税	67,127	28,492	0	916	31,081	6,638	0	12.4%
	レジャー税	10,555	3,501	6,488	566	0	0	0	2.0%
	たばこ消費税	27,482	11,832	0	390	12,572	2,688	0	5.1%
	小計	332,193	110,290	84,422	5,114	79,770	14,136	38,461	61.6%
目的税	地方消費税	41,542	20,559	20,200	783	0	0	0	7.7%
	地方所得税	100,611	56,342	0	652	36,857	5,061	1,699	18.6%
	地域資源施設 税	9,937	4,290	5,401	76	170	0	0	1.8%
	地方教育税	49,983	22,352	26,765	866	0	0	0	9.3%
	小計	202,073	103,543	52,366	2,377	37,027	5,061	1,699	37.4%
過年度収入		5,358	1,785	691	56	2,126	264	436	1.0%

参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」行政自治部

第4節 税外収入

韓国では、一般会計において、財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、徴収交付金収入、事業収入、利子収入のほか、繰越金、純歳計剰余金、過年度収入等も含めて税外収入として整理されている。特別会計においては、事業収入、事業外収入ともに税外収入として整理されている。

〈図表 9－15〉 税外収入の体系



経常的収入	事業収入	臨時的収入	事業外収入
・財産賃貸収入 ・使用料収入 ・手数料収入 ・徴収交付金収入 ・事業収入 ・利子収入	・上水道事業 ・下水道事業 ・住宅事業 ・公営開発事業 ・地域開発基金 ・その他事業収入	・財産売却代金 ・繰越金 ・純歳計剰余金 ・転入金 ・預託金及び預受金 ・融資金 ・負担金 ・雑収入 ・過年度収入	・繰越金 ・過年度収入 ・転入金 ・その他

※その他事業収入

- ・駐車料金、通行料収入、精算金収入、分担金収入、その他

※繰越金

- ・国庫補助金使用残額、市・道費補助金使用残額、前年度繰越事業費

一般会計税外収入団体別細目別規模は、図表 9－16 のとおりであり、2014 年予算ベースで、構成比が高い項目は、雑収入 22,913 億ウォン（構成比 25.2%）、財産売却収入 21,132 億ウォン（構成比 23.2%）、使用料収入 11,416 億ウォン（構成比 12.5%）となっている。このことは、雑収入や財産売却収入（臨時的税外収入）に左右されやすいことを示しており、経常的税外収入の確保に工夫が必要である。図表 9－17 では、2012 年度が高い収入額を示しているが、その後緩やかな下降線をたどっている。

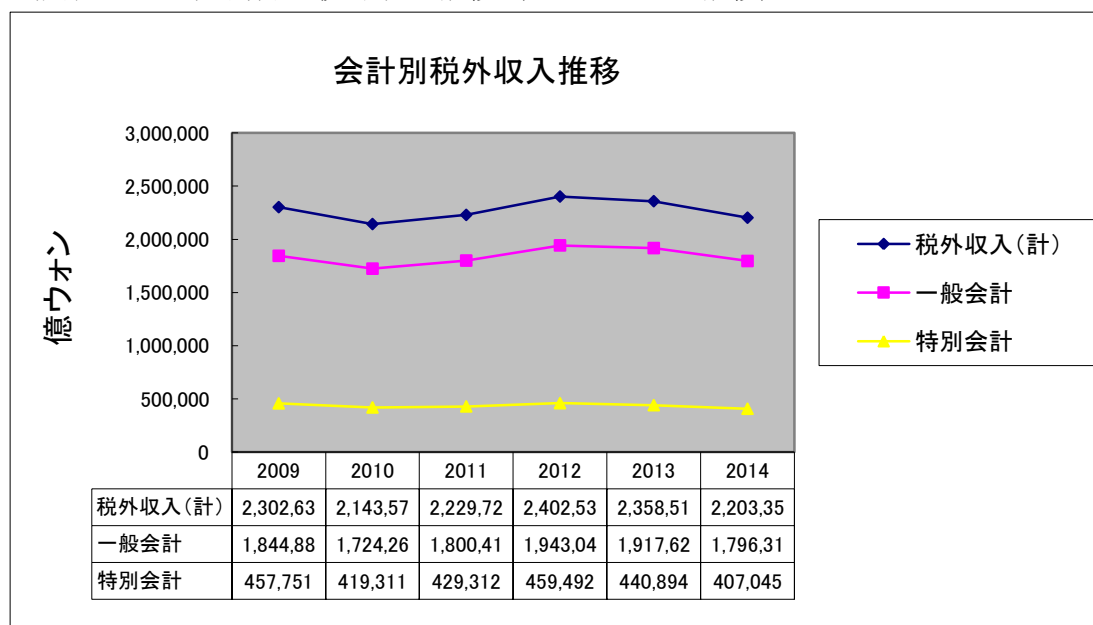
〈図表 9－16〉一般会計税外収入団体別細目別規模

(単位：億ウォン)

団体別 目別		計	特別・ 広域市	道	特別自 治道	市	郡	自治区	構成比 (%)
計		91,070	29,901	12,989	1,074	21,399	8,139	17,568	100.0%
經常的 税外収 入	財産賃貸収入	2,544	1,245	112	1	639	185	362	2.8%
	使用料収入	11,416	2,816	506	228	3,732	1,150	2,984	12.5%
	手数料収入	9,868	633	308	171	4,820	797	3,139	10.8%
	事業収入	6,735	3,231	132	252	1,575	1,253	292	7.4%
	徴収交付金収入	1,087	418	656	13	0	0	0	1.2%
	利子収入	5,549	590	661	151	1,988	1,665	494	6.1%
	小計	37,199	8,933	2,375	816	12,754	5,050	7,271	40.8%
臨時的 税外収 入	財産売却収入	21,132	10,748	774	0	2,254	1,611	5,745	23.2%
	純歳計剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	転入金	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	預託金及び預受 金	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	融資金元金収入	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	負担金	6,466	1,623	934	10	1,578	328	1,993	7.1%
	雑収入	22,913	8,505	8,901	241	3,775	1,006	485	25.2%
	過年度収入	3,360	92	5	7	1,038	144	2,074	3.7%
	小計	53,871	20,968	10,614	258	8,645	3,089	10,297	59.2%

参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」行政自治部

〈図表 9－17〉 会計別税外収入推移（2009～2014 推移）



参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」行政自治部

第 5 節 地方財政調整制度

1 中央政府の地方財政への財源移転

中央政府の地方財政への財源移転は、地方交付税、国庫補助金によって、行われている。このうち、地方交付税が 48.7%を占め〈図表 9－19〉、重要な役割を果たしている。

〈図表 9－18〉 中央政府の地方財政への財源移転

区分	地方交付税	国庫補助金
根拠法令	地方交付税法	補助金の予算及び管理に関する法律
財源構成	○内国税総額の 19.24% <内訳> ・普通交付税:分権交付税額と譲与金道路事業補助金補填分を除外した交付税総額の 96/100 ※譲与金道路事業補填分 8,500 億ウォン ・特別交付税: 分権交付税額と譲与金道路事業補助金補填分を除外した交付税総額の 6/100 ・分権交付税:内国税総額の 0.94/100 ※不動産交付税:別途運営	国家の一般会計または特別会計予算で計算
用途	・普通・分権交付税：用途指定なく自治団体一般会計予算に使用 ・特別交付税：用途指定・条件付与可能	用途と条件が指定され、特定目的財源として運用

配分方法	・普通交付税：団体別 基準財政収入額と基準財政需要額を算定した後、財政不足額を基準として包括配分 ・特別交付税：地域懸案、災害対策等の申請事業について事業の妥当性等を総合的に審査して事業別に交付 ・分権交付税：経常的需要と非経常的需要の合計額	所管部署別中長期事業計画等を考慮して毎年政府予算として決めるもの
性格	普通・分権交付税：一般財源（自主財源性格） 特別交付税：一般財源（特別事業）	特定目的財源（依存財源性格）

参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」行政自治部

〈図表 9－19〉2014 年度中央政府移転財源の構成比（単位：億ウォン）

区分	計	構成比	地方交付税	構成比	国庫補助金	構成比
計	733,566	100.0%	356,982	48.7%	376,584	51.3%

参考：「2014 年度 地方自治団体統合財政概要」行政自治部

2 地方交付税

（1）目的

地方自治団体の行政運営に必要な財源を交付し、財政を調整することで地方行政の健全な発展を図ることが目的である。（地方交付税法第 1 条）

（2）機能

ア 財源の均衡化（財政調整機能）イ 財源の補償（財源補償機能）

（3）財源の性格

ア 地方自治団体の固有財源

国税として国家が代わりに徴収するが、合理的基準によって再配分するもので地方の固有財源的性格を持つ。

イ 地方の一般財源

地方交付税の使用目的は、地方自治団体の自主的な判断に任せてあり、国家がその使用目的を制限するような条件をつけるものではない。

この点から、地方交付税は国庫補助金と根本的に違う性格を持っていて、地方税と同様、憲法で保障された地方自治の理念を実現させるための重要な一般財源である。

ウ 国家と地方の税源配分を補完

国家と地方間の税源不均衡を垂直的に調整し、税源配分を合理的に補完する。

（4）地方交付税制度の沿革

1951 年：臨時地方分与税制度として出発

- ・ 国税中、特定税目（地税等）の一定率を交付（34.68%）

1959 年：地方財政調整交付金制度運用

- ・ 国税中、特定税目（営業税等）の一定率交付（40%）

1962 年：地方交付税制度運用

- ・ 国税中、特定税目（営業税・酒税等）の一定率交付（40%）

1969 年：内国税総額の 17.6%（普通 16%、特別 1.6%）法定率交付

1973 年～1982 年：「8.3 措置」で法定率停止

- ・ 「経済の安定と成長に関する大統領緊急命令」

1983 年以後：「8.3 措置」廃止により、法定率復活

- ・ 内国税総額の 13.27%法定率交付
- ・ 増額交付金制度新設

2000 年：地方交付税法法定率上向き調整

- ・ 内国税総額の 13.27%→15%

2005 年：地方譲与金廃止に伴い、対象事業であった道路整備事業及び地

域開発事業について地方交付税で交付することによる地方交付税法交付率上向き調整

- ・ 内国税総額の 15%→18.3%
- ・ 増額交付金制度廃止

同 年：分権交付税の新設に伴う地方交付税法交付率上向き調整

- ・ 内国税総額の 18.3%→19.13%パーセント
- ・ 分権交付税制度新設

2006 年：地方交付税法法定率上向き調整

- ・ 内国税総額の 19.13%→19.24%
- ・ 分権交付税率上向き調整：内国税総額の 0.83%→0.94%

2015 年：分権交付税の廃止、消防安全交付税の新設

- ・ 2005 年から 2014 年まで 10 年間の限時的に運用された分権交付税を廃止、消防安全交付税を新設

〈図表 9－20〉 地方交付税交付額の年度別推移 (単位：百億ウォン)

年度別	計	普通交付税	特別交付税	分権交付税	不動産交付税	増額交付金
1997	6,798,732	6,142,666	614,266	—		41,800
1998	7,039,226	6,353,842	635,384	—		50,000
1999	6,710,770	5,782,518	578,252	—		350,000
2000	8,266,546	7,468,678	746,868	—		51,000
2001	12,288,992	11,119,539	1,111,953	—		57,500
2002	12,259,400	10,884,910	1,088,490	—		286,000
2003	14,910,674	12,238,522	1,223,852	—		1,448,300
2004	14,469,054	13,012,867	1,301,287	—		154,900
2005	19,877,485	17,927,570	711,566	845,381	392,968	—
2006	21,461,392	18,691,488	743,396	1,006,508	1,020,000	—
2007	25,196,900	21,316,202	852,759	1,138,733	1,889,206	—
2008	31,915,852	25,795,852	1,039,411	1,378,423	3,702,166	—
2009	28,612,280	23,032,062	924,254	1,230,542	3,425,422	—
2010	28,048,335	24,679,136	992,880	1,318,672	1,057,647	—
2011	30,919,734	27,274,652	1,101,027	1,457,548	1,086,507	—
2012	34,186,188	30,191,425	1,257,977	1,615,433	1,121,353	—
2013	35,724,592	31,558,105	1,314,921	1,688,560	1,163,006	—
2014	35,698,190	31,884,524	986,119	1,688,437	1,139,110	—

※ 1 2013 年度までは最終予算＋前年度清算分、2014 年度は当初予算基準。但し、2008～2011 年及び 2013 年度の場合不用額などが含まれている。

2 2005 年度には増額交付税制度が廃止され、分権交付税制度が新設された。分権交付税は 2014 年まで運用し、2015 年から廃止する。

3 2004 年までは普通交付税 10/11、特別交付税 1・11 の比率であったが、2005 年度からは普通交付税 96%、特別交付税 4 %に、2014 年からは普通交付税 97%、特別交付税 3%に変更

4 2005 年以降普通交付税に道路補填分 850,000 百万ウォンが含まれていたが、2012 年から普通交付税に統合された。

参考：「2014 年度地方交付税算定解説」行政自治部

(5) 地方交付税の財源

ア 当該年度内国税総額の 19.24%相当額 (地方交付税法第 4 条第 1 項)

内国税総額とは、国税中、目的税 (教育税、交通税等)、総合不動産税、他の法律により特別会計の財源として使われる税目 (酒税等) の金額を除外したもの

イ 総合不動産税 (地方交付税法第 4 条第 2 項)

ウ 内国税清算額 (地方交付税法第 5 条第 1 項)

政府追更予算 (追加更正予算の略) のために内国税の増減がある場合地方交付税もこれを増減する。

エ 総合不動産税精算額 (地方交付税法第 5 条第 2 項)

- 総合不動産税の予算額と決算額の差額による交付税の差額
- オ タバコの個別消費税精算額（地方交付税法第5条第3項）
- 個別消費税によるタバコに賦課される個別消費税の総額の 20/100 相当額の予算額とその決算額の差額による交付税の差額
- (6) 地方交付税の種類及び財源（地方交付税法第3条、第4条）
- ア 普通交付税：（内国税の 19.24%＋内国税清算額）× 97/100 相当額
- 地方自治団体間の財政力格差緩和のための一般財源として、毎年度基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対してその未達額（財政不足額）を基礎として交付する。
- 算定方法は公式的な統計、客観性がある資料を基礎にし、法令で定めた方式と手続きによって割り当てる。
- イ 特別交付税：（内国税の 19.24%＋内国税清算額）× 4/100 相当額
- 普通交付税の算定方法で把握できない財政需要や年度中に発生した各種災害、公共福祉施設復旧等予測できない特別な災害需要の発生時に交付する。
- ウ 不動産交付税：総合不動産税の総額＋総合不動産税精算額
- 不動産交付税の交付は、特別自治市・市・郡及び自治区は以下の基準と比重により算定した金額
- ア) 財政状況：50/100
- イ) 社会福祉：25/100
- ウ) 地域教育：20/100
- エ) 不動産保有の規模：5/100
- オ) 済州特別自治道：不動産交付税総額の 18/1000
- (7) 普通交付税の算定
- 算定原則
- 毎年度基準収入額が、基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額を基準に交付する（地方交付税法第6条第1項）。
- なお、韓国では基準財政収入額の算定に当たっては全地方自治団体が地方税収入の 80%に統一されている。

〈図表 9－21〉 地方交付税の算定方式

基準財政需要額	－	基準財政収入額	=	財政不足額	≒	普通交付税
(4 測定項目)						
16 細項目基礎需要額		(地方税収入の 80%の基礎収入		↑		
＋補正需要±		＋補正収入±収入自助努力)		(調整率適用)		
需要自助努力)						
⇒ 各自治団体別財政不足額を基礎に調整率を適用して調整交付						

参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」行政自治部

自治区は、当該特別市または広域市の基準財政需要額及び基準財政収入額に合

算し算定して、これを当該特別市または広域市に一括交付する（地方交付税法第6条第1項但し書き）。

※自治区を合算算定する理由

自治区は同様の基礎団体である市郡とは異なり、道路、上下水道、都市計画など14事務を自治区ではなく、市本庁で直接処理し、地方税運用も市税中心で自治区税は2税目に過ぎない。

これと同様に、遂行事務と税制面で特例的な部分が多いため、地方自治法第173条の規定により、市税のうち取得、登録税の一定率を税源として別途の「自治区財源調整交付金制度」を運用する（機能及び配分方式が交付税制度と類似）。

都農複合形態の市の場合、洞地域に対しては市の算定基準を、邑面地域に対しては郡の算定基準を適用する（地方交付税法施行令第4条）。

(8) 基準財政需要額の算定

ア 基準財政需要額の意義

すべての地方自治団体が合理的で適正な基本行政水準を維持するとき必要とする基本的な財政需要で、各地方自治団体が実際に支出しようとする経費の実績値でなく、自治団体別の自然的・地理的・社会的諸般の条件に対応する合理的であり妥当な水準の「標準的な財政需要」を意味する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎需要額}} + \boxed{\text{補正需要額}} + \boxed{\text{需要自助努力}}$$

ウ 基礎需要額

$$\boxed{\text{項目別測定単位数値}} \times \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

エ 測定項目

基準財政需要額を合理的に測定するために地方団体の一般会計歳出予算を機能別・性質別に分類設定した財政需要項目。

- ・ 経費別構成比率、代表性などを考慮して設定

※ 一般行政費、文化環境費、社会福祉費、社会保障費、地域経済費等16項目の基礎需要額算定

オ 測定単位

需要推定項目別地方財政需要を合理的・客観的に測定するための単位をいう。測定項目別財政運営現況に対する説明力（相関関係）が一番高い単位を採択し採用する。

※人件費：公務員数、一般管理費：人口数、一般社会福祉費：人口数など16単位

カ 単位費用

基準財政需要額を算定するための各測定単位別1単位当たり数値に適用され

る標準的な単価をいう。

同種自治団体の標準行政需要額を求めた後、該当測定単位数値で除した値とする。

※単位費用＝同種自治団体の測定項目別標準行政需要額の和／同種自治団体の測定項目別測定単位数値の和

キ 補正係数

基準財政需要額を、自治団体別環境要因を考慮せずに「測定単位数値×標準単位費用」だけで一律算定すれば、標準的な行政需要額より過多・過少算定された不合理な点が発生するため、自治団体の社会的・自然的条件の差による経費等の差を加減反映することをいう（地方交付税法施行規則第5条）

※補正係数＝当該団体の実需用単位費用（標準行政需要額／測定単位数値）／同種団体の標準単位費用

（ア）補正需要額：基礎需要額算定項目以外の法令規定等に定められた、別途追加需要額を反映する需要を算定（地方交付税法施行令第7条、第7条の2及び同法施行規則第5条）

a 一般財政補填金：市・郡で徴収する広域市税・道税（原子力発電に係る地域開発税、共同施設税および地方教育税を除外する）の27パーセント（人口50万以上の市と自治区でない区が設置されている市の場合には47パーセント）に該当する金額（地方財政法第29条）の90/100から特別財政補填金を控除した額（地方財政法施行令第36条）

b 市・道税徴収交付金：広域市および道は、市・区および自治区で広域市税および道税を徴収して、広域市および道に納入した時には納入した特別市税・広域市税および道税徴収金の3/100に該当する金額（地方税法施行令第41条）

c 財政特例補填金：「地方分権及び地方行政体制の改編に関する特別法」第43条及び同法施行令第17条による消防事務の委任によって支援される‘大都市財政特例補填金’は地方財政法第29条による財政補填金とは別として大都市の該当市で徴収する道税（原子力発電、特定不動産に対する地域資源施設税、地方教育税除外）の62/1000を道から大都市に定額移転する支出経費にあたるのでこれを市・道の補正需要に反映

d 市・郡統合団体財政需要補強：基礎需要額の9%範囲

e 世宗特別自治市の需要補正：世宗特別自治市の設置などに関する特別法第14条第2項及び地方交付税法施行令第7条の2第1項による地方交付税法については基準財政需要額と基準財政需要額の差額の25/100に該当する金額を基準財政需要額に追加し算定し、2013年から2020年までの8年間補正需要へ反映

f 地方選挙関連経費：地方自治団体が負担する地方選挙関連経費

g 地域均衡（特殊）需要及び社会福祉均衡需要補強：落後地域等の地域の特

性を反映して社会福祉・文化水準の向上のため地方交付税施行細則別表 2 の 2 により算定した額

(イ) 需要自助努力：13 項目反映

基準財政需要額（7 種）	基準財政収入額（6 種）
- 人件費節減 - 地方議会経費の節減 - 業務推進費の節減 - 行事祝祭性経費の節減 - 民間移転経費の節減 - 地方庁舎の管理・運営 - 邑・面・洞の統合運営(2013 年統合まで運営)	- 地方税徴収率の引き上げ - 地方税滞納額の縮小 - 経常税外収入の拡充 - 弾力税率の適用 - 地方税減免額の縮小

参考：「2014 年地方交付税算定解説」行政自治部（地方交付税法施行規則第 8 条）

(9) 基準財政収入額の算定

ア 基準財政収入額の意義

『基準財政需要額』に対応する概念として各自治団体の財政収入を合理的に測定するために一定の方法によって算定する金額である。

依存収入、臨時的収入、特定目的のための収入等は普遍的収入ではないため安定的な財政支援のための算定対象から除外する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎収入額}} + \boxed{\text{補正収入額}} + \boxed{\text{収入自助努力}}$$

【基礎収入額】地方税のうち当該年度普通税推計額の 80%

※ 基準税率を 80%にする理由

自治団体別行政運営に必要な余裕財源保障及び地方税徴収努力等自主収入増大意欲を高めるため（一種のインセンティブ付与システム）

【補正収入額】基準財政収入額の補正対象及び反映比率（地方交付税法施行規則第 5 条の 2）

○目的税収入額の 100 分の 80

・原電地域開発税、地方教育税除外

○地方税決算額精算分 100 分の 80

○税外収入中、使用料・手数料・財産賃貸及び利子収入並びにそれらの決算精算分の 80%

○一般財政補填金及びその金額の前々年度決算額生産額（市・郡）

○市・道税徴収交金及びその金額の前々年度決算額生産額（市・郡）

○不動産交付税収入額及び前々年度決算額精算分 100 分の 80

【収入自助努力算定金額】：6 項目を反映

○地方税収入率引き上げ○住民税個人均等割引上

- 弾力税率適用
- 経常税外収入拡充
- 地方税滞納額縮小
- 地方税税源発掘

(10) 地方交付税の配分

基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額（財政不足額）を基礎に交付する。

財政不足額が当該年度普通交付税総額を超過する場合、調整率を適用し交付する（地方交付税法施行規則第3条）。

$$\text{普通交付税} = \text{財政不足額} \times \text{調整率}$$

※調整率＝普通交付税総額／財政不足額が発生した団体の財政不足額の総額

(11) 不交付団体

基準財政収入が基準財政需要を超過する場合不交付となる。

広域団体（1）：ソウル

基礎団体（6）：水原、城南、高陽、果川、龍仁、華城

〈図表9-22〉団体別交付・不交付団体数現況（2014年度）

（単位：億ウォン）

区分	団体数			普通交付税交付額	備考（不交付団体）
	計	交付	不交付		
計	175	168	7	318,845	
特別市	1		1		ソウル
広域市	6	6		29,898	
特別自治市	1	1		1,846	
道	8	8		48,093	
特別自治道	1	1		9,567	
市	75	69	6	109,953	水原、城南、高陽、果川、龍仁、華城
郡	83	83		119,488	

※自治区（69個）は特別・広域市本庁へ合算して算定、済州特別自治道は普通交付税財源の3%を定額交付

参考：「2014年度地方交付税算定解説」行政自治部

(12) 特別交付税の運用

ア 需要区分、配分比率と交付時期（地方交付税法第9条）

〈図表9-23〉特別地方交付税の交付時期

	配分比率	交付時期
地域懸案需要	特別交付税額の40%	当該需要が発生したとき毎
災害対策需要	特別交付税額の50%	当該災害が発生したとき毎
特別財政需要	特別交付税額の10%	当該需要が発生したとき毎

イ 交付対象

(ア) 地域懸案需要

国家的行事、地方公共施設の設置などにより特別な財政需要がある場合に交付する。

例) 道路橋梁、上下水道等地域懸案事業費支援

(イ) 災害対策需要

a 各種災害などにより必要となる地方費負担分を補填する必要がある場合に交付する。

例) 年度中 各種災害発生時復旧対策費等支援

b 災害対策需要として交付した金額の使用残額が予想される場合には、行政自治部長官が地方行財政及び財政運用実績が優秀な自治団体に対する財政支援のための財源として使用できる（地方交付税法第9条第2項）。

(ウ) 特別財政需要

a 国の奨励事業、国と自治体間の至急な協力が必要な事業、地域の重点施策又は地方行政及び財政運用に優秀な自治体に財政支援などの特別の財政需要が発生した場合交付する。

ウ 運営方法

自治団体の長の申請、又は行政自治部長官が必要と認める場合に交付する。使用に関して条件の付与、用途の制限が可能であり、交付目的に違反した時は、特別交付税の返還又は減額措置を行う。

(13) 分権交付税の運用（2015年以降普通交付税に統合）

ア 制度概要

(ア) 分権交付税は普通・特別交付税と共に地方交付税に含まれる。

(イ) 予算の編成と運営は地方団体の自立性の基礎とし運営される一般財源。

イ 財源運用

(ア) 財源規模

内国税総額の0.94%（2014年度1兆6,885億ウォン）

(イ) 運用期間：当初2005～2009年度（5年間）→延長→2015年以降普通交付税

(ウ) 対象

(単位：個)

区分	総計	経常的需要	非経常的需要		
			小計	一般需要	特定需要
2005 年 (A)	149	92	57	34	23
2011 年	90	67	23	—	—
2013 年	87	68	19	—	—
2014 年 (B)	86	67	19	—	—
増減 (A-B)	-63	-25	-38	—	—

参考：「2014 年度地方交付税算定解説」行政自治部

ウ 算定方式

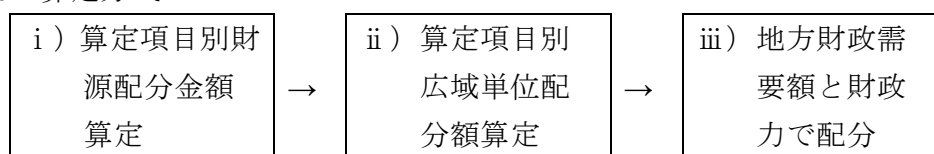
(ア) 経常的需要算定

a 対象：67 事業 8,674 億ウォン（51.4%）

－事業性格上継続的に一定水準の財政需要を必要とするもの

－予算と委譲事業関係統計等を勘案して客観的に算式化が可能な事業

b 算定方式



＊特別市、広域市、特別自治道

本庁一括交付

i) 算定項目別 財源配分金額算定

－まず、分権交付税総財源中、関係部署の事業計画等を考慮して、非経常需要財源を確定して、残りを経常的需要財源とする。

$$\boxed{\text{分権交付税総額}} - \boxed{\text{非経常的需要額}} = \boxed{\text{経常的需要額}}$$

－経常的授業財源の各算定項目別財源分は、2014 年度自治団体予算編成現況を分析しながら算定項目別財政需要増加率等を考慮して決め、減少する項目は 2014 年度水準を維持。

c 算定手順

i) 非経常的 需要算定	→	ii) 経常的需要 算定	→	iii) 不当交付額 減額	→	iv) 交付額 確定
＊関係省庁の需要 調査結果の反映 (規則第 14 条)		予算、統計など活用 算定公式の適用(規 則第 14 条)		監査院の監査結 果などの適用 (法第 11 条)		

d 算定項目

算定項目		単位事業数
計 13		67
社会 福祉	小計	46
	老人福祉費	10
	障害者福祉	17
	児童福祉費	9
	その他	9
文化 観光	小計	4
	文化財費	1
	文化観光費	3
	公共図書館費	1
農林 水産	小計	14
	農業費	6
	農村振興費	2
	林業費	1
	水産費	5
公共勤労費		1
女性人力開発費		2

〈図表 9－24〉算定項目別 分権交付税配分内容

(単位：億ウォン)

算定項目		2013	2014	増減	増加率
計		8,547	8,674	127	1.5%
社会 福祉	小計	6,814	6,925	111	1.6%
	老人福祉費	1,304	1,321	17	1.3%
	障害者福祉	1,132	1,226	94	8.3%
	児童福祉費	1,816	1,816	0	0.0%
	その他	2,562	2,562	0	0.0%
文化 観光	小計	687	689	2	0.3%
	文化財費	371	371	—	—
	文化観光費	158	160	2	1.3%
	公共図書館費	158	158	0	0.0%
農林 水産	小計	419	427	8	1.9%
	農業費	267	267	0	0.0%
	農村振興費	64	72	8	12.4%
	林業費	23	23	—	—
	水産費	65	65	—	—

公共勤労費	524	524	—	—
女性人力開発費	103	109	6	5.8%

参考：「2014 年度地方交付税算定解説」行政自治部

i) 算定項目別 広域単位配分額の算定

- －算定項目別地方財政需要額（予算編成額）を、算定項目別配分金額に合うように一定率で調整
- －市・道別に地方財政需要額と関連統計との相関分析等により関数式を導き出す
- －各・市道別財政力差を反映して項目別配分金額に合うように一定率をかけて算定

ii) 道本庁及び市・郡は地方財政需要額（予算編成額）と財政力によって配分

- － i) により算出された道総額を道本庁と市・郡の地方財政需要額（予算編成額）の比重により 70%を割当
- －残り 30%は財政需要額（予算編成額）と財政力を考慮して割当

(イ) 非経常的需要算定

a 対象：19 事業 8,210 億ウォン（48.6%）

- －経常的需要と一緒に一定の算定公式を適用するのが困難な事業

b 算定方式：一般需要と特定需要を区分

- －一般需要は特定自治団体について支援計画が具体化していない事業
 - ・人口・財政力等を勘案して全自治団体に配分
- －特定需要は中央部署の支援計画の具体化の可否等を考慮して支援が必要な事業
 - ・事業推進状況等を反映して指定自治団体に配分
 - ・保健福祉部等 7 部署の事業計画等を反映

〈図表 9－25〉部処別非経常的需要の対象事業及び算定額 単位：個、ウォン

部処別	対象事業	算定額
計	19	8,210
保健福祉部	6	5,860
海洋水産部	3	29
雇用労働部	1	77
国土交通部	5	2,000
安全行政部	2	161
環境部	1	2
国家報勲処	1	81

参考：「2014 年度地方交付税算定解説」行政自治部

エ 分権交付税の早期定着

(ア) 地方委譲事業の積極推進

国庫補助事業地方委譲により地方自治団体の財政運営に自立性が付与される反面、これに相応の責任性が付与されることを勘案して事業推進を徹底

(イ) 地方委譲事業の効率的予算編成

・経常的需要については

－前年度支援水準、人件費引上分等を考慮して予算編成

・非経常的需要については

－一般需要に該当する事業予算は、自治団体別に地域的特性、事業の至急性等を考慮して自立的に推進する。

－特定需要に該当する事業は、委譲事業の推進状況等を勘案して算定したものを当該事業が効率的に推進されるように予算編成

(14) 不動産交付税

ア 導入経緯

不動産税制改編で増加する総合不動産税の税収全額を地方自治団体に交付することによって、財産税と取引税の税収減少分を補填して地方財政拡充財源として使用させるために、総合不動産税を財源として 2005 年に新設された。

イ 制度概要

(ア) 財源

「総合不動産税法」による総合不動産税総額及びその精算額（地方交付税法第 4 条第 3 項）

(イ) 交付

不動産交付税は地方自治団体に全額交付しなければならない（地方交付税法第 9 条の 3 第 1 項）

(ウ) 交付基準

不動産税制改変に伴う地方自治団体の税収減少分（財産税減少分及び取引税減少分）を基礎として算定するものであるが、財政条件、地方税運営状況等を考慮する。当該年度の不動産交付税総額が自治団体別税収減少分の合計よりも少ない場合には、財産税減収分をまず交付して、残りは取引税減少分比率により分けて交付する。また、不動産交付税総額が自治団体別税収減収分の合計よりも多い場合には、税収減収分を交付した残額を、財政条件

（50/100）、社会福祉（25/100）、地域教育（20/100）、不動産保有税規模（5/100）により、特別自治道及び市・郡・自治区別に分けて交付する。ただし、濟州特別自治道に対しては、これによらず残額総額の 18/100 で算定した額を交付する（地方交付税法第 9 条の 3 第 2 項、地方交付税法施行令第 10 条の 3）

2010 年には市道税(広域税)である地方消費税の導入により、財産税減少分及び取引税減少分の補填を廃止し、全額を均衡財源として特別自治市・市・郡・自治区及び特別自治道に交付している。

(15) 不当交付税の是正

ア 算定資料の誇張・虚偽記載の場合

自治団体が交付税算定資料を誇張又は虚偽記載し、不当に交付税を受けた場合、又は受けようとした場合には、行政自治部長官は、正当に受けることができる金額を超過した部分の返還を命じ、又は不当に受けようとした金額を減額することができる（地方交付税法第 11 条第 1 項）。

イ 経費の過多支出・収入徴収怠慢の場合

自治団体が法令の規定に違反し、著しく過大な経費を支出したとき、又は確保しなければならない収入の徴収を怠慢したときには、行政自治部長官は、当該団体に交付する交付税の減額、又は既に交付した交付税の一部返還を命ずることができる（地方交付税法第 11 条第 2 項）。

ウ 異議申請

普通交付税の決定通知を受けた場合に当該交付税算定基礎などに異議があるときには通知を受けた日から 30 日以内に異議申請をすることができる。

異議申請を受けた行政自治部長官は 30 日以内にこれを審査し、その結果を通知すること（地方交付税法第 13 条）

異議申請が妥当であると認定する場合、次の交付税算定時に加算又は減額すること（地方交付税法施行令第 14 条）

(16) インセンティブ制及び減額制運営

ア インセンティブ制の運営

(ア) 目的

自治団体の経常経費節約、税収増大など自助努力と責務を果たした程度を普通交付税（基準財政需要額及び基準財政収入額）算定時反映させて地方財政運営の健全化の誘導（根拠：地方交付税法施行規則第 5 条の 3）

(イ) 適用対象項目（地方交付法施行規則別表 3 の 2）

基準財政需要・収入額算定項目のうち自助努力が望まれる項目として客観的基準によって反映可能項目対象（現在 10 種）

〈図表 9-26〉インセンティブ制の項目と年度別運用状況

〈基準財政需要額（4 種）〉	〈基準財政収入額（6 種）〉
・ 経常経費 節減運営	・ 地方税徴収率向上
・ 地方上水道料金 現実化	・ 住民税・個人均等割引上げ
・ 邑面洞 統合運営	・ 弾税率適用
・ 地方庁舎（面積）管理運営	・ 経常税外収入 拡充
	・ 地方税滞納率縮小
	・ 地方税税源発掘

(ウ) 運営方法

算定項目別自助努力の程度を関連統計によって客観化（算出公式により算定）、基準財政需要・収入額に加減反映

イ 減額制の運営

(ア) 推進背景（目的）

違法な予算編成・支出、確保しなければならない収入の徴収怠慢など不健全財政運営をする地方自治団体に対して、その結果を地方交付税算定時反映（減額）し、地方財政運営の健全性と責任制を確保するもの（根拠：地方交付税法第 11 条第 2 項）。

(イ) 減額適用対象及び減額基準（地方交付税法施行令第 12 条）

- a 地方債発行未承認事業予算編成・支出－支出金額の 10/100 以内
- b 投・融資未審査事業予算編成・支出－支出金額の 10/100 以内
- c 予算編成基準に違反した予算編成・支出－支出金額以内
- d 監査結果違法な経費の過大支出・収入徴収怠慢－支出金額・未徴収金額以内

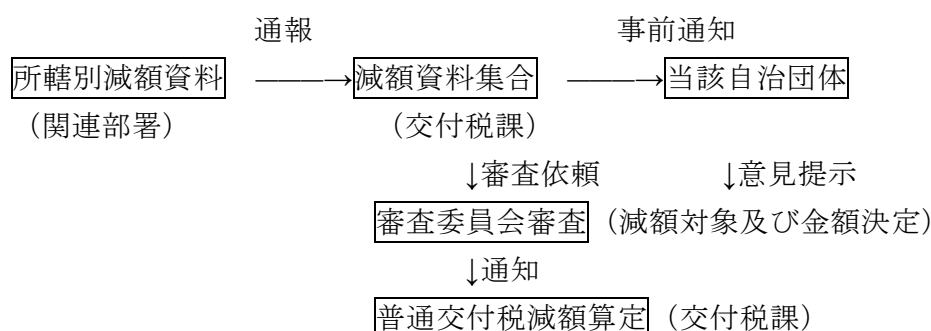
ウ 運営方法

(ア) 関連部署、監査部署などで具体的に確認・通報した違法行為対象

- ・ 減額対象金額は「地方交付税調定審査委員会」で審査決定

(イ) 審査委員会の決定金額を土台に翌年度当該団体に交付する普通交付税を減額算定

〈図表 9－27〉減額制の運営の流れ



3 国庫補助金

韓国の国庫補助金とは、日本の国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金をまとめたものであり、すなわち日本でいう国庫支出金に相当する。

〈図表 9－28〉国庫補助金交付額と地方負担の推移（単位：億ウォン）

年度別	計	国庫補助金	地方費負担	その他
2010	467,410	292,186	175,224	—
2011	486,182	300,883	185,299	—
2012	526,125	320,606	205,519	—
2013	567,164	340,347	226,817	—
2014	610,786	377,463	233,323	—

※中央部処確定額 基準（「2014 年度 地方自治団体統合財政概要」行政自治部）

国の部処別には、保健福祉部、農林部、国土交通部からの国庫補助金額の規模が大きい。

〈図表 9－29〉 2014 年度国庫補助金国家予算確定額（単位：億ウォン）

部処別	計	一般会計	広域地域特別会 計	その他特別会 計	基金
計	400,096	246,017	58,668	67,199	28,212
大法院	205	205	0	0	0
企画財政部	2,032	0	0	0	2,032
未来創造科学部	310	135	140	0	35
教育部	1,066	1,066	0	0	0
外交部	61	61	0	0	0
統一部	57	57	0	0	0
法務部	293	0	0	0	293
国防部	50	50	0	0	0
行政自治部	7,262	3,814	3,448	0	0
文化体育観光部	13,077	1,074	6,669	50	5,284
農林畜産食品部	40,511	3	13,354	20,346	6,808
産業通産資源部	6,396	746	2,620	573	2,457
保健福祉部	219,858	212,824	0	587	6,447
環境部	37,824	0	7,449	30,375	0
雇用労働部	2,128	1,209	98	8	813
女性家族部	3,824	1,589	450	0	1,785
国土交通部	35,797	11,311	14,952	7,697	1,837
海洋水産部	6,355	501	4,045	1,720	89
国家報勲処	66	50	16	0	0
食品医薬品安全処	325	274	47	4	0
公正取引委員会	2	2	0	0	0
警察庁	271	0	271	0	0
消防防災庁	6,813	4,714	5	2,094	0
文化財庁	3,181	2,751	98	0	332
農村振興庁	1,568	609	917	42	0
山林庁	9,291	2,972	2,616	3,703	0
中小企業庁	1,473	0	1,473	0	0

参考：「2014 年地方自治団体統合財政概要」行政自治部

4 地域発展特別会計

（1）国家均衡発展特別会計（現、地域発展特別会計）設置の趣旨

ア 部処別に、多数の特別会計及び一般会計を通して分散推進していた均衡発展関連事業を包括補助金として統合支援（2004 年度基準 155 事業 約 5 兆円）

イ 地域の特性と優先順位を最大限に反映して地方自治団体主導の元に体系的に地域発展戦略を推進

(2) 地域発展特別会計は国家均衡発展計画の推進を財政的に支援し、地域の特性と優先順位により、地域開発及び地域革新のための事業を効率的に推進するために設置された会計である。会計は、当時は地域開発事業勘定、地域革新事業勘定及び済州勘定の3つで構成された(図9-30)が、地域開発、地域革新勘定の主な歳入、歳出(事業内容)は図9-31、32のとおりである。なお、2007年度の国家均衡発展特別会計の予算は67,929億ウォン、そのうち地域開発事業勘定は49,115億ウォン、地域革新事業勘定は15,476億ウォンとなっている。その後、2013年の現政府となった後、99,728億ウォン、地域勘定は34,737億ウォン、広域勘定は61,452億ウォンとなった。2014年予算は若干減額され、93,613億ウォン、地域勘定34,773億ウォン、広域勘定55,398億ウォン、済州道勘定3,443億ウォンである。

また、この会計の予算執行に際しては、自治体の自律性を高めるため、予算の流用及び繰越の許容範囲などが拡大されている(国家均衡発展特別法第42条、第43条)。なお、地域開発事業勘定の場合、市・道別に限度額を決め、その限度額の範囲内で市道がそれぞれ自律的に予算編成できるようになっており、特別会計の予算編成に関しては、評価委員会が地域発展施行計画の実績を評価し、その結果を次年度予算に反映するようになっている。

〈図表9-30〉地域発展特別会計の規模 (単位：百万ウォン)

区分	2013年	2014年	前年比
合計	9,972,844	9,180,968	92.1
地域開発勘定	3,473,746	3,477,272	100.1
広域発展勘定	6,144,854	5,359,431	87.2
済州勘定	354,244	344,265	97.2

*2007年7月発足した済州特別自治道が成功的に定着するように済州会計が新設された

(「各年度 予算案審議資料及び付属資料」大韓民国政府)

〈図表9-31〉勘定別規模 (単位：億ウォン)

区分	2012 (A)	2013 (B)	増減	
			(B-A)	%
総計	94,085	99,728	5,643	6.0
地域開発勘定	34,707	34,737	30	0.0
広域発展勘定	55,538	61,449	5,911	10.6
済州特別自治道勘定	3,840	3,542	△298	△7.8

(「各年度 予算案審議資料及び付属資料」大韓民国政府)

5 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

市・道費補助金、調整交付金、財政補填金によって広域自治団体から基礎自治団体への財源移転が行われており、一つの財政調整の役割を果たしている。特別市・広域

市と自治区・郡の間では、財政補填金の方が市・道費補助金より多く、道と市・郡の間では、市・道費補助金の方が財政補填金より多くなっている（図表 9－33 参照）。

〈図表 9－32〉広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

区分	市・道費補助金	調整交付金	財政補填金
根拠法令	○地方財政法第 23 条『市・道は施策上必要があると認められるとき、又は市・郡及び自治区の財政上特に必要であると認められるときは、予算の範囲内において市・郡及び自治区に補助金を交付することができる。』 ○地方財政法施行令第 29 条『補助金等に対する交付申請・交付決定及び使用などに関する基本的な事項は当該地方自治団体の条例で定める。』	○地方自治法第 160 条第 1 項『特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例が定めるところにより自治区相互間の財源を調整しなければならない。』（1988 年 4 月 6 日改定） ○地方財政法施行令第 57 条『法第 160 条の規定により自治区相互間の調整財源は当該市税中取得税と登録税とし、自治区相互間の財源調整方法を定める条例には調整交付金の交付率・算定方法及び交付時期などが含まれなければならない。』（1995 年 7 月 1 日改定）	○地方財政法第 29 条『市・道知事（特別市長を除く）は市・郡で徴収した広域市税・道税（原子力発展のための地域開発税、共同施設税及び地方教育税を除く）の 27%（人口 50 万以上の市と自治区でない区を設置している市の場合には 47%）に該当する金額を市・郡に対する財政補填金として確保し、人口、徴収実績、当該市、郡の財政事情このほか大統領令の定める基準により当該市・道（特別市を除く。）の管轄区域内の市・郡に配分しなければならない。』
財源	○市・道の一般会計又は特別会計	○特別市・広域市税である取得税・登録税中条例で定める一定額 ソウル 50%、釜山 51%、大邱 52%、仁川 50%、光州 70%、大田 68%、蔚山 58% ○一般交付金と特別交付金で運用 ソウル 10%、釜山 5%、大邱 10%、仁川 10%、光州 10%、大田 10%、蔚山 10%	○広域市・道の徴収交付金中、条例で定める一定額 ・一般財政補填金：90% ・施策推進補填金：10% ・特別財政補填金（京畿道該当）
用途	○特定の支援対象事業財政需要充当（用途指定）	用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用	用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用（施策推進補填金は市長・郡守が要請する事業又は市・道知事が必要と認める事業）
配分方法	支援事業別事業優先順位などによって支援	基礎自治団体別基準財政収入額と基準財政需要額を分析した後財政不足額を基準に包括配分	人口、徴収実績、当該市・郡の財政事情その他大統領令で定める基準により配分

参考：「2007 年度地方自治団体予算概要」行政自治部

〈図表 9－33〉 2014 年度広域自治団体から基礎自治団体への財源移転（総計）

（単位：億ウォン、％）

区分	計	構成比	市・道費 補助金	構成比	交付金・ 補てん金	構成比
計	169,588	100%	102,031	100%	67,557	100%
特別自治区	36,785	22%	18,603	18%	18,182	27%
（広域市）	45,349	27%	28,939	24%	16,410	24%
自治区	42,129	25%	26,518	26%	15,612	1%
郡	3,220	2%	2,421	2%	789	23%
（道）	87,454	52%	54,490	53%	32,965	49%
市	66,677	39%	38,189	37%	28,489	42%
郡	20,777	12%	16,301	16%	4,476	7%

参考：「2014 年度地方自治団体予算概要」行政自治部

第 6 節 地方債制度

1 地方債の意義と現況

地方自治団体が財政収入の不足を補うため、課税権を実質的な担保として資金調達によって負担する債務である。証書借入または証券発行の形式をとる。

なお、韓国の地方財政では、均衡予算の原則が強く維持されており、地方債の発行割合は高くない（一般会計の地方債依存率は 1999 年の 5.3% をピークに低下し、2014 年は 0.8%）。

〈図表 9－34〉 年度別地方債発行推移（純計規模）

（単位：億ウォン、％）

年度別	総規模			一般会計			特別会計		
	総規模	地方債	依存率	規模	地方債	依存率	規模	地方債	依存率
2008	1,444,536	37,382	2.6%	1,153,125	7,901	0.7%	291,410	29,481	10.1%
2009	1,567,029	97,817	6.2%	1,257,759	57,468	4.6%	309,270	40,349	13.0%
2010	1,497,797	56,270	3.8%	1,218,960	20,432	1.7%	278,837	35,838	12.9%
2011	1,562,568	64,783	4.1%	1,276,740	31,199	2.4%	285,828	33,584	11.7%
2012	1,670,153	40,324	2.4%	1,366,855	6,215	0.5%	303,298	34,109	11.2%
2013	1,769,920	79,410	4.5%	1,454,339	44,094	3.0%	315,582	35,316	11.2%
2014	1,635,793	48,727	3.0%	1,346,192	11,041	0.8%	289,601	37,686	13.0%

参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」行政自治部

〈図表 9－35〉 地方債現況（会計別）（2014.12.31 現在）

（単位：億ウォン）

区分	計	一般会計	その他特別会計	公企業特別会計
総計	282,960	109,935	84,182	88,614
ソウル	52,822	5,130	46,121	1,571
釜山	27,781	14,079	11,034	2,637
大邱	19,597	11,930	5,845	1,822
仁川	32,764	12,423	12,333	8,008
光州	8,026	3,730	-	4,296
大田	6,990	2,970	-	4,004
蔚山	5,295	743	-	4,533
世宗	1,245	1	-	1,244
京畿	39,572	18,729	1,584	19,233
江原	11,226	6,912	464	3,850
忠北	6,676	2,301	304	4,071
忠南	9,989	2,903	3,320	3,753
全北	10,293	5,521	498	4,274
全南	12,712	5,020	1,074	6,546
慶北	13,388	6,959	711	5,718
慶南	17,657	6,795	671	10,141
済州	6,927	3,789	223	2,913

参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」 行政自治部

2 法的根拠

（1）地方自治法第 123 条、地方財政法第 11 条・第 44 条、地方債発行基準等

一 限度額は自治団体の財政状況、財政規模等を考慮して大統領令により決定（大統領令では行政自治部長官に委任推進）

（2）限度額の範囲内では、地方議会の議決を得て地方債を発行

（3）限度額を超過する場合、行政自治部長官の承認を受けて範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行

※外債の場合は、限度額範囲内でも地方議会の議決を得る前に行政自治部長官の承認を得る。

3 発行基準

（1）限度額に含まれる行為

ア 地方債発行

※地方公企業法第 19 条の規定により地方開発のための基金の造成のために発行する地方債金額除外

※起債条件を悪化（償還年限の延長、利率の上昇等）させず、借換する場合を除外

イ 債務負担行為額

※社会基盤施設に係る民間投資法第4条第2号の規程により民間投資事業（BTL）は債務負担行為ではないとして除外

ウ 保証債務負担行為額中、債務者の破産等により地方自治団体が債務履行の責任を負う金額

※偶発債務（不確定債務）から確定債務に転換

（2）地方債発行基準

ア 地方債発行限度を付与された全ての地方自治団体

－原則的に全ての資本的支出に地方債発行可能（golden rule）で、消耗性の経常的支出（経常事業）は、地方債発行が不可

イ 外債については、特例として外債を発行しようとする場合、限度額の範囲内でも地方議会の議決を受ける前に行政自治部長官の承認を得なければならない

ウ その他の基準として、事前地方財政管理制度の履行可否、その他事業計画の妥当性・適正性、起債計画の適正性等を本質的に検討しなければならない。

（3）限度額を超過する場合の地方債発行基準

限度額を超過して地方債を発行することができる事業（適債事業）

- ・中央政府の主要施策事業
- ・天災・地変による災害等予測不可能な歳入欠陥の補填
- ・災害予防及び復旧作業
- ・その他住民の福祉増進のため特に必要と認められる事業 等

第7節 地方財政管理

韓国では、地方財政管理運営のため、地方中期財政計画制度が定められている。また、地方自治団体の各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止するための地方財政投融资審査制度が1994年から講じられている。

1 地方中期財政計画制度

（1）制度概要（地方財政法第33条）

ア 計画内容

（ア）各自治団体単位で中期財政計画（5ヵ年単位）樹立・運用
条件変動によって毎年連動（修正）計画樹立

（イ）中期発展目標、財政展望、国家及び地方単位計画の総合推進のため財源配分計画

イ 樹立手続き

（ア）地方中期財政計画樹立・運用指針示達（行政自治部→地方自治団体）

（イ）中央関係部署の意見を聞き、各自治団体別地方中期財政計画樹立、地方議会に報告後提出（地方自治団体→行政自治部）

(なお、各地方自治団体は、地方財政計画樹立に当たっては、各地方自治団体に設置する地方財政計画審議委員会に諮問)

(ウ) 行政自治部から中期地方財政計画を総合・国務会議報告

(2) 重点推進事項

ア 国家施策と地方計画の連携強化

(ア) マクロ経済指標、移転財源規模中「2013～2017 年国家財政運用計画」を遵守して中期地方財政計画を樹立

(イ) 自治団体補助事業計画について関係部署の検討意見を反映して中期地方財政計画確定、投資計画の実行性を引き上げ

イ 事業別予算制度の導入と事業別予算制度の連携

08 年の事業別予算制度本格導入を前に中期地方財政計画と事業別予算制度連携

ウ 財政公示及び評価制度と連携して計画の予算反映率引き上げ

自治団体の長が公示事項及び地方財政評価項目に「計画的な財政運営」を含め計画的な執行を担保

〈図表 9－36〉 2013 年分野別投資事業計画

(1) 投資事業部門別構成比及び伸張率 (単位：億ウォン)

区分	計	%	2013	2014	2015	2016	2017
計	12,126,231	100.0%	2,327,203	2,363,277	2,439,393	2,474,018	2,522,340
一般行政	1,370,627	11.3%	275,764	264,400	272,279	274,323	283,861
公共秩序及び安全	215,565	1.8%	43,092	41,935	42,586	43,272	44,679
教育	528,701	4.4%	106,763	105,218	105,866	107,491	103,364
文化及び観光	601,151	5.0%	113,498	118,658	126,771	123,026	119,199
環境保護	1,163,060	9.6%	227,657	232,456	237,752	233,410	231,785
社会福祉	3,328,403	27.4%	607,468	642,658	669,180	692,326	716,770
保健	183,610	1.5%	35,484	36,231	36,920	37,303	37,673
農林海洋水産	910,712	7.5%	174,075	178,053	184,209	185,656	188,719
産業・中小企業	247,145	2.0%	50,600	48,295	51,911	48,017	48,323
輸送及び交通	1,173,793	9.7%	221,079	216,217	236,584	249,925	249,987
国土及び地域開発	1,024,509	8.4%	203,612	208,401	202,253	199,444	210,798
科学技術	29,855	0.2%	7,975	7,479	6,095	4,115	4,191
予備費	146,706	1.2%	31,445	28,875	27,262	29,005	30,118
その他	1,202,394	9.9%	228,690	234,401	239,725	246,705	252,872

参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」行政自治部

(2) 分野別財源調達計画

(単位：億ウォン)

区分	財源別					
	計	%	国費	市道費	市郡区費	地方債
合計	1,635,793	100.0%	377,390	579,923	653,596	24,884
一般行政	138,381	8.5%	1,645	77,400	59,508	7
公共秩序及び安全	26,831	1.6%	8,273	10,391	8,167	
教育	96,849	5.9%	201	81,709	14,939	
文化及び観光	79,981	4.9%	14,001	27,658	38,281	14
環境保護	162,636	909.0%	29,468	42,429	90,644	95
社会福祉	400,832	24.5%	218,625	110,112	71,740	355
保健	24,139	1.5%	6,894	6,591	10,654	
農林海洋水産	111,931	6.8%	45,686	18,039	48,184	22
産業・中小企業	30,120	1.8%	6,096	14,079	9,944	1
輸送及び交通	151,833	9.3%	21,752	72,453	57,621	6
国土及び地域開発	114,703	7.0%	22,432	30,919	61,349	3
科学技術	6,316	0.4%	326	5,911	80	
予備費	30,468	1.9%	36	9,256	21,176	
その他	260,773	15.9%	2,134	72,949	161,310	24,380

参考：「2014 年度地方自治団体統合財政概要」行政自治部

2 地方財政投融资審査制度

(1) 必要性

地方財政の計画的・効率的運営を期して各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止し、毎年予算編成事業の妥当性・効率性を審査し、その結果を予算に反映するために 1992 年から導入され、1994 年 12 月に法的に制度化された。

(2) 制度概要

ア 根拠

(ア) 地方財政法第 36 条第 3 項、第 37 条、施行令第 41 条ないし第 44 条

(イ) 地方財政投融资審査事業審査規則（行政自治部令 2001 年 4 月 6 日全文改定）

イ 対象事業

(ア) 自治団体審査

a 市・郡・自治区審査：市・郡：区 10 億以上 30 億ウォン未満事業

全額市・郡・区費事業中 10 億以上事業

b 市・道審査：ソウル 30 億ウォン以上、

広域市・道 20 億ウォン以上 200 億ウォン未満新規事業、

全額 市・道費事業中 20 億ウォン以上事業

(イ) 依頼審査

a 市・道審査：30 億ウォン以上～200 億ウォン未満新規事業

b 中央審査：200 億ウォン以上新規事業、10 億ウォン以上イベン

ト事業（基礎団体 5 億ウォン以上）、外国借款導入・

海外投資事業

※審査除外事業：災害復旧法令又は国家関連計画によって確定した事業（20）

(ウ) 審査基準：事業妥当性、国家計画との整合性、財源確保対策等

〈図表 9－37〉 地方財政投融资審査制度施行実績

(単位：億ウォン)

区分	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
総対象	265 件 386,387	187 件 265,257	215 件 362,630	287 件 233,898	482 件 377,282
適正	220 件 336,547 87.1%	150 件 199,694 75.3%	149 件 165,907 45.8%	196 件 138,273 59.1%	327 件 246,488 65.3%
非適正	45 件 49,840 12.9%	37 件 65,563 24.7%	66 件 196,723 54.2%	91 件 95,625 40.9%	155 件 130,794 34.7%

※適正＝適正＋条件付き推進、不適正＝再検討＋不適正＋返戻

(「各年度 地方財政投融资審査制度実績」 行政自治部内部資料)

第 8 節 自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度

韓国の地方財政においても、地方自治団体間の財政不均衡が深化している。

韓国における財政自立度の指標は、次の算式

$$\frac{(\text{地方税} + \text{税外収入})}{\text{一般会計歳入決算額}} \times 100 (\%)$$

広域自治団体の財政自立度を比較すると、全国平均 53.6%に対して、最高のソウル特別市が 80.4%、最低の全羅南道が 13.8%となっている。基礎自治団体の財政自立度を比較すると、最高の城南市（京畿道）が 58.5%、最低の奉化郡（慶尚北道）が 3.9%となっている。

また、財政自立度 50%未満の団体は 232 団体（14 広域自治団体、218 基礎自治団体）で全団体の 95%を占めている。

〈図表 9－38〉 財政自立度比較

区分	特別市	広域市	道	市	郡	自治区
平均	80.4	48.3	29	31.7	11.4	27.2
最高	80.4	61.6	48.7	58.5	39.9	64.3
最低		36.8	13.8	8.1	3.9	10.4

参考：「2014 年度地方自治団体予算概要」 行政自治部

〈図表 9－39〉 財政自立度分布 （単位：団体数）

自立度 \ 団体数	合計	構成比	市・道	市	郡	自治区
合計	244	100%	17	75	83	69
10%未満	59	24%	－	4	55	－
10～30%	118	48%	7	36	26	49
30～50%	55	23%	7	30	2	16
50～70%	11	5%	2	5	－	4
70～90%	1	－	1	－	－	－
90%以上	－	－	－	－	－	－

財政自立度 50%未満：232 団体（95%）

参考：「2014 年度地方自治団体予算概要」行政自治部

第 9 節 教育財政

1 概要

教育財政については、地方教育自治に関する法律（以下、この節において「地方教育法」という。）に基づき教育費特別会計を置くなど一般の地方財政とは異なった運営が行われている。

（1）教育・学芸に関する経費

ア 教育に関する特別賦課金・手数料および使用料

イ 地方教育財政交付金

ウ 該当地方自治団体の一般会計からの転入金

エ 第 1 号ないし第 3 号以外の収入として教育・学芸に属する収入（地方教育法第 36 条）。

（2）義務教育経費

義務教育に従事する教員の報酬とその他の義務教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家および地方自治団体が負担し、義務教育以外の教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家・地方自治団体および父兄等が負担する（地方教育法第 37 条）。

（3）教育費特別会計

市・道の教育・学芸に関する経費を別に処理するために当該地方自治団体に教育費特別会計を置く（地方教育法第 38 条）。

（4）教育費の補助

国家は予算の範囲内において市・道の教育費を補助し、国家の教育費補助に関する事務は教育人的資源部長官が管掌する（地方教育法第 39 条）。

2 教育財政の現状

（1）概要

韓国の地方教育財政は、日本のそれと大きく異なり、地方教育財政を教育費特別会計として別途独立させ運営している。その財源の7割は中央政府からの移転支出であり、その内訳は、中央から地方への地方教育財政交付金及び国庫支援金という制度を通じて行われている。中央政府からの移転支出を除く部分が自治体からの転入金と教育費特別会計負担収入となる。地方自治団体からの転入金は、主に法定転入金と非法定転入金で構成され、地方教育財政全体のわずか17%にすぎない。さらに非法定支援金が地方教育財政に占める割合は0.5%に過ぎない。

教育費特別会計負担収入は、地方教育財政の8%を占め、入学金、授業料、財産収入等で構成され、安定した財源となっている。

不足額を補うため地方教育債が発行されており、5%を占めている。

このように、地方教育財政はその7割程度が中央政府からの移転支出であり、中央政府への依存度が非常に高い構造になっている。さらに、地方一般財政から分離・独立し、地方一般財政からの財政支援もほとんどないため、地方一般行政との連携が取りにくい状況となっている。

〈図9-40〉2012年度 地方自治団体教育費特別会計歳入決算

(単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル	広域市	道
総計	57,257,601	8,171,203	14,559,362	34,527,036
地方教育財政交付金	37,727,808	4,792,332	10,453,790	22,481,686
地方教育財政交付金	3,335,251	43,548	78,754	3,212,949
法定転入金	7,769,730	2,241,590	2,007,096	3,521,043
非法定転入金	795,839	198,233	160,970	436,636
民間移転収入	72,393	19,157	22,196	31,040
自治体間移転収入	615,289	3,468	37,901	573,921
基本的教育収入	1,061,797	154,964	301,868	604,965
選択的教育収入	5,812	2,083	1,262	2,467
使用料及び手数料	18,256	5,708	5,653	6,896
資産賃貸収入	22,877	613	2,507	19,757
資産売却代	162,740	19,624	47,619	95,497
利子収入	182,785	14,909	49,045	118,832
保証金回収	2,381	78	860	1,442
제재금수입	6,851	1,145	1,144	4,562
雑収入	98,547	26,418	20,169	51,960
過年度収入	1,609	1,204	106	298
地方教育債	958,267	131,082	234,552	592,633
純歳計剰余金	1,855,956	304,384	508,446	1,043,125
補助金使用残額	2,815	311	850	1,654
繰越金	2,560,598	210,350	624,575	1,725,673

参考：「地方財政年鑑 2013」 行政自治部

(2) 中央政府からの財源移転

地方自治団体教育費特別会計のうち、中央政府が負担する財源の比率は全体で 69.1%に達している。

ア 地方教育財政交付金

地方教育財政交付金は、地方教育財政交付金法（1971 年制定）により確保された法定財源である。現在、地方教育財政交付金は、内国税(目的税、総合不動産傾向税および他の法律により、特別会計の財源として使われる税目の当該金額を除外する。以下同じ)総額の 20/100 に該当する金額（2007 年までは 194/1,000）及び当該年度の教育税法による教育税税収額の全額（従前、地方教育譲与金の財源）を財源として、地方自治団体別に算定された基準財政需要額と基準財政収入額の格差を中央政府が交付することとされている（地方教育財政交付金法第 3 条、第 5 条）。

1971 年に制定されたこの制度は、現在に至るまで数度の改正を経ているが、現行地方教育財政交付金は、普通交付金と特別交付金で構成され、地方教育財政全体の 68.8%を占めている。なお、2005 年より地方教育財政支援構造の単純・透明化のため、財源については従前の地方教育譲与金が地方教育財政交付金に統合され、交付については義務教育機関の教員俸給に対応していた俸給交付金が普通交付金に統合された。俸給交付金の統合により、義務教育機関の教員の増減による人件費の変動等がある場合には交付率が補正される制度が設置された（地方教育財政交付金法第 4 条）。

〈図表 9－41〉 教育地方財政交付金の推移

(単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル	広域市	道
2013	37,257,601	8,171,203	14,559,362	34,527,036
2012	39,256,250	4,742,806	9,865,360	24,648,054
2011	36,138,999	4,051,024	9,113,003	22,974,971

(「地方財政年鑑」 行政自治部 各年度決算分析より)

イ 国庫支援金

教育人的資源部が、地方自治団体教育費特別会計に国庫支援金を支給している。

〈図表 9－42〉 地方自治団体教育費特別会計への国庫補助金の推移

(単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル	広域市	道
2013	3,335,251	43,548	78,754	3,212,949
2012	142,265	24,882	50,570	66,815
2011	170,218	26,599	54,473	89,186

(「地方財政年鑑」 行政自治部 各年度決算分析より)

(3) 地方自治団体一般会計からの財源移転

ア 法定転入金

地方教育自治制度は特別地方自治機関で運営され、一般会計と教育費特別会計に完全に分離しているが、地方教育財政交付金法に地方自治団体の一般会計から教育費特別会計に経費を支援しなければならない旨の規定があり、これに基づき財政支援が行われている（地方教育財政交付金法第 11 条）。

〈図表 9－43〉 法定転入金の推移

（単位：百万ウォン）

区分	全国	ソウル	広域市	道
2013	7,769,730	2,241,590	2,007,096	3,521,043
2012	8,045,667	2,434,179	1,981,724	3,629,764
2011	7,834,973	2,381,680	1,817,249	3,538,477

（「地方財政年鑑」 行政自治部 各年度決算分析より）

主な法定転入金は次のとおりである。

（ア） 地方教育税

地方自治団体の自主財源及び自立性を確保するために 2001 年から新しく施行された制度で、地方税法第 260 条の 3 に規定された地方教育税に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。

〈図表 9－44〉 地方教育税の課税対象及び税率

課税対象	税率
・ 地方税法の規定により納付すべき登録税額	100 分の 20
・ 地方税法の規定により納付すべきレジャー税額	100 分の 40
・ 地方税法の規定により納付すべき住民税均等割の税額	100 分の 10（但し、人口が 50 万以上の市にあっては 100 分の 25）
・ 地方税法の規定により納付すべき財産税額	100 分の 20
・ 地方税法の規定により納付すべき自動車税額	100 分の 30
・ 地方税法の規定により納付すべきたばこ消費税額	100 分の 50

（イ） たばこ消費税総額の 45%転入金

ソウル特別市及び広域市がたばこ消費税の 45%に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。たばこ消費税からの転入金について、道は除外されている。

（ウ） 特別市税、広域市税及び道税転入金

ソウル特別市は特別市税総額（「地方税法」第 6 条第 1 項第 2 号による目的税および同法第 6 条の 2 による特別市分財産税に該当する金額を除外する）の 100 分の 10、広域市および京畿道は広域市税または道税総額（「地方税法」第 6 条第 2 項第 2 号の規定による目的税に該当する金額を除外する）の 100 分の 5 に該当す

る金額,その他の道および特別自治道は道税または特別自治道税総額の 1,000 分の 36 に該当する金額

イ 非法定転入金

地方教育財政交付金法等で転入金額又は一定率を定めず、他の法令により負担経費の一部を補助するものをいう。

〈図表 9－45〉非法定転入金の推移

(単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル	広域市	道
2013	795,839	198,233	160,970	436,636
2012	791,872	214,423	169,771	407,678
2011	687,300	141,977	123,545	421,778

(「地方財政年鑑」行政自治部 各年度決算分析より)

主な非法定転入金は次のとおりである。

(ア) 公共図書館運営及び運営経費負担

地方教育自治に関する法律第 32 条の規定により教育監が設立運営する公共図書館については当該自治体の一般会計予算の範囲内でその運営費の一部を負担する (図書館法第 29 条)。

(イ) 特殊教育機関設置経営及び私立特殊学校経費補助

国家及び自治体は特殊教育機関の設置運営及び特殊教育のための施設拡充、特殊教育に必要な教材研究開発普及に係る経費を予算の範囲内で優先的に支給し、私立特殊教育機関について運営費、施設費、教員給与及びその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助する (特殊教育振興法第 3 条、第 6 条)。

(ウ) 学校給食施設、設備の設置・運営及び保護者支援

学校給食の実施に必要な給食施設・設備費は当該学校の設立・経営者が負担するものであるが、国家または自治体が支援することができる (学校給食法第 8 条第 1 項)。

給食運営費は当該学校の設立・経営者が負担するのを原則とするものであるが、保護者がその経費の一部を負担できる (学校給食法第 8 条第 2 項)。

学校給食のための食品費は保護者が負担するのを原則とする (学校給食法第 8 条第 3 項)。

特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事および市長・郡守・自治区の区庁長は学校給食に品質が優秀な農産物使用など給食の質向上と給食施設・設備の拡充のために食品費および施設・設備費など給食に関する経費を支援できる (学校給食法第 8 条第 4 項)

国家または自治体は学校給食法第 8 条の規定により保護者が負担する経費の全部または一部を支援できる (学校給食法第 9 条)。

(3) 地方教育費特別会計自体負担財源

地方教育費特別会計財源のうち、中央政府負担財源、地方自治団体からの転入金を除いた残りが自体収入である。このような財源としては、財産収入、使用料・手数料、入学金及び授業料、寄付金、地方債及びその他諸収入等を挙げることが出来る。

しかし、授業料の決定は、法律的には各自治団体の裁量により決定することになっているが、実際は、教育人的資源部が毎年作成する水準をそのまま適用している。

3 教育予算の手続き

(1) 予算の編成及び運営

教育監は毎会計年度ごとに予算を編成し、会計年度開始 50 日前までに市・道議会に提出しなければならない。市・道議会では会計年度開始 15 日前までに議決しなければならない。また、地方議会は教育監の同意なしに支出予算各項の金額を増加させたり、新しい費用項目を設置することができない（地方自治法第 127 条）

(2) 特別賦課金の賦課・徴収等

地方教育自治に関する法律第 36 条の規定（教育・学芸に関する経費）による特別賦課金は、特別な財政需要がある時に当該市・道の条例が定めるところにより賦課・徴収し、この場合特別賦課金は特別賦課を必要とする経費の総額を超過し賦課することはできない（地方教育法第 40 条第 1 項、第 2 項）。

第 10 章 地方公企業

第 10 章 地方公企業

第 1 節 概念、意義

地方公企業は公共性と経済性を追求しながら、住民福利増進、地域経済の活性化、地域開発の促進のために財貨やサービスを適切に供給するために運営される。

直接的には地域経済の活性化や地方自治団体の財政拡充などの地域生産的要素としての重要性を持っている。

間接的には企業性増進を通じた地域住民に対する公共サービスの拡充と地域雇用創出など重要な企業機能を実行する。

地方公企業の存在意義は地域住民の福利増進と地域経済活性化という根本目的を、公企業経営を通してどれくらい効率的に達成するかにかかっている。

地方自治団体は、住民の福祉増進と事業の効率的遂行のため地方公企業を設置し運営することができることとされ、地方公企業の設置・運営に関して必要な事項は別途法律で定めるとされている（地方自治法第 137 条）。このほか、地方自治団体は、出資により法人を設立したり、地方自治団体の者と共同で民法上の財団法人や商法上の株式会社を設立・運営している。

地方公企業と私企業の差異点

区分	地方公企業	私企業
所有構造	資本主義的、公的所有	資本主義的、私的所有
追求目的	公益実現	利潤追求
経営原理	独占原理	競争原理
経営理念	目的(公共性)+手段(企業性)	目的(営利性)+若干の社会性
事業領域	住民生活必須公共事業	収益性がある事業
組織構造	民主的+能率的組織	能率的組織構造
価格政策	公共規制内の原価補償主義	市場原理による価格決定
労使関係	労使関係に対する公的規制	自律的労使関係重視

第 2 節 地方公企業法

1 地方公企業法の目的（地方公企業法第 1 条）

地方自治団体が直接企業を設置・運営（行政組織形態）したり、法人を設立（地方公社・公団、民官共同出資法人）して営む企業を対象に、企業運営に必要な事項を定めて地方自治発展及び住民福利増進に寄与することを目的とする。

2 地方公企業の定義（地方公企業法第 2～3 条）

（1）地方自治団体が営む事業中地方公企業法の適用を受ける事業

ア 地方直営企業：地方自治団体が直接運営する事業（上下水道、公営開発など）

イ 地方公社・公団：地方自治団体が法人を設立して、間接的に運営する事業（都市開発公社、施設管理公団など）

ウ 地方公社及び地方公団以外の出資法人：地方自治団体が資本金又は財産の 2 分の 1 未満を出資・出捐した株式会社又は財団法人

（2）地方自治団体が営む事業中、地方公企業法の適用基準に対し地方公企業法第 2 条と地方公企業法施行令第 2 条で規定していること

3 地方公企業法の適用範囲（地方公企業法第2条、同法施行令第2条）

- （1）地方公企業法の義務的適用対象事業を上下水道、道路、住宅など公共性が強い8事業を規定

<地方直営企業の範囲>

事業名	事業規模
1.水道事業(簡易上水道除外)	1日生産能力1万トン以上
2.工業用水道事業	1日生産能力1万トン以上
3.軌道事業(都市鉄道含む)	保有車両50両以上
4.自動車運送事業	保有車両30台以上
5.地方道路事業(有料道路事業限定)	道路管理延長50Km以上又は有料トンネル・橋梁3ヶ所以上
6.下水道事業	1日処理能力1万トン以上
7.住宅事業	住宅管理延面積又は住宅建設面積10㎡以上
8.土地開発事業	造成面積10万㎡以上

- （2）その他に民間人の経営参加が難しい事業として住民福利の増進、地域経済の活性化又は地域開発の促進に寄与できる事業などは経常経費の5割以上を経常収入で充当できる場合に限り、自治団体の条例が決めるところにより、法適用可能

- （3）法適用基準に新しく到達するようになった事業に対しては基準到達日から6ヶ月以内に法適用に必要な条例（〇〇市〇〇地方公企業設置条例）を制定して、公企業で運営すること

ア 必要時は地方公社・公団を設立して運営できること

4 経営の基本原則（地方公企業法第3～4条）

- （1）地方公企業は常に企業の経済性と公共福利を増大するように運営すること（地方公企業法第3条①）

- （2）地方自治団体は地方公企業設置経営時に民間経済を萎縮させたり、公正で自由な経済秩序を阻害せず、環境を傷つけないように努力すること（地方公企業法第3条②）

5 沿革

地方公企業法は、1969年に制定、1970年から施行された後、数回の改正が行われた。

地方公企業法の制定当時は、上下水道などの直営企業を中心に設立・運営。

1981年	・最初の公社であるソウル市地下鉄公社、1983年には最初の公団であるソウル市施設管理公団が設立
1992年	・経営法化制度の導入及び第3セクター設立根拠を提示
1999年	・設立認可権及び社長任命承認権の廃止など、事前規制の緩和及び経営診断制度の導入など事後規制を強化
2002年	・住宅事業又は土地開発事業を営む地方直営企業の特別会計から必要な時には利金の一部を地方自治団体の一般会計で転出可能 ・社長推薦委員会の構成と運営に関しては大統領令が定める基準によって条例で規定 ・地方公社の契約秩序確立のための入札参加資格を制限 ・地方自治団体が出資法人の債務に対して保証をする時には地方自治団体

	の出資持分を超過することができない ・地方自治団体の長は、地方公社・公団の外の出資法人に対する検査結果、不実経営が認められる場合、株式の譲り渡し、解散請求など必要な措置を講じる ・地方公企業に対する経営評価の客観性と信頼性を確保するために経営評価の主体を地方自治団体の長から行政自治部長官に変更
2004 年	・地方公企業の事業領域一部拡大 「体育施設の設置・利用に関する法律」による体育施設業及び観光振興法による観光事業（除外：旅行業、カジノ業）を地方公企業事業領域に追加 ・地域開発債権買入対象などの明示 市・道が条例に基づき、発行した地域開発債権の発行根拠と買入対象を法律に明示 ・地方公企業の予算編成指針作成権の地方委譲 行政自治部長官が作成した地方公企業の予算編成指針を行政自治部長官が定めた共通基準により地方自治団体の長が決定 ・地方公社の国内法人に対する出資根拠新設 地方公社は外国人投資法人にだけ出資できたが必要な場合大統領令で定める範囲内で地方自治団体の長の承認を得て、地方自治団体以外の他の法人にも出資できるようにすること ・地方公社の社債発行限度拡大 住宅事業及び土地開発事業を営む公社の場合社債発行限度を純資産額の10 倍以内に拡大
2005 年	・公社・公団債発行承認権を地方自治団体の長に委譲 自治行政部長官の地方公社・公団社債発行承認権を地方自治団体の長に委譲、大統領令で定める基準を超過する場合に限り、長官の承認を得るようにすること ・「破産者→破産宣告を受けた者」として、条文を明確化し行政の信頼性向上 ※「債務者回復及び破産に関する法律」により第 60 条第 1 項第 3 号改正 ・行政自治部から保健福祉部に地方公社医療院の所管変更 ※「地方医療院の設立及び運営に関する法律」により第 2 条第 1 項第 9 号削除
2006 年	・地方自治団体の長が地方公社社長を任命する場合には経営成果契約を締結するようにすること。また成果契約の履行実績・経営評価結果・社長評価結果などを考慮して、任期中解任又は任期終了時再任させられる 経営成果契約には社長が遂行しなければならない経営目標・権限・成果に伴う報償及び責任などが含まれること
2007 年	・地方自治団体が行政自治部の民営化指針や監査院勧告などにより、地方

	公社を民営化する場合、商法上の株式会社に転換できる法的根拠新設 ・ 地方公企業根拠条文変更 ※「地方自治法」第 8 条（過怠金）及び第 40 条（重要資産の取得・処分）改正 ・ 入札参加資格制限を「一定期間」から「2 年以内の範囲」に明確化 ・ 地方公企業(都市鉄道及び住宅建設事業など公益事業)が発行する債権に対して、特別な法律により設立された法人が発行する債権と同じ法的地位を付与
2009 年	・ 業務状況の公表 ・ 設立において但書を新設（基礎自治団体長は公社の設立前に管轄の広域市・道知事と協議）（第 49 条） ・ 他の公社から出資を受ける場合及び他の公社に出資する場合には、出資した公社を設立した自治体が出資したものとみなす（第 53 条） ・ 役人の任免においては、役人推薦委員会からの推薦者の中から任命すること（第 58 条の③） ・ (任期及び職務) 公社の社長・理事及び監事は 1 年の単位での連任可能 ・ (地方公企業政策委員会) 地方公企業の関連政策、経営評価、経営診断及び経営改善に関する事項の審議のため専門家から構成される地方公企業政策委員会を運営
2010 年	・ 適用範囲を水道事業（簡易上水道除外）に拡大 ・ 医療事業においては病院ごとに管理者 1 名をおく ・ 管理者の業務は条例や規則案の作成、事業運営計画及び予算案、決算書の作成など ・ 管理者と地方自治団体長との関係は指揮・監督の役 ・ (独立採算) 特別会計による経費の充当 ・ 経常的な運転資金の充当、回転基金の財源の充当、建設や改良費に充当するための地方債の発行が可能
2013 年	・ 他の法人に対する出資の際には、大統領令で定められた方法、手続きによる出資の必要性及び妥当性を検討 ・ 役員の兼職制限 ・ 会計処理は一般競争の方式が原則 ・ 中長期財務管理計画の樹立 ・ 新規投資の妥当性の検討 ・ 公社と公共機関との合併 ・ 出資法人においては、設立後 3 年経っても営業開始ができない場合、5 年以上当期の純損失が発生した場合、特別の理由なく 2 年以上継続の営業収入が減少した場合は解散

第3節 地方公企業の類型

1 地方公企業の経営形態

(1) 直接経営（地方直営企業）

地方自治団体が設置し、経営する団体（上水道、下水道、住宅、宅地開発など）

(2) 間接経営（地方公社・公団）

地方自治団体が50%以上を出資した独立法人（医療院、施設管理など）

(3) 民官共同出資法人（いわゆる第3セクター）

資本金の50%未満を出資して、地方自治団体以外の者と共同で設立・運営する民法上の財団法人や商法上の株式会社

2 地方公企業の特質

経営（設立）主体:地方自治団体（特殊法人）

事業領域:住民の福祉増進のための公益事業の企業性がある事業

経営原則:公共性と企業性の調和、独立採算原則

予算会計:地方公企業特別会計（複式簿記及び予算）

財源調達:受益者負担の原則

管理責任:管理者の指定及び経営権限の付与

地方直営企業と公社・公団の主な差異点

区分	地方直営企業	地方公社	地方公団	官民共同出資法人
概念	地方自治団体が直接行政組織形態で運営する事業	地方自治団体が50%以上を出資した法人形態で運営する事業	地方自治団体が100%出捐した法人で運営する事業	地方自治団体が地方自治団体以外の者と共同で資本金又は財産の1/2未満を出資・出捐した法人を設立・運営する事業
性格	行政機関	一種の会社（払い下げ可能）	一種の公共機関（払い下げ不可能）	株式会社又は財団法人
業務関係	地方自治団体の業務の一部	独立した事業（完全性）	独立した業務の委・受託（限定性）	独立した事業(完全性)
経営費用	資本金＋販売収入	資本金＋販売収入	出捐金＋受託金＋手数料収入	資本金＋販売収入
資本調達	公企業地方債発行	社債+民間出資	公団債発行	社債+民間出資
経営者	自治団体の長（管理者）	社長、理事	理事長、理事	社長、理事
解散時の資本処理	設立団体帰属	出資者に帰属	設立団体帰属	出資者に帰属
予・決算承認	地方議会	理事会	理事会	理事会

第4節 地方直営企業に関する法制度

1 地方直営企業設置条例の主要内容（地方公企業法第5～6条）

①設立趣旨、②事業の範囲、③管理者指定及び責任、④経費区分負担原則、⑤出資及び一般会計などの財政支援に関する事項、⑥収入金準備支出及び剰余金などの処分手続きなど

2 地方直営企業に適用される法令

①地方公企業法（施行令、施行規則）、②地方公企業設置条例、③地方公企業財務会計規則など

上記法令等に規定がない場合は

①地方自治法、②地方財政法、③共有財産及び物品管理法、④地方自治団体を当事者にする契約に関する法律、⑤地方公務員法、⑥その他個別事業関連法令など

3 組織（地方公企業法第7～12条、地方公企業法施行令第3条）

（1）管理者（地方公企業法第7～10条）

ア 事業ごとに管理者1人をおくこと

<例外>同質又は類似の事業:2以上の事業に1人指定可能

医療事業:病院ごとに1人指定可能

イ 当該地方自治団体の公務員中、直営企業が経営に関して知識と経験が豊富な者を選び自治団体長が任命

大部分の地方公企業設置条例で充て職を指定

上水道、下水道:上水道事業本部長、団(所)長、副市長又は副群守、担当局長など

地域開発基金:企画管理室長

公営開発:公営開発事業室・団長（市、道）

ウ 任期制で可能

任期:2年(経営成果により再任可能、経営成果優秀な場合任期中転任、昇進可能)

任期制運営可能事業範囲:事業規模、職員数など考慮し地方自治団体条例に定めるところ

エ 管理者の権限

地方自治法上、特別に自治団体長の権限に規定されている次の権限を除外した地方直営企業の業務を包括的に掌握

予算案の議会提出（地方自治法第118条①）

決算の議会承認回付（地方自治法第125条①）

議案の議会提出（地方自治法第58条）

過怠金賦課（地方自治法第130条②）

オ 管理者の業務（地方公企業法第9条）

地方直営企業に関する条例案及び規則案作成提出

事業運営計画及び予算案作成提出

決算作成提出

地方直営企業資産の取得・管理・処分

契約締結

料金・使用料・手数料徴収

予算上一時借入及び予算執行

出納その他会計事務執行

証拠書及び公務書保管

地方直営企業組織及び人事運営に関する事項

カ 管理者と自治団体長との関係（地方公企業法第10条）

次の業務に限り、団体長が管理者指揮監督

直営企業運営の基本計画に関する事項
 住民の福利に重大な影響があると認められる事項
 直営企業業務と違った業務との調整に関する事項

(2) 企業職員（地方公企業法第10条の2）

直営企業運営の専門化のために地方公務員法が決めるところにより、専門職列をおくことができる。－現在上水道事業本部で運営

<地方公務員任用令第3条①星印1>

職群	職列	職類
行政	企業行政	企業行政
施設	水道土木	水道土木

(3) 管理者の権限委任（地方公企業法第12条）

ア 事故時の権限代行

管理者の事故で業務遂行不可時、当該自治団体規則により当該直営企業に務める上位序列の公務員が職務を代行

※当該自治団体規則:財務会計規則、職務代理規則など

イ 必要時権限の一部委任、委託

委任:当該直営企業従事公務員に権限の一部委任、委託

委託:当該自治団体の機関又は他の直営企業管理者に権限の一部委託可能

※あらかじめ自治団体長の承認が必要

4 財務（地方公企業法第13～43条）

(1) 財務一般（地方公企業法第13～16条）

ア 事業別に特別会計設置（地方公企業法第13条）

事業ごとに地方公企業特別会計を設置すること

2以上の同質、類似事業に管理者1人をおく場合には1個の特別会計設置可能

イ 独立採算（地方公企業法第14条）

原則、直営企業の経費は当該企業の収入で充当すること

経費区分負担の原則

次の場合一般会計でも他の特別会計で負担

経費の性質上当該直営企業収入で充当することが適当でない経費

直営企業の性質上経営収入だけで充当することが客観的に困難な経費

他会計で負担しなければならない経費（地方公企業法施行令第5条）

- | |
|--|
| <p>1 すべての事業に共通に適用される経費</p> <p>公共の目的のための無償供給に必要とする経費</p> <p>公共の目的で料金が発生原価以下で策定されたり、維持されるのに伴う料金と原価との差額</p> <p>地域開発のための先行投資経費及び同施設が維持費と先行投資のための外部借入金に対する元利金償還額</p> <p>2 地方公企業法第2条第1項各号の事業に適用される経費</p> <p>軌道事業</p> <p>軌道事業用車両以外の車両通行による軌道維持・修繕・改良費及び交通混雑緩和のための軌道撤去経費</p> <p>住宅事業及び土地開発事業</p> |
|--|

工事完了後管理機関に引き継ぎ又は分譲完了する時までの経費
医療事業

伝染病診療費、戦時、事変、災害などによる救急、救護対象者の救護に必要とする経費、集団検診、医療相談経費、医療相談など保健行政上必要とする経費

下水道事業

雨水処理、雨水管設置・維持などに必要とする経費

地方公企業法第2条第2項事業（任意適用事業）適用経費
条例に定める経費

ウ 事業年度（地方公企業法第15条）：自治団体の一般会計と同一

エ 計理の原則（地方公企業法第16条）

事業の経営成果及び財政状態を明確にするために会計取引を発生の実事に伴う企業会計原則により処理

※一般的に認められた会計原則：企業会計基準(金融監視委員会制定、財政経済部承認)

5 予算（地方公企業法第23～32条）

（1）予算の編成（地方公企業法第23条）

ア 合理的な原価基準による経費算定

イ 行政自治部長官が決める基準により（前年度6月30日までに通知）地方自治団体の長が前年度7月31日まで予算編成指針を作成して通知

<予算案の主要内容>

①業務の予定量、②予定収入及び予定支出金額、③継続費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金限度額、⑦地方公企業法第29条による予算転用禁止科目、⑧一般会計又は他の特別会計からの補助金、⑨利益剰余金の予定処分、⑩地方公企業法第40条の重要資産取得・処分、⑪回転基金収入・支出予定額、⑫その他必要な事項

ウ 予算の内容:①予算総則、②事業予算、③資本予算、④資金運営計画

エ 予算案の提出（地方公企業法第26条）

自治団体の長は管理者が作成した予算案を調整、議会に提出

管理者が作成した予算案を修正する時には管理者の意見を聞くこと

<提出書類>

①事業運営計画、②事業予算及び資本予算の事項別説明書、③給与費明細書、④継続費に関する調書、⑤債務負担行為に関する調書、⑥当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書と前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

6 決算（地方公企業法第35条）

（1）決算の手続き

毎事業年度末現在で帳簿締切→2ヶ月以内に企業決算を作成し自治団体の長に提出→公認会計士の会計監査報告書を貼付し、翌年度に地方議会の承認を得る

<決算提出書類>

①貸借対照表、②損益計算書、③利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、④資金運用計算書又はキャッシュフロー表、⑤回転基金をおいた場合その運用状況書、⑥決算付属明細書（17種・地方公企業法施行令第36条②）

(2) 計理状況の報告（地方公企業法第36条）

毎月末日現在で試算表、資金運用報告書などを作成し翌月20日までに自治団体の長に提出

第5節 地方公社・公団に関する法制度

1 設立（地方公企業法第49～50条）

地方公企業法第2条に規定された事業を効率的に遂行するために必要な時
公社設立、業務及び運営に関する基本的な事項は条例で規定

不良経営を予防するために、公社設立により全住民福利及び地域経済に及ぼす効果、
事業性などに対する専門機関の妥当性検討の履行が必要

妥当性検討専門機関

地方公企業に対する妥当性検討を定款の主要事業と規定し、修士学位以上の学位を所持した5人以上の専門担当者を保有している法人 最近3年以内地方公企業又は地方財政関連研究実績がある法人 行政自治部長官が必要だと指定する法人
--

妥当性検討の内容

事業が地方公企業法第2条に符合するのかの有無 事業別収支分析 組織・人材需要判断 住民の福利増進に及ぼす影響 地域経済と地方財政に及ぼす影響
--

設立審議委員会の構成

地方議会議員、関係専門家、公務員など自治団体の長が決定。

共同設立の場合は相互規約を定めて設立する（地方公企業法第50条）

規約の内容

公社の名称、事務所の位置、設立自治団体、事業内容、共同処理事項、議決機関
代表者の選任方法、出資方法、その他必要な事項

2 出資及び株主権行使（地方公企業法第53～55条）

出資原則：自治団体が現金又は現物で全額出資

必要時、自治団体以外の自家資本金は1/2未満まで出資可能

公社は他の法人に対しても出資可能

（当該公社事業と関係する事業、自治団体の長の承認要件/公団には未準用）

他法人資本金の20%以内、当該公社の直前年度末資本の10%以内

資本金：株式で分割発行、株式の種類、1株金額、発行時期、発行株式総数、納入
時期及び方法は条例に定めること

株主権行使自治団体長又は自治団体長が決める公務員が行使

3 定款（地方公企業法第56条）

（定款記載事項）

①目的、②名称、③主な事務所所在地、④事業に関する事項、⑤任務・職員に関する事項、⑥理事会に関する事項、⑦財務会計に関する事項、⑧公告に関する事項、⑨資本金に関する事項、⑩社債発行に関する事項、⑪定款変更に関する事項、⑫組

組織及び定員に関する事項、⑬株式発行に関する事項、⑭株主総会に関する事項

※⑬⑭は自治団体以外が自家出資する場合記載

定款変更時は地方自治団体の長の認可を受けるべきで、共同設立された公社は自治団体間の規約が決めるところによる

登記（地方公企業法第57条）

条例制定→設立決定→資本金納入の順で進行後資本金納入がある日から3週間以内に次の事項を設立登記

<登記事項>

①目的、②名称、③主な事務所の所在地、④資本金、⑤出資方法を定めた時はその方法、⑥役員の姓名と住所、⑦公告の方法

4 職員の任免（地方公企業法第58条～第63条の4）

（1）役員：社長、理事、監査の数及び職務は定款に定めること（地方公企業法第58条～59条）

任期：3年

理事：常任・非常任で区分し、常任理事（社長含む）は理事定数の50%未満

非常任理事は充て職理事（自治団体関係官2人以内、非常任理事数全体の1/2未満）、外部専門家などで構成

（2）任免（地方公企業法第58～63条）

ア 社長・監査：地方自治団体の長（共同設立公社は自治団体間規約に定める）

社長は社長推薦委員会で複数推薦された者の中から任命するものの、委員会構成・運営に関して条例に定めること

任命時経営成果契約を締結するべきで、経営成果により任期中解任したり、任期終了時再任も可能（再任時も社長推薦委員会の審議が必要）

経営成果契約：経営目標と権限、成果に伴う報償と責任

※社長の再任・解任基準：業務成果評価、経営評価結果、成果契約履行実績

イ 社長推薦委員会：7人で構成

構成

地方自治団体の長が推薦する者2人（当初設立時4人）

地方議会が推薦する者2人（当初設立時3人）

当該公社の理事会が推薦する者3人

委員資格要件

民間経営専門家、地域経済団体の役員、4級以上又は高位公務員団に属する一般職公務員で退職した者

公認会計士、公企業経営に関する知識と経験が認められる者

※公社の役職員、当該地方自治団体の公務員、当該地方議員などは除外

委員会運営

在籍過半数出席、在籍過半数賛成で議決、委員長は委員中互選

社長候補推薦

2人以上推薦、自治団体の長が不適当だと認定した時は再推薦要求

ウ 社長・理事及び常任監査の任期保障

<次の事由外には任期を保障>

- (ア) 大韓民国国民でない者
- (イ) 禁治産者、限定治産者と破産の宣告を受けて復権しない者
- (ウ) 禁固以上の刑を受けて執行終了又は執行猶予で確定した後2年経過しない者
- (エ) 法律又は裁判所判決による資格喪失・停止した者
- (オ) 公企業法に違反して、罰金刑を受けて2年経過しない者
- (カ) 経営診断の結果、解任事由が発生した場合
- (キ) 重大な過ちがあったり、廃疾などの自由で業務遂行が不可能だと認められる場合

監査：常任監査又は非常任監査をおくものの非常任監査は自治団体監査担当部署
公務員で兼任可能

理事：地方自治団体の長の承認を得て、社長が任免

職員：定款の規定により社長が任免をするものの、試験成績・勤務成績・能力の
実証によること

(3) 教育訓練及び報酬（地方公企業法第63条の2～第63条の4）

- ア 経営の基本原則を達成するのに必要な役職員教育訓練義務化
・国内外教育訓練実施
- イ 公社の経営成果を反映できる役職員報酬体系を導入できる
役員：理事会で決定
社長：理事会で定めた契約の範囲で自治団体の長との契約

5 財務会計（地方公企業法第64～69条）

(1) 会計（地方公企業法第64条～第64条の2）

会計年度及び会計原則などは直営企業と同一（地方公企業法第15条及び第16条、
同法施行令第6条ないし第14条、同法施行規則第5条及び第6条）

(2) 予算（地方公企業法第65条～第66条の2、同法施行令第58条及び第60条）

予算に関する共通基準：行政自治部長官が前年度6月30日まで地方自治団体の長
に通知（地方自治団体の長は7月31日まで公社の長に通知）

社長は毎事業年度事業計画及び予算を当該事業年度開始前までに編成

理事会開催30日前までにそれぞれの理事へ送付（追加経費時7日前）

予算は理事会の議決で確定して成立又は変更時遅滞なしに自治団体の長に報告

自治団体の長は報告された予算が法令に違反したり顕著に不当な場合その是正を
命じる

是正命令を受けた社長は特別な事由がない限り遅滞なしに予算を修正して、理事
会の再議決を受けること

(3) 決算（地方公企業法第66条）

時期：事業年度終了後2ヶ月以内に完了

承認：公認会計士の会計監査報告書を貼付し、遅滞なしに自治団体の長に報告して承認を得る

6 地方公団に関する規定（地方公企業法第 76 条～第 77 条の 2）

次の事項を除外した地方公社に関する規定をそのまま準用

①資本金の1/2未満範囲内で地方自治団体以外の者出資、②他の法人に対する出資・株主権行使、③損益金処理方法、④商法の準用、⑤株式会社への登記

地方公団は自治団体が100%出資する一種の公共機関で地方自治団体事務を委託を受けて、処理する法人である。

公団に業務を委託した者と公団から業務を提起された者は手数料を負担する。

公団の解散事由

設立目的達成、定款で決める解散事由発生、合併、破産、裁判所の命令又は判決、理事会の議決

商法中株式会社の解散に関する規定準用

第 6 節 地方公社及び地方公団以外の出資法人などに関する法制度

1 設立（地方公企業法第 77 条の 3）

法第 2 条第 2 項各号の事業を遂行

地方自治団体が資本金又は財産の 2 分の 1 未満を出資又は出捐

地方自治団体以外の者と共同で株式会社又は財団法人を設立

出資・出捐時は事前に専門機関の妥当性検討必要(地方公社準用)

※ 2 以上の自治団体が共同出資した場合自治団体の出資持分合計が法人全体出資額の1/2を超過できないこと

2 地方自治団体の指導（地方公企業法第 77 条の 4）

地方自治団体の出資持分が1/4以上である場合

経営状況に対する報告及び書類提出要求権

業務、財産、会計などに対する検査権

経営改善のための指導、助言、勧告権

3 地方自治団体の社債発行及び償還保証（地方公企業法第 77 条の 5）

出資持分範囲内で出資法人の社債発行及び償還保証可能

災害復旧、地域経済活性化促進、国際行事の施設費調達の場合は例外とする

4 経営不良出資法人の解散（地方公企業法第 77 条の 6）

法人が自己株式を取得して、償却

地方自治団体が他人の株式を引き受けて、資本金の1/2を超過するようになる時は所有株式の処分又は法人解散などの措置を講じること

次の事由発生時自治団体の長は株式の譲渡、解散請求等措置可能

設立後 3 年経過時まで営業を開始することのできない場合

5 年以上継続して当期純損失が発生した時

特別な事由なしで 2 年以上営業収益が顕著に減少した時

5 適用規定

次の事項に対し地方公社の規定準用（地方公企業法第77条の7）

地方自治団体の株主権行使、会計年度、代行事業費用負担、公務員の派遣、地方自治団体の長の権限の一部委託

第7節 地方公企業の経営評価、経営診断

1 経営評価（地方公企業法第78条）

年度別経営実績に対し客観的な評価を行い、その結果を以後の経営に反映させることを企図するとともに、経営評価とインセンティブを連携させた責務経営の具現を図るため導入された。主要内容は、次のとおりである。

（1）評価周期

毎年実施:公認会計士の会計監査終了後4ヶ月以内

（2）評価主体

行政自治部長官

行政自治部長官が必要だと認定した時は市・道知事

（3）経営評価担当機関

地方公企業法（地方公企業法第78条の3）による経営指導法人

経営評価専門機関

会計法人

その他行政自治部長官が認める機関

（4）評価内容

経営目標達成度、業務の能率性、公益性、顧客サービス水準など

（5）評価時期及び方法と費用負担など

公認会計士の会計監査終了時から開始

評価費用は行政自治部で負担して評価の細部基準などは自治行政部長官が決定

（6）経営評価委員会

ア 構成（7人以内）

委員長：行政自治部均衡発展支援本部長

委員：行政自治部長官が任命又は委嘱（民間:2年、再任可能）

公企業経営及び関連分野の副教授以上

5年以上実務経験がある公認会計士及び経営評価に関する知識と経験が豊富な者

国家又は地方自治団体の支援機関に所属した博士学位所持者及びこれに準ずる資格者

地方公企業業務担当3級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

イ 機能

- ・経営評価基準設定
- ・経営評価対象選定

- ・経営評価機関指定
- ・経営評価等級決定
- ・経営評価結果に伴う措置に関する事項など審議

(7) 経営評価団

- ・経営評価機関と指定された機関で構成
- ・評価団員資格要件
地方公企業業務担当公務員
大学の助教授以上で公企業経営及び関連分野に専門知識がある者
5年以上実務経験がある公認会計士
公企業の経営及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者
- ・付与された業務終了時解散

(8) 結果措置及び事後管理

- ・評価等級を成果年俸及び機関成果給に反映
- ・経営診断対象公企業選定基準で活用
- ・経営評価報告書に指摘された問題点などの改善措置

2 経営診断（地方公企業法第78条の2）

地方公企業設立認可権、所長任命承認権などの主要権限が地方自治団に委譲されることに伴い、地方公企業の乱立を防止し、地方公企業の健全な育成・発展を図るために、1999年1月29日地方公企業法改定時、国家の事後チェックシステムとして導入された。主要内容は、次のとおりである。

(1) 経営診断対象

ア 選定及び診断主体:行政自治部長官

イ 選定基準

- ・3年以上継続して、当期純損失が発生した地方公企業
- ・前年度に比べて、営業収入が顕著に減少した地方公企業
- ・事業規模縮小、法人清算又は民営化が必要だと認められる地方公企業
- ・経営目標設定が過度に非合理的な地方公企業
- ・組織及び人材管理が非効率的な地方公企業
- ・財務構造が不健全な地方公企業
- ・その他行政自治部長官が、経営診断が必要だと認めた地方公企業

ウ 選定期限:経営評価報告書など書類を受け付けた日から60日以内

(2) 経営診断の実施

ア 『地方公企業経営診断班』構成及び運営

(ア) 構成

- ・一時的機構で構成・運営
- ・対象公企業に対する診断完了時解散

※ただし、経営診断を外部専門機関に一括して委託できること

(イ) 診断班員資格要件

- ・地方公企業業務担当公務員
- ・大学の助教授以上で公企業経営及び関連分野に専門知識がある者
- ・5年以上実務経験がある公認会計士
- ・公企業の経営及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者

(ウ) 機能

- ・対象公企業に対する資料分析を通じた診断指標準備
- ・対象公企業の経営不良原因分析
- ・経営診断報告書作成
- ・対象公企業の経営改善方案を用意して『地方公企業経営診断委員会』に上程
→ 経営不良解消のための具体的な改善対策樹立

(エ) 診断費用など

- ・自治行政部長官が診断経費支出(一部を対象公企業に負担させることは可能)
- ・診断班が経営診断に必要な書類など要求した時、対象公企業はこれに応じる
こと

イ 『地方公企業経営診断委員会』構成及び運営

構成：7人以内で構成(充て職含む)

委員長:行政自治部次官

委員:行政自治部長官が任命又は委嘱(民間:2年、1回再任可能)

経営評価と経営診断に関する豊富な経験を持った専門家

5年以上実務経験がある公認会計士

大学の助教授以上の職位にある者として公企業経営及びその他関連分野に関する専門知識がある者

地方公企業業務担当3級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

機能

経営診断の専門職、技術的事項

経営診断指標に関する事項

経営診断班が提出した経営改善方案に関する事項

その他経営診断制度発展などに関する事項

(3) 経営診断結果措置

ア 経営改善命令

行政自治部長官が地方自治団体の長、地方公社・公団の社長に経営改善命令

イ 経営改善命令内容

当該地方公企業の役職員に対する減給、解任などの人事措置

事業規模の縮小、組織改編及び人材調整

法人の清算及び民営化

その他経営改善のために必要な事項

ウ 経営改善措置

経営改善命令を受けた地方自治団体の長、地方公社・公団の長が改善措置履行(経

営改善措置結果を行政自治部長官に報告すること)

3 経営指導法人（地方公企業法第 78 条の 3）

設立主体:地方自治団体共同

自治行政部長官の設立認可を受けて、地方自治団体が共同で法人設立

機能:地方公企業の経営指導、諮問及び経営評価などの業務を専門的に支援

法人は民法中財団法人に関する規定を準用

国家又は地方自治団体は法人の必要な経費を補助できること

4 報告事項（同法施行令第 78 条）

直営企業で法の適用を受けるようになったり、受けなくなった時自治行政部長官に報告

自治団体長は次の事項を行政自治部長官に事由が発生した日から10日以内に報告するものの市郡区は市道知事を経由すること

①地方公企業法第49条第1項及び第76条第1項の規定による地方公社・公団の設立事項

②地方公企業法第50条第1項及び第76条第2項の規定による地方公社・公団の共同設立事項

③地方公企業法第56条第3項及び第76条第2項の規定による地方公社・公団の定款変更事項

④地方公企業法第58条第2項及び76条第2項の規定による地方公社・公団の社長（理事長）と監査の任免事項

⑤地方公企業法第77条の3第1項及び第2項の規定による出資法人・出捐法人の設立事項及び追加出資・出捐事項

⑥地方公企業法第78条の2第3項の規定による経営改善措置結果

⑦その他地方公社又は公団の清算、民営化などの重要変動事項

第8節 罰則

公社・公団の役員が予算編成・報告及び予算・決算に関する共通基準違反時500万ウォン以下の罰金

正当な事由なしに長官又は地方自治団体の長の業務、会計、財産、検査を拒否したり妨害する場合200万ウォン以下の過怠金

公社・公団の役員と一部職員は刑法上斡旋、収賄などの場合公務員と見なす

公務員で擬制される職員の範囲:定款上公社・公団の課長又はチーム長以上

第9節 ソウル市における公企業経営の事例

ソウル市公企業社長経営成果契約推進計画の背景

地方公企業法により公企業社長（公団理事長含む）と「経営成果契約」を締結して履行実績を評価して、報償に反映することによって自律責任経営体制を構築して成果創出を極大化しようとするもの

※地方公企業法第 58 条の 2（社長との経営成果契約）

⇒地方自治団体の長は社長と経営成果契約を締結しなければならない。

1 社長経営成果契約の意義

(1) 導入の必要性

公企業社長に対する具体的な経営目標及び実績評価システムの不在
中央政府（行政自治部）主導の評価でソウル市の役割が制約的
成果に伴うインセンティブ差別幅が少なく、責任経営動機付与不十分

(2) 主要内容

市長と社長間経営成果契約締結

具体的な経営目標、評価基準、成果に伴うインセンティブなどを明文化
ソウル市が経営成果契約に対する履行実績を評価

1年間事業実績を土台に契約に明示された経営目標達成も評価

行政自治部評価とソウル市評価を総合して、成果報償

評価結果に対するインセンティブ差別幅を拡大して、動機付与強化

(3) 期待効果

公企業社長自律責任経営体系構築

ソウル市の評価権限を確保して、成果に対する実質的管理体系構築

成果と関連するインセンティブ強化で成果創出極大化

※政府投資機関は「政府投資機関管理基本法」により 1999 年 2 月から施行中

2 社長経営成果契約運営体系

	従前体系	経営成果契約制
経営目標設定及び契約締結	経営目標規定方式が公企業ごとに異なる。 経営目標が抽象的、包括的である。	経営目標を契約書に明示 具体的で評価可能な経営目標を設定
経営成果評価体系	行政自治部主管で評価 —地方公企業経営評価	行政自治部とソウル市が並行評価 行政自治部評価 地方公企業経営評価（既存）＋社長業務成果評価（新規） ソウル市評価 経営成果契約履行実績評価（新規）
成果に対する報償体系	年俸体系：基本年俸＋成果給＋付加給与 評価結果に従って 成果給：月基本給の 450～150%支給 基本年俸：前年度比 8～0%調整	年俸体系：基本年俸＋成果給（基準付加給与は基本年俸に含む） 評価結果に従って 成果給：月基本給の 750～150%支給 基本年俸：前年度比 10～－10%調整

3 推進計画

◆地方公企業法及び行政自治部関連指針範囲内では是正方向及び各公企業条件を反映して、公企業社長と自律的合意により推進
※行政自治部「地方公企業 CEO 経営成果契約運営指針」通知(2006 年 7 月)及び地方公企業法改正で経営成果契約締結法的根拠準備

(1) 経営目標及び評価基準設定

ア 10 個以内の単純・明確な経営目標設定

行政自治部指定目標(全国地方公企業共通目標): 2 個

- | |
|----------------------------|
| ①落ち度がない公共サービス提供
②顧客満足増進 |
|----------------------------|

ソウル市指定目標: 8 個以内

各公企業共通目標は経営企画室（財政分析担当官）で指定: 3 個

各公企業事業目標は主務部署で指定:5個以内

※例示

- ③経営収支改善（共通）
- ④生産性の向上（共通）
- ⑤政府政策遵守（共通）
- ⑥付帯事業活性化（ソウルメトロ、都市鉄道公社）
- ⑦賃貸住宅の効率的な管理（SH 公社）
- ⑧農水産物流通構造改善（農水産物公社）
- ⑨地下道商店街の効率的な管理（施設管理公団）

各経営目標ごとに3個以内の細部推進事項設定

行政自治部指定目標及び経営企画室指定目標に対する細部推進事項は経営企画室（財政分析担当官）で設定

事業主務部署指定目標に対する細部推進事項は主務部署設定

イ 経営目標別評価基準設定

各経営目標別評価指標設定

行政自治部及び経営企画室指定目標に対する評価指標は経営企画室設定

主務部署指定目標に対する評価指標は主務部署設定

各目標別加重値（配点）設定

行政自治部指定目標2個：総30点（各15点）

経営企画室指定目標3個：総30点（各10点）

主管部署指定目標5個以内：総40点（各目標別配点は自律決定）

(2) 経営成果契約締結

ア 公企業社長経営成果評価委員会構成・運営

目的:社長経営成果契約履行実績評価の専門性と客観性確保

構成:総15人以内（外部専門家1/2以上委嘱）

委員長（1）：経営企画室長

委員（14）：充て職5人、委嘱職9人以内

※充て職：経営企画官、産業局長、交通局長、建設企画局長、住宅局長

※委嘱職：市政開発研究員及び該当分野外部専門家など

任期:任期2年、再任可能

機能

①経営目標及び評価基準審議・確定

②経営成果契約履行実績評価

イ 経営成果契約書（案）作成及び締結

「公企業社長経営成果評価委員会」で経営目標及び評価基準審議・確定後各公企業に通知

各公企業理事会で経営成果契約書（案）作成後市長承認

市長と公企業社長間契約締結

(3) 経営成果契約履行実績評価

ア 評価基準及び履行実績報告書提出

評価基準：毎会計年度 12 月 31 日決算基準

履行実績報告書：毎年 4 月 30 日まで市長に提出

決算書、財務諸表及び付属書類貼付

イ 評価方法

履行実績測定：目標別評価指標により、目標達成も測定

測定結果を土台に等級付与（絶対評価）

達成率	95%以上	～90%	～75%	～60%	59%～
等級	S	A	B	C	F

（４）経営成果に対するインセンティブ

ア 年俸体系変更

既存付加給与（職責遂行費）を基本年俸に含み、年俸体系を単純化して成果に伴うインセンティブ差別幅拡大

基本年俸及び成果給以外付加給与は廃止

イ 基本年俸額引き上げ又は削減

調整範囲：既存年俸額対応 10%～－10%以内

経営成果契約書に経営成果評価結果に伴う調整率適用基準明示

行政自治部評価（経営評価、社長業務成果評価）結果とソウル市履行実績評価結果を総合して決定

※行政自治部社長業務成果評価に伴う調整率範囲（行政自治部指針）

評価等級	あ	い	う	え	お
新規基準	10%～0%	5%～0%	0%	0%～－5%	0～－10%
従来基準	8%～6%	6%～4%	4%～2%	2%～1%	1%～0%

※社長インセンティブ支給関連三種類の評価制度

①経営成果契約履行実績評価

ソウル市で傘下地方公企業社長を対象に施行

経営成果契約に対する履行実績を評価して社長インセンティブに反映

②地方公企業経営評価

行政自治部で全国地方公企業を対象に施行

公企業全般に対する評価後結果は機関成果給（全職員対象）に反映

③社長業務成果評価

行政自治部で全国地方公企業社長を対象に施行

別途評価手続きなしで地方公企業経営評価結果中、社長個人の成果と関連が高い部分を選別して、社長インセンティブに反映

ウ 成果給差別支給

支給範囲：月基本報酬額 750%～150%以内（従来 450%～150%）

※月基本報酬額：基本年俸÷12 月

経営成果契約書に経営成果評価結果に伴う成果給支給率適用基準明示

行政自治部評価（経営評価、社長業務成果評価）結果とソウル市履行実績評価結果を総合して決定

※行政自治部社長業務成果評価に伴う成果給支給率上限線（行政自治部指針）

評価等級	あ	い	う	え	お
新規基準	750%	450%	385%	320%	150%
従来基準	450%	385%	320%	260%	150%

エ 評価結果に伴う再任保障又は任期中解任制度検討

関連規定：地方公企業法第 58 条、同法施行令第 56 条の 2

地方自治団体の長は社長の経営成果により任期中解任又は再任させるのに必要な事項は施行令に定めること（地方公企業法第 58 条）

施行令第 56 条の 2（社長の再任又は解任の基準）主要内容

①再任基準

- 1.三種類評価（ソウル市の経営成果契約履行実績評価、行政自治部の経営評価及び社長業務成果評価）結果で上位評価を受けた場合
- 2.三種類評価結果直前年度に比べて顕著に上昇した場合

②解任基準

- 1.三種類評価結果で下位評価を受けた場合
- 2.三種類評価結果直前年度に比べて顕著に下落した場合
- 3.経営評価結果“お”等級を受けた公企業中行政自治部で経営診断を実施した後、地方自治団体長に解任命令をおろした場合

③社長業務成果、経営評価、経営成果契約履行実績評価の順で適用

④行政自治部地方公企業経営評価委員会及び地方公企業経営診断委員会で①②と関連した上位及び下位基準、上昇及び下落基準決定

オ 成果インセンティブ措置時点

評価結果が確定した年度の 12 月報酬支給時措置

基本年俸:前年度実績に対する評価結果を土台に 12 月に調整(遡及適用)

成果給支給:前年度実績に対する評価結果を土台に 12 月に支給

評価対象事業年度中社長交替時報償

前任者及び後任者の在任期間（貢献度）相当の成果給配分及び年俸調整

※退任した場合にも本人の成果により成果給を支給して年俸調整事由発生時調整差額精算

【付表:公企業社長年俸体系】

1 既存年俸体系:基本年俸+成果年俸+付加給与

(1) 基本年俸:前年度基本年俸+政策引上額

政策引上額:前年度基本年俸×政策引上率

政策引上率は前年度自治行政部経営評価結果により自治行政部で決定

評価等級	あ	い	う	え	お
政策引上率	6.0~8.0%	4.0~6.0%	2.0~4.0%	1.0~2.0%	0~1.0%

(2) 成果年俸:月基本給（基本年俸÷ 12） ×支給率

支給率は自治行政部経営評価結果により決定されて毎年 12 月支給

評価等級	あ	い	う	え	お
支給率	450~421%	385~356%	320~291%	260~231%	150%

(3) 付加給与:職責遂行費（3 千万ウォン定額）

2 変更された年俸体系:基本年俸+成果給

(1) 基本年俸:前年度基本年俸+基本年俸調整額

基本年俸調整額:前年度基本年俸×既存年俸調整率

基本年俸調整率は経営成果契約により決定

(2) 成果給:月基本給 (基本年俸÷12) ×支給率

成果給支給率は経営成果契約により決定

第 11 章 地方税

第 11 章 地方税

第 1 節 地方税制の沿革

韓国の地方税制は 1949 年の地方自治制度の発足とともに始まっている。地方税法は 1949 年 12 月 12 日に制定され、道及び市・郡に地方税の賦課徴収権が与えられた。道税には国税附加税と独立税（戸別税、家屋税等）があり、市邑面税には国税附加税、道税附加税、独立税（車両税、特別営業税等）があった。独立税より国税附加税を中心とした構造となっていた。

しかし、地方税法及び他税法で規定していた地方税に関する規定を吸収・統合し、地方税制度を体系化するため、1961 年 12 月 8 日に地方税法は全面改正された。また、「地方自治に関する臨時措置法」により郡が基礎自治団体となる一方、邑・面は郡の下部行政単位になったことに伴い、市邑面税は市郡税に改められた。

1967 年には「国税附加税廃止に関する臨時措置法」が施行され、国税附加税が廃止された。道税附加税は、1976 年に廃止された。

1973 年には住民税が新設された。

1976 年には遊興飲食税が廃止される一方で、登録税を国税から道税に移管し、住民税、自動車税、屠畜税が道税から市郡税に移管されるとともに事業所税が新設された。

1984 年には市郡税としてたばこ販売税が新設され、1988 年にたばこ消費税に改編された。

1989 年には市郡税として総合土地税が新設されたが、2005 年に財産税へ統合された。

1991 年には道税として地域開発税が新設され、共同施設税が市郡税から道税に移管された。

1993 年には馬券税が競走・馬券税とされ、課税対象が競輪、競艇の投票券にまで拡大された。2002 年にはレジャー税に改められ、闘牛も対象とされるようになった。

1999 年末には、韓米自動車貿易協定の結果に伴う自動車税率引下げによる地方税減収を補うために走行税が新設された。

2001 年には、それまで地方税に附加課税されていた教育税が別途分離され、国税の教育税とは別途に地方教育税が新設された。

2009 年には、地方税の納付確認書、納税証明書の発行が可能になった。

2010 年には、特別徴収義務者の納入、案分基準通報、納入通報が新設された。また、申告と納付にあたって、月の通常人員の算定方法、課税台帳の備えに関する内容

2011 年には、金融会社などの定義を新設した。

2014 年には、車両取得税の課税資料の通報の事項を施設した。

2014 年現在、地方税は 11 税目（普通税 9、目的税 2）がある。

第 2 節 地方税の概要

1 各税目の課税対象及び税率等

（1）普通税

ア 取得税（地方税法第 105 条）

不動産・車両等の所有権が移転される流通過程で担税力が露出する取得者に租税

を負担させるために一定の資産の取得に対しその取得者に賦課される租税

(ア) 課税対象

不動産（土地、建築物）、車両、機械装備（建設機械等）、立木、航空機、船舶、
鉱業権・漁業権、ゴルフ・乗馬・コンドミニアム・総合体育施設利用・ヨット会
員権を取得する行為

(イ) 税率

一般税率：1,000 分の 10～40（50/100 の範囲内で調整可能）

※住宅有償取得 6 億ウォン以下 1000 分の 10、6 億ウォン超過 9 億ウォン以下
1000 分の 20、9 億ウォン超過 1000 分の 30

※自治体の条例によって標準税率の 100 分の 50 の範囲内で加減調整が可能

(ウ) 納付方法：取得日から 30 日以内に申告納付（申告納付期間内に納付しない場
合 20%の加算税を加算して賦課・徴収）

イー 1 登録免許税（登録分）（地方税法第 23・27・28 条）

財産権その他権利の取得・移転・変更又は消滅に関する事項を公簿に登記又は
登録する場合にその登記又は登録を受ける者に賦課される租税

(ア) 課税対象

財産権その他権利の取得・移転・変更に関する事項を公簿に登記又は登録（登
載を含む）する行為

(イ) 税率

不動産登記	(所有権保存：1/1,000)、(所有権移転：有償 20/1,000、無償 15/1,000、相続 8/1,000)、(所有権外の物件設定・移転：地上・抵当・地域・貸切・賃借権 2/1,000)、(競売申請・仮差押さえ・仮処分・仮登記：2/1,000)、(その他) 6,000 ウォン(定額)
船舶登記	0.2/1,000、(その他) 15,000 ウォン(定額)
自動車登録	0.2/2/3/5%、(その他) 15,000 ウォン(定額)、建設機械登録：0.2/1%、(その他) 10,000 ウォン(定額)
航空機登録	0.01/0.02%
法人登記	0.1/0.2/0.4%、(その他) 112,5000 ウォン、40,200 ウォン(定額) 重課税率(3 倍重課)：大都市内の法人登記

※不動産登記の登録分の場合は自治体の条例で標準税率の 100 分の 50 範囲内で加減調整が可能

(ウ) 納付方法

登記・登録前に登録免許税を申告納付し領収証を添付して登記・登録

イー 2 登録免許税（免許分）（地方税法第 23・34・35 条）

各種の免許を受ける者に対しその免許の種類ごとに一定額で賦課される租税

(ア) 課税対象

特定の営業設備または行為に関して権利の設定および禁止の解除をする行政処分と申告の受理・登録の行政行為

※免許の有効期間が1年を超過する免許の場合は、毎年1月1日にその免許が更新されると見なして課税

(イ) 税率

区分	人口 50 万人以上の市 及び自治区ではない 区が設置されている 市	その他の市	郡
第 1 種：食品接客業など	67,500W	45,000W	27,000W
第 2 種：食品保存業など	54,000W	34,000W	18,000W
第 3 種：港湾運送関連事業など	40,500W	22,500W	12,000W
第 4 種：海運仲介業など	27,000W	15,000W	9,000W
第 5 種：輸出入植物防除業など	18,000W	7,500W	4,500W

(ウ) 納期：免許の登記または登録をする前までに申告納付

ウ レジャー税（地方税法第 40 条）

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為として特定事業を営む事業者に賦課する租税（2001 年 12 月 29 日「競走・馬券税」から「レジャー税」に変更）

(ア) 課税対象

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為

(イ) 納税義務者：課税対象に該当する事業を営む者

a 税率：勝者及び勝馬投票券等の発売金総額の 100 分の 10

b 納期：勝者・勝馬投票券等の発売日が属する月の翌月 10 日までに申告納付
なお、場外発売所で販売される勝者・勝馬投票券に対する税額は競馬場所在地の市長・郡守と場外発売所所在地の自治団体間で按分することとされた。その割合は 50%対 50%とするが、競輪場・競艇場・競馬場が新設された場合には、一定期間まで、施設所在地の自治団体に 80%、場外発売所所在地の広域自治団体に 20%を納付することとされた（地方税法第施行令 57 条）。

エ 住民税（地方税法第 74 条）

地域社会の基礎下部施設を拡張するための地方税源確保のため賦課する租税で均等割、財産割、従業員割に分かれる。

(ア) 納税義務者

a 均等割：市・郡内に住所及び事業場を有する個人または法人

b 財産割：事業主

c 従業員割：従業員に給料を支払う事業主

(イ) 税率

(均等割)

個人：10,000W を限度とし法の範囲内で条例により定める税率

個人事業者：50,000W

法人：

区分	税額
資本金 100 億 W、従業員 100 人超	50 万 W
資本金 50 億 W 超 100 億 W 以下、従業員 100 人超	35 万 W
資本金 50 億 W 超、従業員 100 人以下 資本金 30 億 W 超 50 億 W 以下、従業員 100 人超	20 万 W
資本金 30 億 W 超 50 億 W 以下、従業員 100 人以下 資本金 10 億 W 超 30 億 W 以下、従業員 100 人超	10 万 W
その他の法人	5 万 W

(財産割)

財産分の標準税率は事業所の総面積 1 m² 当り 250 ウォン

(従業員割)

従業員の給料総額の 5/1,000

(ウ) 納付方法

a 均等割：毎年 8 月 16 日～8 月 31 日を納期として賦課・徴収

b 財産割：毎年 7 月 1 日～7 月 31 日を納期として賦課・徴収

c 従業員割：毎月分を翌月 10 日までに申告納付

オ 財産税（地方税法第 104 条）

土地、建築物、住宅、船舶および航空機の所有に対しその所有者に賦課する租税。

(ア) 課税対象：土地、建築物、住宅、船舶、航空機

(イ) 課税標準：時価標準額、

a 土地及び建築物：時価標準額の 50/100～90/100

b 住宅：時価標準額の 40/100～80/100

c 船舶及び航空機：第 4 条第 2 項による時価標準額

(ウ) 税率

a 土地

(総合合算課税対象)

課税標準	税率
5,000 万 W	1,000 分の 2
5,000 万 W 超 1 億 W 以下	10 万 W + 5,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 3
1 億 W 超過	25 万 W + 1 億 W 超過金額の 1,000 分の 5

(別途合算課税対象)

課税標準	税率
2 億 W 以下	1,000 分の 2
2 億 W 超 10 億 W 以下	40 万 W + 2 億 W 超過金額の 1,000 分の 3
10 億 W 超過	280 万 W + 10 億 W 超過金額の 1,000 分の 4

(分離課税対象)

種類	税率
田、畑、果樹園、牧草用地、 林野	課税標準額の 1,000 分の 7
ゴルフ場、高級娯楽場用土地	課税標準額の 1,000 分の 40
上記以外の土地	課税標準額の 1,000 分の 2

b 建築物

一般建築物：課税標準額の 1,000 分の 2.5

ゴルフ場、高級娯楽場用土地：課税標準額の 1,000 分の 40

住居地域内の工場：課税標準額の 1,000 分の 5

c 住宅

奢侈性財産（別荘）：課税標準額の 1,000 分の 40

住宅：

課税標準	税率
6,000 万 W 以下	1,000 分の 1
6,000 万 W 超 1 億 5 千万 W 以下	6 万 W + 6,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 1.5
1 億 5 千万 W 超 3 億 W 以下	195,000W + 1 億 5,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 2.5
3 億 W 超過	570,000W + 3 億 W 超過金額の 1,000 分の 4

d 船舶

高級船舶：1,000 分の 50

その他：1,000 分の 3

e 航空機

課税標準額の 1,000 分の 3

(エ) 納付方法

毎年 6 月 1 日現在の財産税課税台帳上の所有者に対し、土地については 9 月 16 日～30 日、建築物については 7 月 16 日～7 月 31 日、住宅については税額の 2 分の 1 は 7 月 16 日～7 月 31 日まで、残り 2 分の 1 は 9 月 16 日～9 月 30 日までを納期として賦課・徴収（納付税額 1,000 万 W を以下の場合は 7 月 16 日～7 月 31 日までに一括して付加及び徴収が可能）

カ 自動車税（地方税法第 124 条）

自動車管理法規定による自動車と建設機械管理法による建設機械の中車両と類似なものの所有者に賦課する租税

(ア) 課税対象

自動車管理法の規定に基づき登録または申告された車両とダンプトラックおよびコンクリートミキサートラック

(イ) 税率

a 乗用自動車：排気量×cc 当たり税額＝年税額

営業用		非営業用	
排気量	cc 当たり税額	排気量	cc 当たり税額
1,000cc 以下	18W	1,000cc 以下	80W
1,600cc 以下	18W	1,600cc 以下	140W
2,000cc 以下	19W	1,600cc 以上	200W
2,500cc 以下	19W		
2,500cc 超	24W		

b その他の乗用自動車（年税額）

営業用	非営業用
20,000W	100,000W

c 乗合自動車（年税額）

区分	営業用	非営業用
高速バス	100,000W	—
大型貸切バス	70,000W	—
小型貸切バス	50,000W	—
大型一般バス	42,000W	115,000W
小型一般バス	25,000W	65,000W

d 貨物自動車（年税額）

最大積載量	営業用	非営業用
1,000 kg 以下	6,600W	28,500W
2,000 kg 以下	9,600W	34,500W
3,000 kg 以下	13,500W	48,000W
4,000 kg 以下	18,000W	63,000W
5,000 kg 以下	22,500W	79,500W
8,000 kg 以下	36,000W	130,500W
10,000 kg 以下	45,000W	157,500W

e 特殊自動車（年税額）

区分	営業用	非営業用
大型特殊自動車	36,000W	157,500W
小型特殊自動車	13,500W	58,500W

f 三輪以下小型自動車（年税額）

営業用	非営業用
3,300W	18,000W

（ウ）納期及び納税義務者

年税額を2期に分けて納期が属する月の1日現在の自動車の所有者に対して賦課・徴収（納税者の申請がある場合には4期に分けて賦課）

第1期分：6月16日～6月30日

第2期分：12月16日～12月31日

※年税額を一時に納税する場合には10%控除

キ 自動車の走行に対する自動車税（地方税法第135条）

自動車の走行に対する自動車税は、揮発油・軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務者に付加する。

（ア）納税義務者

揮発油及び軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務がある者

（イ）税率

交通・エネルギー・環境税額の1,000分の360

（ウ）納付方法

翌月末までに交通・エネルギー・環境税の納付期限まで納付

ク 地方所得税（地方税法第85条）

個人及び法人所得を得る者に賦課する租税

（ア）課税対象

所得税法及び法人税法による所得税、法人税の納税義務者

（イ）税率

所得税法及び法人税法上の所得別の課税標準規定を準用して所得税税率の10%水準の独立税率

（ウ）納付方法

a 申告納付（所得分）

- ・特別徴収分：毎月分を翌月の10日まで申告納入
- ・総合所得税分：所得税の申告期間の満了日まで（所得税と同時徴収）
- ・譲渡所得税分：所得税の申告期間の満了日まで（所得税と同時徴収）
- ・法人税分：事業年度の終了日から4月内

ケ たばこ消費税（地方税法第47・48条）

製造たばこに賦課される租税で製造たばこの本数（20本）または重量（グラム）により賦課される従量税である

（ア）課税対象：たばこ

（イ）税率

・吹かすたばこ：

紙巻たばこ	20 本当たり	1,007W
パイプたばこ	1 g 当たり	36W
葉巻たばこ	1 g 当たり	103W
刻みたばこ	1 g 当たり	36W
電子たばこ	ニコチン溶液 1 ml 当り	628W
水たばこ	1 g 当たり	26W

・噛みたばこ 1 g 当たり 364W

・嗅ぎたばこ 1 g 当たり 26W

(ウ) 納付方法および納税義務者

製造者または輸入販売業者が毎月 1 日から末日まで製造場または保税区域から搬出したたばこに対して税額を算出し、翌月末日までに申告納付

(2) 目的税

ア 地域資源施設税（地方税法第 141 条）

(ア) 目的：地域資源の保護及び開発、地域の消防事務、災難予防など安全管理事業及び環境保護と改善事業、その他の地域均衡開発事業、公共施設に必要な費用に充当するため

(イ) 課税対象：

発電用水、地下水、地下資源、コンテナ、原子力発電、火力発電、法律の規定による大統領令が定めるものなど

(ウ) 税率：

特定資源に対する地域資源施設税

課税標準	税率
発電用水	発電に利用される水 10 m ³ 当り 2 W
地下水	ア 食水用：m ³ 当り 200W イ 温泉水：m ³ 当り 100W ウ その他または沐浴用水：m ³ 当り 20W
地下資源	鉱物課額の 5/1,000
コンテナ	コンテナ 1 TEU 当り 1 万 5 千 W
原子力発電	発電量 1 kwh 当り 1 W
火力発電	発電量 1 kwh 当り 0.3W

特定不動産に対する地域資源施設税

課税標準	税率	備考
600 万 W 以下	4/10,000	火災危険建築物に対する当該税率の 200/100 にする
600 万 W 超 1,300 万 W 以下	2,400W + 600 万 W 超過金額の 5/10,000	
1,300 万 W 超 2,600 万 W 以	5,900W + 1,300 万 W 超過金	

下	額の 6/10,000	
2,600 万 W 超 3,900 万 W 以下	13,700W + 2,600 万 W 超過金額の 8/10,000	
3,900 万 W 超 6,400 万 W 以下	24,100W + 3,900 万 W 超過金額の 10/10,000	
6,400 万 W 超	49,100W + 6,400 万 W 超過金額の 12/10,000	

(エ) 納付方法：申告納付（特定不動産は財産税の規定を準用）

イ 地方教育税（地方税法 149 条）

(ア) 目的

地方教育の質的向上に必要な地方教育財政の拡充に必要な財源を確保するため

(イ) 課税対象

地方税の 6 税目（登録免許税、レジャー税、住民税均等割、財産税、自動車税（非営業用乗用車）、たばこ消費税）

(ウ) 税率（標準税率）

税目	税率
登録税	20%
レジャー税	40%
住民税均等割	10%（人口 50 万人以上の市 25%）
財産税	20%
自動車税	30%
たばこ消費税	4399/10,000

(エ) 納付方法

a 申告納付：登録税、レジャー税、たばこ消費税

b 賦課徴収：住民税均等割、財産税、自動車税

2 重課税

個々の税目では、地方税法に基づき重課税される場合がある。図表にすると、次のとおりとなる。

<図表 11-1> 地方税重課税一覧

税目別	重課対象及び税率
取得税	○重課税対象財産：5 倍重課 ・高級住宅：建築物延面積 331m²（共同住宅の場合は専用面積 245 m²）超、課税標準 9,000 万 W 超など ・高級娯楽場：カジノ場、舞踏遊興飲食店など ・高級船舶：豪華自家用船舶（課税標準 5,000 万 W 以上）

	・別荘及びゴルフ場
登録免許税	○大都市内の法人設立と支店または事務所の設置に伴う登記：3倍重課 ○大都市内の工場新・増設に伴う登記：3倍重課 ・不動産所有権移転：2% ⇒ 6% ・営利法人の設立・合併：0.4% ⇒ 1.2% など
財産税	○贅沢性財産 ・土地：ゴルフ場・高級娯楽場・別荘 4% ・建築物：ゴルフ場・高級娯楽場・別荘 4%（最低税率 0.15% の 26.7 倍） ・高級船舶 5% ○大都市内の工場新・増設：5倍重課 市の住居地域内の工場新・増設：2倍重課
共同施設税	○火災危険建築物：2倍重課 ・ホテル、遊興場、デパート、給油所、劇場など
住民税(財産割)	○汚染物質排出事業所：2倍重課 （財産割：事業所延面積 1 m ² 当 250W → 1 m ² 当 500W）

3 地方税に附加される附加税の現況

地方税に附加される税としては、農漁村特別税とそれ自体地方税である地方教育税がある。

農漁村特別税は農漁村特別税法に基づき、農漁業の競争力強化並びに農漁村産業基盤施設の拡充及び農漁村地域開発事業のために必要な財源を確保するために 1994 年に創設されたもので、所得税など国税の 5 税目、地方税の 3 税目に附加されている。

地方教育税は、前述のとおり地方税の 6 税目に附加されるものである。

<図表 11－2>

区分	本税（地方税）	附加税税率	
		農漁村特別税	地方教育税
道税	①取得税	10%	—
	（取得税減免額）	減免税額の 20%	—
	②登録免許税	—	20%
	（登録税減免額）	減免税額の 20%	—
	③レジャー税	20%	40%

市郡税	①財産税	—	20%
	②住民税（均等割）	—	10%
			（人口 50 万人以上の市 25%）
	③たばこ消費税	—	50%
	④自動車税	—	30%

第3節 韓国の地方税制の特色

1 賦課徴収の委任

韓国では、地方税の賦課徴収は基礎自治団体が行っている。市・郡・自治区は、その市・郡・自治区内の広域自治団体の税を徴収し、広域自治団体に納入する義務を負う。委任においては、基礎自治団体の同意を要せず、基礎自治団体はこれを拒むことはできない。なお、広域自治団体の長は、納税義務者または特別徴収義務者に対して、直接、納税告知書または納入通知書を交付することができる（地方税法第 53 条第 1 項）。

広域自治団体は、納入された税額の中から、大統領令で定めるところに従い条例で定める交付率により、その処理費として市・郡・自治区に徴収交付金を交付しなければならない（地方税法第 53 条第 2 項）。すなわち、広域自治団体は、市・郡・自治区に対して、広域自治団体の税収入の 3 % を徴収交付金として支払うこととされている（地方税法施行令第 41 条）。

この徴収交付金制度は 1949 年に導入されたものだが、交付率が順次引き上げられ、1979 年には 30% に統一され、財政調整的な意味合いも持ってきた。1988 年には自治区制度の導入に伴い特別市税、直轄市税の自治区に対する徴収交付率は新たに 3 % とされたものの、1990 年には地方自治の実施に伴い中央政府と道の事務が大幅に移譲されることによって発生する財源不足を補うねらいで人口 50 万人以上の市に対する交付率が 30% から 50% に引き上げられた。

この様な中で、道では道税事務所を設置して道税を直接徴収するとか、徴収交付金交付率を道条例に委任することを要求したり、反面、市・郡では人口 50 万人以上の市のように徴収交付率の引上げを要求したりするなど、広域自治団体と基礎自治団体の間に葛藤が見られるようになった。

そこで、従前の道税徴収交付率を実際の徴税処理費を勘案し 3 % に統一し、残余財源を人口、徴税実績を勘案して市・郡に再交付する一種の財政調整制度である財政補填交付金制度を導入することとした。財政補填交付金の 90% は一般財源補填金で、人口規模 60%、徴税実績 40% の比率で按分され、基礎自治団体に交付される。10% は施策推進補填金として市・郡の地域開発事業に応じて配分される。なお、交付税不交付団体がある道（京畿道）の場合には、一般財源補填金の一部を不交付団体に対する特別財政補填金として配分できる特例を置いている。

広域自治団体の税務担当部局は、市・郡・自治区に対する指導及び税務調査を行うが、税務調査の結果に伴う賦課徴収は、市・郡・自治区が行う。

なお、市・郡・自治区における賦課徴収実務は、第一線行政機関である邑・面・洞

において行われてきたが、1998年からの邑・面・洞の機能転換に伴い、市・郡・自治区の本庁のみで行われるところも多い。

2 官許事業の制限

韓国では、許認可事業者が3回以上不当に滞納した場合、ペナルティとして地方自治団体長は主務官庁に事業の停止、許認可等の取消を要求できる(地方税法第40条)。

3 課税自主権の拡大

(1) 税率設定

韓国でも、租税法律主義の下ではあるが、地方自治団体の課税自主権が拡大されてきた。

そもそも1949年の地方税法制定時には、全税目で制限税率とされていたが、1961年の全面改正でほとんどの税目が一定税率とされた。1973年によりやういくつかの税目で標準税率制度が新たに採用された。1991年に新設された地域開発税は標準税率とされ、自動車税も標準税率に改められた。1995年には住民税個人均等割が制限税率に改められ、1997年には取得税、登録税、財産税が標準税率に改められた。その結果、16の地方税目中、4税目(レジャー税、免許税、農業所得税、走行税)を除く11税目に対する税率決定権が地方自治団体に付与されている。

自主的な税率設定を韓国では弾力税率の活用とよんでいる。財産税については、近年、弾力税を活用して税負担を軽減する地方自治団体が増加し、地域・住宅間の課税不公平等が問題化していたため、行政自治部は地方税法を改正し、財産税の弾力税適用要件及び基準設定を強化した。

<図表 11-3> 弾力税率一覧

税目	課税対象	標準税率	調整比率	根拠
取得税	1. 不動産、車両、機械装備、立木、航空機、船舶、鉱業権・漁業権、ゴルフ・乗馬・コンドミニアム・総合体育施設利用・ヨット会員権	20/1000	50/100の範囲内	地方税法第14条 * 重課税率除外
	2. 別荘・ゴルフ場・高級住宅・高級船舶	100/1000		
取得税	3. 相続の所有権の移転		50/100の範囲内	地方税法第14条 * 重課税率除外
	(1) 農地	8/1,000		
	(2) その他	15/1,000		
	4. 無償所有権移転・非営利事業者	8/1,000		
	5. その他所有権の移転			
	(1) 農地	10/1,000		
	(2) その他	20/1,000		

登録免許税	1. 所有権の保存	8/1,000	固定税率	地方税法 第28・34 条 ※（標準 税率につ いて）
	2. 分割登記	3/1,000		
登録免許税	3. 所有権以外の物件	2/1,000	固定税率	地方税法 第28・34 条 ※（標準 税率につ いて）
	4. 競売及び仮差押さえ	2/1,000		
	5. その他	3,000ウォン		
	免許1～5種(647号)	定額税率	固定税率	
レジャー税	勝者投票券、勝馬投票権	10/100	固定税率	地方税法 第42条※
地方消費税	財貨及び用益の供給、財貨の収入（付加価値税第1条準用）	5/100	固定税率	地方税法 第69条※
地域資源施設税	1. 建築物(住宅含む) 船舶	0.5/1000～ 1.3/1000	50/100の範囲 内	地方税法 第147条 第4項
	2. 貯油所・ガソリンスタンド・精油所・百貨店 ホテル・遊興場・劇場・4階以上の建築物	1/1000～ 2.6/1000		
地域資源施設税	3. 汚物処理施設・水利施設	0.23/1000	50/100の範囲 内	地方税法 第147条 第4項
	発電用水 地下水 地下資源 コンテナ 原子力発電	2W/10m ³ 20～200W/m ³ 5/1000 1TEU当り 1,5000W 0.5W/KWC		
地方教育税	登録税額	20/100	50/100の範囲 内	地方税法 第151条 第2項
	レジャー税額 均等割住民税額	60/100 10(25)/100		
地方教育税	財産税額	20/100	50/100の範囲 内	地方税法 第151条 第2項
	自動車税額 タバコ消費税額	30/100 50/100		
住民税	1. 個人均等分		50/100の範囲 内	地方税法 第78条第 2項外
	(1) 個人	10,000W以下		
	(2) 事業場をもつ個人	50,000W		
	2. 法人均等分	50,000W		
	資本金従業員の数による	～500,000W	250W以下	

	3. 財産分	250W/m ²		
地方所得税	1. 所得分(所得税, 法人税) 2. 従業員分	10/100 0.5/100	50/100の範囲 内 0.5/100以下	地方税法 第89条第 2項 第100条 第2項
財産税	1. 土地 2. 建築物 3. 住宅 4. 船舶 (1) 高級 船舶 (2) その他 船舶 5. 航空機	0.7/1000 ~ 40/1000 2.5/1000 ~ 40/1000 1/1000 ~ 4/1000 50/1000 3/1000 3/1000	50/100の範囲 内	地方税法 第111条 第3項
	課税特例分の土地, 建築物	1.5/1000	2.3/1000以下	地方税法 第112条 第2項
自動車税	1. 乗用自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用 2. その他乗用自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用	CC当り 18~24W 80~220W 台当り 20,000W 100,000W	50/100 超	地方税法 第127条 第3項

自動車税	3. 乗合自動車	台当り	50/100 超	地方税法 第127条 第3項
	(1) 営業用	25,000W～100,000W		
	(2) 非営業用	65,000W～115,000W		
	4. 貨物自動車	台当り		
	(1) 営業用	6,600W～45,000W		
	(2) 非営業用	28,500W～157,500W		
	5. 特殊自動車	台当り		
	(1) 営業用	13,500W～36,000W		
	(2) 非営業用	58,500W～157,500W		
	6. 三輪以下小型自動車	台当り		
	(1) 営業用	3,300W	30/100 の 範 囲 内	地方税法 第136条 第2項 (施行令 委任)
	(2) 非営業用	18,000W		
	7. 交通, エネルギー, 環境税額	360/1000		
たばこ消費 税	1. 吹かす用製造たばこ		30/100の範囲 内	地方税法 第52条第 2項 (施行令 委任)
	ア 第1種 紙巻たばこ	20 本当たり 1,007W		
	イ 第2種 パイプたばこ	1 g 当たり 36W		
	ウ 第3種 葉巻たばこ	1 g 当たり 103W		
	エ 第4種 刻みたばこ	1 g 当たり 36W		
	オ 第5種 電子たばこ	ニコチン溶液 1 ml 当 り 628W		
	2. 噛みたばこ	1 g 当たり 364W		
	3. 嗅ぎたばこ	1 g 当たり 26W		

(2) 任意税目

韓国では、法定の税目以外に各地方自治団体が条例で税を創設することは、認められていない。しかし、地域開発税では任意税目制度が採用されており、法定外税に近い役割を果たしているともいえる。

広域自治団体の概要

(参考資料) 広域自治団体の概要

＜ソウル特別市(서울특별시)の概要＞

基礎データ

市庁所在地	ソウル特別市中区世宗大路 110
市長	朴元淳（パク・ウォンスン）
市議会	議員定数 106 人
行政区域	25 自治区（423 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	605.21k m ²
人口	10,103,233 人（うち外国人 457,806 人）
市の花	ケナリ
市の木	銀杏
市の鳥	カササギ

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	257,990	206,528	51,462
地方税	148,025	148,025	
税外収入	45,325	20,085	25,240
地方交付税	2,090	2,090	
補助金	35,911	28,522	7,389
地方債	7,270		7,270
補填収入等及び内部取引	19,368	7,806	11,562

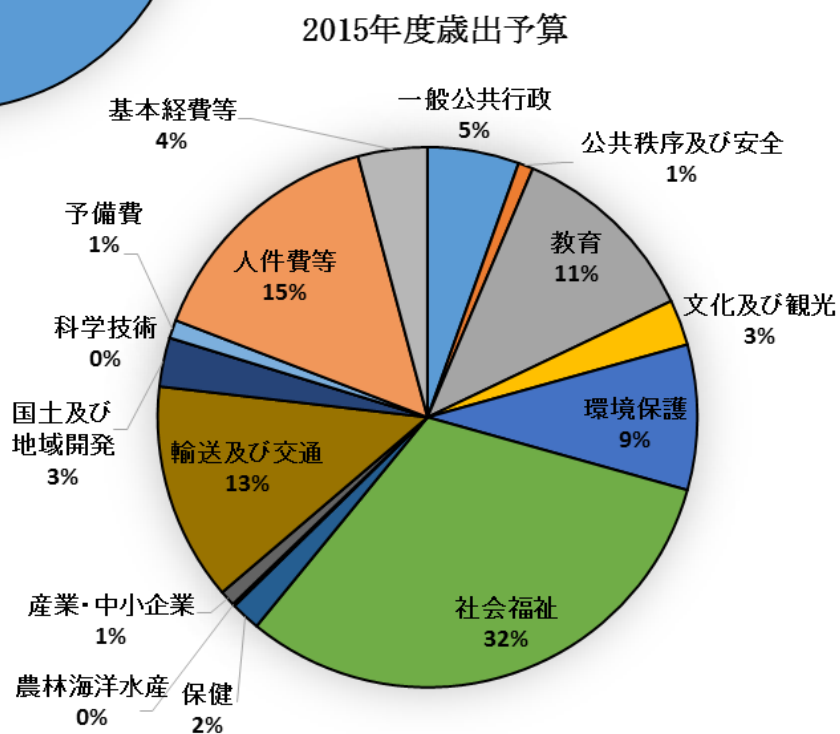
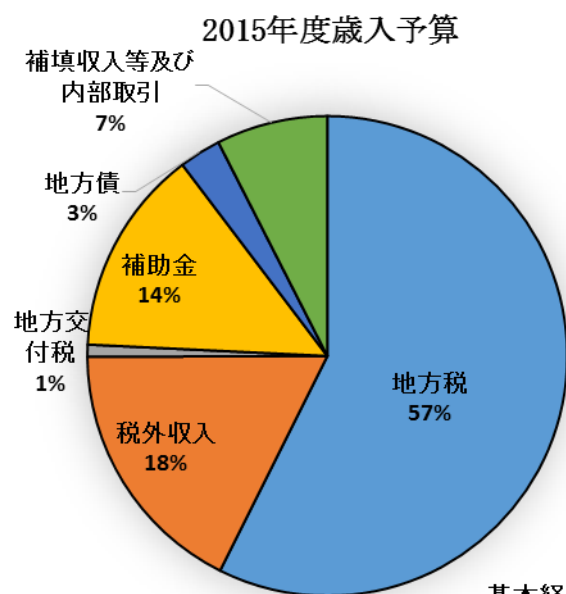
2015 年度歳出予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	257,990	186,127	71,863
一般公共行政	14,148	12,311	1,837
公共秩序及び安全	2,318	2,318	
教育	29,775	29,775	
文化及び観光	7,070	6,189	881
環境保護	22,413	7,159	15,254
社会福祉	81,443	63,519	17,924
保健	4,556	4,555	1
農林海洋水産	377	158	219
産業・中小企業	2,420	2,344	76

輸送及び交通	33,665	3,783	29,882
国土及び地域開発	7,563	5,503	2,060
科学技術			
予備費	2,820	2,460	360
人力運営費	38,703	35,651	3,052
基本経費等	10,717	10,402	315

予算項目ごとの比率（一般会計＋特別会計）



プサン
 < 釜 山 広域市(부산광역시)の概要 >

基礎データ

市庁所在地	釜山広域市蓮堤区中央大路 1001
市長	徐秉洙（ソ・ビョンス）
市議会	議員定数 47 人
行政区域	1 郡 15 自治区（2 邑 3 面 205 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	769.82km ²
人口	3,519,401 人（うち外国人 57,807 人）
市の花	椿
市の木	椿
市の鳥	カモメ

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	98,988	79,053	19,935
地方税	38,488	38,488	
税外収入	10,636	3,341	7,295
地方交付税	10,713	10,713	
補助金	27,162	19,738	7,424
地方債	5,345	2,320	3,025
補填収入等及び内部取引	6,644	4,453	2,191

2015 年度歳出予算現況

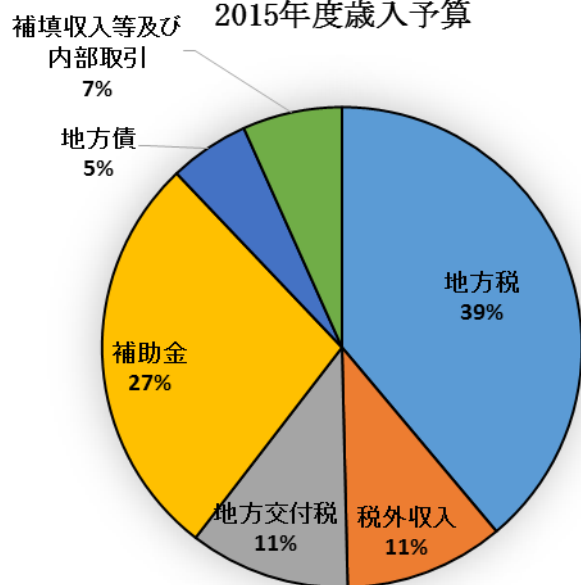
（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	98,987	74,751	24,236
一般公共行政	6,153	4,869	1,284
公共秩序及び安全	1,407	1,200	207
教育	6,097	6,097	
文化及び観光	3,287	2,925	362
環境保護	7,499	2,286	5,213
社会福祉	30,292	23,940	6,352
保健	1,261	1,261	
農林海洋水産	1,656	1,656	
産業・中小企業	2,917	2,615	302
輸送及び交通	16,053	7,567	8,486
国土及び地域開発	4,099	3,321	778

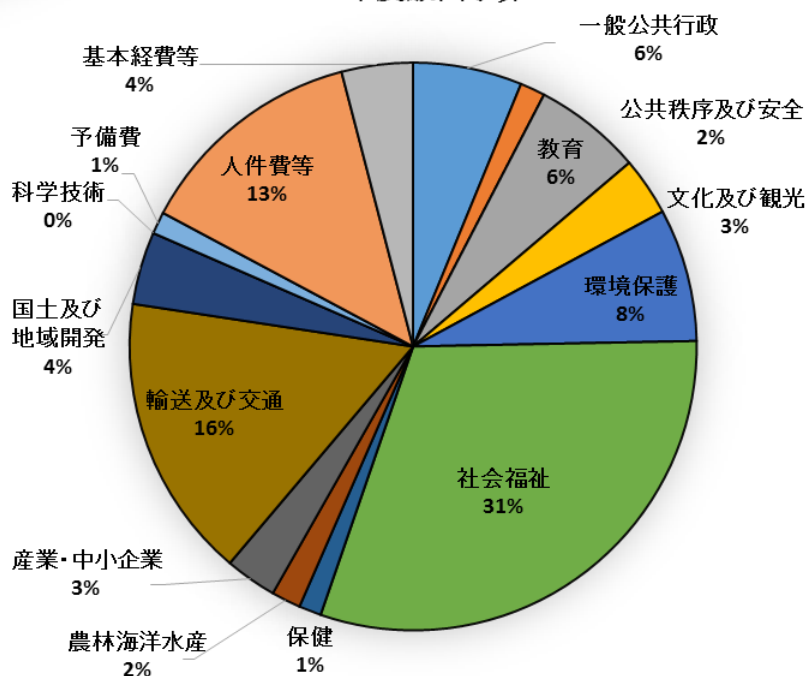
科学技術			
予備費	1,242	1,092	150
人力運営費	13,003	12,009	994
基本経費等	4,023	3,915	108

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



テグ
＜大邱広域市(대구광역시)の概要＞

基礎データ

市庁所在地	大邱広域市中心区公平路 88
市長	権泳臻（クォン・ヨンジン）
市議会	議員定数 30 人
行政区域	1 郡 7 自治区（3 邑 6 面 130 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	883.56km ²
人口	2,493,264 人（うち外国人 37,610 人）
市の花	木蓮
市の木	樺
市の鳥	黒ハゲワシ

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	66,069	54,781	11,288
地方税	24,430	24,430	
税外収入	6,362	2,375	3,987
地方交付税	9,939	9,939	
補助金	17,962	13,768	4,194
地方債	2,366	1,001	1,365
補填収入等及び内部取引	5,010	3,268	1,742

2015 年度歳出予算現況

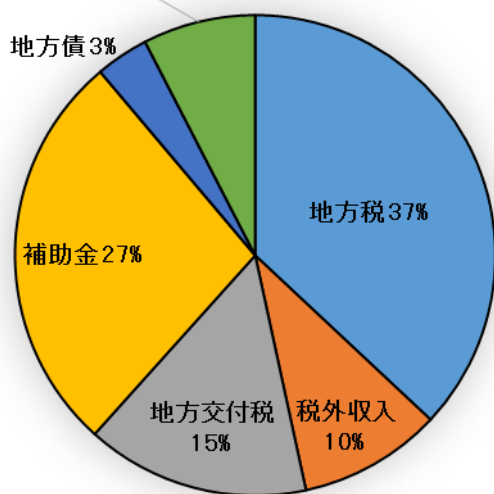
（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	66,069	51,053	15,016
一般公共行政	7,021	3,387	3,634
公共秩序及び安全	929	929	
教育	4,324	4,324	
文化及び観光	2,598	2,598	
環境保護	4,975	1,490	3,485
社会福祉	21,516	17,667	3,849
保健	1,145	1,145	
農林海洋水産	756	756	
産業・中小企業	2,498	1,814	684
輸送及び交通	5,243	3,301	1,942
国土及び地域開発	2,606	2,096	510

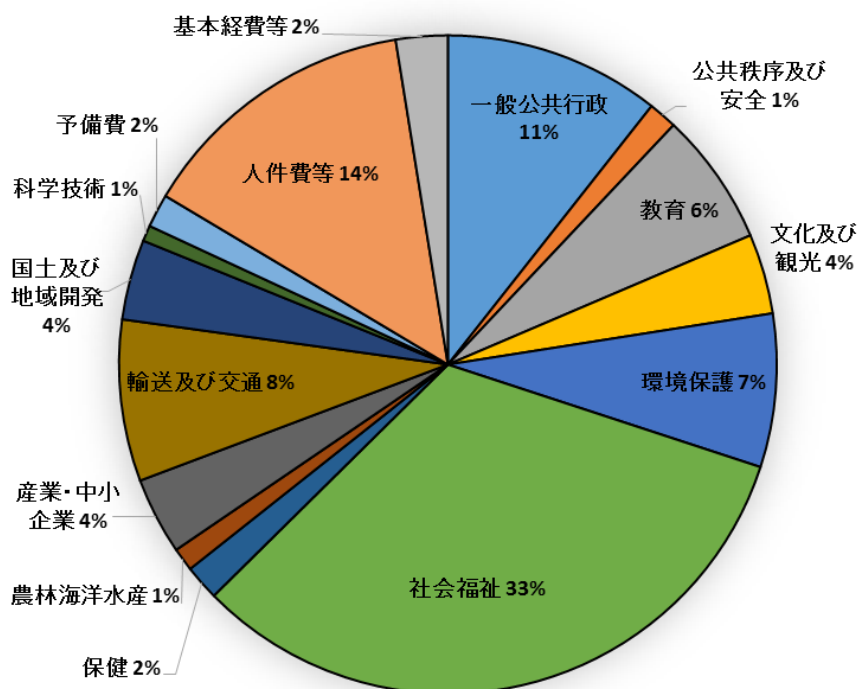
科学技術	514	514	
予備費	1,084	1,084	
人力運営費	9,178	8,503	675
基本経費等	1,683	1,446	237

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算
補填収入等及び
内部取引8%



2015年度歳出予算



インチョン
 < 仁 川 広域市(인천광역시)の概要 >

基礎データ

市庁所在地	仁川広域市南洞区正閣路 29
市長	劉正福（ユ・ジョンボク）
市議会	議員定数 35 人
行政区域	2 郡 8 自治区（1 邑 19 面 128 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	1,046.29km ²
人口	2,902,608 人（うち外国人 91,525 人）
市の花	薔薇
市の木	ユリノキ
市の鳥	丹頂鶴

2015 年度歳入予算現況 （単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	87,318	62,400	24,918
地方税	33,178	33,178	
税外収入	15,037	4,944	10,092
地方交付税	5,518	5,518	
補助金	19,485	14,516	4,969
地方債	8,768	1,093	7,675
補填収入等及び内部取引	5,331	3,150	2,182

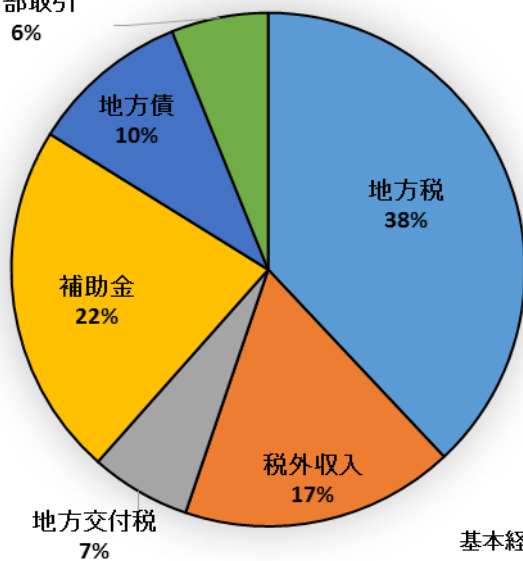
2015 年度歳出予算現況 （単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	87,318	59,640	27,678
一般公共行政	7,863	5,793	2,070
公共秩序及び安全	777	777	
教育	6,008	5,931	77
文化及び観光	7,910	2,403	5,507
環境保護	5,917	2,260	3,657
社会福祉	22,188	19,207	2,981
保健	1,110	1,110	
農林海洋水産	1,579	1,525	54
産業・中小企業	800	749	51
輸送及び交通	11,665	5,977	5,688
国土及び地域開発	8,973	2,540	6,433

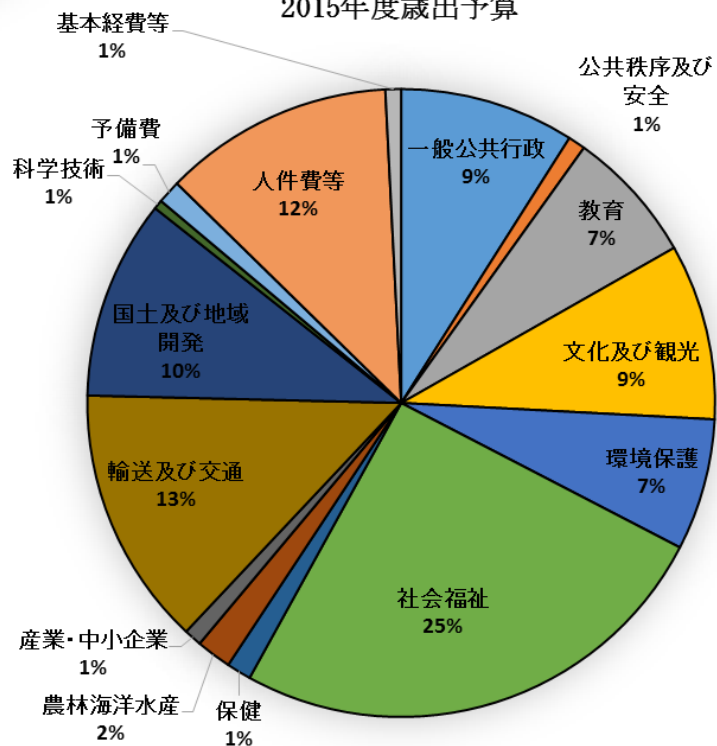
科学技術	413	413	
予備費	1,048	1,022	26
人力運営費	10,361	9,389	972
基本経費等	704	544	160

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算
補填収入等及び
内部取引
6%



2015年度歳出予算



クァンジュ
＜ 光 州 広域市(광주광역시)の概要＞

基礎データ

市庁所在地	光州広域市西区内防路 111
市長	尹壯鉉（ユン・チャンヒョン）
市議会	議員定数 22 人
行政区域	5 自治区（95 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	501.18km ²
人口	1,475,884 人（うち外国人 26,536 人）
市の花	黒船ツツジ
市の木	銀杏
市の鳥	鳩

2015 年度歳入予算現況 （単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	40,052	33,363	6,689
地方税	13,785	13,785	
税外収入	3,844	1,598	2,245
地方交付税	5,743	5,743	
補助金	11,966	9,694	2,272
地方債	1,864	912	952
補填収入等及び内部取引	2,851	1,631	1,220

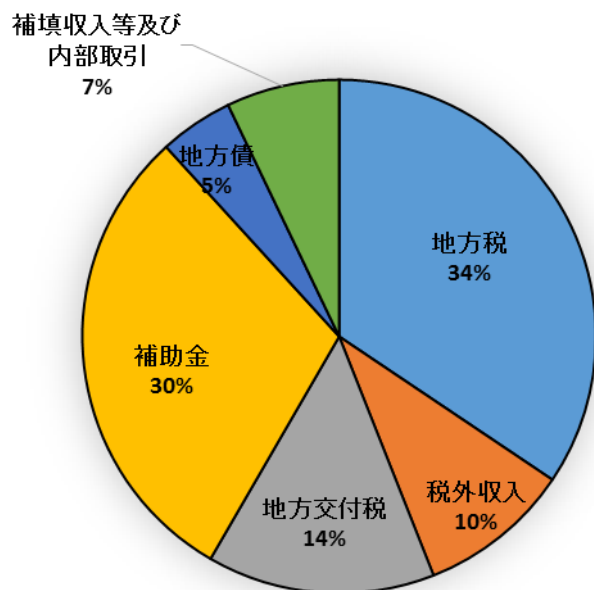
2015 年度歳出予算現況 （単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	40,053	33,288	6,765
一般公共行政	2,381	1,452	929
公共秩序及び安全	383	383	
教育	2,573	2,573	
文化及び観光	2,539	2,539	
環境保護	2,717	1,069	1,648
社会福祉	14,339	12,090	2,249
保健	599	599	
農林海洋水産	490	490	
産業・中小企業	1,337	864	473
輸送及び交通	3,714	3,211	503
国土及び地域開発	1,783	1,210	573

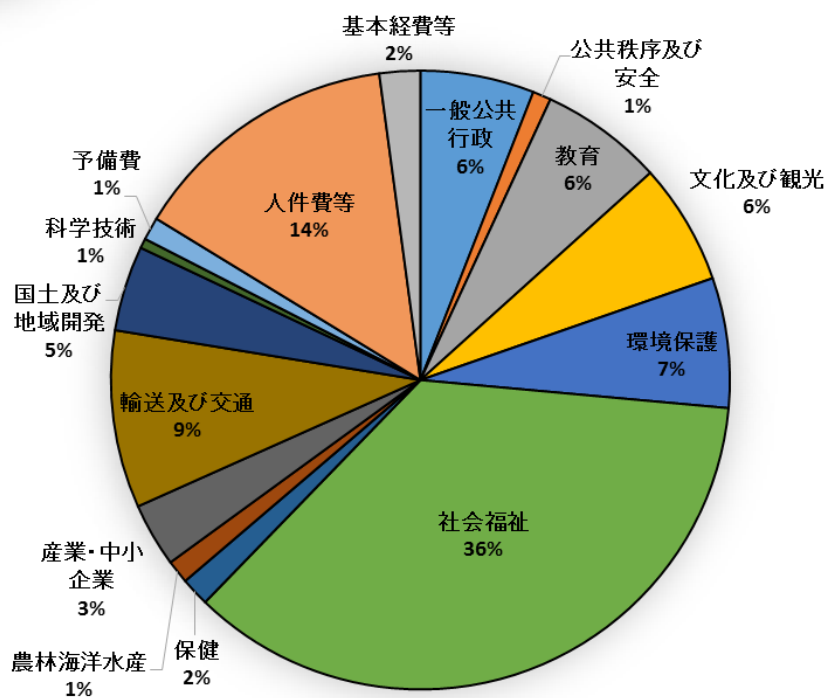
科学技術	204	204	
予備費	478	478	
人力運営費	5,662	5,326	336
基本経費等	853	799	54

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



テジョン
 < 大田広域市(대전광역시)の概要 >

基礎データ

市庁所在地	大田広域市西区屯山路 100
市長	権善宅（クォン・ソンテク）
市議会	議員定数 22 人
行政区域	5 自治区（78 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	540.24km ²
人口	1,531,809 人（うち外国人 25,190 人）
市の花	白木蓮
市の木	松
市の鳥	カササギ

2015 年度歳入予算現況 （単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	37,342	29,150	8,192
地方税	13,623	13,623	
税外収入	3,632	1,339	2,292
地方交付税	4,714	4,714	
補助金	9,788	7,790	1,998
地方債	940	140	800
補填収入等及び内部取引	4,645	1,543	3,102

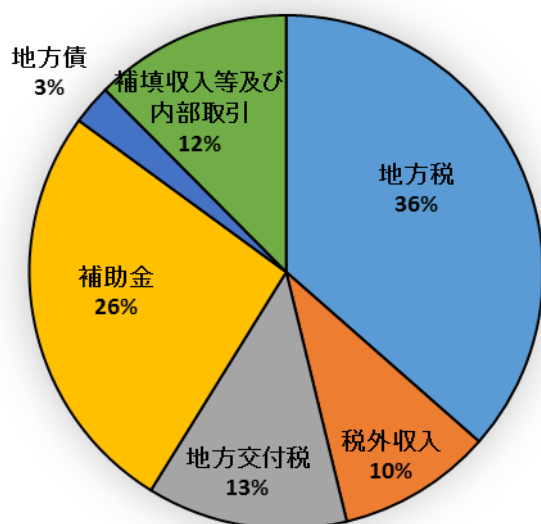
2015 年度歳出予算現況 （単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	37,341	28,471	8,870
一般公共行政	4,736	1,400	3,336
公共秩序及び安全	393	393	
教育	2,460	2,460	
文化及び観光	1,587	1,587	
環境保護	2,763	1,011	1,752
社会福祉	12,495	10,645	1,850
保健	620	620	
農林海洋水産	414	414	
産業・中小企業	551	551	
輸送及び交通	2,643	2,083	560
国土及び地域開発	1,438	729	709

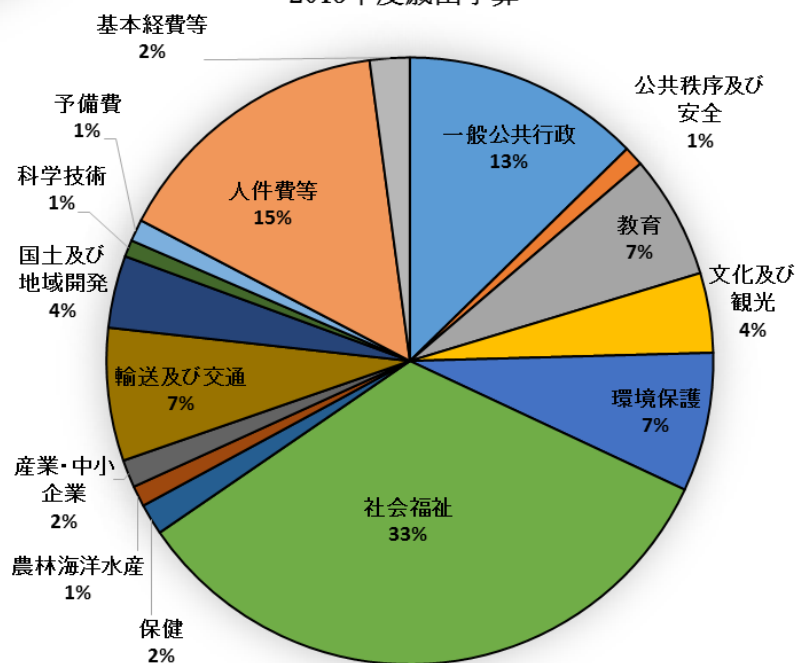
科学技術	335	335	
予備費	435	435	
人力運営費	5,678	5,271	407
基本経費等	795	539	256

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



ウルサン
 < 蔚 山 広域市(울산광역시)の概要 >

基礎データ

市庁所在地	蔚山広域市南区中央路 201
市長	金起炫（キム・ギヒョン）
市議会	議員定数 22 人
行政区域	1 郡 4 自治区（4 邑 8 面 44 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	1,060.46km ²
人口	1,166,377 人（うち外国人 38,183 人）
市の花	薔薇
市の木	竹
市の鳥	白鷺

2015 年度歳入予算現況 （単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	33,772	27,046	6,726
地方税	15,077	15,077	
税外収入	6,007	2,490	3,516
地方交付税	1,974	1,974	
補助金	6,135	5,318	816
地方債	950		950
補填収入等及び内部取引	3,630	2,186	1,443

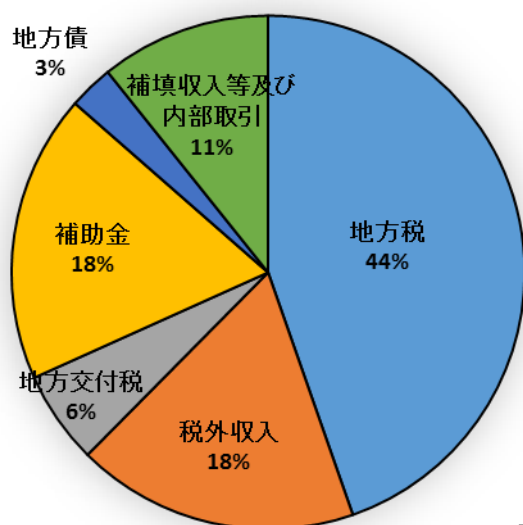
2015 年度歳出予算現況 （単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	33,772	27,135	6,637
一般公共行政	3,243	2,181	1,062
公共秩序及び安全	572	572	
教育	2,257	2,257	
文化及び観光	2,024	2,024	
環境保護	3,228	1,279	1,949
社会福祉	7,778	6,984	794
保健	444	444	
農林海洋水産	1,020	1,020	
産業・中小企業	752	728	24
輸送及び交通	3,667	3,197	470
国土及び地域開発	3,100	1,369	1,731

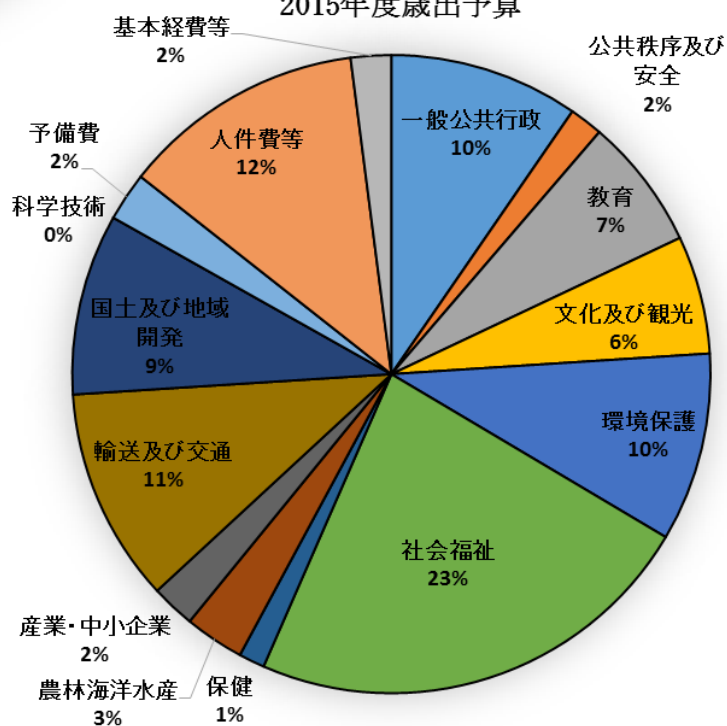
科学技術			
予備費	832	480	352
人力運営費	4,165	4,070	95
基本経費等	691	531	160

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



セジョン
 <世宗特別自治市(세종특별자치시)の概要>

基礎データ

市庁所在地	世宗特別自治市鳥致院邑郡庁路 93
市長	李春熙（イ・チュンヒ）
市議会	議員定数 15 人
行政区域	1 邑 9 面 2 洞
面積	464.90km ²
人口	156,125 人（うち外国人 4,302 人）
市の花	桃
市の木	松
市の鳥	ブッポウソウ

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	8,608	6,942	1,666
地方税	3,032	3,032	
税外収入	842	127	715
地方交付税	1,570	1,570	
補助金	2,026	1,484	542
地方債	110		110
補填収入等及び内部取引	1,029	730	299

2015 年度歳出予算現況

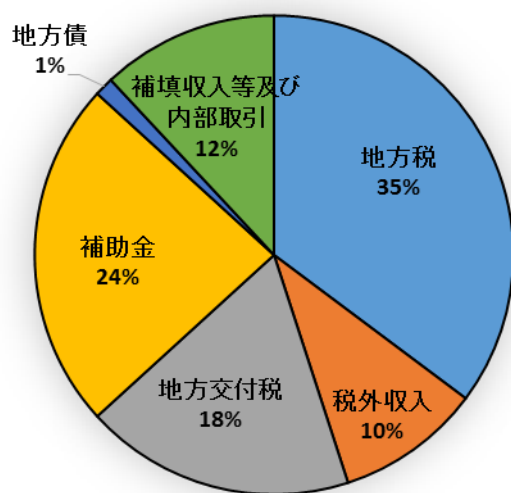
（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	8,608	6,502	2,106
一般公共行政	545	457	88
公共秩序及び安全	247	247	
教育	451	451	
文化及び観光	203	203	
環境保護	901	134	767
社会福祉	1,669	1,498	171
保健	140	140	
農林海洋水産	716	716	
産業・中小企業	358	357	1
輸送及び交通	382	379	3
国土及び地域開発	1,882	831	1,051

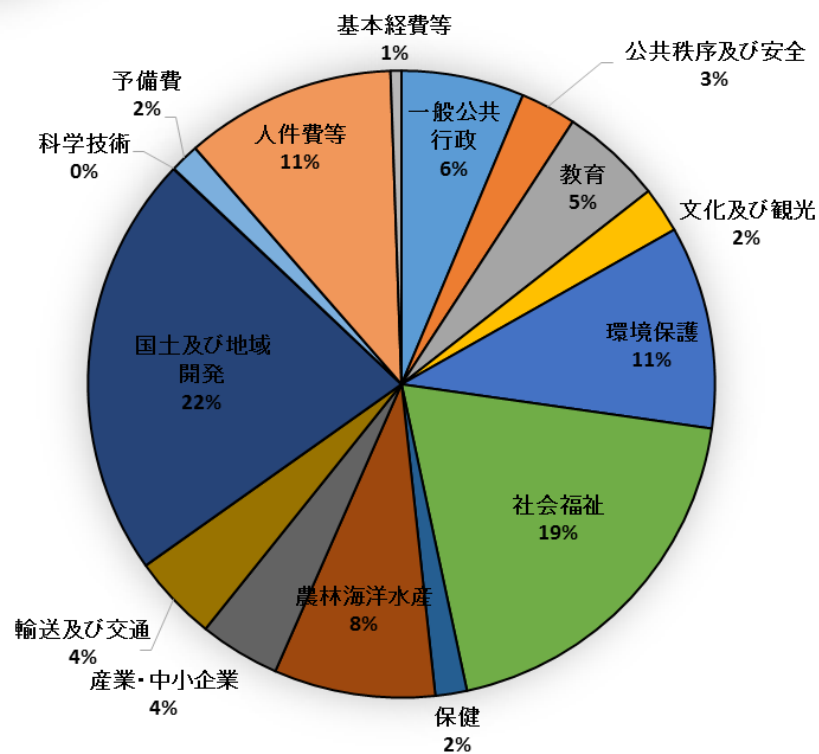
科学技術	2	2	
予備費	129	127	2
人力運営費	936	913	23
基本経費等	48	47	1

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



キョンギド
＜ 京 畿 道 (경기도)の概要＞

基礎データ

道庁所在地	水原市八達区孝園路 1
道知事	南景弼（ナム・ギョンピル）
道議会	議員定数 128 人
行政区域	28 市 3 郡（33 邑 108 面 413 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	10,172.72km ²
人口	12,357,830 人（うち外国人 554,160 人）
道の花	ケナリ
道の木	銀杏
道の鳥	鳩

2015 年度歳入予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	331,205	253,560	77,645
地方税	145,914	145,914	
税外収入	46,868	13,521	33,347
地方交付税	22,197	22,197	
補助金	64,578	57,791	6,787
地方債	7,700	30	7,670
補填収入等及び内部取引	43,949	14,107	29,842

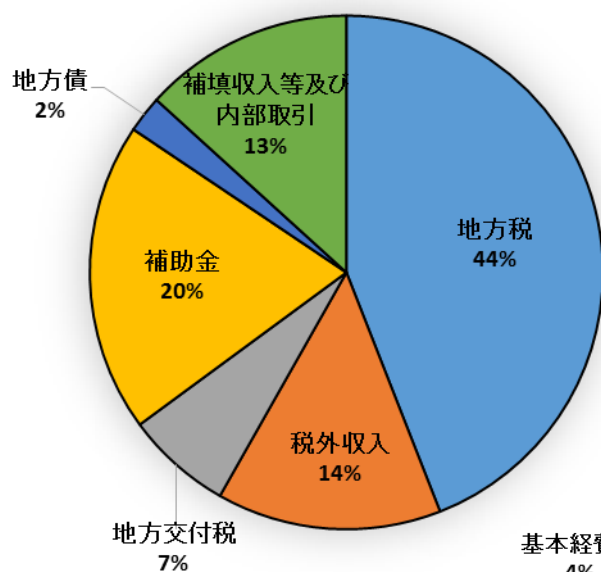
2015 年度歳出予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	331,205	240,305	90,900
一般公共行政	35,389	22,290	13,099
公共秩序及び安全	3,737	3,737	
教育	26,624	24,974	1,650
文化及び観光	13,036	12,699	337
環境保護	42,608	10,565	32,043
社会福祉	77,426	68,845	8,581
保健	5,042	5,042	
農林海洋水産	9,320	9,057	263
産業・中小企業	3,626	3,019	607
輸送及び交通	32,594	22,872	9,722
国土及び地域開発	21,415	10,434	10,981

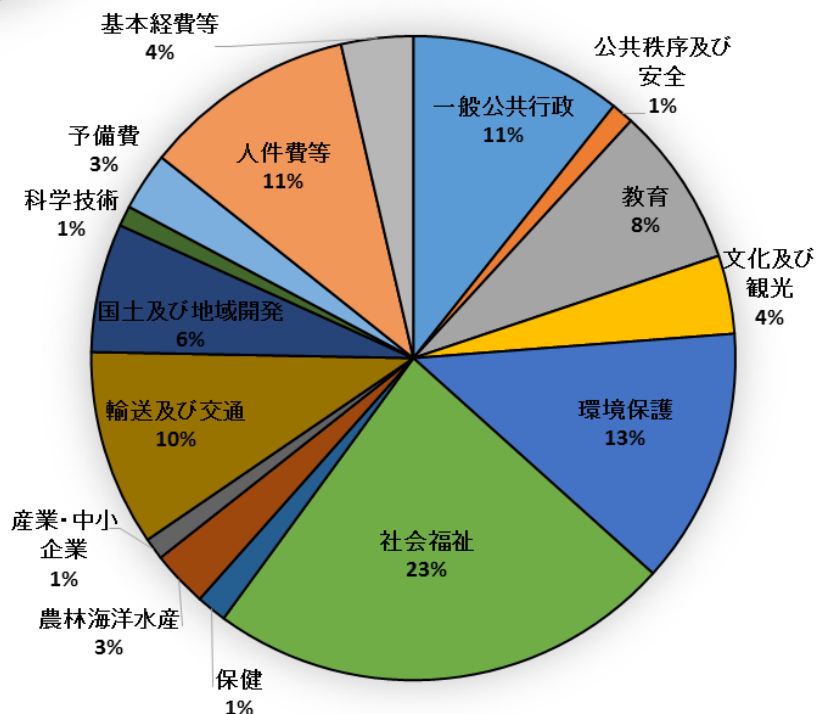
科学技術	3,376	353	3,023
予備費	9,691	3,345	6,346
人力運営費	35,365	33,841	1,524
基本経費等	11,957	9,233	2,724

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



カンウォンド
＜ 江 原 道 (강원도)の概要＞

基礎データ

道庁所在地	春川市中央路 1
道知事	崔文洵（チェ・ムンスン）
道議会	議員定数 44 人
行政区域	7 市 11 郡（24 邑 95 面 74 洞） （ ）内は下部行政単位
面積	16,873.50km ²
人口	1,544,442 人（うち外国人 26,657 人）
道の花	黒船ツツジ
道の木	朝鮮松
道の鳥	丹頂鶴

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	88,549	80,224	8,325
地方税	13,674	13,674	
税外収入	7,641	4,566	3,075
地方交付税	34,073	34,073	
補助金	24,942	23,134	1,808
地方債	2,400	1,250	1,150
補填収入等及び内部取引	5,820	3,527	2,292

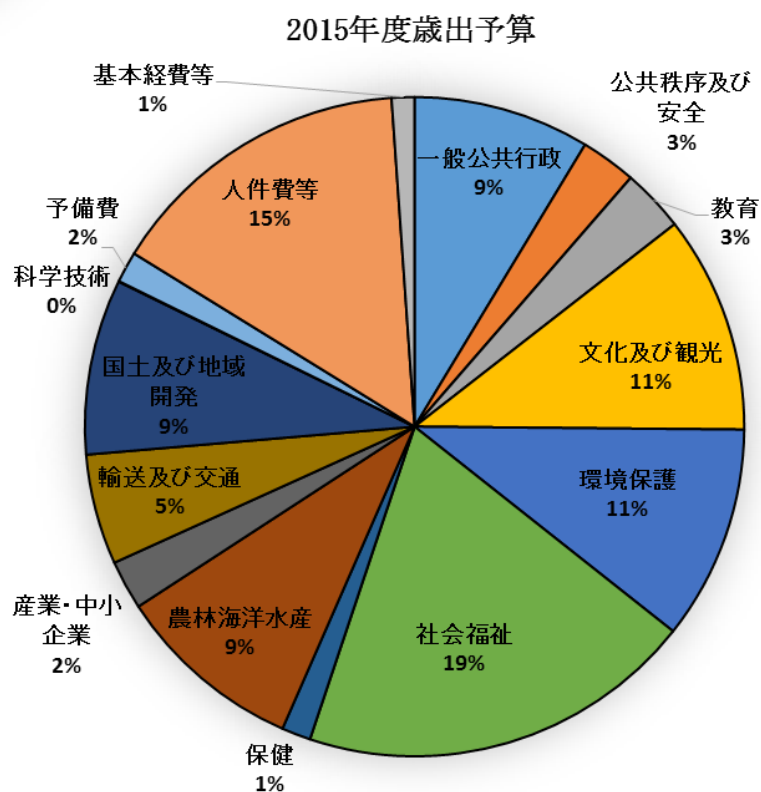
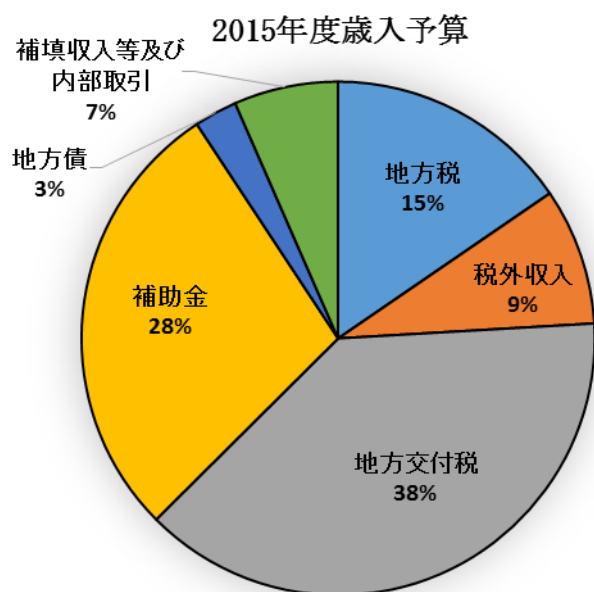
2015 年度歳出予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	88,549	73,807	14,742
一般公共行政	7,664	4,888	2,776
公共秩序及び安全	2,415	2,415	
教育	2,733	2,430	303
文化及び観光	9,451	9,446	5
環境保護	9,310	3,358	5,952
社会福祉	17,256	14,814	2,442
保健	1,257	1,257	
農林海洋水産	8,191	8,185	6
産業・中小企業	2,137	1,947	190
輸送及び交通	4,797	4,602	195
国土及び地域開発	7,622	5,705	1,917

科学技術	24	24	
予備費	1,350	1,200	150
人力運営費	13,352	12,716	636
基本経費等	989	820	169

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



チュンチョンブクト
＜ 忠 清 北 道 (충청북도)の概要＞

基礎データ

道庁所在地	清州市上党区上党路 82
道知事	李始鐘（アン・シジョン）
道議会	議員定数 31 人
行政区域	3 市 8 郡（15 邑 87 面 51 洞） （ ）内は下部行政単位
面積	7,407.13km ²
人口	1,578,933 人（うち外国人 48,002 人）
道の花	白木蓮
道の木	ケヤキ
道の鳥	カササギ

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	70,492	61,601	8,891
地方税	15,216	15,216	
税外収入	6,299	3,107	3,192
地方交付税	22,555	22,555	
補助金	18,320	16,691	1,629
地方債	1,120	28	1,092
補填収入等及び内部取引	6,982	4,005	2,977

2015 年度歳出予算現況

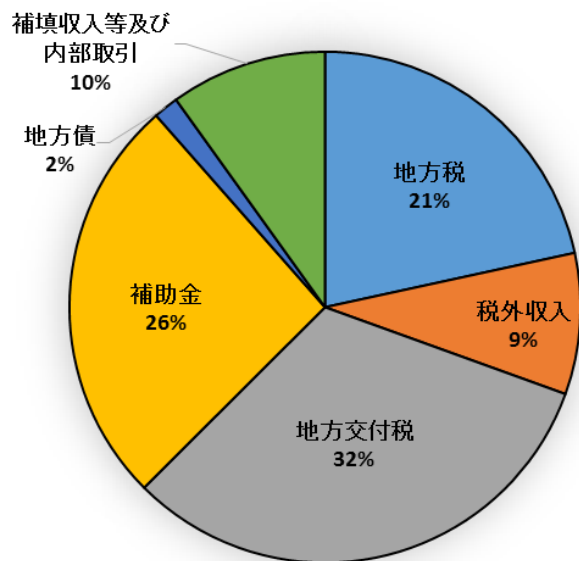
（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	70,493	57,263	13,230
一般公共行政	4,782	3,270	1,512
公共秩序及び安全	2,024	2,024	
教育	2,453	2,404	49
文化及び観光	3,464	3,453	11
環境保護	7,977	2,104	5,873
社会福祉	16,212	13,927	2,285
保健	1,197	1,197	
農林海洋水産	7,778	7,372	406
産業・中小企業	1,628	1,628	
輸送及び交通	4,685	4,331	354
国土及び地域開発	4,859	3,653	1,206

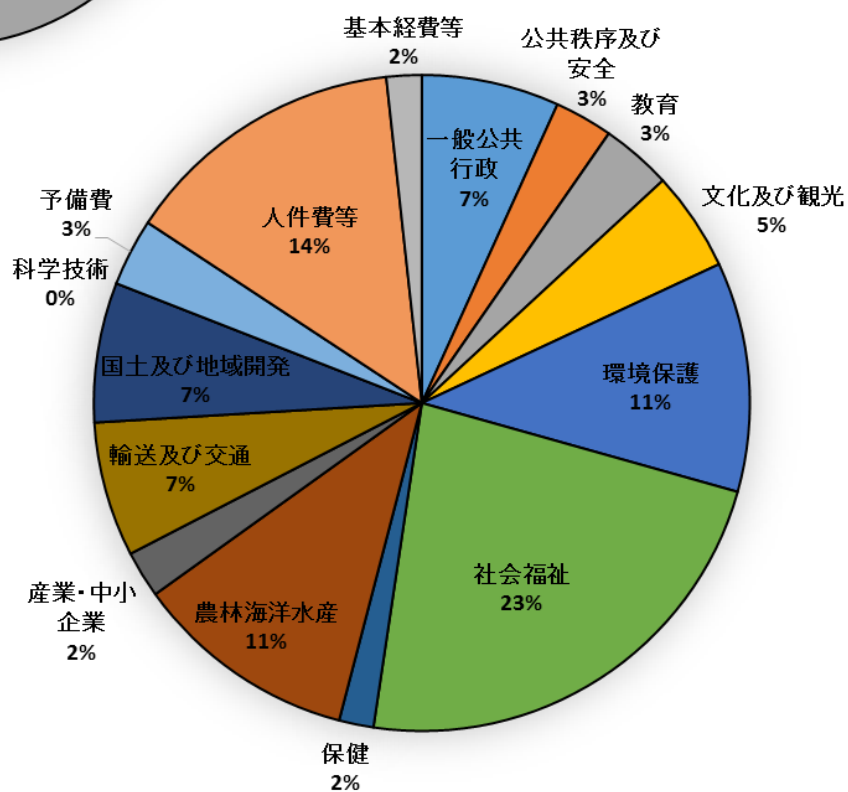
科学技術			
予備費	2,343	1,480	863
人力運営費	9,869	9,463	406
基本経費等	1,223	957	266

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



チュンチョンナムド
 < 忠 清 南 道 (충청남도)の概要>

基礎データ

道庁所在地	洪城郡洪北面忠南大路 21
道知事	安熙正 (アン・ヒジョン)
道議会	議員定数 40 人
行政区域	8 市 7 郡 (24 邑 137 面 46 洞) () 内は下部行政単位
面積	8,213.53km ²
人口	2,062,273 人 (うち外国人 83,524 人)
道の花	菊
道の木	高麗シダレ柳
道の鳥	オシドリ

2015 年度歳入予算現況 (単位：億ウォン)

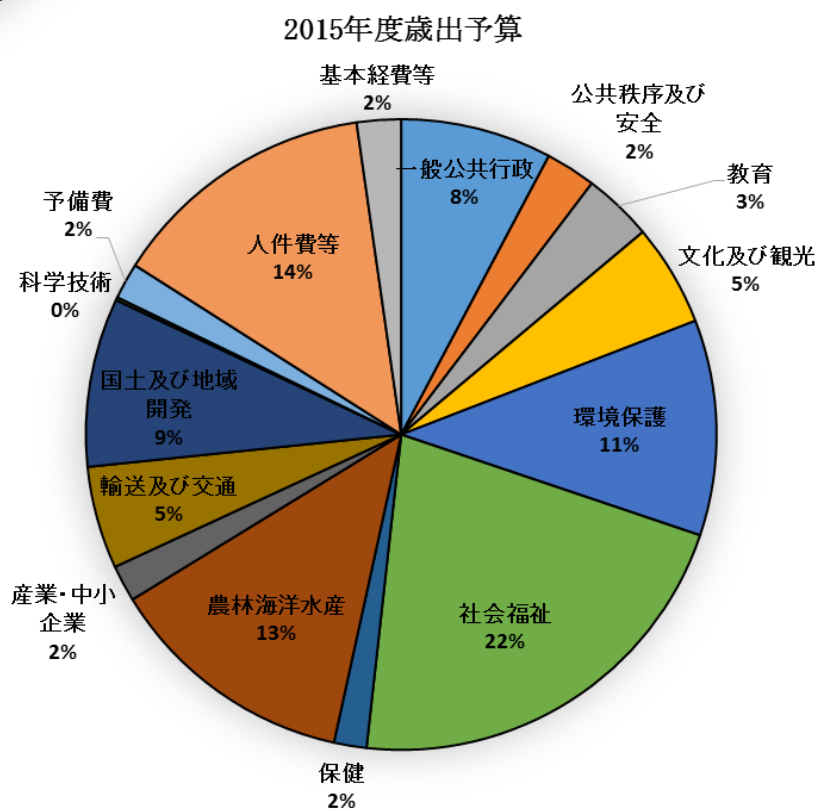
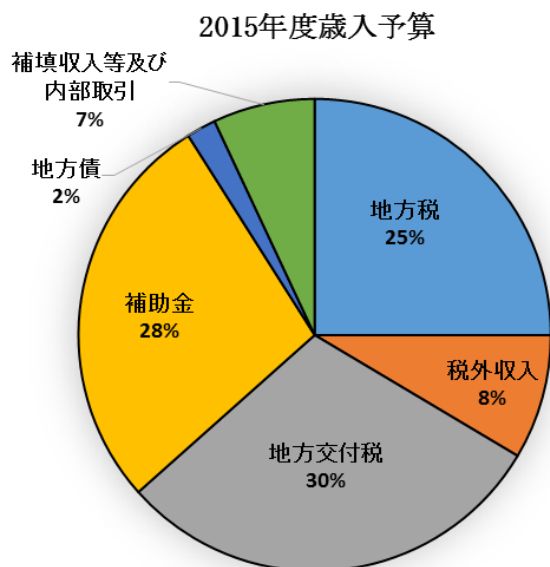
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	93,559	81,745	11,814
地方税	23,404	23,404	
税外収入	7,985	2,890	5,095
地方交付税	27,947	27,947	
補助金	25,806	23,603	2,202
地方債	1,897	42	1,855
補填収入等及び内部取引	6,520	3,858	2,662

2015 年度歳出予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	93,558	77,501	16,057
一般公共行政	7,256	4,698	2,558
公共秩序及び安全	2,409	2,409	
教育	3,334	3,294	40
文化及び観光	4,896	4,802	94
環境保護	10,338	4,635	5,703
社会福祉	20,192	17,729	2,463
保健	1,562	1,562	
農林海洋水産	11,988	11,644	344
産業・中小企業	1,747	1,125	622
輸送及び交通	4,913	4,665	248
国土及び地域開発	8,096	5,112	2,984

科学技術	146	146	
予備費	1,727	1,602	125
人力運営費	12,836	12,474	362
基本経費等	2,119	1,606	513

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



チョルラプット
＜ 全 羅 北 道 (전라북도)の概要＞

基礎データ

道庁所在地	全州市完山区孝子路 225
道知事	宋河珍（ソン・ハジン）
道議会	議員定数 38 人
行政区域	6 市 8 郡（14 邑 145 面 82 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	8,067.35km ²
人口	1,871,560 人（うち外国人 43,141 人）
道の花	サルスベリ
道の木	銀杏
道の鳥	カササギ

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	92,005	81,465	10,540
地方税	15,565	15,565	
税外収入	7,665	3,472	4,192
地方交付税	31,251	31,251	
補助金	29,858	26,804	3,054
地方債	1,445	25	1,420
補填収入等及び内部取引	6,222	4,349	1,874

2015 年度歳出予算現況

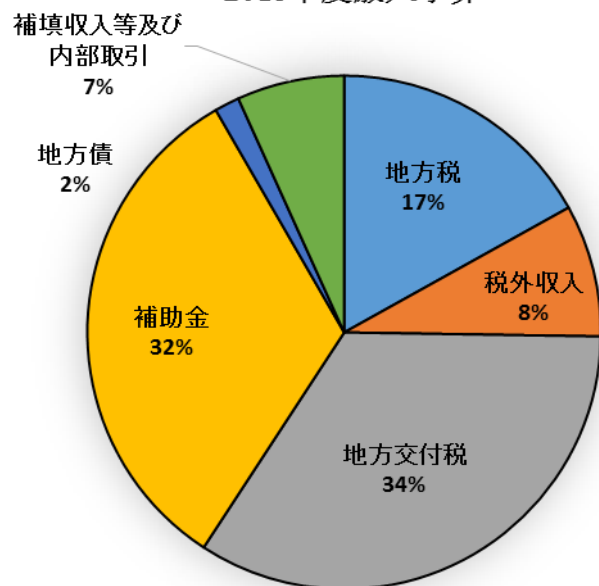
（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	92,005	78,581	13,424
一般公共行政	5,418	3,942	1,476
公共秩序及び安全	2,275	2,275	
教育	2,446	2,446	
文化及び観光	4,250	4,132	118
環境保護	8,883	4,774	4,109
社会福祉	23,275	19,413	3,862
保健	1,351	1,351	
農林海洋水産	14,094	13,610	484
産業・中小企業	1,936	1,903	33
輸送及び交通	4,241	4,111	130
国土及び地域開発	7,307	4,816	2,491

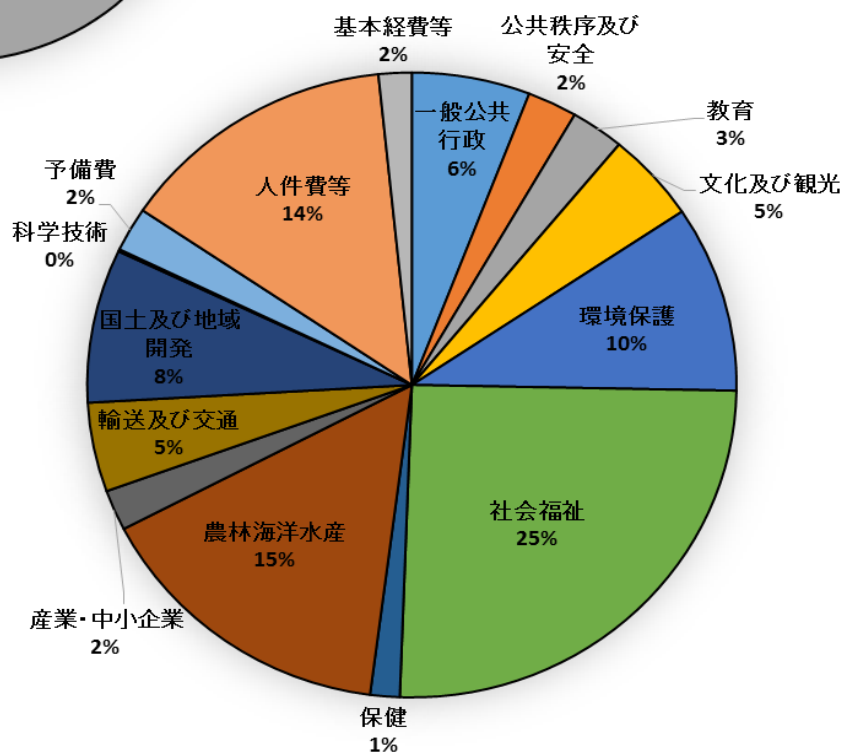
科学技術	110	110	
予備費	2,102	1,789	313
人力運営費	12,801	12,528	273
基本経費等	1,517	1,381	136

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



チョルラナムド
＜ 全 羅 南 道 (전라남도)の概要＞

基礎データ

道庁所在地	務安郡三郷邑五龍路 1
道知事	李洛淵（イ・ナギョン）
道議会	議員定数 58 人
行政区域	5 市 17 郡（33 邑 196 面 68 洞）（ ）内は下部行政単位
面積	12,303.59km ²
人口	1,905,780 人（うち外国人 48,473 人）
道の花	椿
道の木	銀杏
道の鳥	鳩

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	113,763	102,707	11,056
地方税	16,518	16,518	
税外収入	6,415	2,851	3,563
地方交付税	43,267	43,267	
補助金	38,081	34,990	3,091
地方債	1,764		1,764
補填収入等及び内部取引	7,719	5,081	2,638

2015 年度歳出予算現況

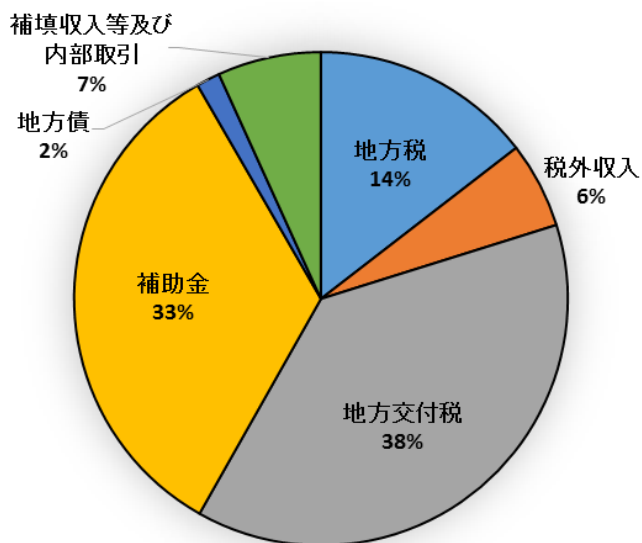
（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	113,764	98,164	15,600
一般公共行政	5,829	5,806	23
公共秩序及び安全	2,824	2,824	
教育	2,596	2,573	23
文化及び観光	5,224	5,142	82
環境保護	10,316	5,910	4,406
社会福祉	25,346	21,135	4,211
保健	1,939	1,939	
農林海洋水産	19,008	18,648	360
産業・中小企業	2,155	1,789	366
輸送及び交通	6,416	6,203	213
国土及び地域開発	11,024	6,352	4,672

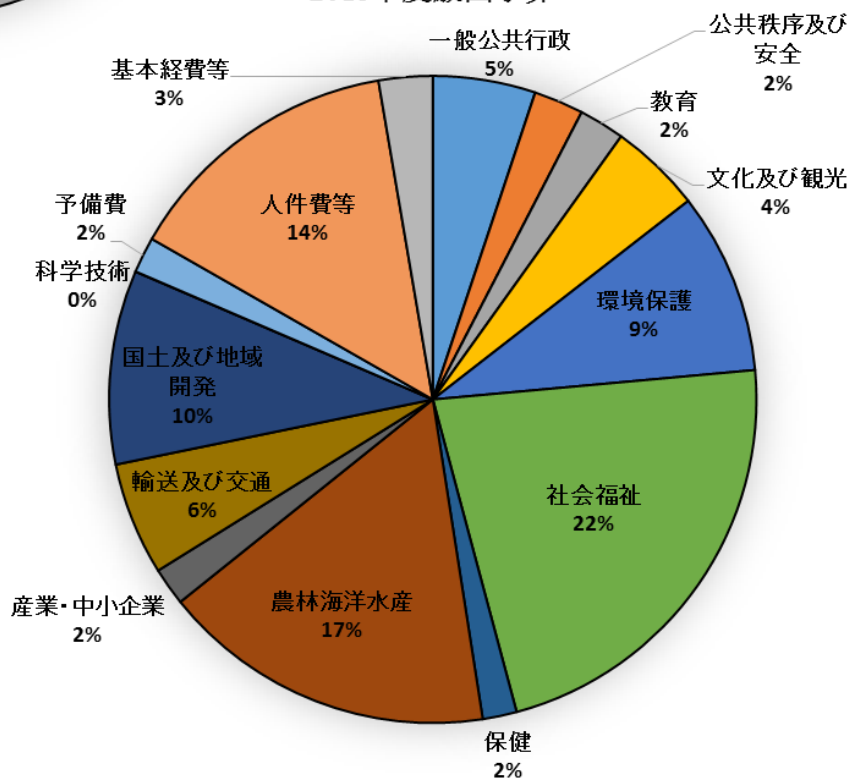
科学技術	12	12	
予備費	2,035	1,862	173
人力運営費	15,977	15,459	518
基本経費等	3,061	2,508	553

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



キョンサンプット
＜慶尚北道 (경상북도)の概要＞

基礎データ

道庁所在地	大邱広域市北区燕岩路 40
道知事	金寛容 (キム・クァンヨン)
道議会	議員定数 60 人
行政区域	10 市 13 郡 (36 邑 202 面 94 洞) () 内は下部行政単位
面積	19,029.16km ²
人口	2,700,794 人 (うち外国人 70,725 人)
道の花	サルスベリ
道の木	ケヤキ
道の鳥	青鷺

2015 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	141,777	124,492	17,286
地方税	26,734	26,734	
税外収入	11,919	5,136	6,783
地方交付税	50,284	50,284	
補助金	39,063	35,310	3,753
地方債	2,050		2,050
補填収入等及び内部取引	11,728	7,029	4,699

2015 年度歳出予算現況

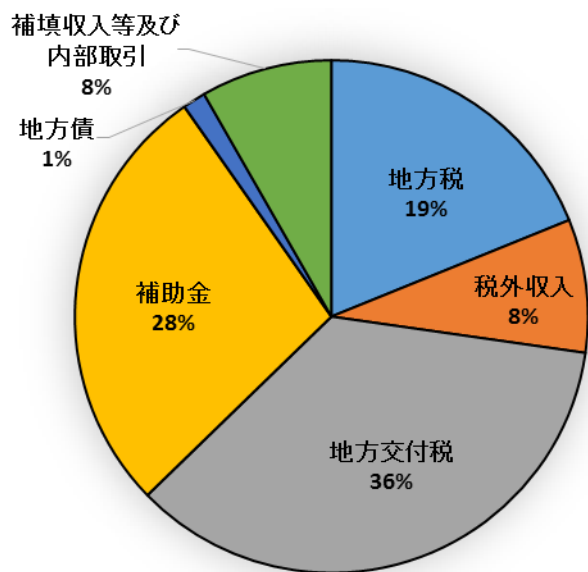
(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	141,777	116,447	25,330
一般公共行政	14,067	9,912	4,155
公共秩序及び安全	3,709	3,581	128
教育	1,081	1,031	50
文化及び観光	9,662	9,578	84
環境保護	14,206	5,012	9,194
社会福祉	30,286	25,449	4,837
保健	2,230	2,230	
農林海洋水産	18,055	18,040	15
産業・中小企業	2,949	2,424	525
輸送及び交通	8,467	8,107	360
国土及び地域開発	12,488	7,833	4,655

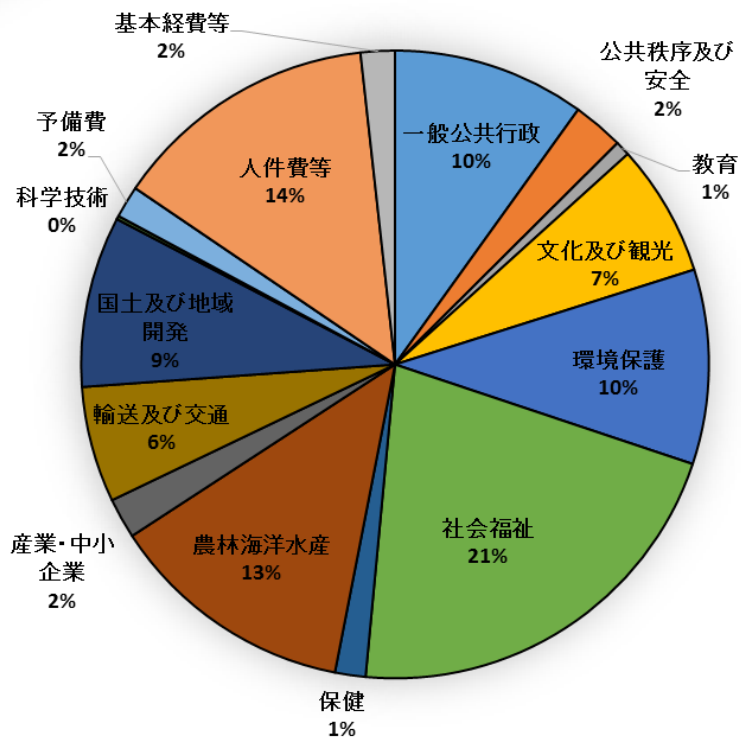
科学技術	253	253	
予備費	2,336	2,309	27
人力運営費	19,493	18,578	915
基本経費等	2,494	2,109	385

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



キョンサンナムド
＜ 慶 尚 南 道 (경상남도)の概要＞

基礎データ

道庁所在地	昌原市義昌区中央大路 300
道知事	洪準杓（ホン・ジュンピョ）
道議会	議員定数 55 人
行政区域	8 市 10 郡（21 邑 175 面 119 洞） （ ）内は下部行政単位
面積	10,538.26km ²
人口	3,350,257 人（うち外国人 108,375 人）
道の花	薔薇
道の木	ケヤキ
道の鳥	白鷺

2015 年度歳入予算現況

（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	134,930	114,974	19,956
地方税	38,998	38,998	
税外収入	13,634	6,184	7,450
地方交付税	32,104	32,030	73
補助金	34,811	31,015	3,796
地方債	1,566	166	1,400
補填収入等及び内部取引	13,818	6,581	7,237

2015 年度歳出予算現況

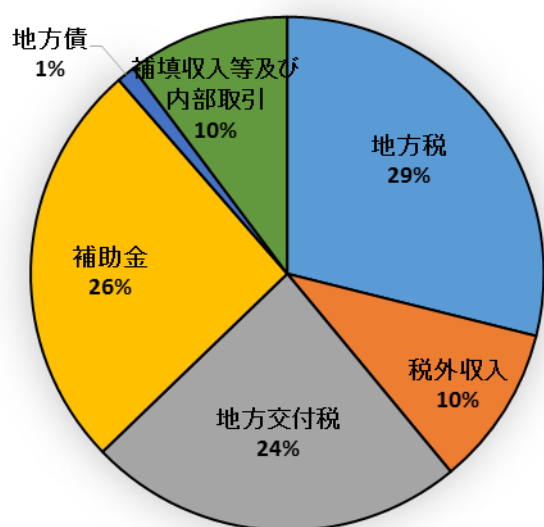
（単位：億ウォン）

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	134,930	109,107	25,823
一般公共行政	11,753	6,325	5,428
公共秩序及び安全	2,528	2,476	52
教育	5,507	5,463	44
文化及び観光	7,499	6,265	1,234
環境保護	13,271	5,955	7,316
社会福祉	31,865	27,102	4,763
保健	2,047	2,029	18
農林海洋水産	14,611	13,665	946
産業・中小企業	3,273	2,358	915
輸送及び交通	9,835	8,518	1,317
国土及び地域開発	9,302	6,753	2,549

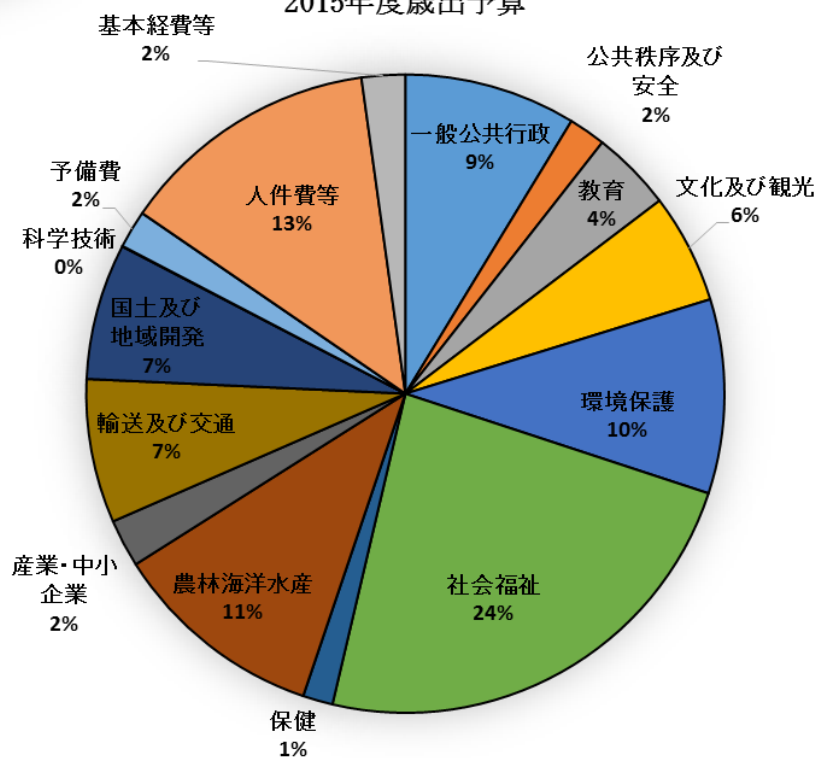
科学技術	31	31	
予備費	2,581	2,501	80
人力運営費	17,853	17,109	744
基本経費等	2,975	2,557	418

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）

2015年度歳入予算



2015年度歳出予算



チェジュトウクピョルチャチド
 < 済州特別自治道 (제주특별자치도) の概要 >

基礎データ

道庁所在地	済州市文淵路 6
道知事	元喜龍 (ウォン・ヒリョン)
道議会	議員定数 36 人
行政区域	2 行政市 (7 邑 5 面 31 洞) () 内は下部行政単位
面積	1,849.29km ²
人口	607,346 人 (うち外国人 19,903 人)
道の花	オンツツジ
道の木	クスノキ
道の鳥	済州オオアカゲラ

2015 年度歳入予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	36,170	30,900	5,269
地方税	8,862	8,862	
税外収入	2,381	1,151	1,230
地方交付税	9,912	9,912	
補助金	12,025	9,137	2,887
地方債	650		650
補填収入等及び内部取引	2,340	1,838	502

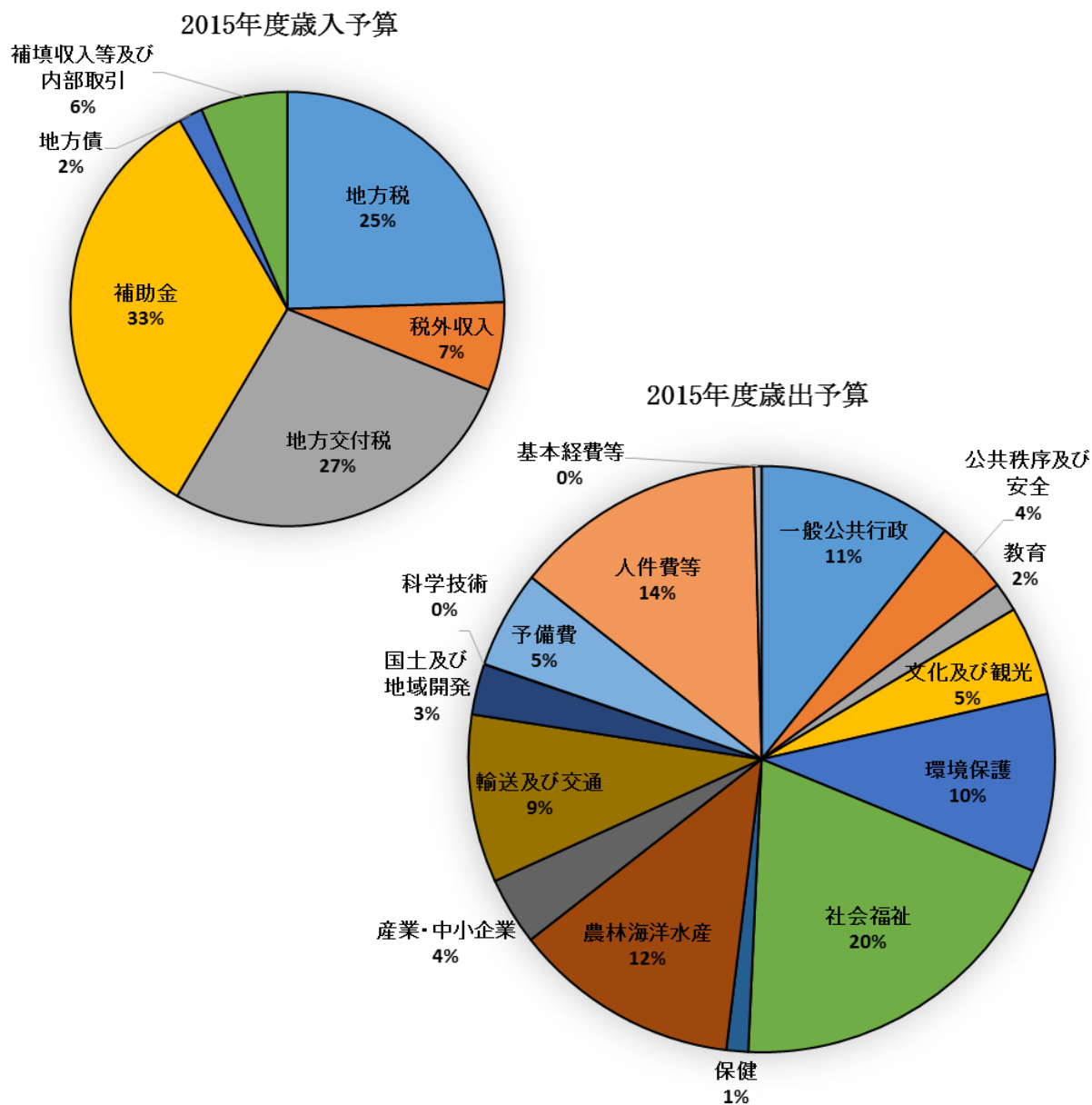
2015 年度歳出予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	36,170	30,048	6,122
一般公共行政	3,888	3,254	634
公共秩序及び安全	1,489	1,021	468
教育	580	580	
文化及び観光	1,790	1,731	59
環境保護	3,546	921	2,625
社会福祉	7,054	6,209	845
保健	435	435	
農林海洋水産	4,522	4,260	262
産業・中小企業	1,354	1,079	275
輸送及び交通	3,352	3,076	276
国土及び地域開発	1,014	645	369

科学技術	6	6	
予備費	1,947	1,947	
人力運営費	5,040	4,734	306
基本経費等	150	149	1

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



参考：2015年度 地方自治団体統合財政概要」行政自治部 2015年4月
 地方自治団体 行政区域及び人口現況（2015.1.1） 行政自治部 2015年6月
 2015行政自治統計年報 行政自治部 2015年7月
 各広域自治団体及び全国市道知事協議会 HP

日本との姉妹（友好）提携先

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
1	北海道	釜山広域市	2005 年 12 月 14 日
2	北海道	慶尚南道	2006 年 6 月 7 日
3	北海道	ソウル特別市	2010 年 10 月 15 日
4	北海道札幌市	大田広域市	2010 年 10 月 22 日
5	北海道函館市	京畿道高陽市	2011 年 8 月 1 日
6	北海道小樽市	ソウル特別市江西区	2010 年 7 月 22 日
7	北海道旭川市	京畿道水原市	1989 年 10 月 17 日
8	北海道北見市	慶尚南道晋州市	1985 年 5 月 16 日
9	北海道赤平市	江原道三陟市	1997 年 7 月 18 日
10	青森県	済州特別自治道	2011 年 12 月 7 日
11	青森県青森市	京畿道平澤市	1995 年 8 月 28 日
12	青森県黒石市	慶尚北道永川市	1984 年 8 月 17 日
13	青森県五戸町	忠清北道沃川郡	1997 年 8 月 28 日
14	青森県田子町	忠清南道瑞山市	2012 年 6 月 22 日
15	宮城県仙台市	光州広域市	2002 年 4 月 20 日
16	宮城県涌谷町	忠清南道扶餘郡林川面	2013 年 3 月 21 日
17	秋田県由利本荘市	慶尚南道梁山市	1998 年 10 月 10 日
18	秋田県大仙市	忠清南道唐津市	2007 年 8 月 26 日
19	山形県寒河江市	慶尚北道安東市	1974 年 2 月 4 日
20	茨城県鹿嶋市	済州特別自治道西帰浦市	2003 年 11 月 26 日
21	埼玉県秩父市	江原道江陵市	1983 年 2 月 16 日
22	埼玉県所沢市	京畿道安養市	1998 年 4 月 17 日
23	埼玉県狭山市	慶尚南道統営市	1973 年 7 月 4 日
24	埼玉県日高市	京畿道烏山市	1996 年 10 月 1 日
25	千葉県成田市	仁川広域市中区	1998 年 9 月 21 日
26	千葉県成田市	全羅北道井邑市	2002 年 1 月 29 日
27	東京都	ソウル特別市	1988 年 9 月 3 日
28	東京都墨田区	ソウル特別市西大門区	2003 年 10 月 3 日
29	東京都中野区	ソウル特別市陽川区	2010 年 11 月 8 日
30	東京都杉並区	ソウル特別市瑞草区	1991 年 12 月 9 日
31	東京都豊島区	ソウル特別市東大門区	2002 年 5 月 9 日
32	東京都荒川区	済州特別自治道済州市	2006 年 2 月 17 日
33	東京都八王子市	京畿道始興市	2006 年 11 月 7 日

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
34	神奈川県	京畿道	1990年4月24日
35	神奈川県川崎市	京畿道富川市	1996年10月21日
36	神奈川県藤沢市	忠清南道保寧市	2002年11月15日
37	神奈川県秦野市	京畿道坡州市	2005年10月20日
38	神奈川県厚木市	京畿道軍浦市	2005年2月5日
39	神奈川県大和市	京畿道光明市	2009年11月24日
40	神奈川県湯河原町	忠清北道忠州市	1994年11月28日
41	新潟県新発田市	京畿道議政府市	1989年11月2日
42	新潟県新発田市	京畿道漣川郡全谷邑	1999年8月20日
43	新潟県上越市	慶尚北道浦項市	1996年4月29日
44	新潟県津南町	京畿道驪州郡	1999年7月23日
45	富山県立山町	ソウル特別市江北区	2005年4月19日
46	石川県	全羅北道	2001年9月10日
47	石川県金沢市	全羅北道全州市	2002年4月30日
48	石川県七尾市	慶尚北道金泉市	1975年10月16日
49	福井県福井市	京畿道水原市	2001年12月22日
50	福井県敦賀市	江原道東海市	1981年4月13日
51	福井県小浜市	慶尚北道慶州市	1977年2月13日
52	福井県越前町	慶尚北道盈徳郡	2002年11月9日
53	福井県高浜町	忠清南道保寧市	2007年10月18日
54	山梨県	忠清北道	1992年3月27日
55	山梨県甲府市	忠清北道清州市	2002年9月26日
56	山梨県北杜市	京畿道抱川市	2003年3月21日
57	岐阜県各務原市	江原道春川市	2003年10月31日
58	静岡県	忠清南道	2013年4月30日
59	静岡県富士宮市	慶尚北道榮州市	2012年11月5日
60	静岡県掛川市	江原道横城郡	2011年11月25日
61	静岡県藤枝市	京畿道楊州市	2012年11月13日
62	静岡県御前崎市	慶尚北道蔚珍郡	2009年8月4日
63	愛知県瀬戸市	京畿道利川市	2006年4月20日
64	愛知県犬山市	慶尚南道咸安郡	2014年2月18日
65	愛知県田原市	ソウル特別市銅雀区	2006年11月14日
66	愛知県北名古屋市	全羅南道務安郡	2008年7月9日
67	滋賀県大津市	慶尚北道龜尾市	1990年4月12日
68	滋賀県近江八幡市	慶尚南道密陽市	1994年12月1日
69	滋賀県守山市	忠清南道公州市	1991年8月5日

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
70	滋賀県甲賀市	京畿道利川市	2005年11月19日
71	滋賀県東近江市	忠清南道扶餘郡場岩面	1992年11月2日
72	滋賀県日野町	忠清南道扶餘郡恩山面	1990年5月16日
73	京都府城陽市	慶尚北道慶山市	1991年1月22日
74	大阪府岸和田市	ソウル特別市永登浦区	2002年10月31日
75	大阪府枚方市	全羅南道靈岩郡	2008年3月1日
76	兵庫県神戸市	仁川広城市	2010年4月6日
77	兵庫県姫路市	慶尚南道昌原市	2000年4月18日
78	兵庫県豊岡市	慶尚北道慶州市	1991年11月7日
79	兵庫県三田市	済州特別自治道済州市	1997年7月31日
80	奈良県	忠清南道	2011年10月26日
81	奈良県奈良市	慶尚北道慶州市	1970年4月15日
82	奈良県天理市	忠清南道瑞山市	1991年11月7日
83	奈良県明日香村	忠清南道扶餘郡	1972年11月28日
84	和歌山県和歌山市	済州特別自治道済州市	1987年11月12日
85	和歌山県紀の川市	済州特別自治道西帰浦市	2007年2月9日
86	和歌山県白浜町	京畿道果川市	2009年6月30日
87	鳥取県	江原道	1994年11月7日
88	鳥取県鳥取市	忠清北道清州市	1990年8月30日
89	鳥取県米子市	江原道束草市	1995年10月18日
90	鳥取県倉吉市	全羅南道羅州市	1993年4月21日
91	鳥取県若桜町	江原道平昌郡	2010年11月8日
92	鳥取県智頭町	江原道楊口郡	1999年10月10日
93	鳥取県八頭町	江原道横城郡	1997年9月4日
94	鳥取県琴浦町	江原道麟蹄郡	1997年8月24日
95	鳥取県大山町	江原道襄陽郡	2004年5月21日
96	島根県	慶尚北道	1989年10月6日
97	島根県松江市	慶尚南道晋州市	1999年11月10日
98	島根県大田市	大田広城市	1987年11月14日
99	島根県安来市	慶尚南道密陽市	1990年10月18日
100	岡山県	慶尚南道	2009年10月17日
101	岡山県岡山市	京畿道富川市	2002年2月26日
102	岡山県玉野市	慶尚南道統營市	1981年8月3日
103	岡山県備前市	蔚山広城市東区	2015年7月24日
104	岡山県瀬戸内市	慶尚南道密陽市	2005年11月12日
105	広島県広島市	大邱広城市	1997年5月2日

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
106	広島県呉市	慶尚南道昌原市	1999年10月12日
107	広島県尾道市	釜山広域市中区	2013年5月24日
108	広島県福山市	慶尚北道浦項市	1979年1月19日
109	広島県三次市	慶尚南道泗川市	2001年5月24日
110	山口県	慶尚南道	1987年6月26日
111	山口県下関市	釜山広域市	1976年10月11日
112	山口県山口市	忠清南道公州市	1993年2月23日
113	山口県山口市	慶尚南道昌原市	2009年11月16日
114	山口県萩市	蔚山広域市	1968年10月29日
115	山口県萩市	全羅南道靈岩郡徳津面	2003年6月18日
116	山口県防府市	江原道春川市	1991年10月29日
117	香川県三豊市	慶尚南道陝川郡	1996年7月13日
118	愛媛県松山市	京畿道平澤市	2004年10月25日
119	高知県四万十町	全羅北道高敞郡	2012年4月2日
120	福岡県北九州市	仁川広域市	1988年12月20日
121	福岡県福岡市	釜山広域市	1989年10月24日
122	福岡県八女市	慶尚南道巨済市	2012年5月3日
123	福岡県宗像市	済州特別自治道西帰浦市城山邑	1991年12月3日
124	福岡県宗像市	慶尚南道金海市	1992年4月22日
125	福岡県太宰府市	忠清南道扶餘郡	2012年4月8日
126	福岡県添田町	仁川広域市江華郡	1996年10月28日
127	佐賀県	全羅南道	2011年1月25日
128	佐賀県佐賀市	釜山広域市蓮堤区	1998年10月9日
129	佐賀県唐津市	全羅南道麗水市	1982年3月5日
130	佐賀県唐津市	済州特別自治道西帰浦市	1994年9月14日
131	佐賀県鹿島市	全羅南道高興郡	1997年1月22日
132	佐賀県神埼市	慶尚北道慶州市	2000年4月25日
133	佐賀県上峰町	京畿道驪州市	2004年11月11日
134	佐賀県玄海町	釜山広域市機張郡	2009年7月25日
135	長崎県	釜山広域市	2014年3月25日
136	長崎県佐世保市	釜山広域市西区	2013年8月2日
137	長崎県佐世保市	京畿道坡州市	2013年11月5日
138	長崎県対馬市	釜山広域市影島区	1986年5月16日
139	長崎県雲仙市	全羅南道求礼郡	2007年5月18日
140	長崎県波佐見町	全羅南道康津郡	2010年10月20日
141	熊本県	忠清南道	1983年1月22日

	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
142	熊本県熊本市	蔚山広域市	2010 年 4 月 26 日
143	熊本県菊池市	全羅北道金堤市	2006 年 10 月 30 日
144	熊本県菊池市	忠清北道清原郡	2007 年 3 月 7 日
145	熊本県和水町	忠清南道公州市	1979 年 9 月 15 日
146	大分県別府市	全羅南道木浦市	1984 年 10 月 1 日
147	大分県別府市	済州特別自治道済州市	2003 年 1 月 17 日
148	大分県宇佐市	慶尚北道慶州市	1992 年 7 月 3 日
149	大分県豊後大野市	釜山広域市機張郡長安邑	2003 年 9 月 19 日
150	大分県豊後大野市	全羅北道益山市	2005 年 8 月 22 日
151	宮崎県宮崎市	忠清北道報恩郡	1993 年 8 月 6 日
152	宮崎県綾町	全羅北道鎮安郡	2011 年 11 月 19 日
153	宮崎県美郷町	忠清南道扶餘郡扶餘邑	1991 年 9 月 2 日
154	鹿児島県出水市	全羅南道順天市	2012 年 11 月 13 日
155	鹿児島県薩摩川内市	慶尚南道昌寧郡	2012 年 5 月 16 日
156	鹿児島県南九州市	全羅北道淳昌郡	2003 年 4 月 15 日
157	鹿児島県伊佐市	慶尚南道南海郡	1991 年 10 月 16 日
158	鹿児島県長島町	仁川広域市江華郡吉祥面	1994 年 5 月 30 日
159	鹿児島県徳之島 3 町	慶尚北道清道郡	2003 年 3 月 14 日

参考：自治体国際化協会HP <http://www.clair.or.jp/>

姉妹（友好）提携情報（2015 年 10 月）

基礎自治団体の概要

〈ソウル特別市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			10,103,233	605.21	4,194,176
鐘路区	チョンノグ	종로구	156,993	23.91	73,101
中区	チュング	중구	128,065	9.96	59,960
龍山区	ヨンサング	용산구	235,951	21.87	108,429
城東区	ソンドング	성동구	296,086	16.85	125,814
広津区	クァンジング	광진구	363,354	17.06	158,524
東大門区	トンデムング	동대문구	363,687	14.20	159,880
中浪区	チュンナング	중랑구	418,836	18.50	176,714
城北区	ソンプクグ	성북구	466,706	24.57	193,359
江北区	カンブクグ	강북구	335,025	23.60	141,246
道峰区	トボング	도봉구	353,709	20.70	136,977
蘆原区	ノウォング	노원구	582,552	35.44	221,107
恩平区	ウンピョング	은평구	498,644	29.69	202,187
西大門区	ソデムング	서대문구	310,376	17.60	134,780
麻浦区	マポグ	마포구	385,439	23.84	169,492
陽川区	ヤンチョング	양천구	486,221	17.41	179,069
江西区	カンソグ	강서구	585,160	41.43	234,378
九老区	クログ	구로구	425,831	20.12	172,594
衿川区	クムチョング	금천구	238,463	13.00	103,940
永登浦区	ヨンドウンポグ	영등포구	382,352	24.57	168,100
銅雀区	トンジャクグ	동작구	407,470	16.35	172,389
冠岳区	クァナクグ	관악구	513,186	29.57	248,180
瑞草区	ソチョグ	서초구	449,678	47.00	173,469
江南区	カンナムグ	강남구	578,114	39.51	237,375
松坡区	ソンプグ	송파구	664,738	33.88	257,207
江東区	カンドング	강동구	476,597	24.58	185,905

〈釜山広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			3,519,401	769.82	1,421,648
中区	チュング	중구	46,737	2.83	23,493
西区	ソグ	서구	118,115	13.93	53,417
東区	トング	동구	94,565	9.73	43,728
影島区	ヨンドグ	영도구	132,102	14.13	56,580
釜山鎮区	プサンジング	부산진구	387,378	29.70	165,056
東萊区	トンネグ	동래구	275,971	16.63	107,023
南区	ナムグ	남구	286,989	26.81	114,412
北区	プクグ	북구	306,974	39.36	115,869
海雲臺区	ヘウンデグ	해운대구	423,531	51.46	162,347
沙下区	サハグ	사하구	343,371	41.70	134,877
金井区	クムジョング	금정구	249,856	65.27	100,616
江西区	カンソグ	강서구	79,619	181.63	33,165
蓮堤区	ヨンジェグ	연제구	208,012	12.08	83,188
水營区	スヨング	수영구	178,480	10.20	74,356
沙上区	ササング	사상구	242,953	36.09	96,915
機張郡	キジャングン	기장군	144,748	218.32	56,606

〈大邱広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
	(合計)		2,493,264	883.56	970,618
中区	チュング	중구	78,812	7.06	37,220
東区	トング	동구	347,975	182.17	141,918
西区	ソグ	서구	210,770	17.35	90,413
南区	ナムグ	남구	163,492	17.44	75,028
北区	プクグ	북구	444,375	94.08	167,760
壽城区	スソング	수성구	456,505	76.46	165,197
達西区	タルソグ	달서구	606,433	62.34	224,083
達城郡	タルソングン	달성군	184,902	426.66	68,999

〈仁川広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			2,902,608	1,046.29	1,136,280
中区	チュング	중구	111,929	133.19	49,874
東区	トング	동구	73,978	7.19	30,776
南区	ナムグ	남구	408,305	24.84	171,507
延壽区	ヨンスグ	연수구	310,703	49.06	112,015
南洞区	ナムドング	남동구	514,656	57.01	199,768
富平区	プピョング	부평구	556,992	32.00	216,336
桂陽区	ケヤング	계양구	339,538	45.56	128,138
西区	ソグ	서구	498,686	114.01	186,599
江華郡	カンファグン	강화군	67,118	411.34	30,184
壅津郡	オンジングン	옹진군	20,703	172.09	11,083

〈光州広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,475,884	501.18	573,043
東区	トング	동구	100,786	49.20	46,153
西区	ソグ	서구	310,317	47.79	119,658
南区	ナムグ	남구	219,815	60.99	85,996
北区	プクグ	북구	447,685	120.30	176,440
光山区	クァンサング	광산구	397,281	222.90	144,796

〈大田広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,531,809	540.24	592,508
東区	トング	동구	245,493	136.67	101,512
中区	チュング	중구	261,165	62.13	103,669
西区	ソグ	서구	496,132	95.48	187,921
儒城區	ユソング	유성구	327,461	177.28	121,857
大徳区	テドクグ	대덕구	201,558	68.68	77,549

〈蔚山広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,166,377	1,060.46	442,250
中区	チュング	중구	238,825	37.00	92,545
南区	ナムグ	남구	347,759	72.70	132,974
東区	トング	동구	176,668	36.03	67,951
北区	プクグ	북구	188,733	157.34	65,589
蔚州郡	ウルジュグン	울주군	214,392	757.39	83,191

〈世宗特別自治市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
世宗特別 自治市	セジョントク ベツジチシ	세종특별 자치시	156,125	464.90	62,807

〈京畿道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (㎢)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			12,357,830	10,172.72	4,786,718
水原市	スウォンシ	수원시	1,174,228	121.05	454,072
城南市	ソンナムシ	성남시	974,608	141.72	388,340
議政府市	ウオジョンプシ	의정부시	431,112	81.54	169,671
安養市	アニャンシ	안양시	600,809	58.46	223,249
富川市	プチョンシ	부천시	855,586	53.44	327,462
光明市	クァンミョンシ	광명시	348,560	38.50	129,039
平澤市	ピョンテクシ	평택시	449,555	457.46	181,801
東豆川市	トンドウチョンシ	동두천시	97,595	95.66	41,603
安山市	アンサンシ	안산시	707,876	149.50	283,527
高陽市	コヤンシ	고양시	1,006,154	268.05	382,046
果川市	クァチョンシ	과천시	70,156	35.86	25,251
九里市	クリシ	구리시	186,820	33.31	71,639
南楊州市	ナムヤンジュシ	남양주시	636,256	458.06	238,111
烏山市	オサンシ	오산시	208,565	42.77	81,146
始興市	シフンシ	시흥시	394,639	135.05	156,293
軍浦市	クンボシ	군포시	288,408	36.46	106,280
義王市	ウィワンシ	의왕시	158,482	53.97	58,413
河南市	ハナムシ	하남시	148,896	93.03	59,551
龍仁市	ヨンインシ	용인시	961,026	591.33	348,064
坡州市	パジュシ	파주시	411,348	672.78	166,901
利川市	イチョンシ	이천시	205,014	461.36	80,433
安城市	アンソンシ	안성시	181,896	553.44	74,259
金浦市	キンボシ	김포시	340,310	276.64	129,379
華城市	ファソンシ	화성시	540,862	689.67	204,362
廣州市	クァンジュシ	광주시	298,858	431.00	117,808
楊州市	ヤンジュシ	양주시	202,072	310.28	78,499
抱川市	ボチョンシ	포천시	155,798	826.69	67,275
驪州市	ヨジュシ	여주시	110,386	608.37	46,302
漣川郡	ヨンチョングン	연천군	45,363	675.86	20,722
加平郡	カピョングン	가평군	61,213	843.62	27,966
楊平郡	ヤンピョングン	양평군	105,379	877.79	47,254

〈江原道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,544,442	16,873.50	673,978
春川市	チュンチョンシ	춘천시	275,791	1,116.38	113,095
原州市	ウォンジュシ	원주시	327,292	867.97	134,487
江陵市	カンヌンシ	강릉시	215,807	1,040.38	93,007
東海市	トンヘシ	동해시	94,562	180.20	40,208
太白市	テベクシ	태백시	48,258	303.47	22,352
束草市	ソクチョシ	속초시	82,432	105.70	37,032
三陟市	サムチョクシ	삼척시	72,314	1,186.53	35,204
洪川郡	ホンチョングン	홍천군	70,451	1,819.77	31,183
横城郡	フエンソングン	횡성군	45,373	997.66	20,348
寧越郡	ヨンウォルグン	영월군	40,191	1,127.64	19,597
平昌郡	ピョンチャングン	평창군	43,660	1,463.77	20,279
旌善郡	チョンソングン	정선군	39,425	1,219.72	19,347
鐵原郡	チョロングン	철원군	47,590	889.43	20,337
華川郡	ファチョングン	화천군	27,143	908.97	13,474
楊口郡	ヤンググン	양구군	23,888	706.62	10,778
麟蹄郡	インジェグン	인제군	32,475	1,645.15	14,613
高城郡	コソングン	고성군	30,269	664.30	15,408
襄陽郡	ヤンヤングン	양양군	27,521	629.86	13,229

〈忠清北道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,578,933	7,407.13	656,321
清州市	チョンジュシ	청주시	831,521	940.29	330,551
忠州市	チュンジュシ	충주시	208,527	983.58	86,591
堤川市	チェチョンシ	제천시	136,805	883.43	59,233
報恩郡	ポウングン	보은군	34,240	584.25	15,864
沃川郡	オクチョングン	옥천군	52,469	537.09	22,608
永同郡	ヨンドングン	영동군	50,803	845.61	23,111
曾坪郡	チュンピョングン	증평군	34,771	81.83	14,727
鎮川郡	チンチョングン	진천군	65,174	407.25	28,285
槐山郡	クェサングン	괴산군	38,351	842.44	19,151
陰城郡	ウムソングン	음성군	95,324	520.30	41,749
丹陽郡	タニヤングン	단양군	30,948	781.06	14,451

〈忠清南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			2,062,273	8,213.53	871,459
天安市	チョナンシ	천안시	598,346	636.08	243,364
公州市	コンジュシ	공주시	113,621	864.27	48,794
保寧市	ポリョンシ	보령시	104,321	569.39	45,831
牙山市	アサンシ	아산시	293,954	542.18	120,475
瑞山市	ソサンシ	서산시	167,611	740.82	68,248
論山市	ノンサンシ	논산시	124,784	554.73	55,451
鷄龍市	ケリョンシ	계룡시	40,552	60.71	13,894
唐津市	タンジンシ	당진시	162,844	704.26	70,502
錦山郡	クムサングン	금산군	55,166	577.11	24,913
扶餘郡	プヨグン	부여군	71,754	624.37	32,362
舒川郡	ソチョングン	서천군	57,713	358.01	26,670
青陽郡	チョンヤングン	청양군	32,248	479.21	14,859
洪城郡	ホンソングン	홍성군	91,866	443.98	39,530
禮山郡	イエサングン	예산군	84,919	542.31	37,369
泰安郡	テアングン	태안군	62,574	516.10	29,197

〈全羅北道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,871,560	8,067.35	774,562
全州市	チョンジュシ	전주시	652,877	205.57	251,702
群山市	クンサンシ	군산시	278,098	395.85	113,098
益山市	イクサンシ	익산시	304,117	506.53	122,345
井邑市	チョンウプシ	정읍시	117,183	692.77	51,988
南原市	ナムオンシ	남원시	85,643	752.23	37,046
金堤市	キムジェシ	김제시	90,108	544.81	41,535
完州郡	ワンジュグン	완주군	90,377	821.19	38,090
鎮安郡	チナングン	진안군	26,474	789.12	12,504
茂朱郡	ムジュグン	무주군	25,390	631.90	11,761
長水郡	チャンスグン	장수군	23,335	533.30	10,787
任實郡	イムシルグン	임실군	29,966	597.21	14,157
淳昌郡	スンチャングン	순창군	30,368	495.92	13,753
高敞郡	コチャングン	고창군	60,090	607.87	28,435
扶安郡	プアングン	부안군	57,534	493.08	27,361

〈全羅南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,905,780	12,303.59	823,667
木浦市	モッポシ	목포시	239,109	50.60	99,955
麗水市	ヨスシ	여수시	290,900	504.30	116,100
順天市	スンチョンシ	순천시	277,188	910.44	105,841
羅州市	ナジュシ	나주시	90,669	608.63	42,886
光陽市	クァンヤンシ	광양시	152,097	460.06	58,698
潭陽郡	タミヤングン	담양군	47,177	454.95	21,735
谷城郡	コクソングン	곡성군	30,732	547.46	14,782
求禮郡	クレグン	구례군	27,170	443.24	12,424
高興郡	コフングン	고흥군	69,641	807.33	34,657
寶城郡	ポソングン	보성군	45,882	663.54	22,345
和順郡	ファスングン	화순군	66,772	786.84	29,430
長興郡	チャンフングン	장흥군	43,190	622.40	20,603
康津郡	カンジングン	강진군	39,861	500.20	18,753
海南郡	ヘナムグン	해남군	76,981	1,013.14	35,344
靈岩郡	ヨンアムグン	영암군	58,852	603.49	27,353
務安郡	ムアングン	무안군	81,696	449.10	34,562
咸平郡	ハムピョングン	함평군	35,090	392.26	17,489
靈光郡	ヨングァングン	영광군	56,833	474.95	26,040
長城郡	チャンソングン	장성군	46,273	518.30	21,292
莞島郡	ワンドグン	완도군	53,174	396.29	25,321
珍島郡	チンドグン	진도군	32,746	440.13	15,865
新安郡	シナングン	신안군	43,747	655.94	22,192

〈慶尚北道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			2,700,794	19,029.16	1,153,559
浦項市	ポハンシ	포항시	519,368	1,129.86	207,515
慶州市	キョンジュシ	경주시	261,535	1,324.77	111,848
金泉市	キムチョンシ	김천시	135,456	1,009.09	57,275
安東市	アンドンシ	안동시	168,697	1,521.92	71,881
龜尾市	クミシ	구미시	420,320	615.36	166,686
榮州市	ヨンジュシ	영주시	110,780	669.26	48,093
永川市	ヨンチョンシ	영천시	100,689	919.35	46,355
尚州市	サンジュシ	상주시	102,892	1,254.81	45,845
聞慶市	ムンギョンシ	문경시	75,911	911.61	34,159
慶山市	キョンサンシ	경산시	253,968	411.70	103,935
軍威郡	クニィグン	군위군	24,170	614.21	12,038
義城郡	ウィソングン	의성군	55,212	1,174.96	27,352
青松郡	チョンソングン	청송군	26,453	846.04	13,220
英陽郡	ヨンヤングン	영양군	18,197	815.25	8,817
盈徳郡	ヨンドクグン	영덕군	39,586	741.10	20,006
清道郡	チョンドグン	청도군	43,993	693.80	21,211
高靈郡	コリョングン	고령군	35,033	384.10	16,163
星州郡	ソングュグン	성주군	44,981	616.13	20,989
漆谷郡	チルゴクグン	칠곡군	122,058	450.95	52,555
醴泉郡	ィェチョングン	예천군	45,104	661.14	21,394
奉化郡	ボンファグン	봉화군	34,023	1,201.47	16,268
蔚珍郡	ウルジングン	울진군	52,104	989.42	24,590
鬱陵郡	ウルルングン	울릉군	10,264	72.86	5,364

〈慶尚南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			3,350,257	10,538.26	1,343,984
昌原市	チャンウォンシ	창원시	1,075,168	747.27	412,256
晋州市	チンジュシ	진주시	340,241	712.96	134,500
統營市	トンヨンシ	통영시	139,439	239.54	58,427
泗川市	サチョンシ	사천시	116,485	398.58	50,072
金海市	キメシ	김해시	527,240	463.36	194,766
密陽市	ミリャンシ	밀양시	107,765	798.59	48,321
巨濟市	コジェシ	거제시	248,287	402.16	97,392
梁山市	ヤンサンシ	양산시	292,376	485.44	113,213
宜寧郡	ウィリョングン	의령군	29,209	482.89	14,538
咸安郡	ハマングン	함안군	68,741	416.87	30,289
昌寧郡	チャンニョングン	창녕군	63,502	532.87	29,944
固城郡	コソングン	고성군	55,916	517.68	25,844
南海郡	ナメグン	남해군	46,638	357.54	22,265
河東郡	ハドングン	하동군	49,223	675.52	22,910
山淸郡	サンチョングン	산청군	35,849	794.83	17,793
咸陽郡	ハミヤングン	함양군	40,584	725.46	19,222
居昌郡	コチャングン	거창군	63,137	803.17	27,681
陝川郡	ハプチョングン	합천군	50,457	983.53	24,551

〈済州道内の行政市〉

※済州特別自治道内には基礎自治団体はなく、地方自治団体でない市である「行政市」が置かれている。

人口・面積・世帯数（2015 年 1 月 1 日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			607,346	1,849.29	246,516
済州市	チェジュシ	제주시	448,834	978.33	179,090
西帰浦市	ソギポシ	서귀포시	158,512	870.96	67,426

参考：地方自治団体 行政区域及び人口現況（2015. 1 . 1 ） 行政自治部 2015 年 6 月

(参考文献)

日本のものは○、韓国のもは●で表示

全般

- 韓国の地方自治 自治体国際化協会ソウル事務所 2008 年 3 月
- 平成 25 年度版全国市町村要覧 市町村要覧編集委員会編 2014 年 11 月 第一法規
- 行政自治部 <http://www.mospa.go.kr/frt/a01/frtMain.do>
- 法制処 <http://www.moleg.go.kr/main.html>
- e - ナラ指標 <http://www.index.go.kr/>
- 地方自治団体 行政区域及び人口現況 (2014. 1. 1) 安全行政部 2014 年 4 月
- 2014 年度地方自治団体統合財政概要 安全行政部 2014 年 4 月
- 2014 安全行政統計年報 安全行政部 2014 年 6 月
- 新地方自治法 (第 2 版) 혼정산 2013 年 1 月 (주)박영사

第 1 章 韓国の地方自治制度の沿革

- 地方自治発展委員会 <http://www.clad.go.kr/>
- 行政区域実務便覧 行政自治部 2011 年 9 月

第 2 章 地方行政制度の基本構造

- 政府情報組織管理システム 行政自治部
<https://org.mogaha.go.kr/org/guestLogin.do?method=guestLogin>
- 大韓民国 100 年の計に向かって 地方行政体制改編委員会 2005 年 10 月
- 済州特別法制度改善推進現況 済州特別自治道
- 世宗特別自治市概要資料 世宗特別自治市

第 3 章 地方と国、地方間の関係

- 全国市・道知事協議会 <http://www.gaok.or.kr/eng/>
- 全国市庁・郡守・区庁長協議会 <http://www.namk.or.kr/>
- 全国市・道議會議長協議会 <http://ampcc.go.kr/?ckattempt=1>
- 全国市郡自治区議會議長協議会 <http://www.ncac.or.kr/>
- 地方自治団体広域行政業務便覧 行政自治部 2013 年 11 月

第 4 章 地方自治団体の機関

- 第 6 期下半期地方議会現況 行政安全部 2013 年 1 月
- 報道資料 6.4 地方選挙基礎議員選挙区確定完了 安全行政部 2014 年 3 月
- 第 6 回全国同時地方選挙選挙区及び議員定数現況 中央選挙管理委員会 2014 年 3 月

月

第 5 章 地方選挙と住民参加、民願

- 顧客民願 (行政自治部) <http://www.mogaha.go.kr/frt/a03/civilComplaintHome.do>

第 6 章 地方公務員制度

- 韓国における高位公務員制度導入の政治過程 村松岐夫／権寧周 2013 年 10 月
- 国の仕事 (人事革新処) <http://www.gojobs.go.kr/>

●政府組織管理情報システム

<https://org.mogaha.go.kr/org/guestLogin.do?method=guestLogin>

●政府民願ポータル民願 24 <http://www.minwon.go.kr/main?a=AA020InfoMainApp>

●2013 年行政部国家公務員人事統計 安全行政部 2013 年 12 月

●2013 年地方自治団体公務員人事統計 安全行政部 2013 年 12 月

●地方公務員人事関係法令集 安全行政部 2014 年 1 月

●参加政府の自治組織権拡大政策の評価と課題 韓国地方行政研究院 2007 年 12 月

第 7 章 自治立法

●自治法規情報システム <http://elis.go.kr/>

第 8 章 消防防災・教育・警察行政

●国民安全処 <http://www.mpss.go.kr/main/main.html>

●中央 119 救助本部 <http://www.rescue.go.kr/>

●警察庁 <http://police.go.kr>

●2013 警察白書 警察庁 2013 年 10 月

●2013 消防防災統計年報 消防防災庁 2014 年 7 月

第 9 章 地方財政

●2014 年度地方交付税算定解説 行政自治部 2014 年 2 月

●地方財政年鑑（行政安全部財政庫）

http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/jejung/BudgetList.jsp

第 11 章 地方税

●企画財政部 <http://www.mosf.go.kr/main/main.jsp>

●行政自治部（行政自治部） <http://lofin.mogaha.go.kr/>

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長 補佐 森 法子
(第 1 ～ 8 章、参考資料)

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 客員研究員 申 斗 燮
(第 9 ～ 11 章)

【監 修】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所 長 山田 圭則
前 所 長 小谷 章
上席調査役 藤田 康幸
客員研究員 申 斗 燮